

SAGAMIHARA City 2020

相模原市 都市計画 マスタープラン



ごあいさつ



我が国ではかつて経験したことのない人口減少と超高齢化の進行、AIやIoTといった先端技術の急速な進展などによる産業・就業構造の変化、地球温暖化に起因する気候変動がもたらす環境変化や自然災害の激甚化などが、社会全体としての大きな課題となっています。

本市におきましては、これらの課題に的確に対応し、豊かな自然と都市部を併せ持つ本市の様々な地域資源やポテンシャルを最大限に活用することにより、持続可能な地域社会を実現するための指針となる「相模原市総合計画」を策定いたしました。

そして、この総合計画の基本構想に掲げております将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、おおむね20年後の長期的な都市計画の基本的な方針として、このたび「相模原市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

本計画は、将来の目指すべき都市のすがたを示す「将来都市構造」と土地利用や交通体系など部門別方針から構成される「都市づくりの方針」、3区の現況や特性に応じた詳細な都市づくりの考え方を示す「区別構想」などで構成しており、策定に当たりましては、多様な市民参画事業などを通じて、市民の皆さまとの対話を大切にしながら進めてまいりました。

今後、本計画の実現に向けては、市民、企業、関係団体などと行政の協働による取組が重要であると考えております。市民の皆さまが幸せ色あふれる相模原を感じ、そして、愛着や誇りを持てるまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、市議会議員の皆さま、相模原市都市計画審議会の委員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

相模原市長

本村賢太郎

目 次

I 都市計画マスタープランの策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 都市計画マスタープランの性格	2
3 計画の果たす役割	3
4 計画の目標期間	3
5 計画の位置付け	4
II 相模原市の概況	5
1 位置・地勢	6
2 沿革	6
3 概況	7
III 都市づくりの課題	15
1 社会的な課題	16
2 本市の都市づくりの課題	17
IV 全体構想	19
1 都市づくりの基本理念と将来像	20
2 都市づくりの基本目標	21
3 将来都市構造	22
4 都市づくりの方針	37
4-1 土地利用の方針	38
4-2 都市力を高める都市づくりの方針	44
4-3 交通体系の方針	52
4-4 環境と共生する都市づくりの方針	58
4-5 都市づくり関連施設の方針	66
4-6 魅力的な景観づくりの方針	68
4-7 快適な住環境づくりの方針	74
4-8 災害に強い都市づくりの方針	77

V 区別構想	79
1 緑区	81
1-1 緑区の現況と課題	81
1-2 緑区の都市づくりの方針	89
2 中央区	105
2-1 中央区の現況と課題	105
2-2 中央区の都市づくりの方針	113
3 南区	125
3-1 南区の現況と課題	125
3-2 南区の都市づくりの方針	133
VI 実現化方策	147
参考資料	153
地区別方針図	154
策定経過	178
市民参画事業	184
用語解説	189

本文中、*印をつけた用語については、巻末に用語解説を掲載しています。

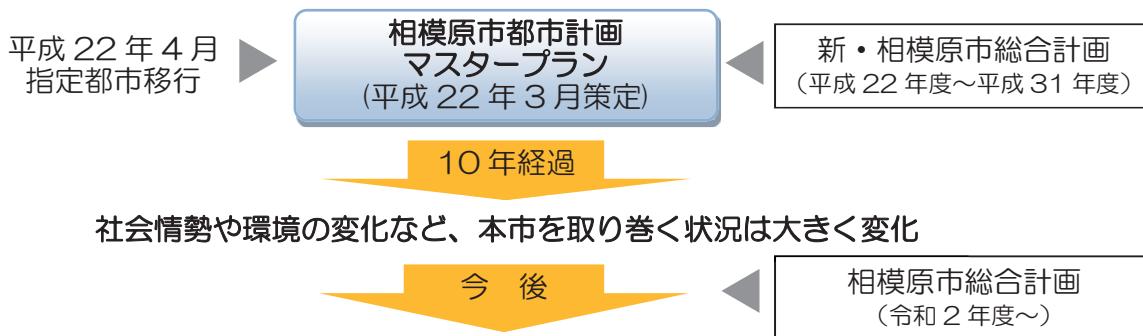


I 都市計画マスターplanの 策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

平成22年3月に策定した相模原市都市計画マスタープランから約10年が経過し、人口減少、超高齢化などの社会情勢や、それに伴う環境の変化など本市を取り巻く状況が大きく変わってきてていることから、都市計画マスタープランの上位にある相模原市総合計画*と合わせて本計画の策定を行うものです。

＜計画策定の背景のイメージ＞



おおむね20年後までを見据えた、長期的な都市計画の基本的な方針を策定

2 都市計画マスタープランの性格

都市計画マスタープランとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づき、市民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための土地利用や道路、公園づくりなど、さまざまな都市計画に関する「基本的」「総合的」「長期的」な計画です。

① 基本的な計画

⇒基本的な考え方を記述するもので、より具体的な内容は、各種の個別計画において示します。

② 総合的な計画

⇒特定の分野に偏ることなく、都市づくりに関連する内容を幅広く示します。

③ 長期的な計画

⇒短期的な視点にとらわれ過ぎずに、長期的なビジョンを描きます。



3 計画の果たす役割

都市計画マスターplanには、主に次の3つの役割があります。

① 都市計画の決定・変更の指針

具体的な都市計画の決定及び変更は、本計画に基づいて行われます。

→市街化区域*・市街化調整区域*の区域区分（線引き）*や地域地区*の見直し

→都市計画道路*や公園などの適正配置 など

② 都市づくりに関する施策展開・事業実施の指針

都市づくりに関する施策展開は、本計画に基づいて行うことになります。また、事業実施に向けた合意形成や連携・調整を円滑にする役割も担います。

→にぎわいのある駅周辺のまちづくり

→中山間地域*でのゆとりある環境の創出 など

③ 多様な主体による都市づくりの指針

都市づくりの方向性の共有により、さまざまな主体が連携した都市づくりの推進が可能となります。

→地区計画*や建築協定*などの地域主体によるまちづくりの誘導

→エリアマネジメント*によるまちづくりの誘導 など

4 計画の目標期間

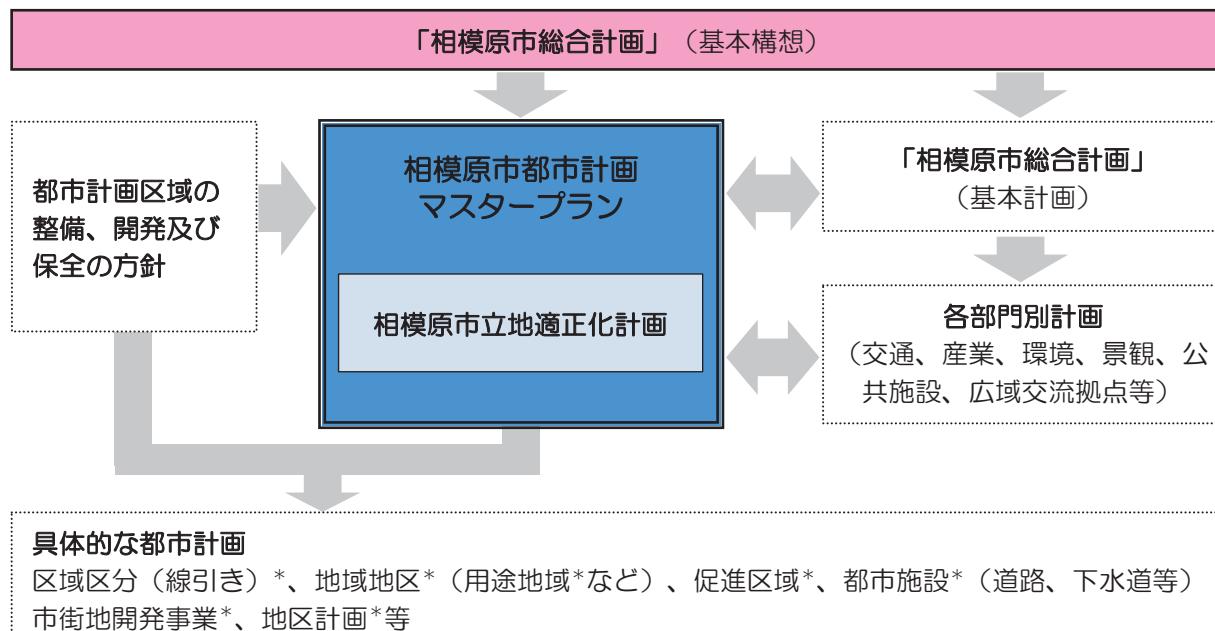
相模原市総合計画*の基本構想と整合を図る観点から、おおむね20年後の将来像を展望し、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針を示します。

ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更が生じた際は、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の位置付け

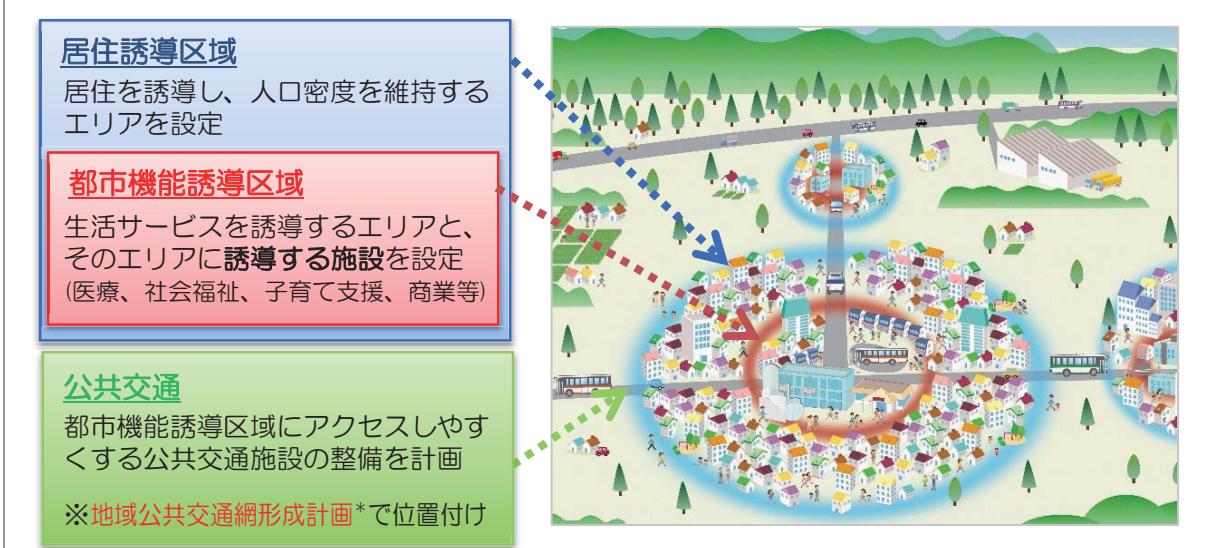
本計画は、相模原市総合計画*の基本構想等の上位計画に即して策定します。なお、都市計画決定・変更に関する計画は、本計画に即して定め、関連する各部門別計画も、本計画を踏まえ、策定又は見直しを行います。

<関連する計画の体系>



参考：立地適正化計画の概要

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき市町村が作成する計画で、少子高齢化が進む中で、施設や居住を強制的に短期間で移転させる主旨ではなく、長期的な視点の下、国の施策等を活用して医療・福祉、商業などの都市機能*や居住を一定のエリアに誘導することで、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。策定されると、同法第82条の規定により都市計画マスタープランの一部とみなされます。





I 都市計画マスターplan
の策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想

V 区別構想

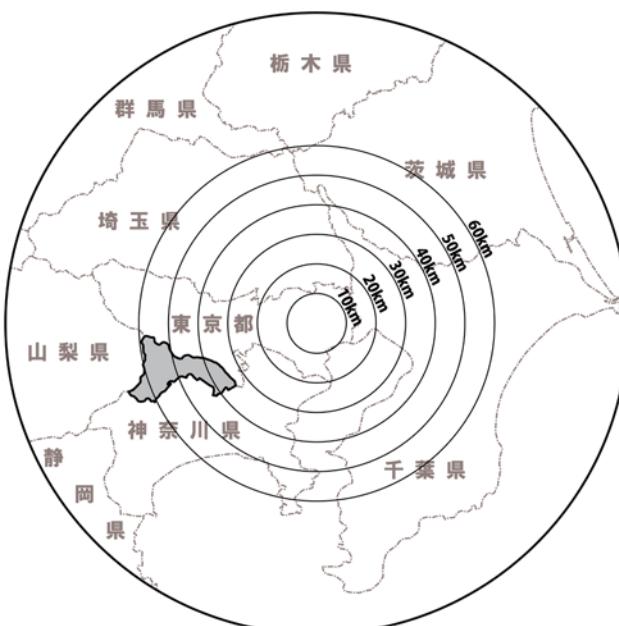
VI 実現化方策

II 相模原市の概況



1 位置・地勢

- 東京都心から30km～60km圏、横浜中心部からおおむね25km圏にあり、小田急線、京王線、JR中央本線、中央自動車道によって東京都心と直結しています。
- 神奈川県の北西部に位置し、北側で東京都（町田市・八王子市・檜原村）に、西側で山梨県（上野原市・道志村）に接し、面積は328.91km²です。
- 市域の東部は、相模川に沿った3つのならかな階段状の河岸段丘からなり、これらの段丘の間には斜面緑地が連なり、市街地のみどりの骨格を形成しています。また、地盤の良い洪積台地に位置する相模原台地の上段には、公共施設や商業施設など様々な都市機能*が集積しています。
- 市域の西部は、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを有しており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが形成されています。また、国定公園や自然公園*に指定されている森林地帯が貴重な自然環境を形成しています。



2 沿革

- 昭和29年11月20日の市制施行後は、積極的な工場誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市・住宅都市（ベッドタウン）として発展してきました。
- 平成18年3月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年3月に旧城山町及び旧藤野町と合併し、県内では横浜市に次ぐ2番目の広さとなりました。
- 平成22年4月1日には、戦後に誕生した市として初めて政令指定都市となりました。

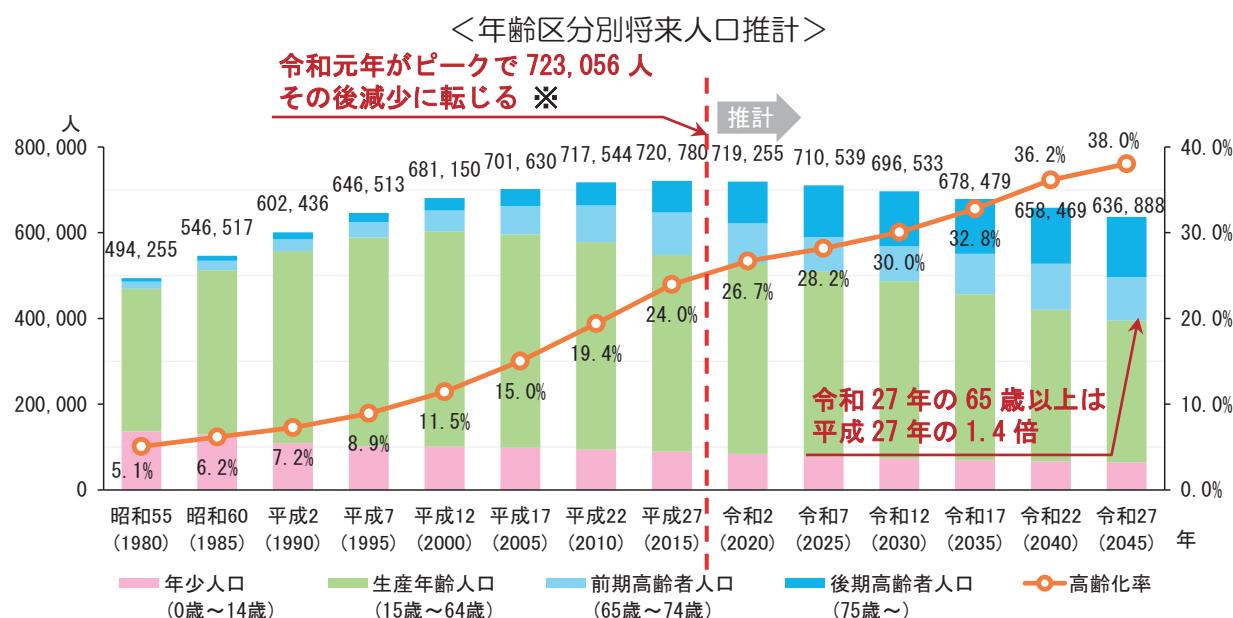




3 概況

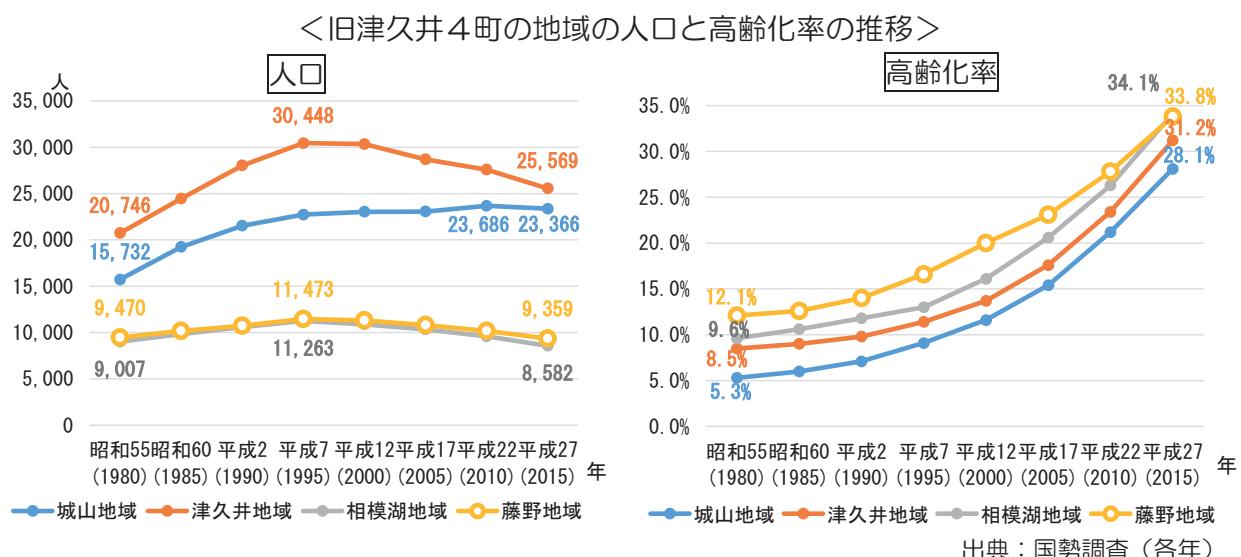
(1) 人口

- 総人口は、令和元年の約72.3万人をピークに減少に転じることが予測されており、平成27年の20年後である令和17年には、人口は約67.8万人となり、約4.2万人（約6%）の減少が見込まれます。
- 年齢別に平成27年と30年後である令和27年を比較すると、「生産年齢人口」は約12.9万人（約28.1%）の減少、「高齢者人口」は約7万人（約40.3%）の増加と、少子高齢化の進行が見込まれています。
- 旧津久井4町の地域では、人口減少と高齢化が既に進行しています。



出典：平成27年までは国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成30年3月公表）

※令和元年の人口推計は、さがみはら都市みらい研究所推計値です。

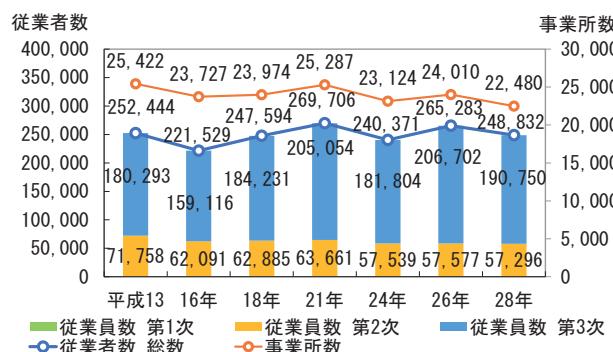




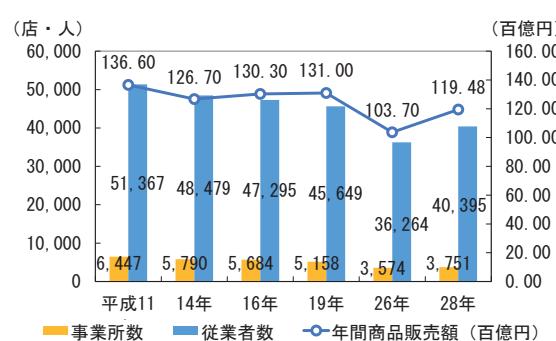
(2) 産業動向

- 事業所数及び従業者数は、景気変動等の影響を受けているものの、おむね横ばいで推移しています。産業分類別の従業者数は、第2次産業が2割程度、第3次産業（サービス業）が8割程度を占めています。
- 卸売業・小売業の事業所数及び従業者数は、平成26年にかけて減少傾向にありましたが、その後増加傾向にあります。
- 事業所数及び従業者数は平成2年をピークに減少傾向に転じていますが、製造品出荷額等は近年、増加傾向にあります。
- 観光客数及び観光客消費額は平成27年に増加しましたが、その後減少傾向にあります。

<産業別事業所数及び従業者数の推移>



<卸売業・小売業の事業所数等の推移>

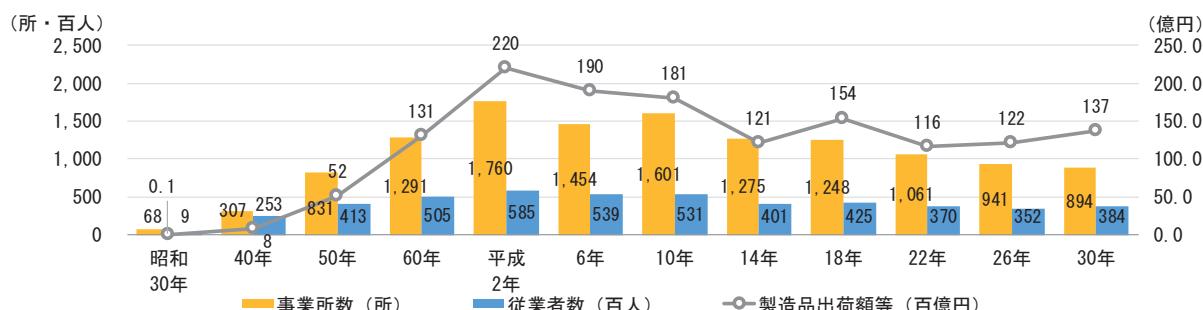


出典：平成18年までは事業所・企業統計調査、平成21年以降は経済センサス

出典：商業統計調査（各年）

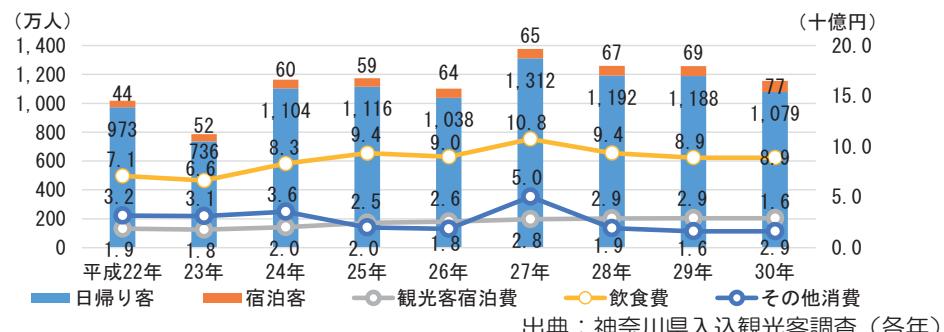
※平成26年は統計調査方法の変更があったため、前回統計の数値との比較はできません。

<事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移>



出典：工業統計調査（各年、従業者数4人以上の事業所、昭和30年から昭和60年は旧相模原市ののみの値）

<観光客数と観光客消費額の推移>

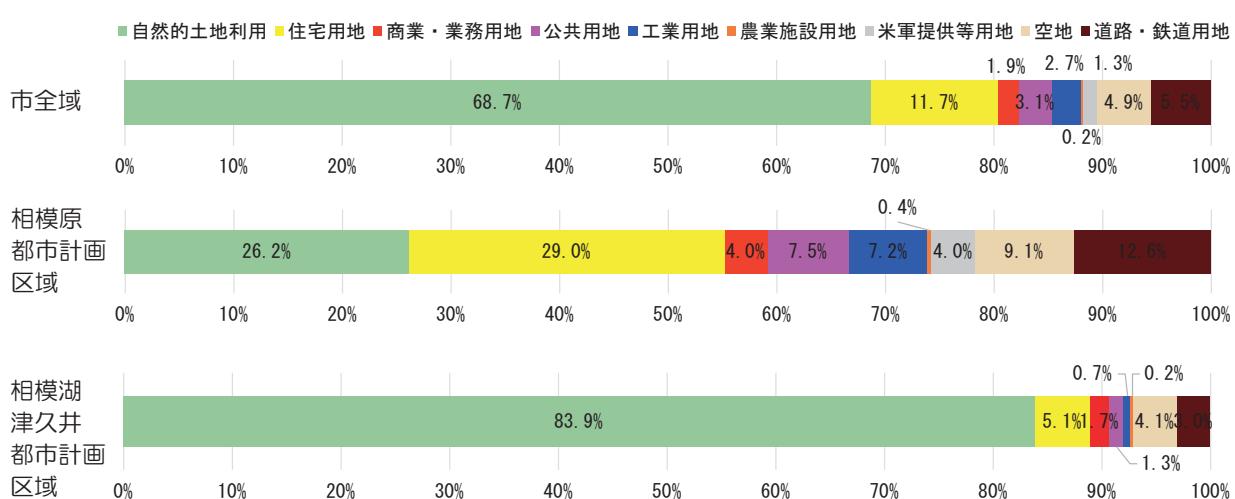
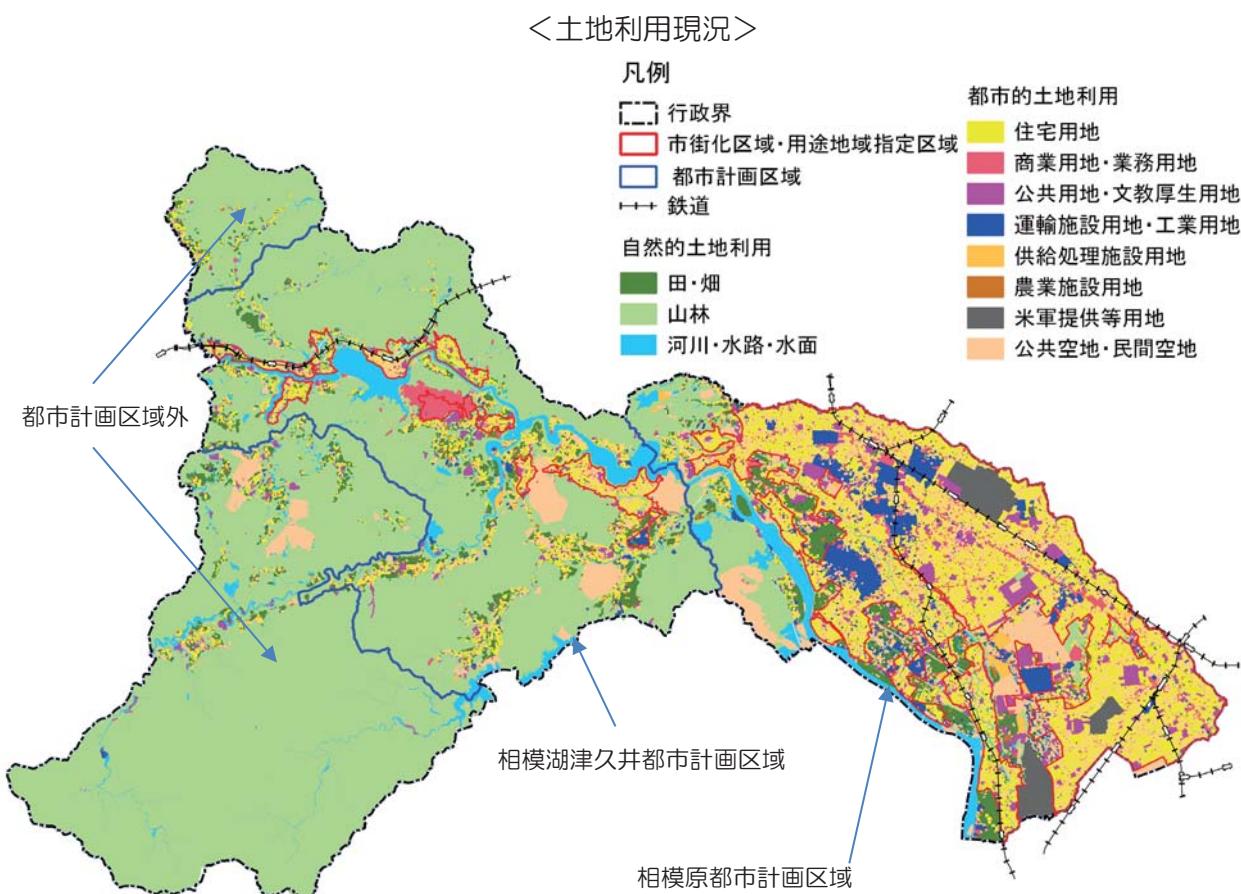


出典：神奈川県入込観光客調査（各年）



(3) 土地利用

- 市全域の約7割が自然的土地利用で、その大半を丹沢大山国定公園などがある市西部（相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外に相当する範囲）が占めています。
- 都市的土地区域は市全域の約3割ですが、相模原都市計画区域においては都市的土地区域が進んでおり、住宅用地の占める割合が高くなっています。



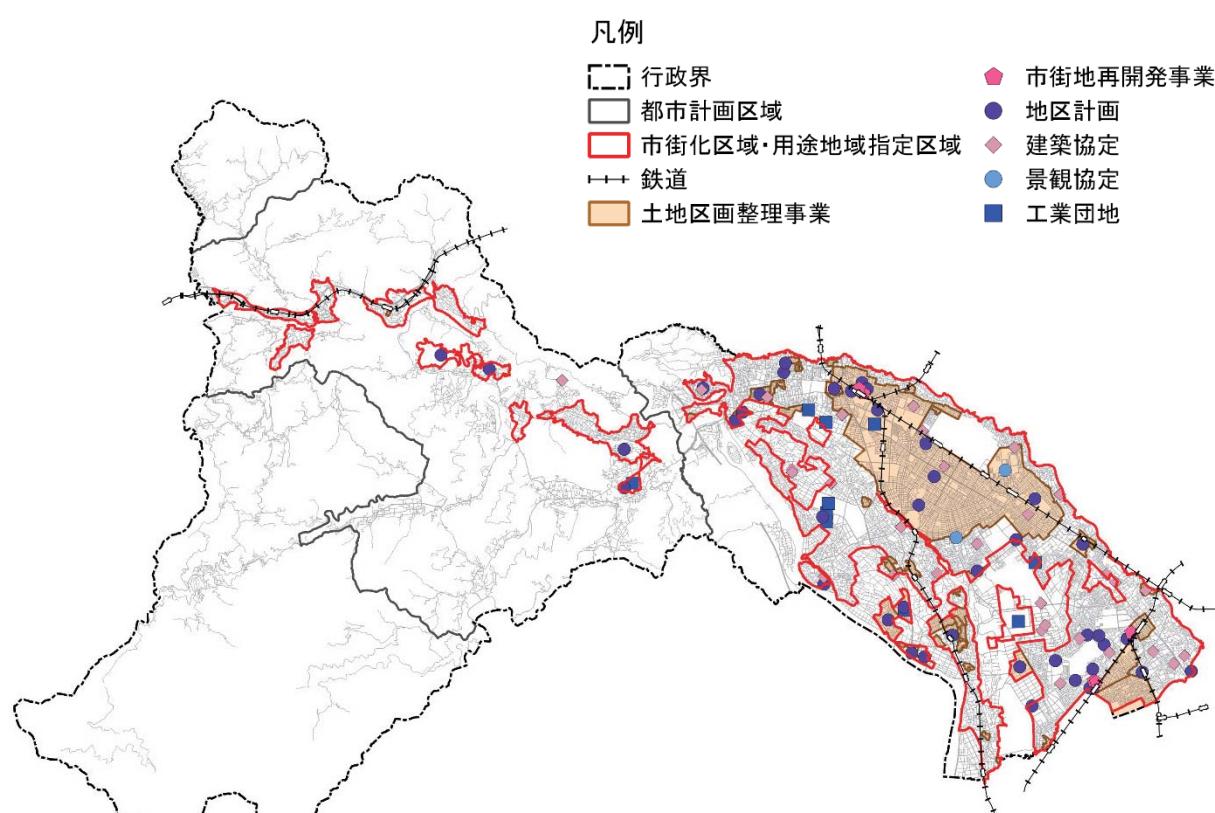
出典：平成27年都市計画基礎調査から作成（相模総合補給廠一部返還等を反映）



(4) 市街地整備等

- ・戦前の「軍都計画」に基づく相模原都市建設区画整理事業（※）により、道路などの整備を行い、その後の市街地における都市化の基盤となっています。
- ・高度経済成長期において、大幅な人口増加に伴う急速な都市化により、市街地が拡大し、その後、道路や下水道等の都市基盤*の整備を計画的に進めてきました。
- ・住み良い環境を維持し、向上させるための地区計画*や建築協定*などにより、地区の特性に応じた良好な住宅地が形成されています。

<土地区画整理事業、地区計画などの状況>



出典：相模原市資料（平成29年6月）

※相模原都市建設区画整理事業：昭和10年代に陸軍関係施設が多数立地されたことを契機に進められた、周辺町村と一体となった軍事都市の建設事業で、「軍都計画」とも呼ばれます。この中で、国道16号や市役所前通りは横や縦の軸とされ、現在も残っています。



(5) 道路・交通

- 市内の道路は、中央自動車道や首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の自動車専用道路をはじめ、国道16号、国道20号、国道129号などがありますが、これらを補完する幹線道路の整備の遅れによる交通渋滞の発生や生活道路への通過交通の流入が課題となっています。
- 鉄道は、JR横浜線、JR相模線、JR中央本線、小田急小田原線、小田急江ノ島線及び京王相模原線の6路線が本市と東京方面や横浜方面などを結んでいます。また、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置、小田急多摩線の延伸に向けた取組が進められています。
- バス路線によって、鉄道駅や主要なバスターミナルとその周辺が結ばれていますが、沿線における人口減少などにより、一部の路線では利用者数の減少が進んでいます。

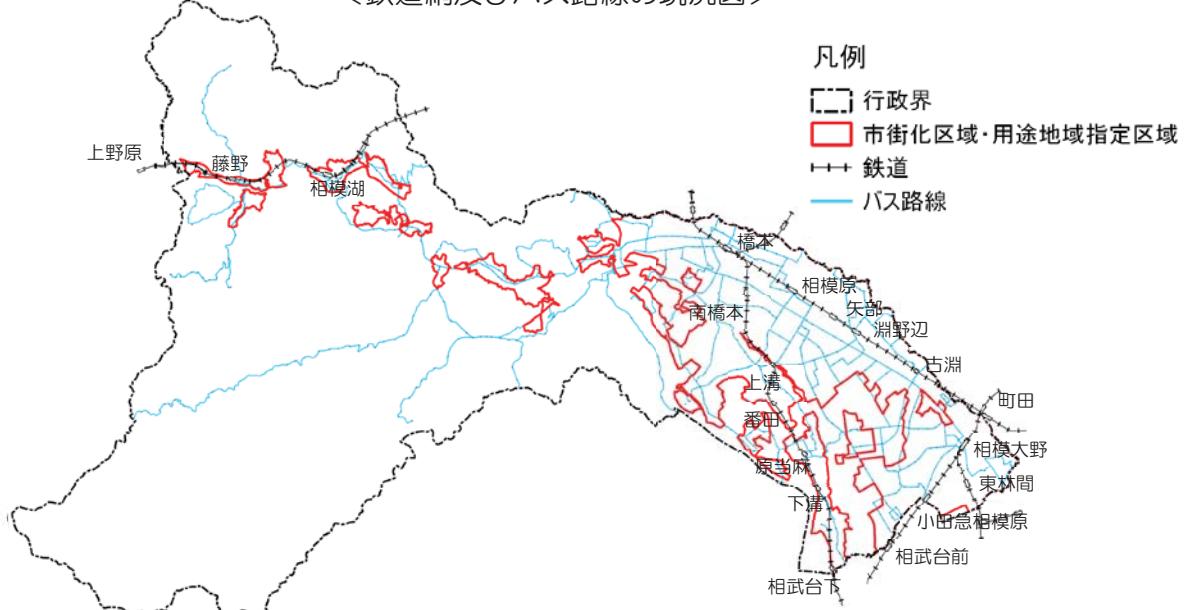
<道路現況図>



凡例

- 行政界
- 市街化区域・用途地域指定区域
- 鉄道
- 自動車専用道路
- 国道
- 県道・主要道

<鉄道網及びバス路線の現況図>



凡例

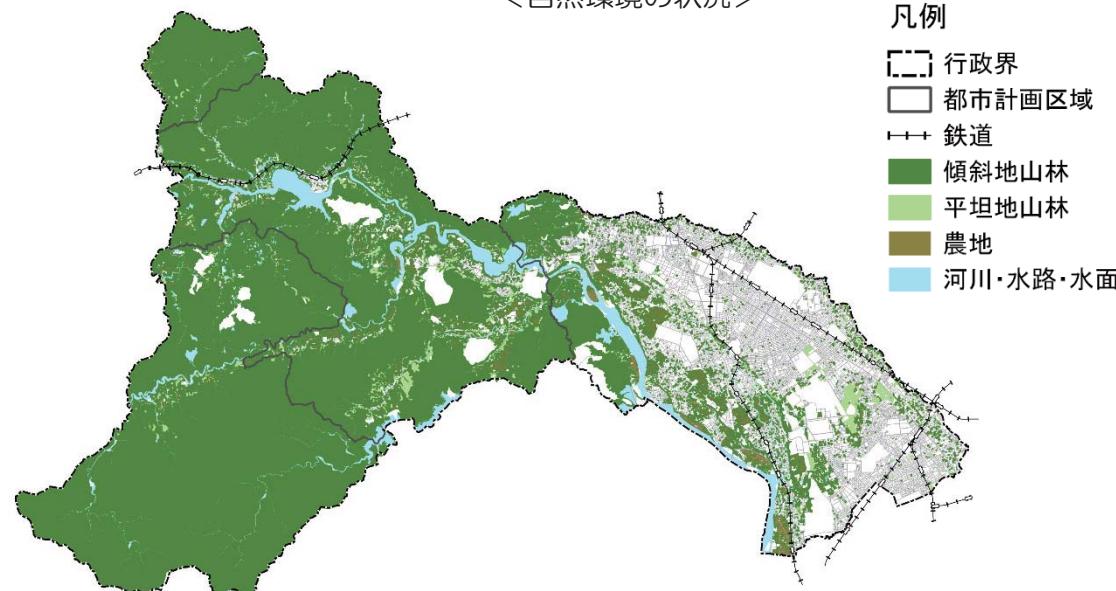
- 行政界
- 市街化区域・用途地域指定区域
- 鉄道
- バス路線



(6) 水とみどり

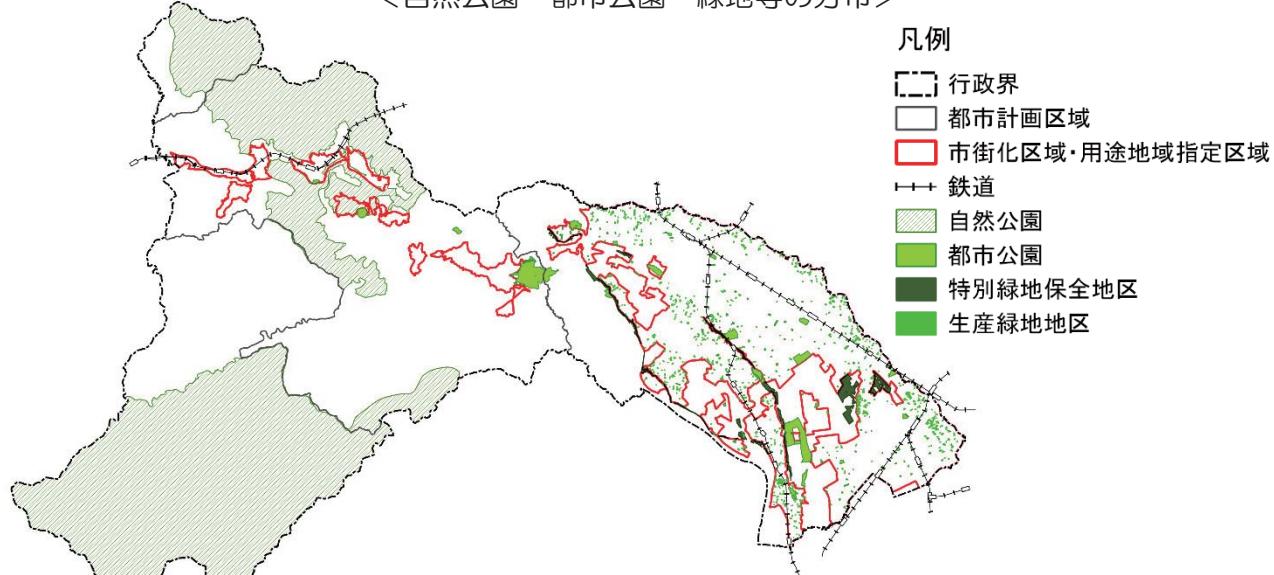
- 本市は広大な山林を有しており、県民の水がめとして重要な機能を担っている相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖といった湖や相模川、道志川、串川などの清流など、豊かな自然環境に恵まれています。
- 市街地においても、木もれびの森や河川沿いの斜面林、都市農地などの身近な自然環境が残っています。
- 自然環境を保全するため、自然公園*、自然環境保全地域*、保安林*、特別緑地保全地区*などが指定されています。

<自然環境の状況>



出典：平成27年都市計画基礎調査

<自然公園・都市公園・緑地等の分布>



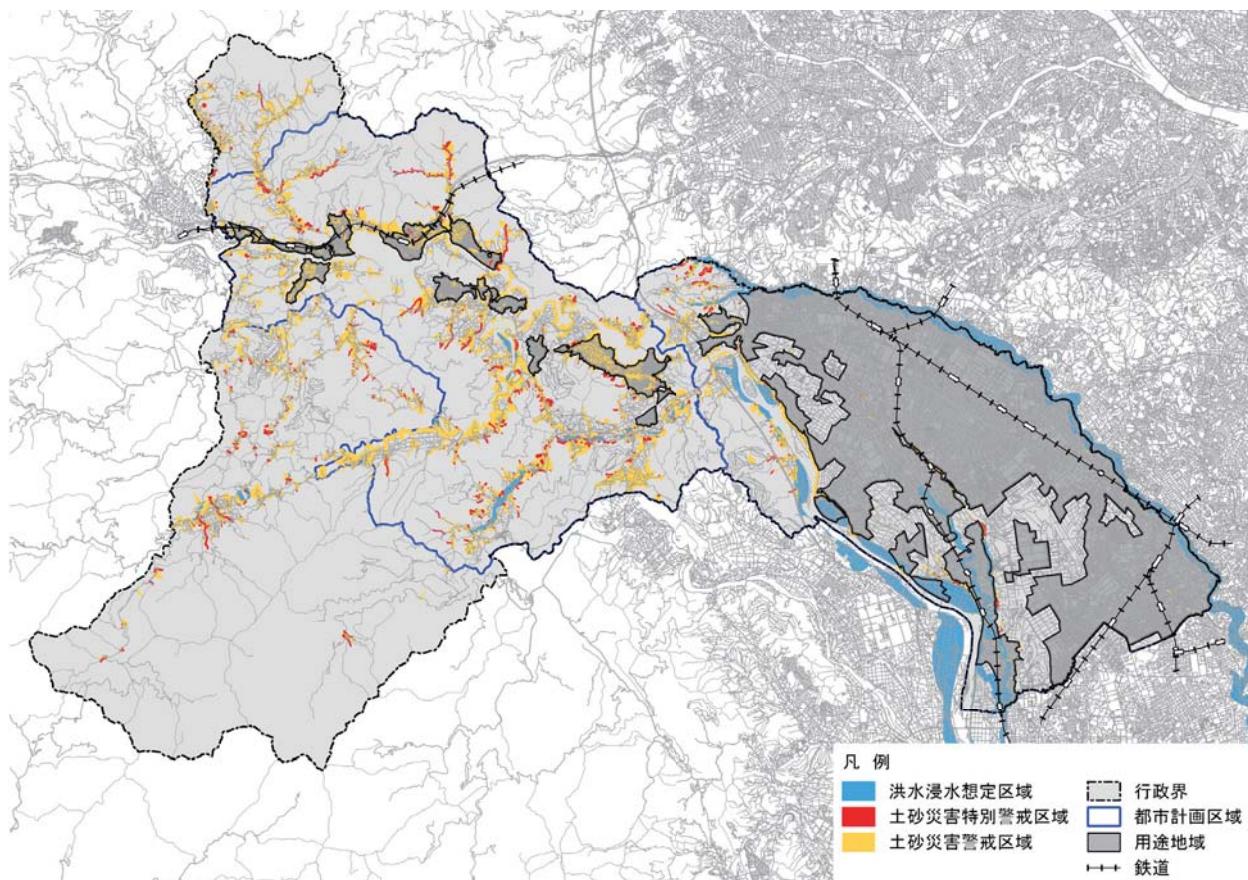
出典：相模原市資料（平成29年6月）



(7) 想定される自然災害

- 本市で起こりうる自然災害としては、地震のほかに、山間部や河川を有することから、水害や土砂災害など様々なものがあります。
- 住宅地の中にも災害危険性の高い箇所が存在し、主に相模原都市計画区域は水害、相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外は土砂災害の被害が想定される箇所があります。

<洪水浸水想定区域*及び土砂災害警戒区域*等>



出典：相模原市資料（令和2年2月）



(8) 都市経営

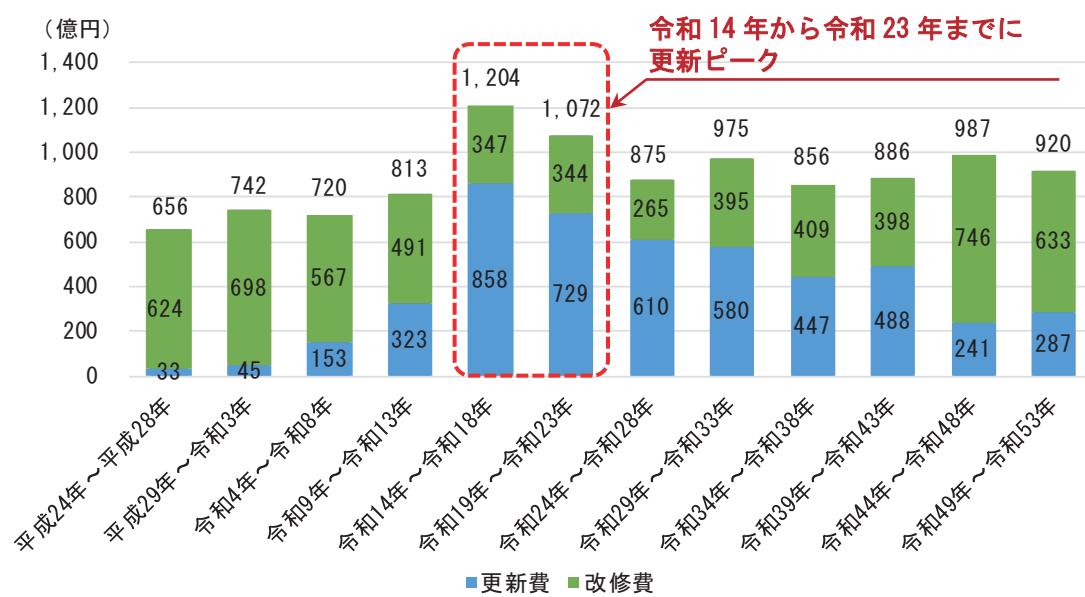
- 近年の本市の財政状況は、多様化する市民ニーズへの効果的・効率的な対応が求められる中、公共投資の縮減等に伴う土木費の減少の傾向がみられます。このような中、本市は、人口急増に伴い、高度経済成長期からバブル期にかけて整備した公共建築物を含む公共施設について、今後集中して更新時期を迎えることが見込まれています。

<歳出総額（一般会計）に占める土木費の割合>



出典：相模原市財政白書（各年）

<公共建築物の更新費・改修費の試算結果>



出典：相模原市公共施設白書（平成24年3月）



I 都市計画マスターplan
の策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想

V 区別構想

VI 実現化方策

III 都市づくりの課題



1 社会的な課題

(1) 活力ある「持続可能な都市づくり」の推進

これまでの人口増加を背景とした都市づくりから、今後的人口減少や超高齢化の進行を見据えた、持続可能なまちづくりに向けた都市構造の見直しが求められています。

(2) 「環境共生・循環型の都市づくり」への転換

近年、各地で頻発している集中豪雨による土砂災害や浸水被害は、地球温暖化が影響している可能性があります。その中で、森林、河川などの自然環境の保全・管理を通じた自然と共生する都市づくりを進めるとともに、二酸化炭素などの排出量削減や省資源・省エネルギーの取組、再生可能な資源の有効活用など、環境負荷の少ない低炭素社会*、循環型社会を目指すことが求められています。

(3) 「防災・減災社会」の実現

切迫性が指摘されている大規模地震による震災被害、台風や局地的集中豪雨による土砂災害、浸水被害などの様々な災害に対して、被害を可能な限り減らしていくことの「減災」の考え方を徹底し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策が求められています。

(4) 都市の個性や魅力を生かした都市づくりの推進

交通ネットワークや情報ネットワークの飛躍的な発展により、生活の場所や産業が立地する場所の選択範囲が広がっています。その中で都市の個性や魅力を更に高め、全国、更には世界に向けてアピールしていくことが求められています。また、地方の政策決定権が拡大する中、都市の主体的・自主的な取組を強め、国や県、他の市町村などと連携していくことが求められています。

(5) 都市経営の効率化や公共投資の重点化

限られた財源の中で、都市インフラの老朽化に伴い、これまで蓄積してきた既存ストックの十分な活用とともに最適な維持管理による都市経営の効率化と、選択と集中による公共投資の重点化が求められています。

(6) 多様な主体の参加による「協働」の都市づくり

人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、都市づくりの様々な分野においてニーズが増加し、多様化しています。その中で、市民・企業・関係団体・行政などが役割を分担し、連携・協働して、都市の課題に効率的に取り組むことが求められています。



2 本市の都市づくりの課題

(1) 活力と魅力あふれる都市の形成

人口減少、超高齢化が進行する中においても快適に暮らせる持続可能なまちを形成するためには、地域が持つ特性や圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成に伴う経済・交流圏域の拡大をまちづくりに生かし、更なる活力と魅力を生み出すことが求められています。

こうした状況を踏まえ、産業と住環境の調和、水源地域の自然環境や市街地の貴重なみどりの保全などを計画的に進めるとともに、生活利便施設などの維持や充実、快適な居住環境の形成に向け、人口減少、超高齢化などの社会の変化に適応できるまちづくりが必要です。また、交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積した広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点の形成が必要です。

(2) 日本の経済を牽引する多様な産業の振興^{けん}

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴い、産業の労働生産性の向上や商店街の活性化などが求められています。また、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置に伴う拠点整備の機会を捉えた、地域経済の活性化に資する産業の創出や環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の強みである高度なものづくり技術や豊かな自然などの地域資源を生かしつつ、AI*、IoT*、ロボットなどの先端技術の導入、活用による、工業、農林業、商業、観光など、様々な産業分野の成長促進と新産業の創出が必要です。また、多様な働き手の活躍促進や人材の育成・確保のほか、多様な人や企業が集う環境の整備により分野間の人材や情報などの交流によるイノベーション*の促進が必要です。

(3) 恵み豊かな自然環境の保全・再生

恵み豊かなみどりや水資源を将来の世代に継承していくよう、自然保護活動の担い手不足や野生鳥獣被害の拡大、特定外来生物*による生態系への影響などに対する取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、森林の保全・活用や水源の水質保全、野生鳥獣の適切な管理、生物多様性の保全を進めるとともに、自然とのふれあいを通じた学習活動などの推進が必要です。

(4) やすらぎと潤いがあふれる生活環境の形成

快適で安全な生活を送るためには、自然がもたらすやすらぎや心地良さを感じられる生活環境をつくることが求められています。



こうした状況を踏まえ、地域特性を生かした魅力ある公園の整備のほか、緑地・河川・街路樹の整備など、身近な自然やみどりと調和した環境づくりを進めるとともに、大気、水質などの環境監視や排水、排気などの発生源対策への取組が必要です。

(5) 暮らしやすい住環境と魅力ある景観の形成

人口減少、超高齢化の進行により住環境へのニーズが変化しており、安心な暮らしの実現に向けた取組とともに、地域特性を生かした住環境など、誰もが安心して暮らせる住環境の形成が必要です。また、山なみや農地、歴史や文化など地域の景観資源の保全や個性を生かしたまちなみの形成など、市民が誇りと愛着を持つ魅力的な景観の形成が必要です。

(6) 災害に強い都市基盤と地域社会の形成

甚大な被害をもたらす自然災害が各地で発生しており、自然災害などから市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高めるため、災害リスクを低減する計画的な都市基盤*の整備・保全が必要です。また、自助・共助の取組、自治体間連携などによる防災対策の推進や消防力の強化など、首都直下地震、集中豪雨や台風などによる大規模災害の発生に備えた対応力の一層の強化が必要です。



I
都市計画マスターplan
の策定に当たって

II
相模原市の概況

III
都市づくりの課題

IV
全体構想

V
区別構想

VI
実現化方策

IV 全体構想



1 都市づくりの基本理念と将来像

相模原市総合計画*基本構想に示される「基本理念」と「将来像」の実現に向けた都市づくりを進めます。

基本理念

わたしたちのまちは、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広大な台地に抱かれ、豊かな自然の恵みの下、歴史と文化が培われ、先人の知恵とたゆまぬ努力により発展してきました。

しかし、わたしたちを取り巻く社会は、かつて経験したことのない人口減少と世界に類を見ない高齢化という大きな課題に直面していきます。また、A I *、I o T *といった先端技術の急速な進展、リニア中央新幹線の整備に伴う経済・交流圏域の拡大などが、人々の暮らしや働き方に大きな変革をもたらそうとしています。

こうした社会の変化に対応し、人、自然、産業、文化などの地域資源を生かし、市民生活の質を向上させ、住み続けたいと思える快適で活力のある持続可能なまちを形成していくことは、わたしたちの責務です。

わたしたちは、共に支え合い、豊かな自然を守り育てながら、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境をつくるとともに、ここに集う人や企業との交流を進めることにより、地域への愛着と誇りを持てるまちを実現します。

将来像

「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」



2 都市づくりの基本目標

「将来像」の実現に向けて、次の4つの都市づくりの基本目標を設定します。

基本目標1 『活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち』

◇首都圏南西部の中核となる拠点の形成などを通じて、人口減少社会においても活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。あわせて、水源地域の豊かな自然、文化、スポーツなどの地域資源を活用して、市内はもとより、国内外から多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を生み出すことで、新たな価値や魅力が創造されるまちをつくります。

基本目標2 『人と自然が共生するまち』

◇地球温暖化をはじめ、深刻化する環境問題に対して、低炭素社会*の実現や循環型社会の形成に向けた取組を進めます。また、広大で美しい山なみや豊富な水資源を有するまちとして、恵み豊かな自然を守り育てるとともに、安全で快適な生活環境を保全し、創出する取組を進め、自然環境と都市環境を併せ持つ本市の特徴を生かしながら、多様な主体との連携・協働により、人と自然が共生するやすらぎと潤いのあるまちをつくります。

基本目標3 『安全で安心な暮らしやすいまち』

◇自然災害や事故などから市民の生命と財産を守るとともに、良好な住環境と魅力ある景観の形成により、安全で安心な暮らしやすいまちをつくります。

基本目標4 『多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち』

◇多様な主体との連携・協働により、個性豊かな地域コミュニティをつくります。また、積極的な情報発信により市民と行政が課題や目標を共有し、不断の行財政改革を進めることで、持続的に発展するまちをつくります。



3 将来都市構造

(1) 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、「都市づくりの基本目標」のもと、「ゾーン」、「エリア」、「拠点」及び「軸」の4つの要素により、将来の目指すべき都市のすがたを概念的に示すものです。

将来都市構造の構築に当たっては、今後の人口減少や超高齢化の進行を踏まえ、人口動向、都市基盤*の状況や交通ネットワーク、ライフスタイルに応じた、『社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまち』を目指します。

また、圏央道やリニア中央新幹線など主要な軸が交差する都市として、豊かな自然資源を生かしながら、広域交流拠点の形成の推進や、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節を通じて、周辺都市との連携を図るとともに、国内外から本市へのアクセスの向上を図ります。

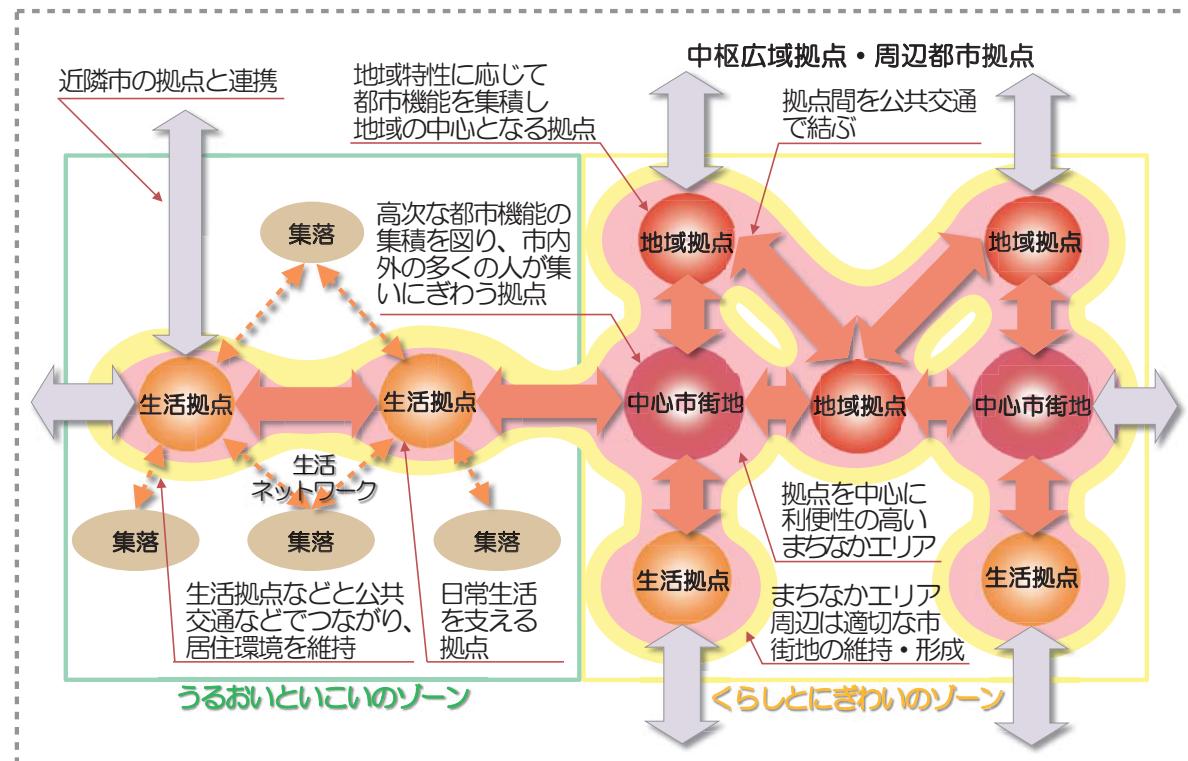
(2) 将来都市構造の視点

将来都市構造を考える上では、次の3つの視点を反映します。

① 豊かな暮らしを実現する視点

中心市街地や地域拠点、更には身近な生活拠点に都市機能*を集積し、拠点間を公共交通等で結び、多様な住みができるまちを形成します。

<概念図>

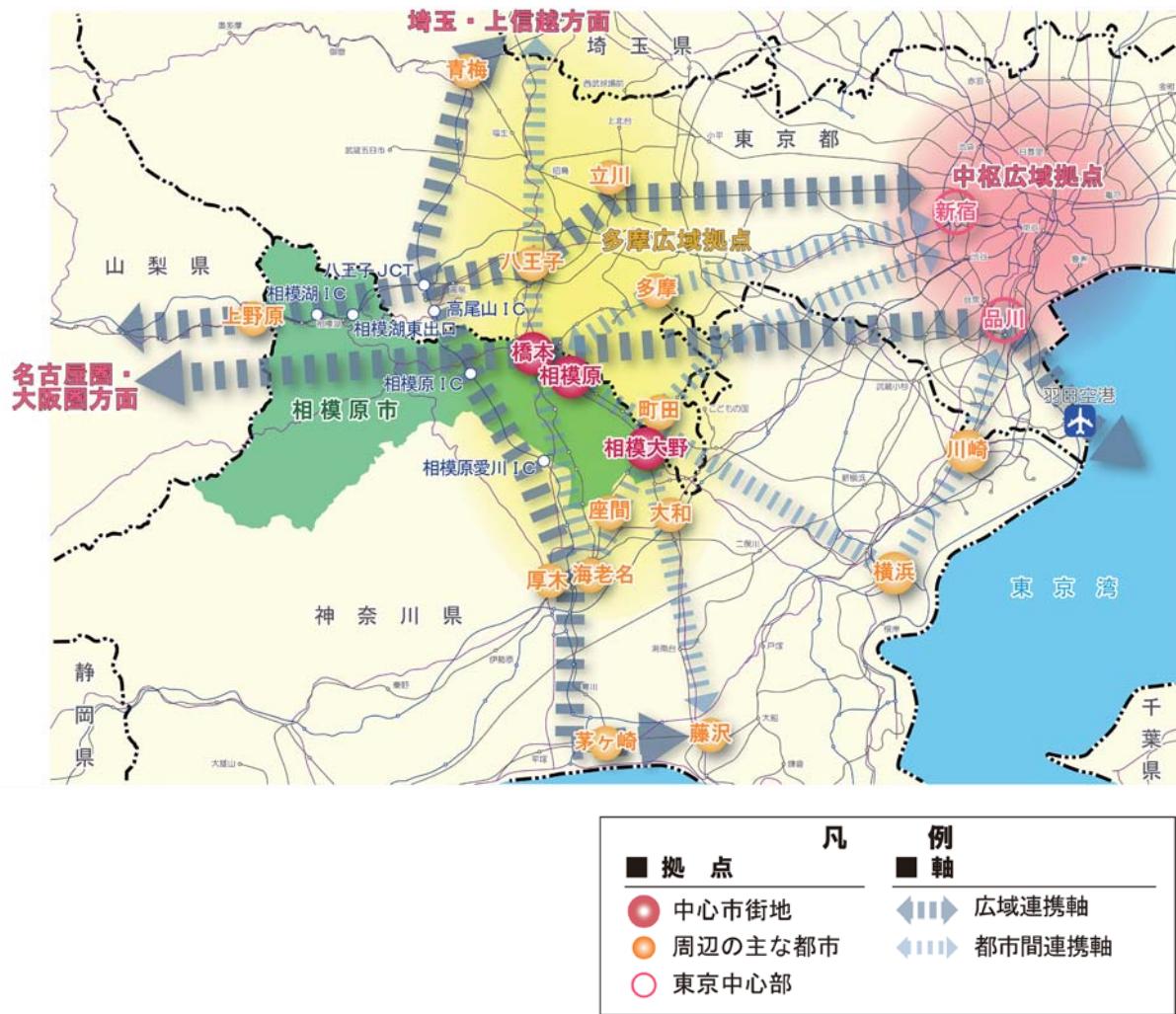




② 都市活力を向上する視点

圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークを形成することで、経済や交流の圈域を拡大し、更なる活力と魅力を創出するまちを形成します。

<概念図>

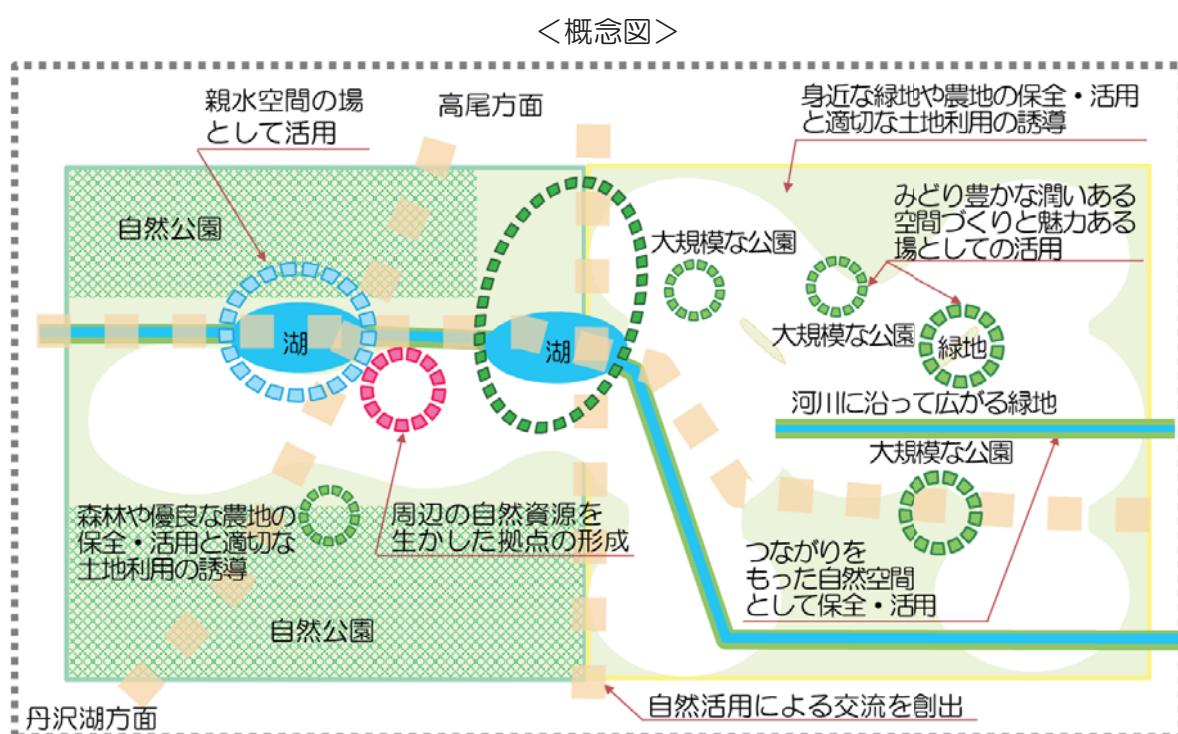


凡	例
■ 拠 点	■ 軸
● 中心市街地	➡➡➡ 広域連携軸
● 周辺の主な都市	⬅➡➡ 都市間連携軸
○ 東京中心部	



③ 自然環境を守り生かす視点

自然環境と都市環境を併せ持つ本市の特徴を生かし、人と自然が共生するやすらぎと潤いのあるまちを形成します。



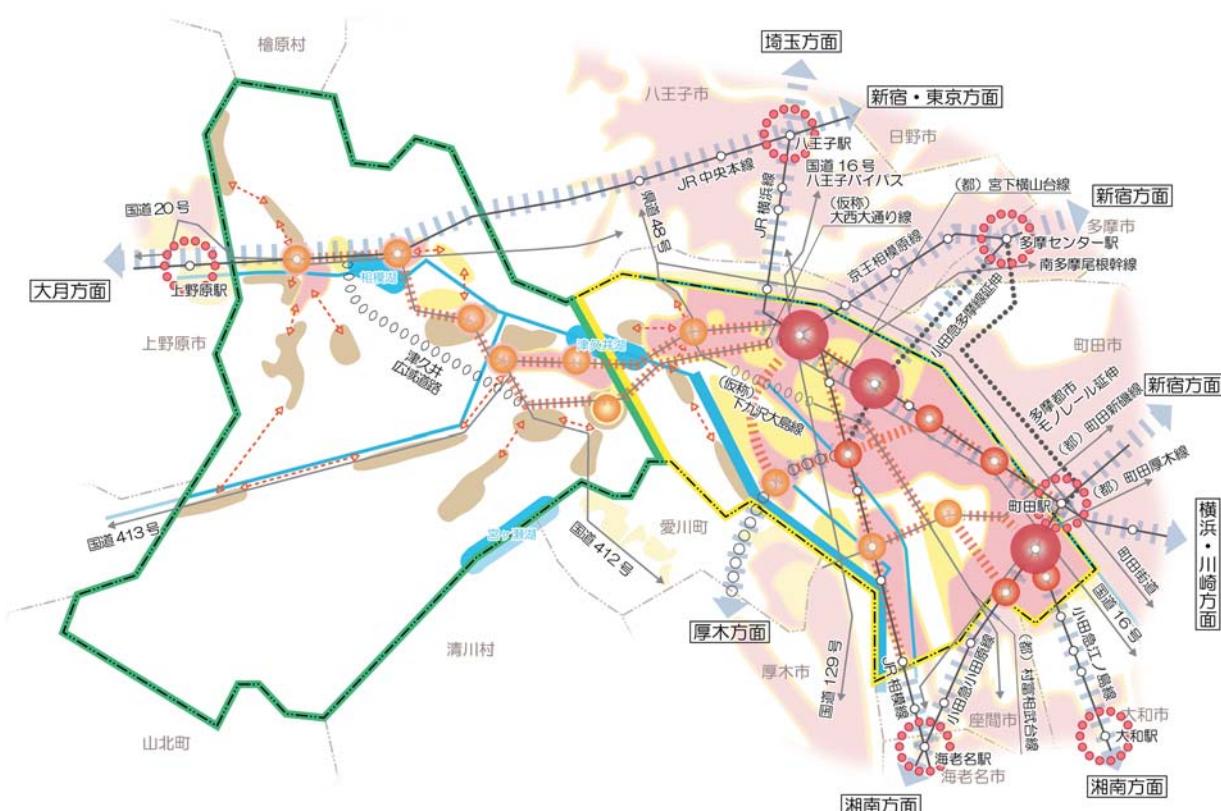


(3) 本市が目指す将来都市構造

① 豊かな暮らしを実現する都市構造

- ・中心市街地から生活拠点まで役割に応じた都市機能*の集積を図る拠点を形成します。
- ・拠点間を有機的に公共交通でつなぎ、拠点を有する場所を中心に、利便性の高いにぎわいのある「まちなかエリア」を形成し、その周りの「周辺市街地エリア」の適切な維持・形成を図ります。
- ・「集落エリア」は、生活拠点や近隣市の拠点と公共交通などでつながりながら、良好な居住環境を維持します。

<豊かな暮らしを実現する都市構造>



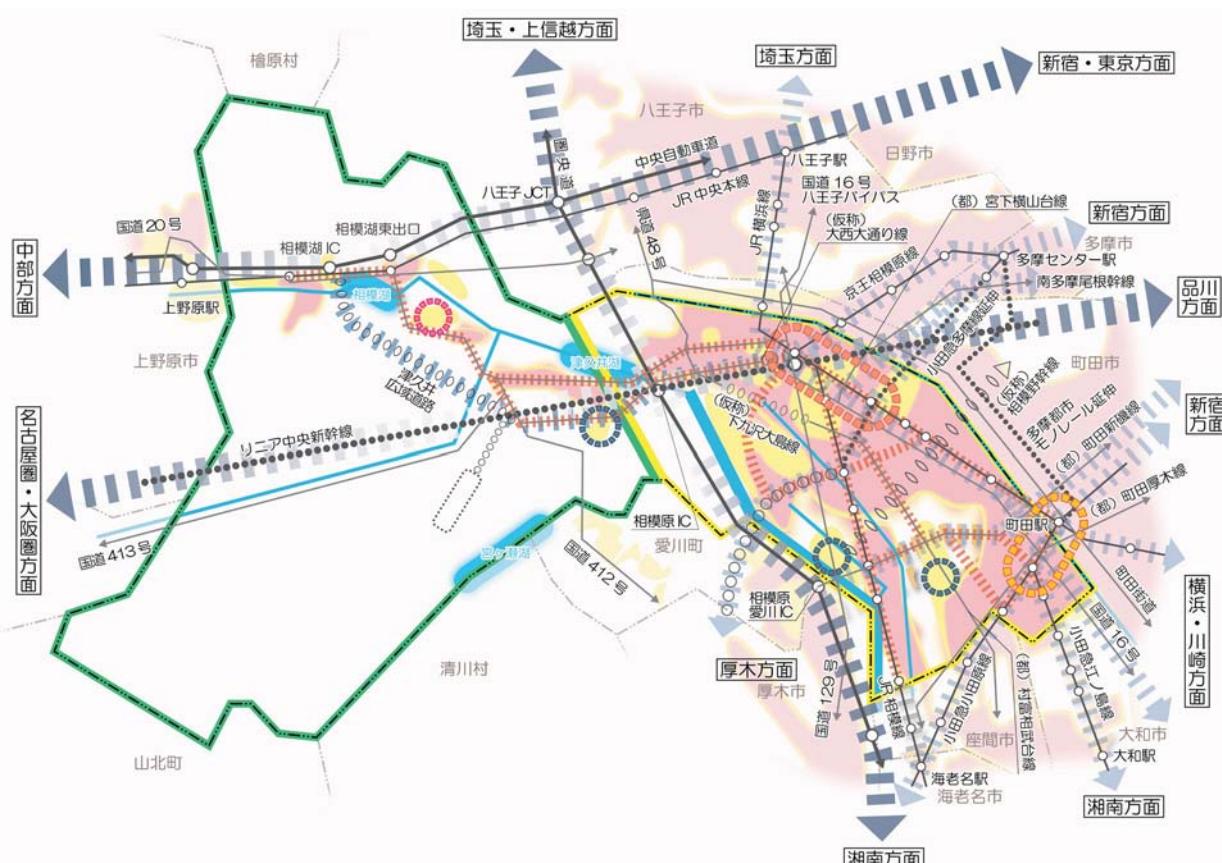
凡　例					
■ ゾーン	■ 拠 点	■ 軸	■ 交通網		
■ ゾーン	● 中心市街地	↔ 都市間連携軸	○ 鉄道	● 鉄道：整備検討	— 道路
■ エリア	● 地域拠点	↔ 拠点間連携軸	● 鉄道	○ 鉄道：構想	○○○○○ 道路：構想
■ ゾーン	● 生活拠点	↔ 生活ネットワーク	○○○○○		
■ エリア					
■ ゾーン					
■ エリア					
■ ゾーン					
■ エリア					



② 都市活力を向上する都市構造

- ・圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークや圏央道インターチェンジと産業・経済活動の場をつなぐ重要な路線を生かし、連携・交流を促進します。
- ・工業、物流、農業、観光などの産業集積により発展が見込まれる地区を効果的に活用します。
- ・多様な産業が展開できるよう、適正かつ柔軟な土地利用を図ります。

＜都市活力を向上する都市構造＞



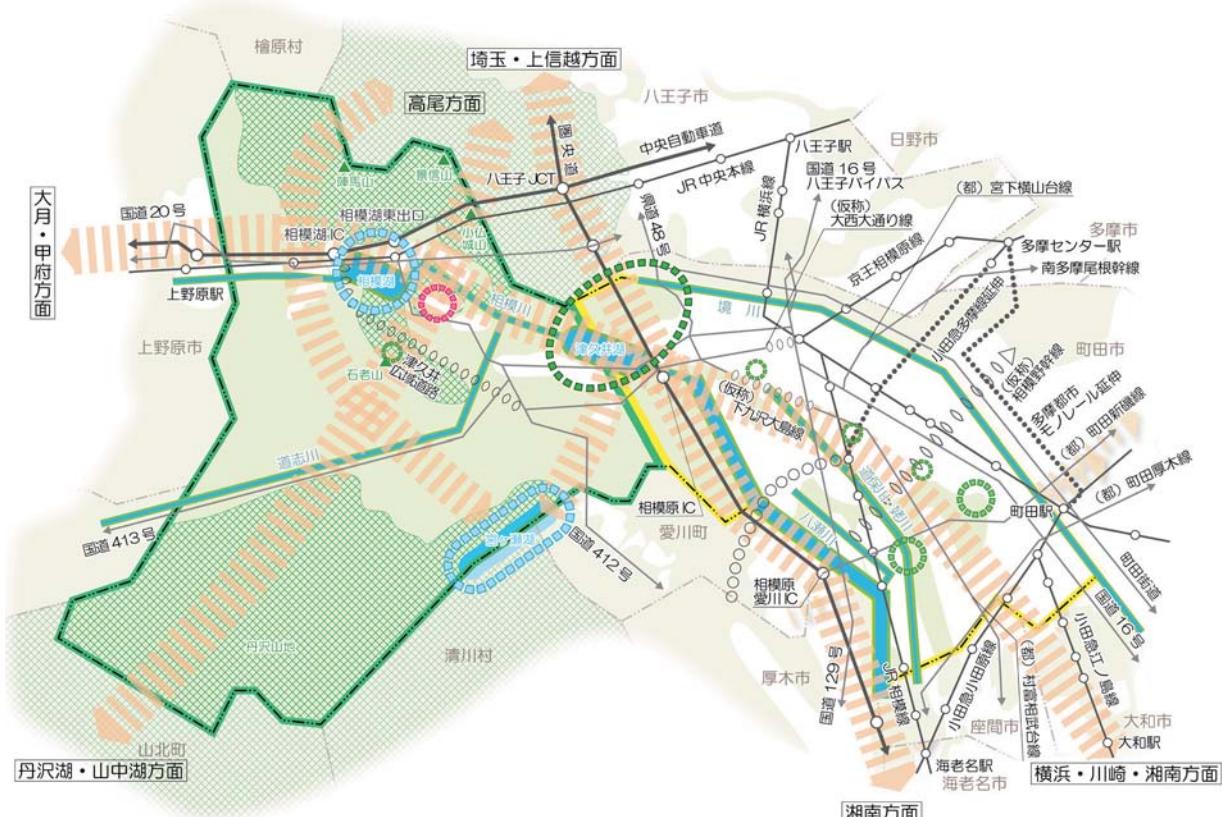
凡 例			
■ ゾーン	■ 拠 点	■ 軸	■ 交通網
■ エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● くらしとにぎわいのゾーン ● うるおいといこいのゾーン ■ まちなかエリア ■ 周辺市街地エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな産業を中心とした拠点 ● 交流・レクリエーション拠点 ● 首都圏南西部における広域交流拠点 ● 都市の連携拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ↔ 広域連携軸 ↔ 都市間連携軸
			<ul style="list-style-type: none"> ●●○● リニア中央新幹線 ○○○○○ リニア中央新幹線 : 車両基地 — 鉄道 ●●●● 鉄道: 整備検討 ○○○○○ 鉄道: 構想 — 自動車専用道路 ○○○○○ 自動車専用道路: 構想 — 道路 ○○○○○○ 道路: 構想



③ 自然環境を守り生かす都市構造

- ・大規模な公園や河川とその周囲の緑地など、自然的資源を保全・活用します。
- ・自然公園*、森林や優良な農地を保全・活用します。
- ・環境的価値・経済的価値のある自然資源を活用し、交流を創出します。

＜自然環境を守り生かす都市構造＞



凡 例			
■ ゾーン	■ 拠 点	■ 軸	■ 交通網
■ エリア			

ゾーン

- くらしとにぎわいのゾーン
- うるおいといこいのゾーン

エリア

- 自然調和エリア
- 自然公園

拠 点

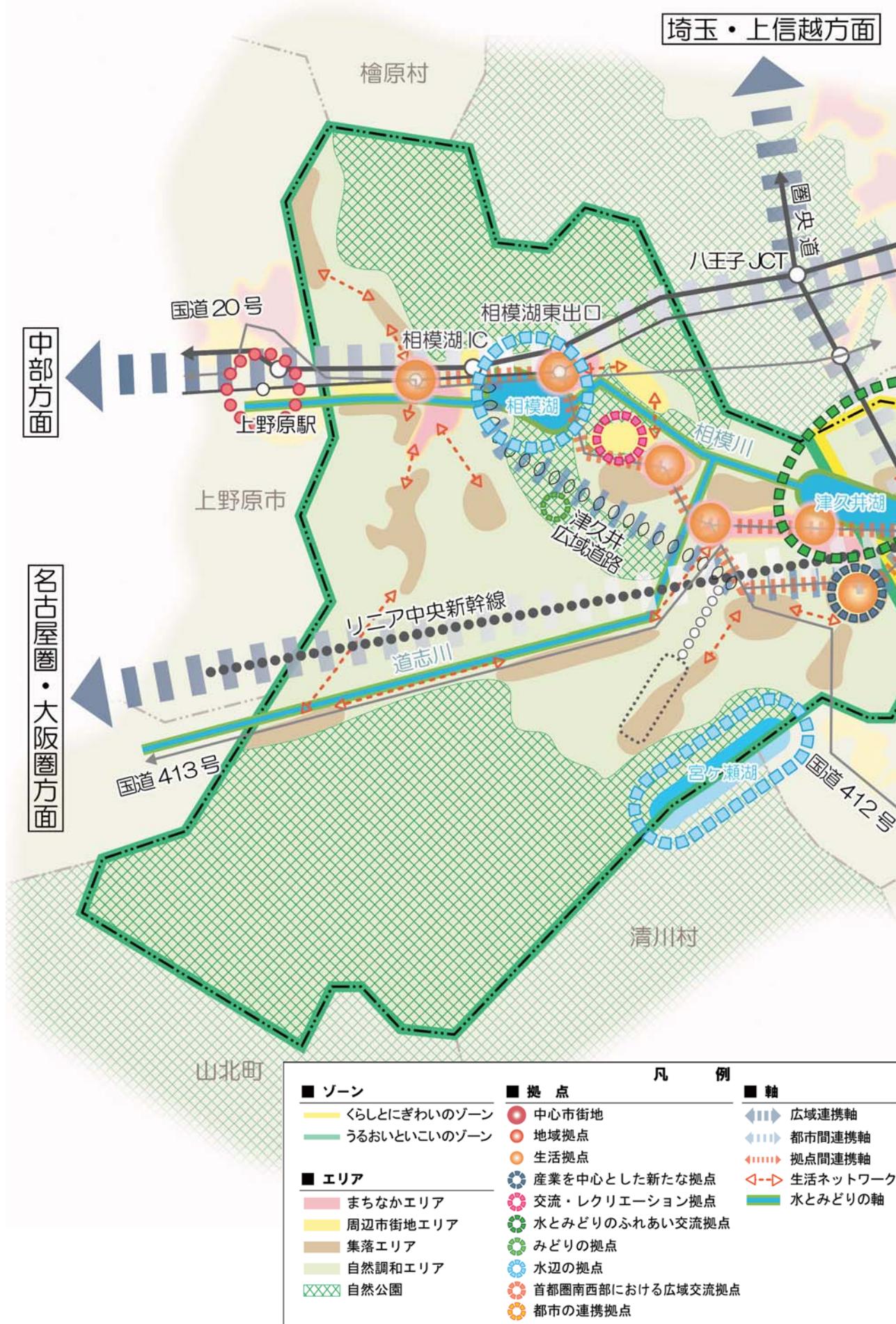
- 交流・レクリエーション拠点
- 水とみどりのふれあい交流拠点
- みどりの拠点
- 水辺の拠点

軸

- 水とみどりの軸
- 自然活用による交流

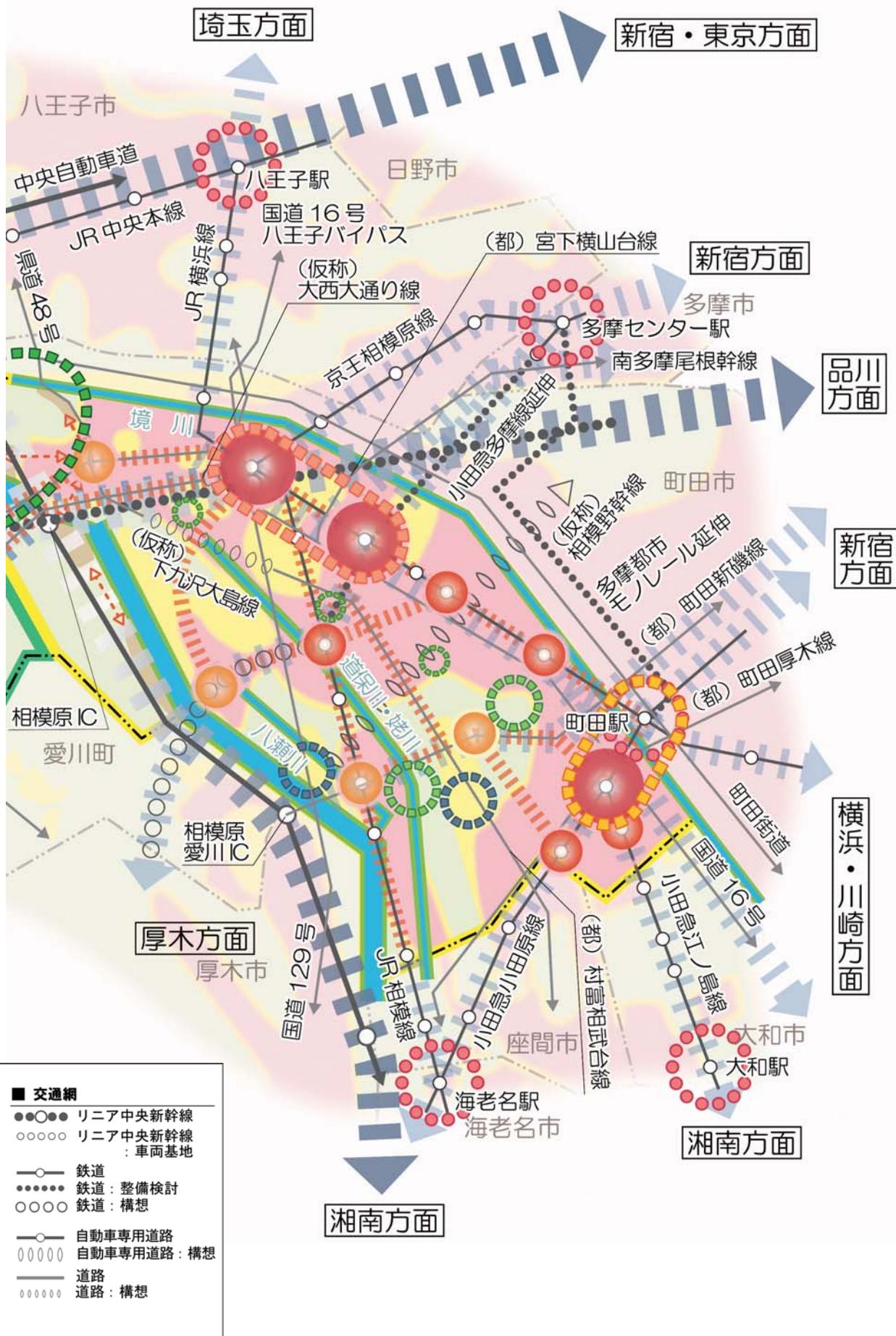
交通網

- 鉄道
- 鉄道：整備検討
- 鉄道：構想
- 自動車専用道路
- 自動車専用道路：構想
- 道路
- 道路：構想





将来都市構造図





○ ゾーン

<p> くらしとにぎわい のゾーン (都市部)</p>	<p>拠点を中心とした多様な都市機能*の維持・強化を図るとともに、水とみどりの保全・再生・活用により、くらしとにぎわいが豊かな環境と共生する質の高い都市づくりを推進</p> <p><u>本計画においては、『相模原都市計画区域』を表す当該ゾーンを、『都市部』という</u></p>
<p> うるおいといこい のゾーン (中山間地域)</p>	<p>水源地域の豊かな水とみどりの保全・再生・活用に取り組むとともに、ゆとりある住環境や交通環境などの生活に必要な機能の維持・充実を図り、立地特性を生かした土地利用や地域資源の活用などにより、地域の特性を生かした魅力ある都市づくりを推進</p> <p><u>本計画においては、『相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外』を表す当該ゾーンを、『中山間地域』という</u></p>

○ エリア

<p> まちなかエリア</p>	<p>居住を誘導し、商業・業務・サービスなど各機能の調和が図られた土地利用により、利便性が高くにぎわいのある市街地を形成</p>
<p> 周辺市街地エリア</p>	<p>長期的にまちなかエリアへゆるやかに居住誘導を行うとともに、住環境と調和した適正な市街地を形成</p>
<p> 集落エリア</p>	<p>良好な自然環境や営農環境との調和を図り、地域コミュニティの維持など地域特性に配慮した適切な土地利用を誘導</p>
<p> 自然調和エリア</p>	<p>自然公園*などの水源地域の自然環境、優良な農地や森林、市街地の貴重なみどりなどの保全、活用を図るとともに、周辺環境と調和した適切な土地利用を誘導</p>
<p> 自然公園</p>	<p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法（昭和32年法律第161号）によって指定された公園</p>

○ 軸

<p> 広域連携軸</p>	<p>リニア中央新幹線、圏央道、中央自動車道</p>	<p>広域的な連携・交流を促進し、都市の活力向上や交流人口の増加を推進</p>
<p> 都市間連携軸</p>	<p>鉄道、小田急多摩線延伸、国道16号、国道20号、津久井広域道路*（構想含む）、（仮称）大西大通り線、（都）宮下横山台線、（都）町田新磯線</p>	<p>近隣市の拠点との連携・補完の確保とともに、広域機能連携軸と結節し、交通環境の優位性を生かし、周辺市と活発に連携・交流</p>
<p> 拠点間連携軸</p>	<p>鉄道、小田急多摩線延伸、主要なバス路線、幹線快速バスシステム、津久井広域道路を活用した公共交通</p>	<p>拠点間を結ぶ公共交通の維持確保や道路整備により、拠点の機能強化と移動環境を確保</p>
<p> 生活ネットワーク</p>	<p>路線バス、乗合タクシー*など</p>	<p>集落エリアにおける生活に必要な機能の維持</p>
<p> 水とみどりの軸</p>	<p>相模川、道志川、道保川、姥川、八瀬川、境川とその斜面林</p>	<p>環境保全や景観形成、生物多様性の確保等のためのつながりをもった自然空間として保全</p>



○ 拠点

	首都圏南西部における広域交流拠点	橋本駅周辺及び相模原駅周辺の一体的な範囲	高次都市機能*の集積を促進するとともに、各駅周辺の特性を生かした機能分担のもとで、更なる商業・業務機能の集積を図り、アクセス性の高い立地特性を生かし、首都圏南西部における中心的な地区として周辺都市からの求心性を高める拠点を形成
	都市の連携拠点	相模大野駅周辺と近接する町田駅周辺を含む一体的な範囲	近接する町田駅周辺と連携し、商業、業務、教育、文化等の機能が集積する多くの人が行き交うにぎわいのある拠点を形成
	中心市街地	橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野駅周辺	都市の中心として、商業・業務、学術・文化、居住、情報、娯楽、行政などの高次都市機能の維持・誘導を図り、市内外の多くの人が集いにぎわう拠点を形成
	地域拠点	淵野辺駅周辺、上溝駅周辺、小田急相模原駅周辺、東林間駅周辺、古淵駅周辺	利便性の高い日常生活を営むための商業・サービスなどの都市機能*を維持・誘導し、地域と一緒にした拠点を形成
	生活拠点	城山総合事務所周辺、津久井総合事務所周辺、相模湖駅周辺、藤野駅周辺、三ヶ木周辺、寸沢嵐周辺、田名周辺、北里周辺、原当麻駅周辺、金原周辺	身近な生活サービスなどの機能を地域に応じて維持・誘導し、地域住民の日常生活を支える拠点を形成
	産業を中心とした新たな拠点	当麻地区、麻溝台・新磯野地区、金原地区	都市の活力を支える多様な産業活動を主体とした機能が集積する拠点を形成
	交流・レクリエーション拠点	若柳地区	民間テーマパークの魅力を活用し、本市の観光交流を牽引する拠点を形成するとともに、周辺の観光資源を生かした産業創出の拠点を形成
	水とみどりのふれあい交流拠点	津久井湖、城山湖、県立津久井湖城山公園、(仮称)城山中央公園など	水とみどりの自然環境を背景に人、自然、まち、文化、歴史などが交わる場として資源を活用
	みどりの拠点	県立相模原公園・相模原麻溝公園、木もれびの森、淵野辺公園、横山公園、相模原北公園、(仮称)相模原市市民の森	みどり豊かな潤いある空間づくりを進めるとともに、多くの人が利用できる魅力ある場として資源を活用
	水辺の拠点	相模湖周辺、宮ヶ瀬湖周辺	豊かな自然環境の保全とともに、人と水のふれあう親水空間の場として資源を活用

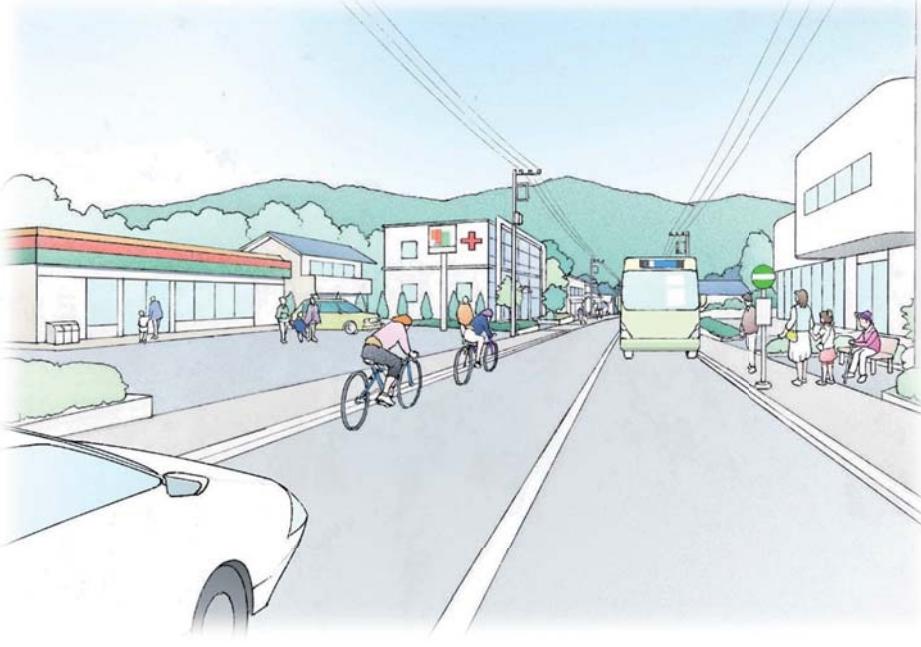


(4) まちのイメージ

ここでは、将来における本市らしい生活の様子を想定し、エリア・拠点ごとに整理します。市民が考える多様なライフスタイルを尊重し、市内のどこに住んでいても、拠点や市外とのつながりの中で、健康で文化的な生活が営めるまちづくりを進めます。

中心市街地周辺	 <p>にぎわいのあるまちなかの中高層住宅などに住み、日用品から専門品まで幅広い買い物ができ、オフィス、ホテルなど、高次都市機能*がそろう都市生活を楽しめる暮らし</p>
まちなかエリア	 <p>駅の近くにある中層住宅や戸建住宅などに住み、地域の中心で日常生活に必要な施設の多くが身近な場所にそろう便利な暮らし</p>



まちなかエリア	<p>生活拠点周辺（都市部*）</p>  <p>駅や主要なバス停留所の近くにある戸建住宅などに住み、日常の買い物など生活に必要な施設が身近にある便利な暮らし</p>
	<p>生活拠点周辺（中山間地域*）</p>  <p>豊かな自然環境に囲まれつつ、都市部にアクセスしやすい駅やバス停留所の近くでゆとりがある戸建住宅などに住み、日常生活に必要な施設が確保された暮らし</p>



周辺市街地エリア	 <p>居住環境との調和を保ちつつ、工業地など適正な市街地を形成</p>
職住近接の環境の中での暮らし	 <p>職住近接の環境の中で戸建住宅などに住み、日常生活に必要な施設は、隣接エリアで補完するなどゆとりを重視した暮らし</p>



集落工リア



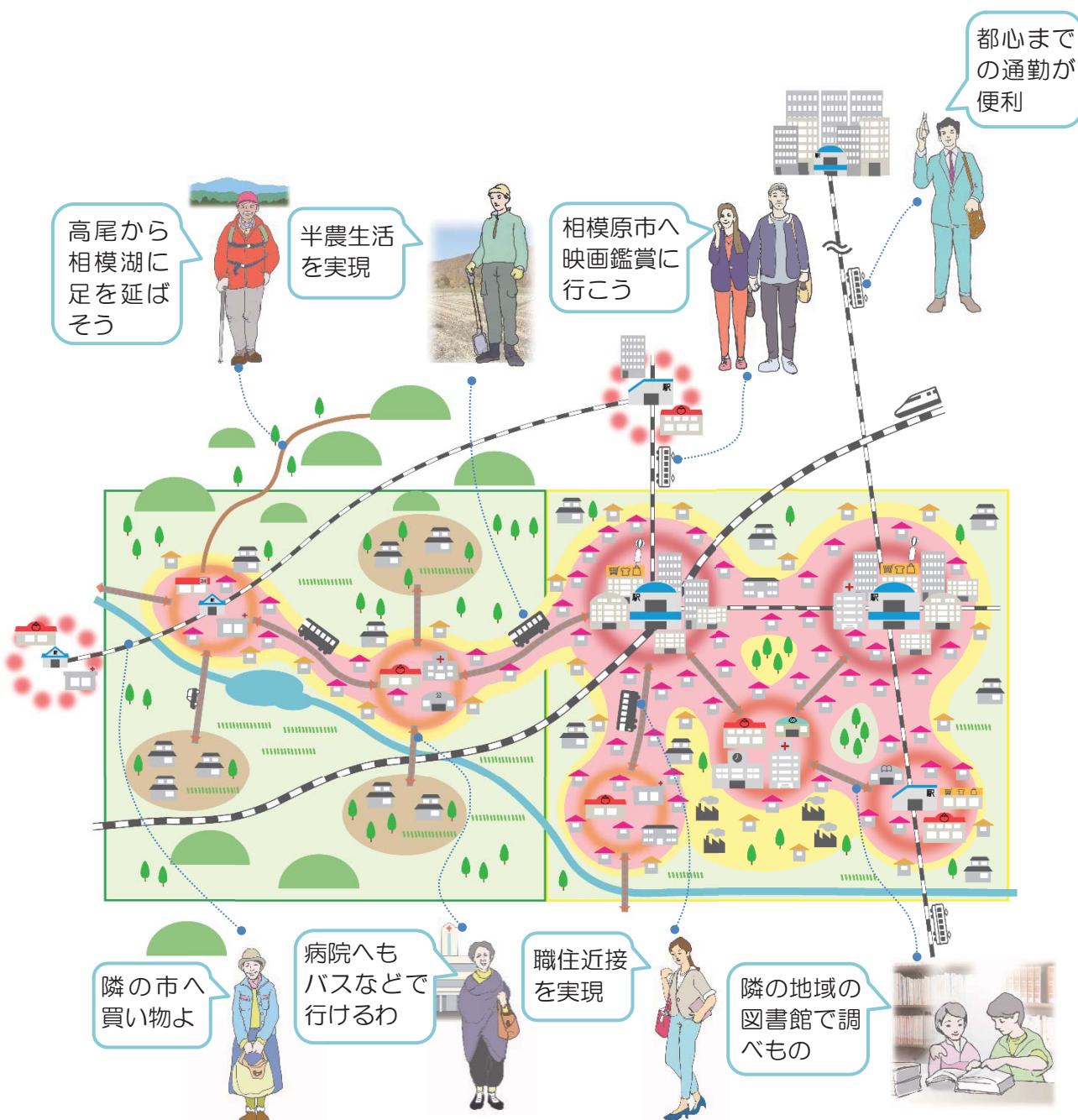
里地や里山の既存集落でゆとりある戸建住宅などに住み、地域コミュニティの中で農地・山林の維持・保全や自己実現をする暮らし

自然調和工リア



市内外からの観光・交流が盛んで、農地、山林など自然に囲まれた中で、観光、農林業などを営む暮らし

ここでは、まちのイメージとともに、周辺都市を含めて生活圏をイメージしたときに、中枢広域拠点である東京中心部や周辺の都市拠点も含めた拠点・集落間の連携・補完について、市民生活の視点から整理します。





4 都市づくりの方針

都市づくりの方針は、目指すべき将来像の実現に向け、都市計画に関する行政施策共通の指針であるとともに、市民と行政が都市の将来像や地域づくりの方針を共有し、より良い都市づくりを進めるための方向性を示すものです。

4-1 土地利用の方針

4-2 都市力を高める都市づくりの方針

4-3 交通体系の方針

4-4 環境と共生する都市づくりの方針

4-5 都市づくり関連施設の方針

4-6 魅力的な景観づくりの方針

4-7 快適な住環境づくりの方針

4-8 災害に強い都市づくりの方針

4-1 土地利用の方針

【現状と課題】

- ・人口減少、超高齢化の進行による、中心市街地や日常生活の拠点からの店舗などの撤退や、空き家や空き地の増加に伴う都市のスponジ化^{*}により、買物弱者の増加、防犯・防災上の危険度の高まりなどの課題が生じるおそれがあることから、社会情勢などの変化に適応した集約連携型のまちづくりが必要です。
- ・圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークを生かしたまちづくりや、自然環境に配慮した産業や住宅の適切な誘導を図るため、地域が持つ様々な個性や特色を生かした計画的な土地利用の推進が必要です。

【基本方針】

(1) 都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進（都市的土地区画整理事業）

都市機能^{*}や居住の適切な誘導を図ることで、人口減少下においても利便性が高くにぎわいのある市街地を形成するとともに、市街地における産業と住環境との調和を図りながら、拠点の形成や市街化区域^{*}への編入などを進め、財政基盤や都市力の強化などに取り組みます。また、多様な主体の連携により、地域特性に応じたきめ細かな土地利用の誘導を図ります。

① 幅広い役割を持つ中心的な地区

- ・「橋本駅周辺」、「相模原駅周辺」、「相模大野駅周辺」の3つの中心市街地では、商業・業務・文化機能などの集積や鉄道・道路などの都市基盤^{*}の蓄積を生かした本市の交流の核にふさわしい市街地の形成を図ります。
- ・橋本駅周辺では、リニア中央新幹線の駅の整備効果や圏央道相模原インターチェンジとの近接による交通利便性を生かし、魅力的な商業機能・サービス機能・業務機能・産業交流機能・情報発信機能・居住機能など、多様な都市機能の集積を図り、活力ある都市づくりを進め、南口地区を中心とした土地区画整理事業^{*}などによる土地利用の転換と、南北一体となったにぎわいの形成を進めます。
- ・相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地と共同使用区域のポテンシャルを生かし、隣接する橋本駅にリニア中央新幹線の駅が設置されることや小田急多摩線の延伸、相模総合補給廠全面返還の可能性などを踏まえた魅力ある拠点の形成を図り、南北一体となった、にぎわいと活力あるまちづくりを進めます。
- ・相模大野駅周辺では、市の南の玄関口として商業施設や文化施設が立地する本市を代表する一大商業・業務地が形成されています。社会経済の変化に柔軟に適応し、町田駅周辺とも連携する「都市の連携拠点」として、多様な都市機能を持ったにぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。





② 商業（観光）を主体とした地区

- ・「淵野辺駅周辺」、「上溝駅周辺」、「小田急相模原駅周辺」、「東林間駅周辺」及び「古淵駅周辺」の5つの地区中心商業地では、地域の特性に応じた都市機能*の集積を図る地区として、必要に応じ市街地再開発事業*などにより市街地の整備を図ります。
- ・その他の主要な鉄道駅周辺や主要な幹線道路沿道地区では、近隣商業地などとして、市民の生活に必要な商業機能の集積を促進します。
- ・若柳地区では、自然を生かした潤いと憩いを感じられる交流・レクリエーション拠点の形成を図ります。

③ 住宅を主体とした地区

- ・人口減少下でも利便性が維持される居住地の形成や魅力あるまちなかのにぎわい形成を図ります。
- ・幅広い役割を持つ中心的な地区や商業を主体とした地区を中心として、まちなかでは中高層住宅を誘導し、その周辺市街地では低層住宅を誘導するなど、地域の特性に応じた良好な住環境を備えた市街地形成を図ります。
- ・住宅地については、市民との協働のもと地域の特性に応じた地区計画*や建築協定*などの制度を活用し、快適な住環境の維持・向上を図ります。
- ・超高齢化の進行を踏まえ、歩いて暮らせる快適な住環境の形成に向け、生活圏域や地域の状況を考慮し、日常生活に必要なサービスを利用できるまちづくりについて検討を進めます。
- ・住宅を主体とした地区に隣接し、既に人口の集中が見られる区域や開発による整備がされた区域では、地区計画の活用などにより、良好な住環境を備えた市街地形成を図ります。

④ 工業を主体とした地区

- ・既存の工業地では、安定した操業環境を確保するために、良好な工業地として保全を図ります。また、地域や企業との協働のもと地域の特性に応じた地区計画や建築協定などの制度を活用し、操業環境の維持・向上を図ります。
- ・低未利用地及び既存工場跡地などでは、産業用地として利用促進を図ります。



⑤ 沿道の土地利用を誘導する地区

- ・幹線道路などの沿道では、交通環境や周辺環境との調和を図りつつ、沿道サービス施設や流通業務施設*など当該地区にふさわしい土地利用を図ります。
- ・整備を予定している幹線道路などの沿道では、将来の土地利用のあり方を検討し、道路整備完了後に用途地域*などの変更を行うことにより、沿道としてふさわしい土地利用の転換を検討します。

⑥ 新たな都市づくりを推進する地区

- ・「当麻地区」及び「麻溝台・新磯野地区」では、新たな都市づくりの拠点として、周辺の環境に配慮しながら都市基盤*の整備を図るとともに、産業用地の創出や良質な住宅の供給に向けた土地利用の転換を図ります。
- ・「青葉地区」、「大野台地区」及び「鶴野森地区」では、周辺の環境に配慮しながら、地域特性に応じた適切な土地利用を誘導します。

⑦ 土地利用のあり方を検討する地区

- ・金原地区では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」を生かした土地利用の誘導を図ります。
- ・圏央道相模原インターチェンジ周辺や津久井広域道路*などの沿道では、周辺地域の状況を踏まえ、地域特性を生かした土地利用の誘導を図ります。
- ・圏央道相模原愛川インターチェンジへのアクセス道路などの沿道では、周辺の環境に配慮しつつ、都市の活力を生み出すための土地利用への転換を検討します。
- ・自然環境や生活環境に配慮しつつ、地域産業を支える流通業務の効率化・高度化を図るために、流通業務施設*などの立地を検討します。
- ・リニア中央新幹線関東車両基地などが計画されている鳥屋地区では、土地利用の転換が見込まれていることから、車両基地の建設及び周辺の開発などについて津久井地域の自然環境及び生活環境に配慮し、地域振興に資する取組となるよう誘導を図ります。

⑧ 適切な土地利用を誘導する地区

- ・市街化区域*における既存の工場や流通業務施設と住宅などの建物用途の混在が進んでいる地区では、周辺環境と調和した市街地の形成が図られるよう、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・浄水場が位置する谷ヶ原地区では、将来にわたり、安全で良質な飲料水の安定供給と上水道設備の適切な維持管理を促進するため、住環境の保全を図りつつ適切な土地利用を誘導します。

(2) 森林、農地、水辺などの保全・活用（自然的土地利用）

自然公園*などの水源地域の自然環境、優良な農地や森林、市街地の貴重なみどりなどの保全、活用を図ります。





① 森林及び公園・緑地を保全・活用する地区

- 優れた自然があり、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域*、保安林*、特別緑地保全地区*などに指定されている地区やその他のまとまりある良好な森林では、自然環境の保全を図るとともに、水源かん養機能*や多様な生物の生息・生育環境の確保を図ります。
- 公園や緑地では、レクリエーション機能の充実や防災性の向上などを図りながら、みどり豊かな潤いある環境づくりを進め、市民の交流の場の充実を図ります。

② 農林業を振興する地区

- 農用地区域*など生産性の高い優良な農地を中心とした地区では、農業生産基盤の強化を促進し、生産環境の向上と農業の活性化を図り、農地の保全・活用を図ります。
- 豊かな森林などが保全されている地区では、森林整備を図るとともに、林業の振興に向けて、さがみはら津久井産材の活用及び生産拡大を促進し、森林の適切な保全・活用を図ります。
- 農地や森林の保全を原則としつつ、営農環境の維持・向上を図るなど、地域の実情に応じた一定の土地利用を図ります。
- 都市部*の農地で緑地効果が期待できるものについては、生産緑地地区*に指定し都市環境の向上を図ります。

(3) 地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導（土地利用の整序）

無秩序な開発の抑制を基本としつつ、良好な自然環境や営農環境との調和を図り、地域コミュニティの維持など地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。

① 緑住集落地区

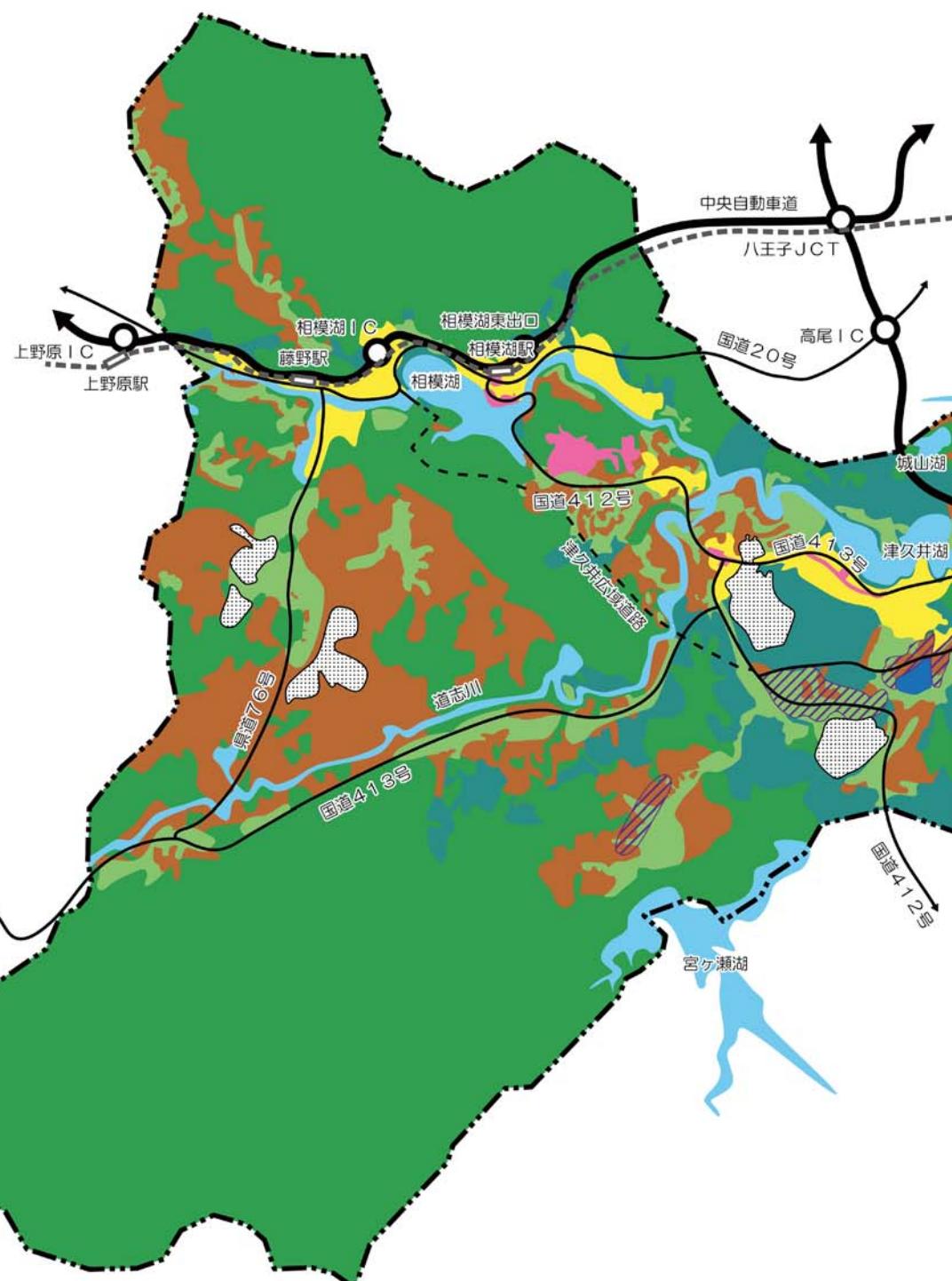
- 緑住集落地区では、無秩序な開発を抑制し、良好な自然環境や営農環境との調和を図りつつ、人口減少などを見据え、地域コミュニティの維持のため、開発許可制度*の適切な運用など地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用の誘導を図ります。

② 市街地と調和する地区

- 市街地と調和する地区では、市街化を抑制し自然環境を保全しつつ、土地利用の現状や今後の人口減少などを見据え、開発許可制度の適切な運用や地区計画*などの活用により、適切な土地利用を図ります。
- 市街化調整区域*内を通る幹線道路などの沿道では、開発許可制度の適切な運用により、当該地区にふさわしい秩序ある土地利用について検討します。

③ 森林と調和する地区

- 森林と調和する地区では、自然環境の保全を原則としつつ、周辺の土地利用動向を見据えながら、森林と調和する適かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。



凡　例

<都市的土地利用>

- 幅広い役割を持つ中心的な地区
- 商業（観光）を主体とした地区
- 住宅を主体とした地区
- 工業を主体とした地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）
- 新たな都市づくりを推進する地区
- 土地利用のあり方を検討する地区
- 適切な土地利用を誘導する地区

<自然的土地利用>

- 森林及び公園・緑地を保全する地区
- 農林業を振興する地区

<土地利用の整序>

- 緑住集落地区
- 市街地と調和する地区
- 森林と調和する地区

■ 主な大規模な施設
(学校、ゴルフ場等)

■ 米軍施設（課題地区）
■ 米軍施設
(共同使用区域)

■ 水域



土地利用方針図





4-2 都市力を高める都市づくりの方針

【現状と課題】

- ・人口減少や少子高齢化の進行により、経済規模、交流人口の縮小が懸念される中、本市は、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成や相模総合補給廠の一部返還による新たなまちづくりが予定されているなど、高いポテンシャルを有しています。
- ・首都圏南西部における広域交流拠点の形成に向けた橋本・相模原両駅周辺のまちづくりは、リニア中央新幹線を生かし、世界から「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を引きつける国土づくりのプロジェクトに位置付けられているなど、本市は、首都圏南西部の発展の源泉になるとともに、日本経済の成長を牽引していくことが求められています。
- ・市街地整備事業などの推進により、道路や下水道などのインフラ整備や企業進出などによるにぎわいの創出が進む一方、人口減少、超高齢化が進行し、地域コミュニティが希薄化する中では、より多くの人や企業に選ばれるよう、地域の特性を生かして住み、働き、生活する場を形成していくことが重要です。
- ・質の高い市民生活を確保していくためには、中心市街地や公共施設、生活利便施設などが集積している地域拠点などにおいて、日常生活を支える機能の集積を図るほか、道路や公園、下水道などの都市基盤^{けん}を整備・活用し、より利便性が高く安全・安心に暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- ・少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や後継者の不足、経済のグローバル化に伴う国内外の競争の激化などにより、内陸工業都市としての転換期にあるとともに、製造業における本社機能など、いわゆる業務機能の集積度が低く、市外への通勤者の増加による昼間人口の少なさが課題となっています。
- ・本市の強みであるものづくり産業をはじめ、様々な産業へのロボット導入やAI^{*}などの技術革新、産業の人材や情報などの交流、豊かな自然などの地域資源を活用するとともに、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置による交通利便性の向上などを通じて、新たな価値や魅力を創造し世界に向けて発信し、地域経済を活性化していく必要があります。
- ・今後、少子高齢化が進行する中、地域の再生や活性化の有力な手段として、観光に対する期待がますます高まり、訪日外国人観光客の増加などを背景として、国内外の観光客の獲得に向けた都市間の競争が激しくなることから、従来の取組に加え、本市の個性を際立たせるような新たな視点による観光施策の推進が必要です。

【基本方針】

(1) 「首都圏南西部における広域交流拠点」の形成

(橋本駅及び相模原駅周辺の一体的なエリア (未来を拓く さがみはら新都心))

橋本駅及び相模原駅周辺について、「未来を拓く さがみはら新都心」の形成に向け、環境共生の視点を踏まえつつ、高次都市機能^{*}の集積を促進するとともに、それぞれの特性を生かした機能分担のもとで、さらなる商業・業務機能の集積を図り、国内外を問わず三大都



市圏におけるアクセス性の高い立地特性を生かし、首都圏南西部における中心的な地区として周辺都市からの求心性を高める都市づくりを進めます。

また、東京中心部及び中京圏・近畿圏などの都市間との交流・連携の窓口機能を強化するために、リニア中央新幹線の駅整備を促進するとともに、広域的な交流を支える小田急多摩線の市内への延伸や相模線の複線化などを促進します。さらに、新たな公共交通網の構築を図るために、近隣市町村と連携し厚木・愛川方面への小田急多摩線の延伸に向けた取組を進めます。

① 橋本駅周辺の整備促進

- ・橋本駅周辺では、JR横浜線、JR相模線及び京王相模原線の鉄道3路線が乗り入れていることに加え、圏央道相模原インターチェンジに近接し、国道16号、国道129号、国道413号及び津久井広域道路*などの幹線道路も集中している交通結節点であることを生かした広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、リニア中央新幹線の駅設置を見据え、その恵まれた交通の要衝としての機能をより一層強化します。
- ・駅の南北間、隣接する商業地や公共施設との回遊性の向上を図り、橋本駅周辺の一体的な都市づくりを推進します。
- ・暮らす人、働く人、訪れる人などが広域的に交流するゲートとして、多様な都市機能*の集積を促進することで、産業の活力とにぎわいがあふれる都市づくりを推進します。



② 相模原駅周辺の整備促進

- ・相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地や共同使用区域を生かし、スポーツや文化など市民が憩い、にぎわう空間を創出するとともに、周辺地区の今後の発展の起爆剤となる新市街地の形成を進めます。
- ・小田急多摩線の延伸を見据え、相模原駅の交通結節点としての利便性の向上や、南北間の回遊性の向上による駅周辺の一体的な市街地の形成を進めます。





(2) 「都市の連携拠点」の形成（相模大野駅及び町田駅周辺の一体的なエリア）

相模大野駅周辺では、既存の文化、教育などの機能を生かしつつ、近接する町田駅周辺と連携し、さらなる都市機能*の集積を図ります。

これにより、広域圏における購買・余暇などのニーズに対応しながら市内外の交流を促進し、「都市の連携拠点」として拠点性の向上を図ります。

- 相模大野駅周辺地区は、小田急小田原線と小田急江ノ島線、国道16号と（都）町田厚木線など交通結節点であるとともに、大学や高校、相模女子大学グリーンホールといった文教施設と商業・業務施設が高度に集積する市の南の玄関口であることから、多くの人々が行き交うにぎわいある都市づくりを推進します。
- 商業地や周辺の集合住宅及び文教施設間の回遊性の向上を図り、相模大野駅周辺の一体的な都市づくりを推進します。
- 幹線快速バスシステムの導入に向けた取組を進め、本地区と北里周辺、麻溝台・新磯野地区、原当麻周辺などの拠点間の連携を強化し、本地区におけるにぎわいの創出を図ります。

(3) 「産業を中心とした新たな拠点」の形成

「産業を中心とした新たな拠点」においては、活力ある地域経済を創出して地域の雇用の拡大・促進を図るとともに、既存の緑地などの周辺環境との調和や環境負荷の低減に配慮するなど、環境と共生する都市づくりを進めます。

圈央道インターチェンジ周辺や津久井広域道路*の沿道において、新たな産業用地や居住の場などの整備による複合的なまちづくりや、多様な地域資源を生かした新たな拠点の形成を進めます。

① 当麻地区

- 当麻地区では、その恵まれた交通利便性を生かし、産業・みどり・文化・生活などが融合した新たな都市づくりを進める拠点として市街地整備を進めます。

② 麻溝台・新磯野地区

- 麻溝台・新磯野地区では、産業・みどり・文化・生活などが融合した新たな都市づくりを進める拠点として市街地整備を進めます。

③ 金原地区

- 金原地区では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」の充実・連携・相乗効果を生かし、既存の工業団地と一体となった拠点の形成を推進します。



(4) 地域資源を生かした観光振興

新たな観光資源の発掘と磨き上げを進めながら、地域の個性と地域資源のまとめを生かした観光エリアを形成します。また、都市型の観光交流を通じたにぎわいのあるまちづくりや、本市の持つ自然資源、歴史、文化などを生かした、各種のツーリズム*の推進を図り、質の高い体験・交流型のプログラムの提供などを行うとともに、快適に旅行できる環境の整備に取り組むことで、誘客を図り市内における観光周遊を促進します。

圏央道相模原インターチェンジ周辺の新たな拠点の整備やリニア中央新幹線の駅設置及び車両基地の建設など、大規模プロジェクトが進行中であり、それらを生かした観光交流の創出について検討を進めます。



① 「交流レクリエーション拠点」の形成

- 若柳地区では、民間テーマパークの魅力を活用し、本市の観光交流を牽引する拠点を形成するとともに、周辺の観光資源を生かした産業創出の拠点を形成します。

② 観光交流の核とする地区

- 宮ヶ瀬湖湖畔地区及びリニア中央新幹線関東車両基地建設予定地周辺などでは、車両基地などの新たな観光資源の整備を見据え、エリア内の回遊性を高め、観光交流の創出を図ります。
- 金原地区では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」を生かした観光交流の創出を図ります。

③ 観光交流を創出する地区

- 相模湖駅周辺地区及び相模湖湖畔地区では、周辺の歴史的資源などを含め、商業、観光、文化交流及び相模湖の情報発信地として地域における拠点の形成を図ります。
- 藤野駅周辺では、観光、芸術を中心とした体験・文化交流活動を行う澤井地区や牧野地区などへの交通結節点や情報発信地としての地域形成を図ります。
- 津久井湖、城山湖、相模川、道志川などの水に親しみエリアでは、自然環境を生かして、観光、文化、レクリエーションの拠点づくりを推進します。



- ・相模湖湖畔、津久井湖、相模川などの観光交流を促進する地区では、エリア内の回遊性を高めるとともに、相互のネットワークの形成を図り、観光交流の創出を図ります。

(5) 土地利用のあり方を検討する地区

- ・圏央道相模原インターチェンジ周辺や津久井広域道路*などの沿道では、産業の展開の可能性がある地区として、地域の雇用の創出に向け、周辺の環境に配慮しつつ、土地利用のあり方について検討します。
- ・圏央道相模原愛川インターチェンジへのアクセス道路などの沿道では、周辺の環境に配慮しつつ、都市の活力を生み出すための土地利用のあり方について検討します。
- ・リニア中央新幹線関東車両基地などが計画されている鳥屋地区では、土地利用の転換が見込まれていることから、車両基地の建設及び周辺の開発などが津久井地域の自然環境及び生活環境に配慮され、地域振興に資する取組となるよう誘導を図ります。

(6) 地域の活力向上

公共施設や商業施設などが集積している地域拠点などでは、地域特性に応じ生活サービスなどの機能を維持、誘導するとともに、公共施設の集約再編などにより、活力と魅力あふれる市街地環境を形成し、市民生活の利便性や快適性の維持・向上を図ります。



① 地域拠点などの形成

- ・「地域拠点」（淵野辺・上溝・小田急相模原・東林間・古淵）の周辺では、利便性の高い日常生活を営むための商業・サービスなどの都市機能*を維持、誘導し、地域と一体となった拠点を形成します。
- ・「生活拠点」（久保沢（城山総合事務所周辺）・中野（津久井総合事務所周辺）・相模湖駅周辺・藤野駅周辺・三ヶ木周辺・寸沢嵐周辺・田名周辺・北里病院周辺・原当麻駅周辺・金原周辺）では、身近な生活サービスなどの機能を地域に応じて維持、誘導し、地域住民の日常生活を支える拠点を形成します。

② 利便性や快適性を高める都市づくり

- ・地域に密着した商店街の特性を生かすため、誰もが自由に行き交うことができる歩行空間の充実や緑化及びまちなみの演出などにより、商業地の利便性や快適性の向上を促進します。



③ 地域に根ざした都市づくりの取組

- ・住民同士のコミュニティを生かし、地域のボランティア活動及び余暇活動などの地域の住民と商店街とが協働することにより、商店街の活性化や地域の活力ある都市づくりを促進します。

I 都市計画マスタープラン
の策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想
都市力と高める方針

V 区別構想

VI 実現化方策



凡例

- 首都圏南西部における広域交流拠点
- 都市の連携拠点
- 中心市街地
- 地域拠点
- 生活拠点

- 産業を中心とした新たな拠点
- 交流レクリエーション拠点
- 観光交流の核とする地区
- 観光交流を創出する地区
- 土地利用のあり方を検討する地区

- リニア中央新幹線
- リニア中央新幹線
: 車両基地
- 鉄道
- 鉄道（整備検討）
- 鉄道（構想）
- 幹線快速バスシステム
- 公共交通のあり方検討路線



都市力を高める都市づくりの方針図



- 自動車専用道路
- 自動車専用道路（構想）
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路（構想）
- 幹線道路
- 水域

0 1 5 10km



4-3 交通体系の方針

【現状と課題】

- ・新たな広域交通ネットワークとして圏央道が開通し、今後、リニア中央新幹線の駅設置が予定されるなど、本市を取り巻く交通環境は大きく変化しています。
- ・更なる広域交通ネットワークの形成は、人口減少や超高齢化が進行する中においても、都市機能*の集積、産業の活性化、交流人口の拡大など本市の持続的な発展に向けた礎になることから、リニア中央新幹線の建設や小田急多摩線の延伸の促進、圏央道インターチェンジへのアクセス道路の整備などに取り組む必要があります。
- ・市民の暮らしや地域経済活動を支える幹線道路や自転車道、バスターミナルなどの基盤整備や、コミュニティバス*、乗合タクシー*などの地域公共交通の導入を進めている一方、一部の地域では、人口減少による公共交通利用者数の減少やバス交通の収支率の悪化など、公共交通の維持確保に課題があります。このため、交通事業者や市民との協働により、鉄道、バス、タクシーなど公共交通の利便性向上や利用促進などに取り組み、交通弱者や来訪者などの移動手段を確保する必要があります。
- ・幹線道路や歩道、自転車道の未整備による生活道路への自動車の流入や自転車事故の発生など、依然として安全性に課題があることから、安心して移動できる道路環境を構築するほか、多様化する自転車の規格に対応した自転車駐車場の整備など、自転車利用環境の整備を進める必要があります。

【基本方針】

(1) 広域的な交流を支える広域交通ネットワークの形成

国内外から多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を創出するため、鉄道や道路の広域的なネットワークの形成を図ります。

① 鉄道ネットワークの形成

- ・リニア中央新幹線の円滑な建設及び駅設置を促進することで、名古屋圏・大阪圏など広域的な連携・交流を促進します。
- ・相模原駅・上溝駅への小田急多摩線の延伸に向けた取組を進めるとともに、近隣市町村と連携し、田名地域を経由する愛川・厚木方面への延伸に向けた取組を進め、新たな鉄道ネットワークの形成を図ります。
- ・輸送力の拡大による利便性の向上を図るため、鉄道事業者と連携し、運行本数の拡大やJR相模線の複線化を促進します。





② 広域的な道路ネットワークの形成

- ・広域的な都市活動により発生する自動車需要に対応するため、圏央道や中央自動車道の整備を促進します。
- ・周辺都市間との交流・連携を支える、インターチェンジへのアクセス道路や隣接都市と接続する道路などの整備を推進します。
- ・都市計画道路*は、社会情勢や交通状況の変化、目指すべき都市構造等を踏まえ、必要性や経路、構造の検証などにより見直しを行い、その位置付けや配置、整備の優先度を検討し、住民や関係機関との調整を図りながら整備します。



(2) 安心して移動できる地域交通の形成

効率的で利便性の高いバス路線網を構築するとともに、コミュニティバス*、乗合タクシーなど地域に応じた公共交通の維持確保により、公共交通を基幹とした多様な交通の連携を図り、自家用車から公共交通への利用転換を推進します。

また、市内の拠点間をつなぐ地域内幹線道路の整備とともに、自転車利用環境の向上に取り組み、安全で安心して移動できる道路環境の充実を図ります。

① 地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成

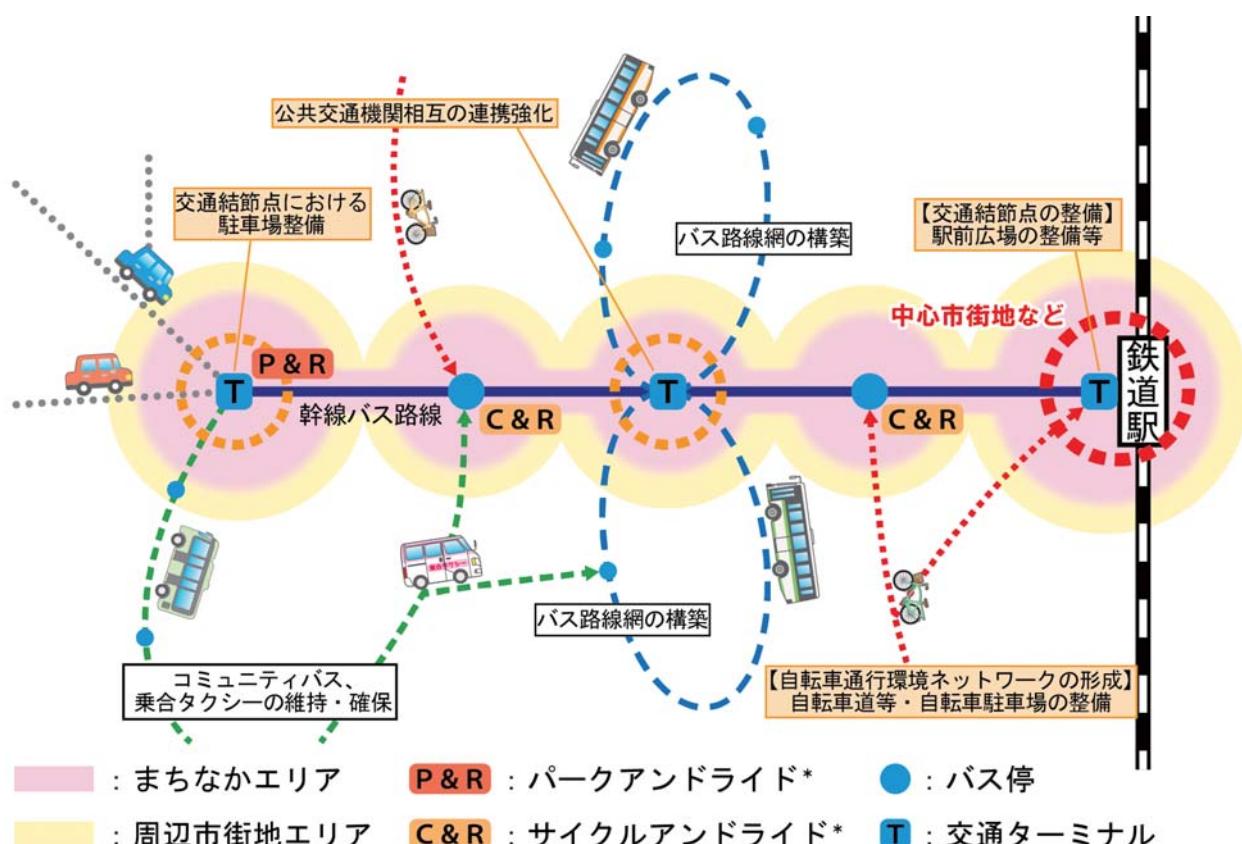
- ・交通ターミナル間を結ぶ路線とそれを補完する路線を設定することにより、市民の日常生活を支える効率的で利便性の高いバス路線網の構築を図ります。
- ・市南部地域の拠点間の連携強化、交通利便性の向上、環境負荷の軽減などを図るため、幹線快速バスシステムの導入に向けた取組を推進するとともに、他地域への展開を検討します。
- ・津久井広域道路*の交通利便性を生かし、津久井広域道路を活用したバス路線の一部再編、公共交通の維持確保など橋本駅と津久井地域をつなぐ公共交通のあり方について検討します。
- ・市内の拠点間の連携強化や生活圏域を支える公共交通ネットワークの形成のため、鉄道やバス路線網を補完するコミュニティバスや乗合タクシーの維持確保に向けた取組を市民、事業者との協働により進めます。
- ・公共交通の維持が困難な地域については、住民自助、共助、公助による機能維持を図る取組を進めます。
- ・自動運転などの新技術による技術革新の動向を捉え、新たな公共交通のあり方を検討します。



② 公共交通の利便性向上と利用促進

- 公共交通への利用転換を促進するため、鉄道駅や交通ターミナルなどと接続するバス路線網の構築や自転車通行環境ネットワークの形成を図ります。
- 鉄道駅や交通ターミナルなどは、バス、タクシー、自転車など様々な交通が結節するところから、駅前広場や自転車駐車場などの整備をはじめ、バス総合案内システムなどの情報提供の充実により、乗り換えの利便性向上を図ります。
- 交通渋滞の緩和や公共交通の利用促進を図るため、駅周辺などにおける交通の円滑化や公共交通利用に向けた意識啓発などの取組を進め、自家用車から公共交通への利用転換を促進します。

<参考：公共交通を基幹とした多様な交通の連携のイメージ>





③ 地域における道路環境の充実

- ・交通渋滞の解消や生活道路への通過交通の流入抑制、市内の拠点間や生活圏域となっている周辺都市との円滑な連携のため、広域的な道路網に効率的かつ効果的に接続し、多様な地域活動を支える道路の整備を推進します。
- ・安全で安心して移動できる道路環境の充実を図るため、交差点改良や踏切道の立体交差化を計画的に行うことや交通安全施設などの整備を推進します。
- ・歩道整備やバリアフリー化*、路上放置自転車対策、無電柱化など、歩行者の移動環境の充実に向けた取組を推進します。
- ・日常生活や消防・救援活動に支障をきたす狭い道路の拡幅整備や、通過交通が多い道路などの安全対策を進め、地域の安全性や利便性の向上及び通学路の安全性の確保に努めます。

④ 自転車利用環境の整備

- ・安全で快適に通行できる自転車走行空間を創出するため、自転車道や自転車レーンなどの整備・拡充を図り、自転車通行環境の向上に取り組みます。
- ・多様な駐車需要に対応するため、民間事業者との適切な役割分担・連携を図りながら、自転車駐車場の整備や拡充、駐輪スペースの確保、既存自転車駐車場の改善などを進めます。
- ・健康増進や環境負荷の低減に寄与する自転車の利用環境を充実させるため、民間活力を生かしたシェアサイクル*の導入など自転車を活用したまちづくりを検討します。





埼玉・

中部方面

名古屋圏・
大阪圏方面

凡
■■■ リニア中央新幹線
□□□□□ リニア中央新幹線 : 車両基地
— 鉄道
··· 鉄道（整備検討）
○○○○○ 鉄道（構想）
●●●●● 幹線快速バスシステム
— 幹線バス路線（構想）
○○○○○ 公共交通のあり方検討路線
● 交通ターミナル（駅以外）
● 交通ターミナル（構想）



上信越方面

交通体系方針図



0 1 5 10km

I 都市計画マスターplan
の策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想
交通体系の方針

V 区別構想

VI 実現化方策

4-4 環境と共生する都市づくりの方針

【現状と課題】

- 本市は、豊かな自然環境と多様な都市機能*を併せ持ち、様々なみどりや生物が生息・生育しており、市民の生活にやすらぎと潤いを与えてくれています。
- 恵み豊かなみどりや水資源を将来の世代に継承していくよう、生物多様性の重要性・必要性について広く普及啓発を行うとともに、多様な主体と相互に連携・協働し、生物多様性の保全や活用に取り組むよう促すことで、自然環境と多様な都市機能の調和を図ることが必要です。
- 快適で安全な生活を送るためには、自然がもたらすやすらぎや心地良さを感じられる生活環境をつくることが必要です。
- 生態系への影響や大きな自然災害など気候変動の影響が顕在化しており、本市においても、持続可能な社会をつくるため、環境負荷の低減や循環型社会の形成、気候変動リスクを踏まえた都市づくりが必要です。

【基本方針】

(1) 水とみどりの織りなす骨格構造の形成

中山間地域*に広がる森林地帯、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などの水辺空間、相模川をはじめとする河川、身近なみどりといった市を特徴付ける自然環境を保全し、「水とみどりの骨格構造」を形成します。

① 「都市緑化ゾーン」

- 木もれびの森や河川沿いの斜面林などのまとまった緑地、公園、広場、農地、街路樹など、主に都市部*の緑化や身近な自然の保全・再生を図る地域を「都市緑化ゾーン」に位置付けます。

② 「水源保全ゾーン」

- 自然公園*である丹沢大山国定公園や、県民の貴重な水がめとなっている相模湖や津久井湖、道志川などの水源地としての水源かん養機能*、生物の生息・生育環境や優れた自然景観などの豊かな自然環境と人々が共生しながら、主に中山間地域の水源の保全・再生を図る地域を「水源保全ゾーン」に位置付けます。

③ 「水とみどりの軸」

- 相模川とその斜面林、道志川、横山丘陵緑地などの斜面林と一体となった道保川、姥川、八瀬川及び市境を形成する境川を「水とみどりの軸」に位置付けます。
- 環境保全や景観形成、生物多様性の確保などのためのつながりをもった自然空間として保全します。



④ 「水とみどりの核（自然公園）」

- 市域を越えた自然が連なり、豊かな緑や幾多もの沢、水源かん養機能*や生物の生息・生育環境を形成するなど多様な機能を有する丹沢大山国定公園、県立陣馬相模湖自然公園及び県立丹沢大山自然公園を「水とみどりの核」に位置付けます。

⑤ 「水とみどりのふれあい交流拠点」

- 2つのゾーンと水とみどりの軸が交わるとともに、豊富な自然資源である津久井湖や城山湖、県立津久井湖城山公園などの大規模な公園のほか、一都六県を結ぶ自然歩道である関東ふれあいの道などが立地し、人、自然、まち、文化、歴史などが交流するエリアを「水とみどりのふれあい交流拠点」に位置付けます。



⑥ 「みどりの拠点」

- 相模湖林間公園、相模原北公園、横山公園などの大規模な公園や、市街地に残された貴重な緑地である木もれびの森、東林ふれあいの森などを「みどりの拠点」に位置付けます。
- みどりの保全を図るとともに、スポーツ・レクリエーションなどの利用や防災の観点から整備を推進します。

⑦ 「水辺の拠点」

- 相模湖や津久井湖、宮ヶ瀬湖といった大規模な水辺のほか、親水空間の形成を図る主な水辺を「水辺の拠点」に位置付けます。
- 市民や来訪者が水辺に親しめる空間として、既存の親水空間を適切に管理するとともに、自然環境や生態系に配慮しながら新たな親水空間の創出を図ります。

⑧ 「自然活用による交流」

- 市域を越える広域的な視点で、水とみどりを捉え、豊かな水とみどりを活用し、自然と人のふれあいや交流の創出を図るために、管理者や隣接都市などと連携しながら、観光案内機能や散策路の整備などを推進します。

(2) 恵み豊かな自然環境の保全

恵み豊かなみどりや水資源を将来の世代に継承していくよう、森林の保全・活用や、水源の水質保全、生物多様性の保全を推進します。



① 森林の保全・再生と林業の振興

- ・丹沢山地及び陣馬山に代表される山々は、周辺都市と連携した形で原生林が広がり、国定公園などの指定を受けているため、大切に保全し後世に継承します。
- ・私有林の所有者が実施する整備に対する支援とともに、市有林の計画的な整備を推進します。
- ・舗装整備により森林施業の負担軽減を図るとともに、林道の適切な維持管理を行います。

② 水源環境の保全・再生

- ・適切な森林の維持管理を進め、水源かん養機能*の向上を図るとともに、相模湖をはじめ、津久井湖・宮ヶ瀬湖など県民の貴重な水がめである湖の水質や自然環境を保全するとともに、水や自然とふれあい親しむ空間として活用を図ります。

③ 生物の生息・生育状況の把握と適切な保護・管理

- ・市内における生物の生息・生育状況の把握に努め、特定外来生物*の防除をはじめとする生物の適切な保護・管理や、多様な生物が生息・生育できる環境の保全・創出に関する取組を通じて、地域の特性に応じた生物多様性の保全活動を推進します。

(3) 自然を感じられる生活環境づくり

地域特性を生かした魅力ある公園の整備のほか、緑地・河川・街路樹の整備など、身近な自然やみどりと調和し、生物多様性の保全に配慮した環境づくりを推進します。

① まとまりのあるみどりの保全・創出

- ・相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区、河川沿いや段丘沿いの斜面林など、豊かなみどりの保全・再生を推進します。



② やすらぎと潤いのある水辺環境の形成

- ・豊かな自然の中を流れる相模川・道志川・串川をはじめ、境川・道保川・鳩川・姥川・八瀬川といった都市部*を流れる河川や中山間地域*を流れる水路においては、自然環境に配慮した河畔林などの適正管理や多自然川づくり*により、良好な水辺環境の形成に取り組みます。

③ 身近なみどりの保全と創出

- ・公共施設内のみどりの保全に取り組むとともに、街路樹や街路植栽の充実などを推進します。
- ・みどりをつなぐルートとして、安全で快適に移動できる緑道の整備を推進します。
- ・市民緑地・保存樹林・保存樹木の制度などの適正な運用を図ります。
- ・緑化重点地区では、重点的に公園緑地などの整備や緑化を図ります。
- ・工場や大規模マンションなどの大規模開発の際の緑化指導を適切に実施します。
- ・その他の民間施設や住宅において、敷地内の緑化や建物の屋上・壁面緑化など、身近なみどりの創出を促進します。

④ 魅力ある公園づくりの推進

- ・地域ごとの利用者のニーズや特性を生かし、市民の憩いの場となるような魅力的な公園の整備を推進します。
- ・大規模公園から身近な公園・緑地などの各施設の安全性や機能・役割の発揮が図られる適切な公園管理を推進します。
- ・さまざまな事業主体との連携や市民参画による多角的な利用など、さらなる公園の利活用を推進します。



⑤ 農地の保全と活用

- 農業の果たす役割の重要性が増す中、食料供給・環境保全・防災などの多面的機能をもつ農地を大切にしたまちづくりを推進します。
- 市街化調整区域*や中山間地域*に多く存在する優良農地では、農業生産基盤の整備などにより保全を図るとともに、各地域の特性を踏まえ、体験農園や農家レストランなどとしての農地の活用を検討し、農とふれあう場としての活用を図ります。
- 市街化区域*内の農地は、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区*制度などを活用し、その維持に努めます。また、営農継続による維持を促進しつつ、市民農園や農家レストランへの活用などを検討します。



⑥ 適切な水循環への取組

- 市街地における道路や公園などの基盤施設、公共施設や民間建築物の敷地内では、雨水浸透施設*の設置や緑地の確保を促進するとともに、市街地の緑地を保全し、地下水のかん養を図るなど適正な水循環を確保するための取組を進めます。
- 神奈川県の貴重な水源地としての重要な役割を担っている本市においては、相模川流域の自治体、水資源供給先の自治体との環境施策面での連携を図り、環境負荷の低減に取り組みます。

(4) 環境負荷の低減

再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー化、資源循環の推進など、環境負荷の低減に向けた取組を推進します。

① 低炭素社会の形成に向けた取組

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的な利用促進や、省エネルギー設備の導入に向けた支援などに取り組むとともに、地域と連携して低炭素型のライフスタイルへの転換を促します。
- 次世代クリーンエネルギー*自動車の普及や交通基盤の整備などの推進とともに、未利用エネルギー*の活用や防災面に有益な分散型電源の導入を推進します。
- 温室効果ガスの削減に大きな効果がある森林について、市民や事業者との連携・協力による保全・再生を推進します。
- 幹線道路網の形成や交差点改良などによる渋滞軽減、公共交通の利用促進、過度な自動車利用の抑制と相乗りの呼びかけなどにより、交通需要と環境負荷の低減に努めます。



- ・公共施設での緑化・省エネルギー化に取り組むとともに、民間建築物での同様の取組を促進します。
- ・二酸化炭素などの吸収源である森林や緑地、夏場の高温化を抑制する水辺空間の保全・創出とネットワーク化を図ります。

② 循環型社会の形成に向けた取組

- ・建設廃棄物の減量化やリサイクルなど、発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用などの資源循環に関わる取組を促進します。

③ 気候変動適応策の推進

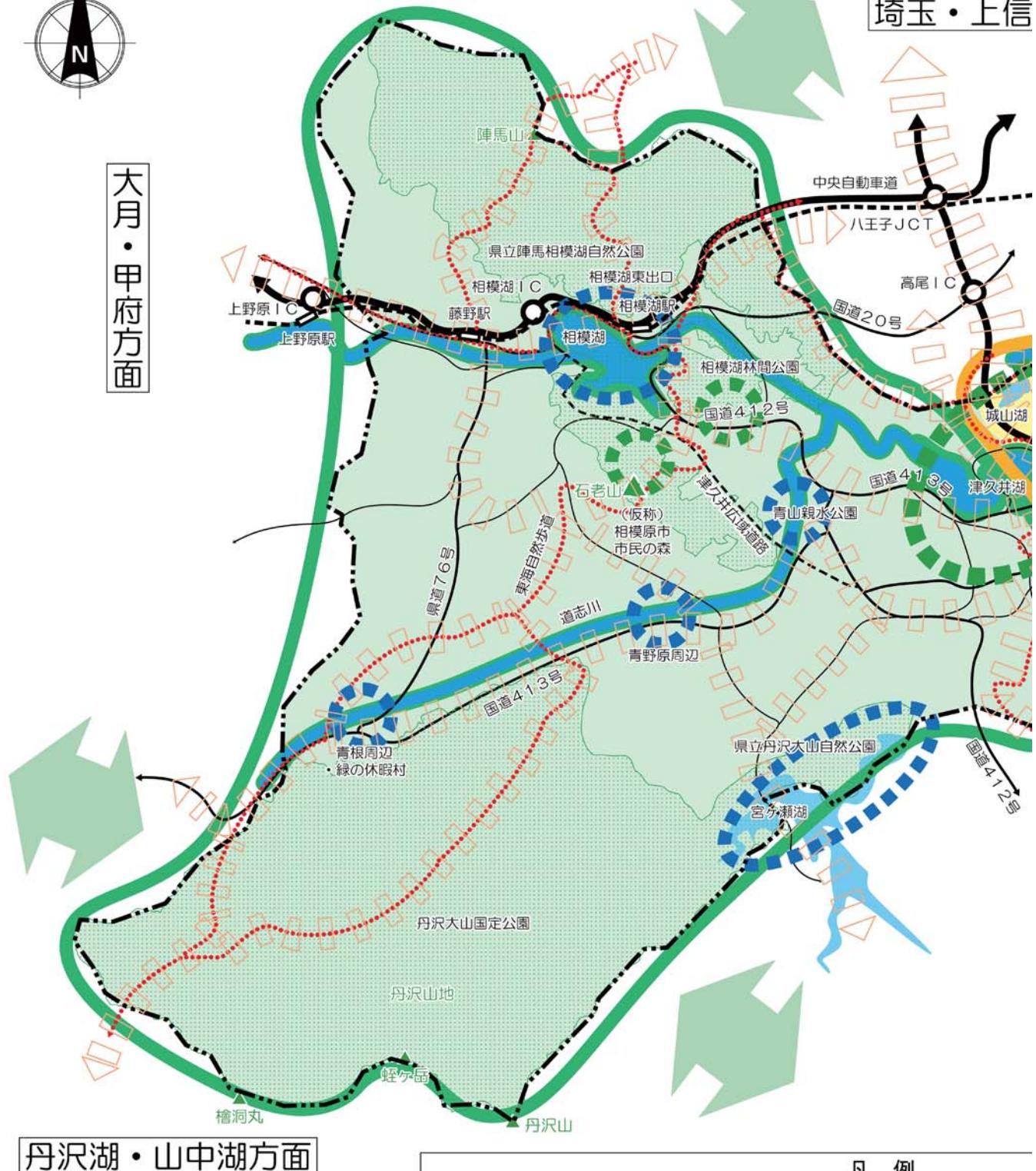
- ・本市の地域特性を踏まえた水害や土砂災害に強い都市づくり、ヒートアイランド現象*の緩和などにより地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避・軽減などを図ります。



大月・甲府方面

高尾方面

埼玉・上信



丹沢湖・山中湖方面

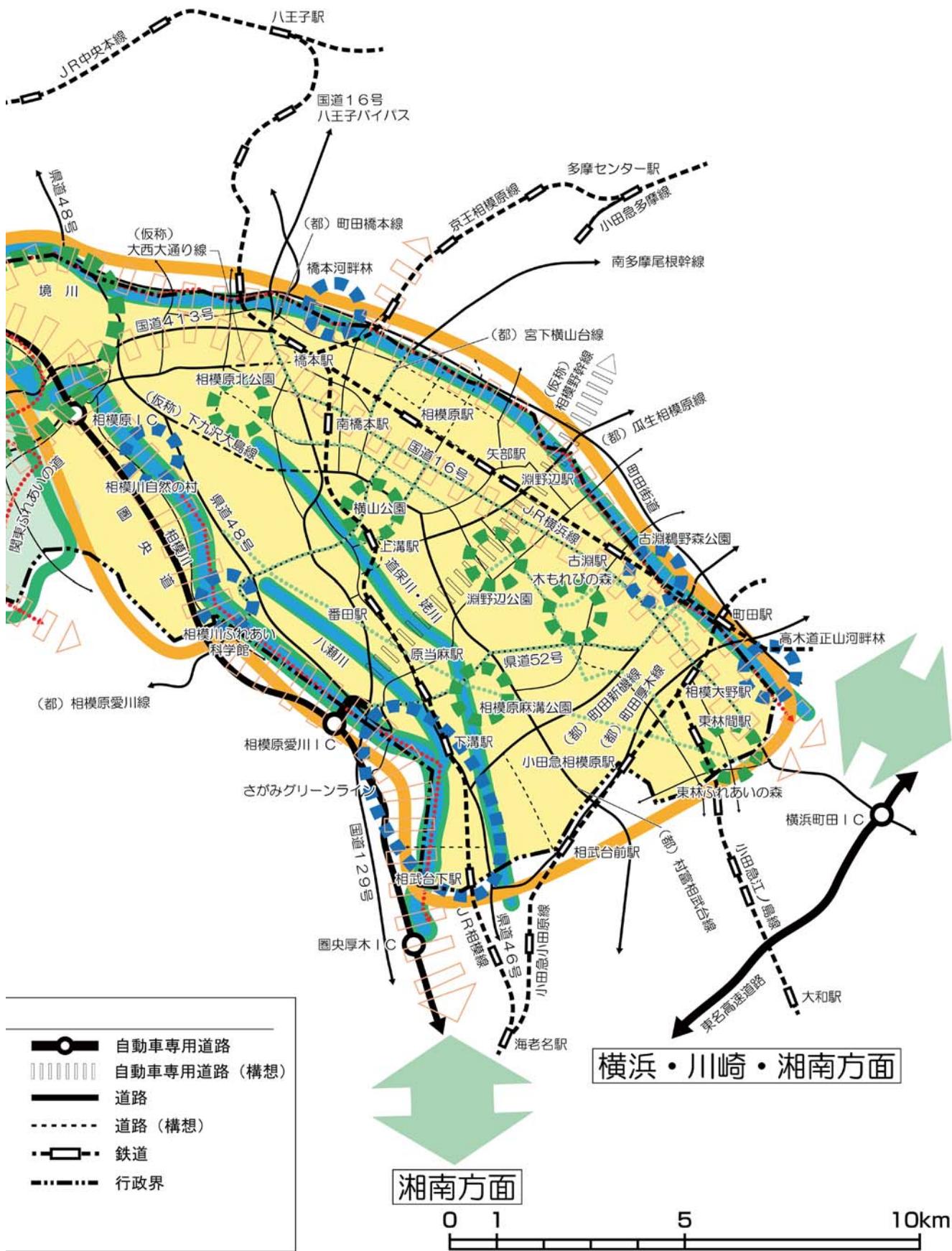
凡例

	くらしとにぎわいのゾーン (都市緑化ゾーン)		水とみどりの軸
	うるおいといこいのゾーン (水源保全ゾーン)		軸や拠点を結ぶ 主要な街路樹・緑道
	水辺の拠点		主な自然歩道など
	みどりの拠点		みどりの連なり
	水とみどりの ふれあい交流拠点		自然活用による交流
	自然公園(水とみどりの核)		



越方面

水とみどりの方針図

I 都市計画マスター・プラン
の策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想
都市環境と共生する
都市づくりの方針

V 区別構想

VI 実現化方策

4-5 都市づくり関連施設の方針

【現状と課題】

- ・上下水道、廃棄物処理施設、河川関連施設などは、安全で快適な暮らしや産業活動を支える重要な基盤施設として、適切な維持管理を図るとともに、必要な施設の新規整備を検討・推進することが必要です。
- ・維持管理や更新に当たっては、資源循環や自然環境保全への配慮、耐震性の向上などに留意することが必要です。

【基本方針】

(1) 上水道の適切な維持管理

- ・県営水道供給区域を除く簡易水道*、小規模水道*などの事業区域（津久井地区・藤野地区の一部）では、安全で良質な飲料水の安定供給のため、上水道の適切な維持管理を推進します。

(2) 下水道の適切な維持管理と計画的整備

① 生活排水対策の推進

- ・水源地やその他の公共用水域*の水質保全など、環境に配慮した水環境の維持・構築に向けて、生活排水対策として、公共下水道（汚水）の整備を進めるとともに、高度処理型浄化槽の整備、浄化槽の設置を促進します。
- ・合流式下水道*区域においては、計画的に分流化を推進します。

② 雨水対策の推進

- ・集中豪雨による局所的な浸水被害を防ぐため、河川整備と連携して効果的な雨水対策を推進します。
- ・雨水浸透施設*の整備促進により、雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養を図ります。

③ 下水道施設の適切な維持管理

- ・健全な下水道経営を進めるために、下水道施設の適切な維持管理による延命化や有効利用を図ります。
- ・緊急輸送道路*などに埋設している重要な下水道施設について、優先的に耐震化を推進します。



(3) 廃棄物処理施設などの適正配置

- 市民の日常生活や事業者の事業活動に伴って排出されるごみやし尿を適正に処理するため、将来を見通した廃棄物処理施設の計画的な整備を図ります。
- 資源のリサイクルを推進するため、情報の周知や啓発などの施策を推進するとともに、民間事業者との連携を図りながら、再生利用・資源化について取組を進めます。
- 産業廃棄物処理施設などの設置に当たっては、工業系用途地域*への誘導や、事前手続を実施することで関係住民などの相互理解を深め、生活環境の確保を図ります。



(4) 自然環境と人との調和が取れた川づくり

- 市民の生活や財産を水害から守るため、河川改修や調整池*の設置などの治水施設の整備を推進します。
- 地域特性を生かして、親水護岸や散策路など、親水空間づくりを検討・推進します。
- 相模川、串川、道志川、秋山川などの国や県が管理する河川や湖についても、安全性や環境の維持向上に努めるとともに、管理者と連携しながら観光資源などとしての有効活用策を検討し協議・推進します。



(5) 火葬場の整備

- 高齢化の進行に伴う今後の火葬需要に対応するため、(仮称)新斎場の整備に向けた取組を推進します。



4-6 魅力的な景観づくりの方針

【現状と課題】

- ・景観に配慮した建築物や身近な緑が増加するなど、市全域において景観誘導が着実に図られている一方、市特有の景観資源を生かした個性的な景観づくりは進んでいません。
- ・豊かな自然を有し、多様な都市機能*を併せ持つ都市として、広域交流拠点の形成による風格のある市街地や、愛着や誇りの持てる周辺環境と調和したまちなみなどの魅力的な景観を形成するためには、多様な主体との連携・協働による地域特性に応じた景観づくりや貴重な景観資源の保全などに取り組む必要があります。

【基本方針】

(1) 骨格的な景観づくり

都市部*の市街地や川沿いの低地などからなる「まちなみ景域」、中山間地域*の山地と湖などからなる「やまなみ景域」、地域の顔となる駅周辺や公園などの「景観拠点」、地域をネットワークする道路や河川などの「景観軸」について、地域特性やその骨格的要素を生かした景観づくりを進めます。

① 「まちなみ景域」の形成

- ・相模原台地上に集積する多様な都市機能を生かし、全体としてのまとまりに配慮した魅力ある「まちなみ景域」を形成します。
- ・相模原台地の上段の市街地が形成されている地域は「まちの地域」として、にぎわいと個性あふれる景観形成を進めます。
- ・城山地域から下流の相模川とその周辺に広がる斜面林や農地などの多様な自然的資源と市街地が近接する地域は、「川とまちの地域」として、水辺にふれあえる豊かなみどりの映える景観形成を進めます。

② 「やまなみ景域」の形成

- ・中山間地域の豊かな自然環境と調和した「やまなみ景域」を形成します。
- ・津久井地域から上流の相模川や道志川、串川周辺に市街地や集落地が形成されている地域は「湖と里の地域」として、潤いのある景観を形成します。
- ・丹沢山地及び陣馬山に代表される山々や、その中に点在する農地や集落からなる地域は「山と里の地域」として、落ち着きのある景観を形成します。





③ 「景観拠点」の形成

- ・橋本・相模原・相模大野の各駅周辺は、「都市の景観拠点」として、活力とにぎわいの感じられる景観を形成します。特にリニア中央新幹線の駅や相模総合補給廠の一部返還地及びその周辺での新しい景観を形成します。
- ・淵野辺、上溝、小田急相模原、東林間、古淵、原当麻、相模湖及び藤野の各駅周辺は、「地区の景観拠点」として、地域特性を生かした景観を形成します。
- ・当麻、麻溝台・新磯野、金原の各地区は、「新たなまちづくりの景観拠点」として、周辺環境と調和した新しい景観を形成します。
- ・若柳地区は、「交流・レクリエーションの景観拠点」として、周辺の自然環境や観光資源を生かし、にぎわいのある景観を形成します。
- ・相模原北公園、横山公園、淵野辺公園、県立津久井湖城山公園などの主要な公園や（仮称）相模原市市民の森を「みどりの景観拠点」として、みどりを保全するとともに、市民に親しまれる景観を形成します。
- ・相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖や、八景の棚・三段の滝周辺・水郷田名地区・相模川自然の村公園などを「みずの景観拠点」として、親水性を生かし、自然と調和した景観を形成します。

④ 「景観軸」の形成

- ・横山丘陵及び相模川沿いの斜面林を「みどりの景観軸」として、連続する緑のスカイラインの景観を保全します。
- ・相模川・境川・道志川とその周辺を「みずの景観軸」として保全し、水辺の景観を楽しめる場の整備など、やすらぎや親しみが感じられる景観を形成します。
- ・まちなみを印象付ける主要な街路などを「みちの景観軸」として、風格や個性が感じられる景観を形成します。

(2) 地域の魅力を高める景観づくり

建築行為などに対し、周辺環境と調和した色彩などの誘導を行い、豊かな自然と市街地の景観を良好に保全します。

また、まちなみふさわしい屋外広告物の規制や誘導により、潤いのある豊かな自然景観とにぎわいや風格のある市街地景観を形成し、地域の魅力を高めます。

① 重点的な景観づくり

- ・積極的に景観形成を図る必要がある地区は、景観形成重点地区*の指定に向けた取組を進めます。
- ・景観重要樹木*を有する市役所前さくら通り地区や新たなまちづくりを行う地区等においては、住民等との合意形成を図りながら、地区の個性的な景観資源を生かした独自のルールづくりを行います。



② 住宅地・集落地の景観づくり

- 隣接する建築物が調和した中高層住宅地、みどり豊かで落ち着きが感じられる低層住宅地、自然と調和した郊外の住宅地や集落地など、地域特性を生かした景観を形成するとともに、より良い景観の維持・増進のために景観協定*などの地区的ルールづくりを促進します。

③ 商業地の景観づくり

- 商業地は、個性豊かでにぎわいの感じられる景観を形成します。また、地区特性にふさわしい屋外広告物の掲出の促進により、地域の魅力の向上を図ります。

④ 工業地の景観づくり

- 工業地では、敷地内の緑化や建物の形態意匠に配慮した景観形成を誘導するとともに、住宅地に混在する中小規模の工場についても、周辺環境と調和した景観形成を促進します。

⑤ 公共施設における先導的な景観づくり

- 市役所、区役所、公民館、図書館などの公共施設は、地域の景観を先導する施設として、景観に配慮した維持管理を行うとともに、再編整備や建替えの機会には、より良好な景観の形成に配慮します。
- 道路や公園などの公共施設は、無電柱化や市民の憩いの場の創出などにより、良好な景観の形成に配慮します。
- 「公共施設サイン整備指針」に基づき公共サインの整備を図ります。

⑥ 田園景観の保全

- 中山間地域*及び市街化調整区域*にみられる農地の広がる景観を大切に保全します。



⑦ やまなみ景観への配慮

- ・丹沢山地などの山々への眺望に配慮した景観形成を進めるとともに、事業用太陽光発電設備の設置に対する適正な景観誘導方策を検討します。

(3) 心を豊かにする身近な景観づくり

市民に親しまれている景観資源の保全・活用や、人々にやすらぎや潤いを与える身近な緑の創出などにより心を豊かにする景観形成を進めます。

また、歴史や文化を生かした景観や生態系に配慮した環境にやさしい景観を形成します。

景観づくりへの関心を高めるための普及啓発などに取り組み、市民との共有財産であるより良い景観を次代に引き継ぎます。

① 歴史や文化を生かした景観づくり

- ・旧甲州街道の風情を残す街並みや神社仏閣のある街並み、里山の風景などを保全・活用します。
- ・景観重要建造物*及び景観重要樹木*の指定を推進します。
- ・藤野地区などにおける古民家活用など、新しい文化の創造につながる取組における景観誘導方策を検討します。



② 環境にやさしい景観形成

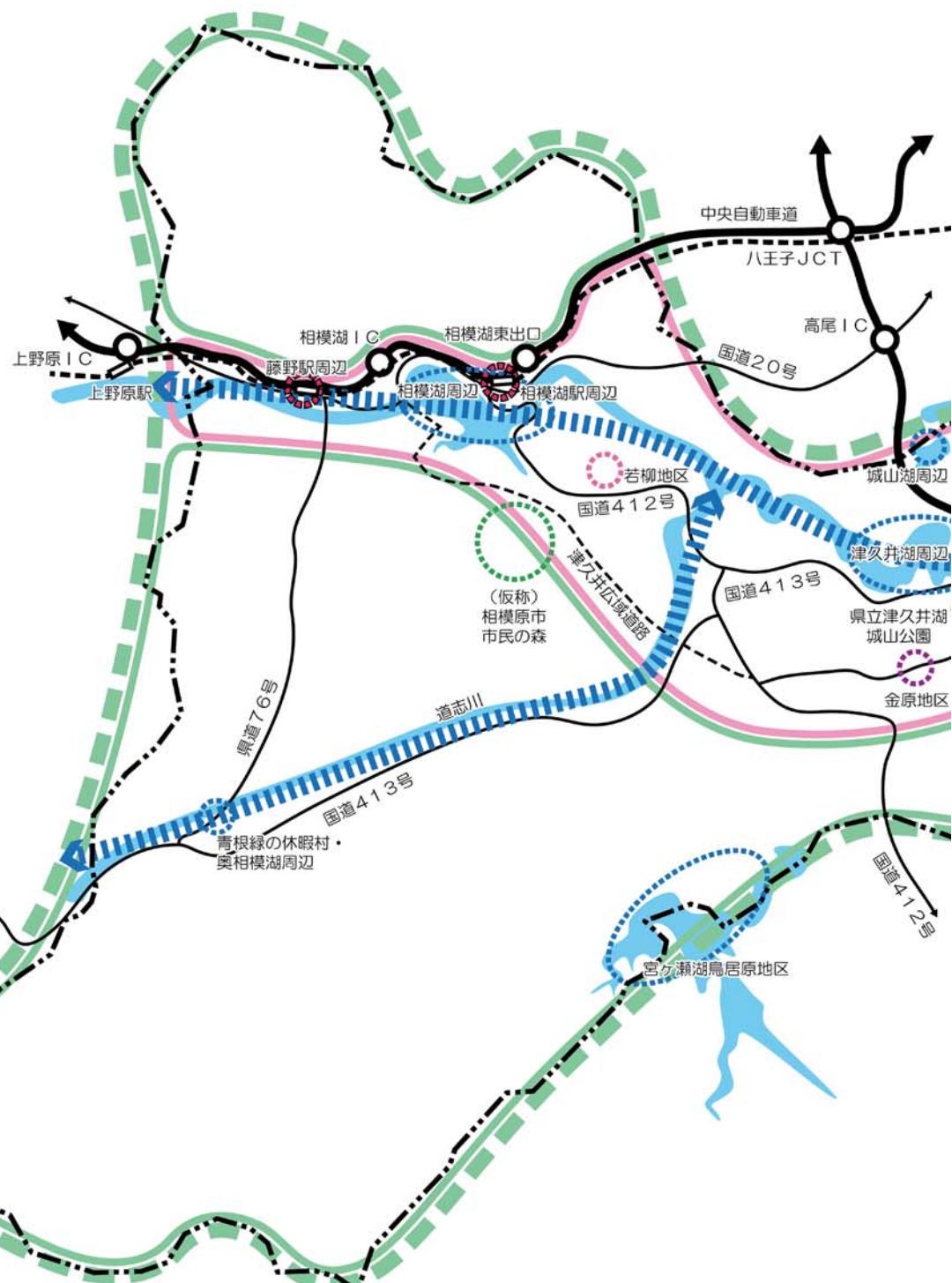
- ・水、みどりなどの自然的資源を保全・育成するとともに、素材や工法の工夫による生態系に配慮した環境にやさしく持続性や快適性を兼ね備えた景観形成を進めます。

③ 人にやさしく心地よい景観形成

- ・多くの人が心地よく景観を実感できるよう、眺望の場の保全・整備を進めるとともに、視覚的な美しさに留まらず、音や香り、季節感を通じて心地よさを五感で感じられる良好な景観を形成します。
- ・誰もが快適に暮らせるよう段差や勾配の少ない道路や公共施設整備を進めるとともに、周辺のまちなみと調和した歩行空間の充実など、景観に配慮したユニバーサルデザイン*を推進します。

④ 市民参加による景観づくり

- ・市民やまちづくり団体などの活動を支える仕組みや制度の充実とともに、行政の推進体制の充実・強化を図ります。
- ・普及啓発活動や情報提供、参加機会の充実など、市民の景観づくりへの関心を高める取組を推進します。



凡例

	まちなみ景域		都市の景観拠点	
	やまなみ景域		地区の景観拠点	
	まちの地域		新たなまちづくりの景観拠点	
	川とまちの地域		交流・レクリエーションの景観拠点	
	湖と里の地域		みどりの景観拠点	
	山と里の地域		みずの景観拠点	



魅力的な景観づくりの方針図





4-7 快適な住環境づくりの方針

【現状と課題】

- ・市営住宅の計画的な供給や住宅の耐震化の促進などにより、安全で安心なまちづくりが進んでいる一方、空き家の増加やマンションの老朽化などによる、防災、防犯、景観、衛生上の問題のほか、少子高齢化の進行や20歳代から30歳代までの就職・住宅購入世代の転出超過などに起因した、地域コミュニティの希薄化による住環境の質の低下が懸念されています。
- ・多様な主体との連携・協働により、誰もが安全で安心して暮らせる住生活の実現や地域特性を生かした質の高い住環境の形成などに取り組むことが必要です。

【基本方針】

(1) 地域特性を生かした住環境の形成

安全で快適な住環境の形成とともに、地域の特性を踏まえた住宅の規制・誘導を図ります。また、ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備を推進します。

① 安全で快適な住環境の形成

- ・市街地整備、道路整備、公園整備などにより防災性の高い都市空間形成を図るとともに、耐震化の促進などにより住宅の防災性の向上を図ります。
- ・暗所や死角の解消などによる見通しの確保などを防犯対策活動とともに推進します。
- ・住民などへの災害の危険性が高い区域における危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。



② 地域特性や住環境を踏まえた住宅の規制・誘導

- ・豊かな住環境の形成に向けて、時間をかけながら、地域特性を踏まえた適正な居住の誘導を図ります。
- ・住宅と工場が混在している地区では、住環境と操業環境との調和を図ります。
- ・土地区画整理事業*などの都市基盤*整備により、適切な土地利用を図ります。
- ・良好な環境が形成されている住宅地の環境保全などのため、住まいや生活道路などに関するルールづくりなどを促進します。



③ 地域の実情に応じた活動の支援・担い手の育成

- 空家等の住宅ストック*や地域資源を活用し、民間事業者・NPO*・地域住民などの関係者が主体的に地域課題に取り組むことができる環境づくりを促進します。

④ 多様な住み方のできる環境の整備

- 価値観が多様化する中、都市部*と中山間地域*が共存する本市の特性を生かし、様々な住み方を選択できる住環境の整備を推進します。
- 利便性の高いまちなかへの居住の誘導やライフステージに応じた住み替えの支援を図ります。

(2) 良質な住宅ストックの形成

良質な住宅ストックの確保とともに、空家等の対策に取り組み、適正管理の促進を図ります。また、空地等を活用して、コミュニティの維持・活性化を推進します。

① 良質な住宅ストックなどの確保

- 快適に使用できる質の高い住宅の供給を促進するとともに、既存の住宅ストックの適切な維持管理や質を高めるリフォームの促進などにより、持続性の高い住宅地づくりを促進します。
- 省エネルギー・省資源などの取組と連携し、良質な住宅の供給を促進します。

② 空家等の適切な管理と利活用の促進

- 今後の人口減少の進行などを背景とした空き家問題に対し、総合的な対策を実施するため、調査・研究・情報収集を実施します。
- 管理不全な空家等の解消に向け取り組むとともに、危険性の高い空き家に対しては、法に基づく処置により解決を図ります。
- 空き家や中古住宅に関する情報提供、地域の特性に応じた活用策、流通促進に向けた支援を行うことで、空き家の利活用を促進します。

③ 空き地の有効活用の促進

- 住環境の悪化をもたらす側面のある空き地の有効活用のための啓発、民間事業者への紹介などを推進します。
- 地権者や地域との協働により、借地による広場利用などの可能性を検討します。

④ 分譲マンション・団地の適切な維持管理と再生支援

- 分譲マンション・団地の管理組合による適正管理を、関係団体と連携して啓発します。
- 分譲マンション・団地が、将来管理不全とならないように、長寿命化や円滑な修繕が可能となるように取組の支援を行います。



- ・団地の実態把握と共に、適正管理や複合利用の検討などを支援し、団地再生に向けた取組を促進します。

(3) 安心して暮らせる住生活の実現

誰もが安心して暮らせる住生活の実現とともに、重層的な住宅セーフティネット*の構築により、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。また、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた安全で快適な都市空間の形成を図ります。



① 若年世帯・子育て世帯への居住支援

- ・若年世帯や子育て世帯が快適に居住できる住宅の供給促進や住環境の形成を図ります。

② 高齢者世帯などへの居住支援

- ・高齢者などが安心して住み馴れた地域で住み続けることができる住環境の形成を図ります。
- ・住宅のバリアフリー化*など、住みやすい住宅づくりを支援します。

③ 住宅に困窮する世帯への居住支援

- ・空き家・空き室情報の活用、住宅市場との連携を検討します。
- ・市営住宅の適正管理により、長寿命化などを推進します。



4-8 災害に強い都市づくりの方針

【現状と課題】

- ・近年、震災や水害などの甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しており、本市においても、台風による大規模な土砂災害などの被害が発生しています。このような災害は、いつ発生するか予測することが難しく、日頃から発生に備えた安全対策を講じておくことが求められています。
- ・本市では、これまで災害に強い都市基盤*を形成し、市民一人ひとりが災害に対し備えるよう、防災・減災の取組を進めてきましたが、想定外の事態をなくすべく、今後も他自治体などとの連携を図りながら更なる取組を進め、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

【基本方針】

(1) 地震災害に強い都市づくり

地震災害への対策としては、計画的な都市基盤の整備・保全の推進を前提に、「点」(建物や公共公益施設)、「線」(幹線道路) 及び「面」(地域) の各機能の強化の観点から、必要な施策・事業を推進し、地震災害に強い都市構造の形成を目指します。

① 減災・避難・救援のための空間の確保

- ・幹線道路沿道の建築物の耐震性の向上や、都市計画道路*の整備促進により延焼遮断帯*として機能する都市空間を確保します。
- ・幹線道路網の整備や沿道建物の適正な誘導による避難・救援機能などの強化を図ります。
- ・緊急輸送道路*に指定された区間を中心に無電柱化を推進します。
- ・災害時の避難場所となる公園・広場などのオープンスペースを計画的に確保し配置します。



② 都市施設の耐震性などの向上

- ・緊急輸送道路をはじめとした道路・橋梁・下水道などの土木インフラの耐震化を推進します。
- ・消火栓の充実や耐震性貯水槽の整備などを推進します。

③ 住宅市街地の防災力の向上

- ・市民参加の都市づくりの中で、防災力の向上に向けた取組を促進します。
- ・生活道路網の充実(狭い道路の拡幅)、オープンスペースの確保(公園・広場・建物周り・都市農地など)などの市街地の整備を図ります。
- ・住宅、建築物、ブロック塀などについて、安全性に関する意識啓発や耐震性の向上を促進します。



- ・不燃化促進のための防火地域・準防火地域の指定や意識啓発などを検討します。
- ・地盤の安全性を確保するため、特に大規模な盛土地域の現況調査を実施し、情報提供や啓発などを実施します。

④ 「事前復興」の取組

- ・地震災害による被害を想定し、その後の復興の姿を平時から検討する、「事前復興まちづくり」の取組を推進します。

(2) 風水害に強い都市づくり

風水被害の軽減・解消のため、河川の治水機能の向上、雨水排水施設の整備、一時貯留や流出抑制のための浸透施設の整備などを推進します。



- ・鳩川、道保川、ハ瀬川、姥川などの治水機能の向上を図るとともに、自然環境に配慮した計画的な河川整備を進めます。
- ・雨水管の整備や歩道の透水性舗装など、雨水処理や一次貯留機能の向上を図るとともに、保水機能や遊水機能をもつ森林、緑地、農地などを保全します。
- ・護岸施設・柵渠施設・貯留浸透施設（学校貯留など）の老朽化への対策を推進します。
- ・開発事業における貯留施設の設置など、適正な整備を促進します。
- ・緊急輸送道路に指定された区間を中心に無電柱化を推進します。
- ・住民などへ水害のおそれがある区域における危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。

(3) 土砂災害に強い都市づくり

土砂災害対策として、急傾斜地の点検と必要に応じた法面対策工事、砂防工事*などの治山・治水事業などを県と連携を図りながら推進します。



- ・緊急輸送道路*や山間部、河岸段丘などの道路沿いにおいて、災害の危険性の高い崖地の点検や、対策工事などの道路災害防除事業を推進します。
- ・県の急傾斜地崩壊対策事業や土石流の発生防止のための砂防事業など、防災対策の更なる推進を要望します。
- ・開発事業に対して法面対策の徹底など、適正な整備を促進します。
- ・住民などへ土砂災害のおそれがある区域における危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。



I 都市計画マスターplan
の策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

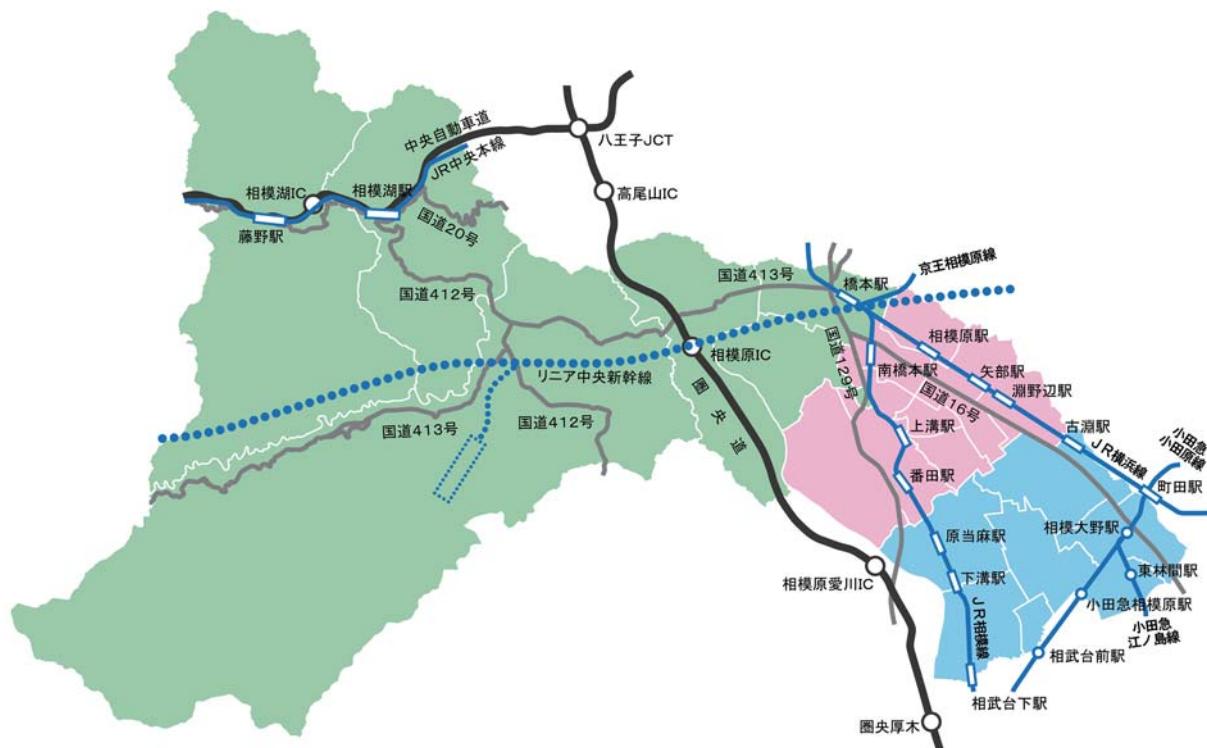
IV 全体構想

V 区別構想

VI 実現化方策

V 区別構想

区別構想は、全体構想に示された都市づくりの方針、相模原市総合計画*の区別基本計画における区の目指す姿・取組目標・取組の方向と連携・整合の上、各区の特性に応じた都市づくりの方向性を示すものです。





1 緑区

1-1 緑区の現況と課題

(1) 緑区の現況

① 人口・世帯数

- 平成27年の国勢調査における緑区の人口は、約17.4万人で市全体の24.1%を占めます。推移をみると、平成22年まではゆるやかな増加傾向にあったものの、平成27年には減少に転じています。
- 世帯数は約7.1万世帯で、1世帯当たりの人員は約2.44人となっています。1世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、核家族化や単身世帯の増加がみられます。

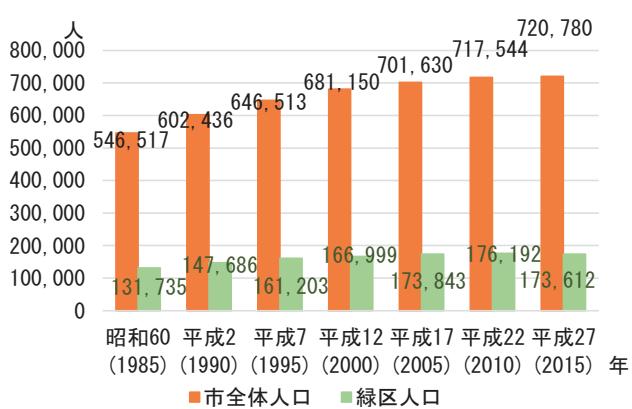
＜人口・世帯の現況＞

	緑 区	市 全 体
総人口	173,612人	720,780人
年少人口	21,474人(12.4%)	88,850人(12.4%)
生産年齢人口	108,099人(62.7%)	454,821人(63.6%)
前期高齢者人口	25,662人(14.9%)	98,321人(13.8%)
後期高齢者人口	17,170人(10.0%)	72,719人(10.2%)
世帯数	71,182世帯	311,188世帯
世帯あたり人員	2.44人/世帯	2.32人/世帯
人口密度	6.8人/ha	21.9人/ha
面積	25,393ha	32,891ha

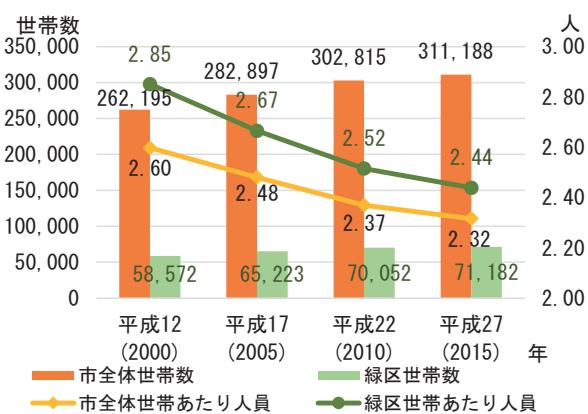
※総人口は年齢不詳分も含むため年齢3区分の合計と一致しない

出典：平成27年国勢調査、平成30年版統計書

＜総人口推移＞



＜世帯数推移＞



※平成12年は小地域集計から区ごとに作成

平成17年は神奈川県統計センターHP情報から区ごとに作成

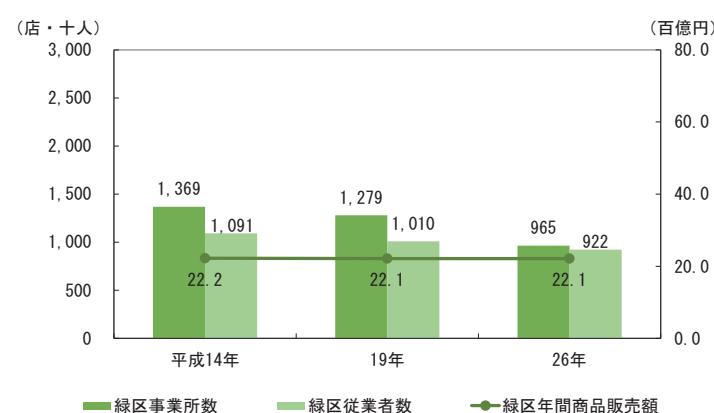
出典：国勢調査（各年）



② 産業動向

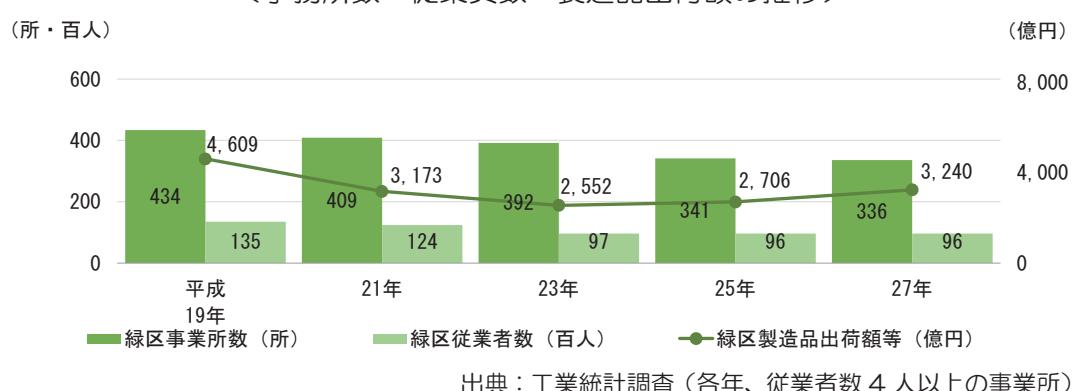
- ・産業分類別の第2次産業（製造業など）が2割程度、第3次産業（サービス業）が8割程度を占めています。
- ・卸売業・小売業の事業所数及び従業者数は減少傾向である一方、年間商品販売額は、横ばい傾向となっています。
- ・事業所数、従業者数は減少傾向である一方、製造品出荷額等は近年増加傾向にあります。
- ・観光客数及び観光客消費額は平成27年に大幅に増加しましたが、平成29年は減少しています。

<産業別事務所数及び従業員数（平成26年）>



※平成26年は統計調査方法の変更があったため、前回統計の数値との比較はできません。

<事務所数・従業員数・製造品出荷額の推移>



<観光客数と観光客消費額の推移>



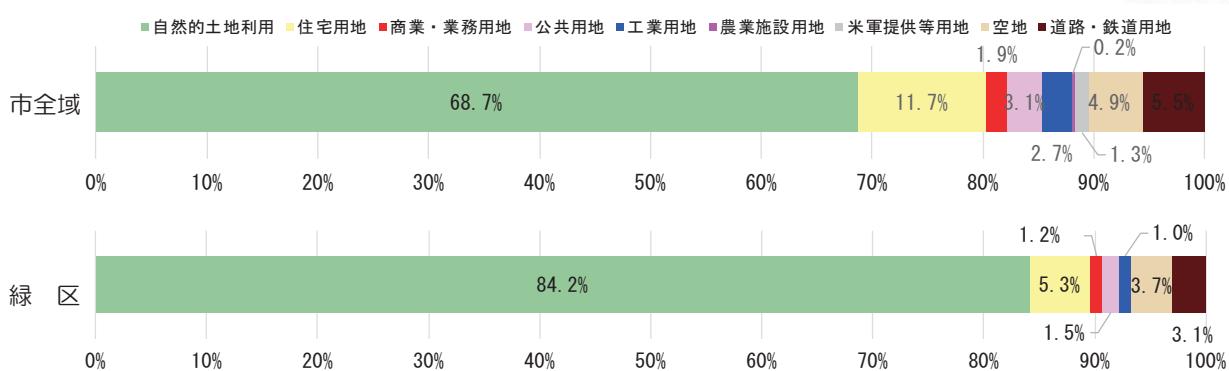
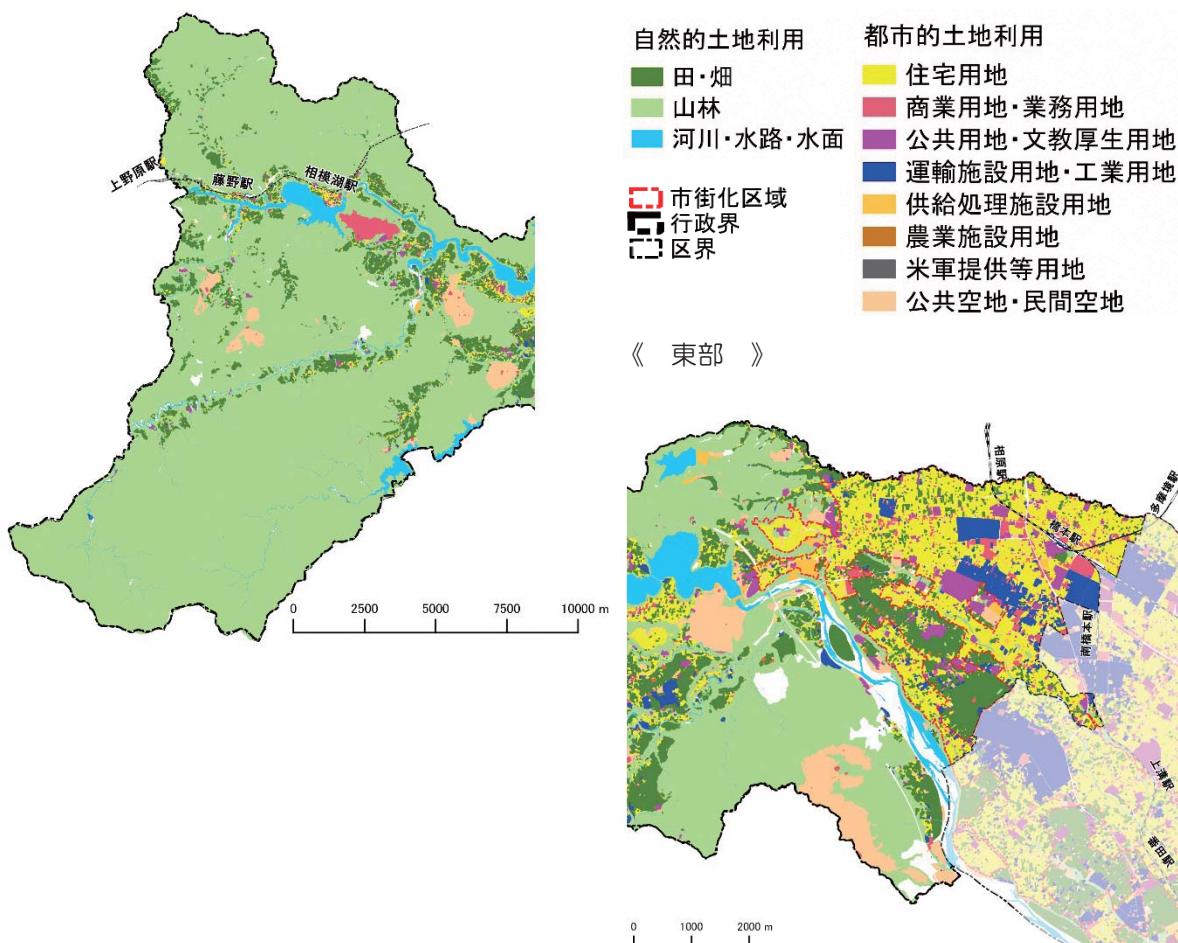


③ 土地利用

- ・緑区は自然的土地利用が8割強、都市的土地利用が1割強となっています。
- ・東部の市街化区域*内には住宅地が広がっているほか、西部の国道20号や国道412号沿道にも低層住宅を中心とした住宅がみられます。
- ・南橋本駅の周辺には大規模な工場が立地しています。
- ・国道16号や国道413号の沿道には商業地としての土地利用がみられます。
- ・西部の中山間地域*には、山林や農地など自然的土地利用が広がっています。

<土地利用現況>

《 西部 》



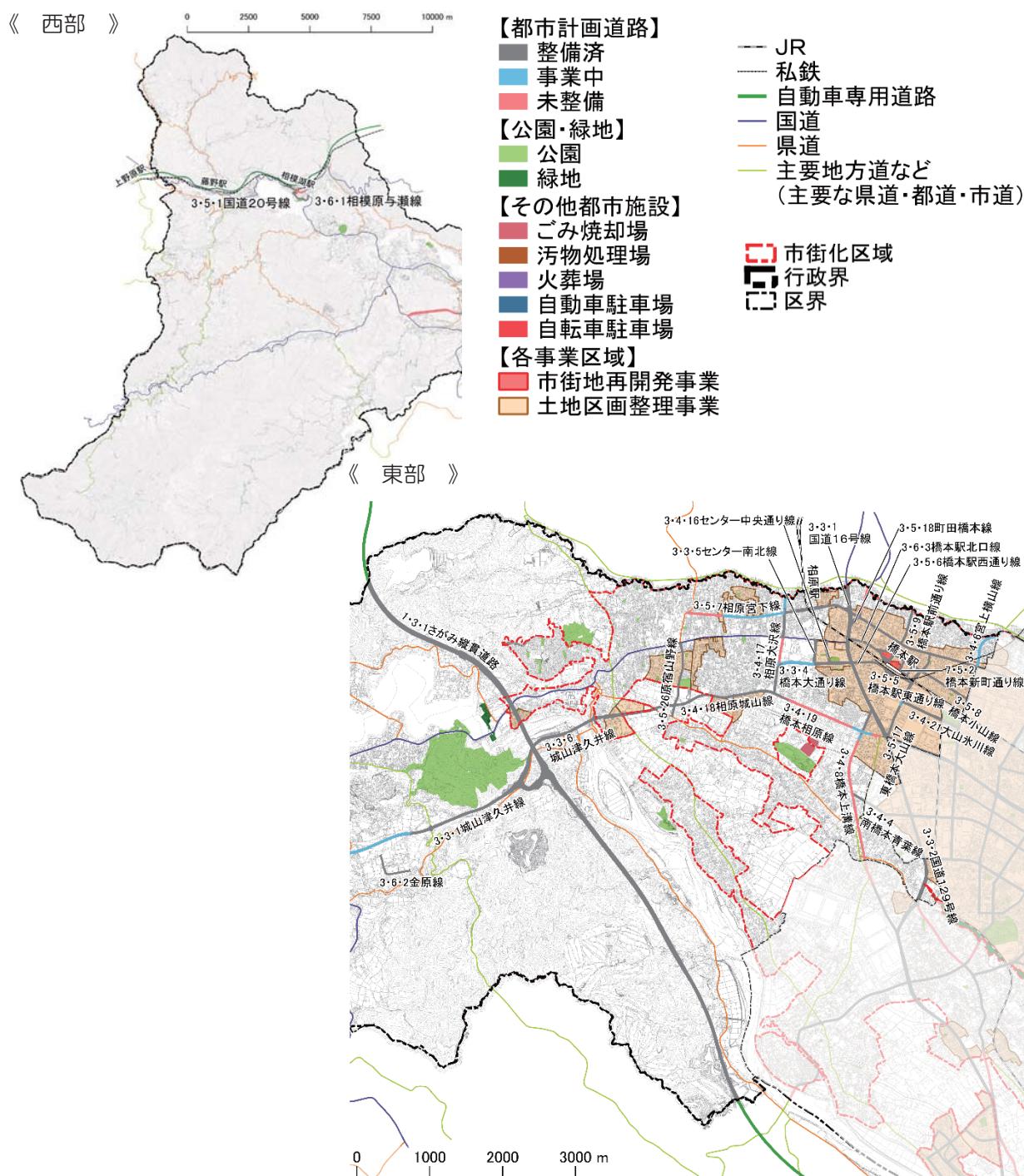
出典：平成27年都市計画基礎調査から作成（相模総合補給廠一部返還などを反映）



④ 市街地整備と幹線道路網

- ・区の東部の一部は、戦前の「軍都計画」に基づく土地区画整理事業*が施行されたことから、敷地形状が整形で、道路などの都市基盤*が整っています。
- ・相模湖駅前や橋本駅周辺でも土地区画整理事業が完了しており、橋本駅周辺の2地区では市街地再開発事業*も施行されています。
- ・都市計画道路*として（都）国道16号線や（都）城山津久井線などを定めており、そのうち、（都）城山津久井線や（都）宮上横山線など的一部が事業中です。

〈市街地開発事業*及び都市計画道路などの状況〉



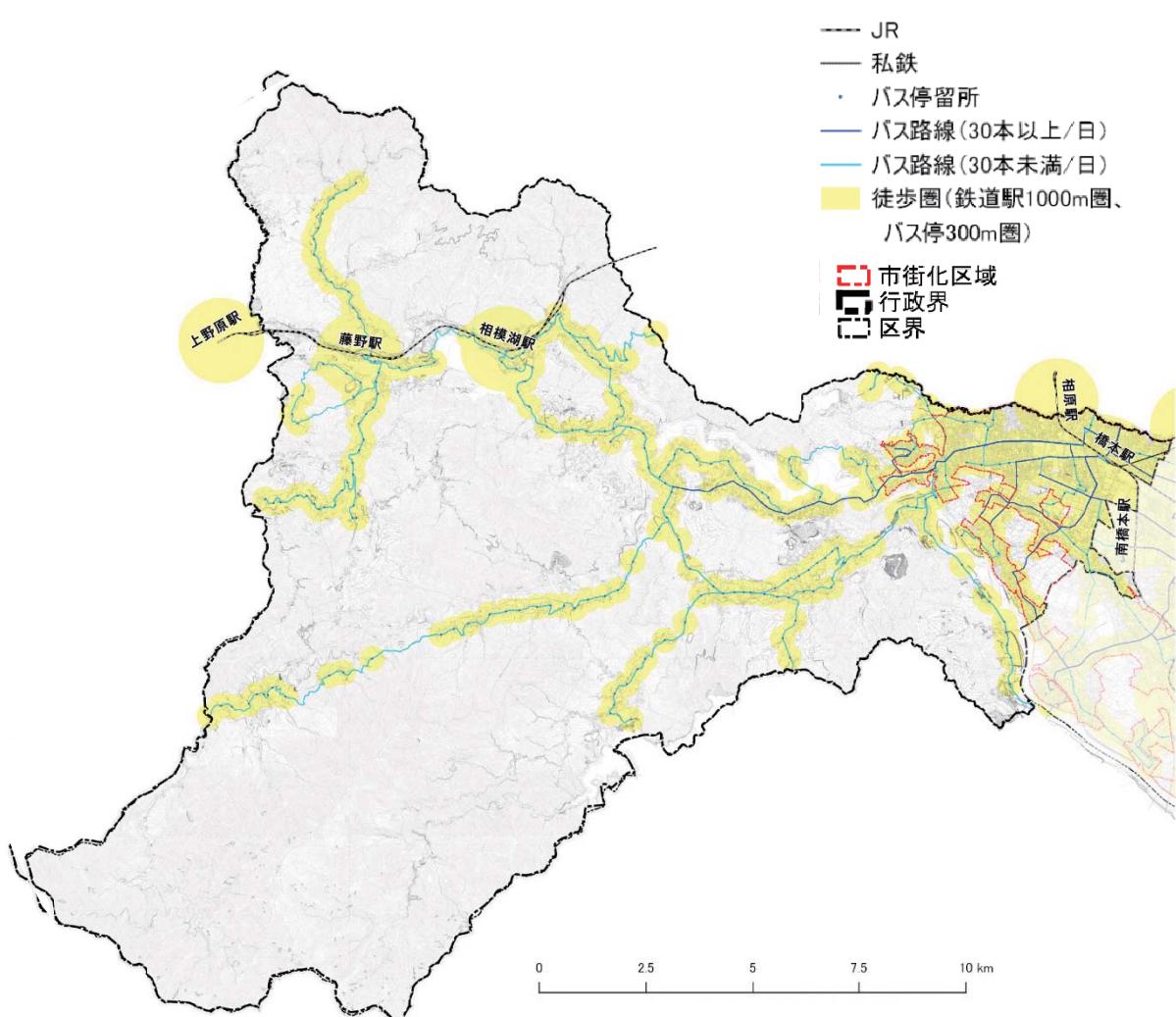
出典：相模原市資料（令和元年6月）



⑤ 公共交通

- ・鉄道としてJR横浜線、JR相模線、JR中央本線及び京王相模原線があり、区内には橋本駅、相模湖駅及び藤野駅があります。
- ・バス交通網は、市街化区域*をおおむね網羅しています。西部の中山間地域*では、集落におけるバス交通網は、おおむね網羅されているものの、1日の運行本数が30本未満/日の路線が多い状況です。

<鉄道網及びバス路線の現況図>



出典：国土数値情報、交通事業者 HP 情報から作成（平成31年4月）



⑥ 水とみどり

- 中山間地域*には、豊かな自然環境を有する丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などがあります。
- 都市計画公園*として、県立津久井湖城山公園、相模湖林間公園、相模原北公園などがあります。
- 相模川沿いの斜面林や若葉台地区の南側斜面が特別緑地保全地区*（市街地近郊における緑地を保全するもの）に指定されています。
- 区内には相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖、城山湖及び奥相模湖があります。

〈自然公園*・都市公園・緑地等の分布〉

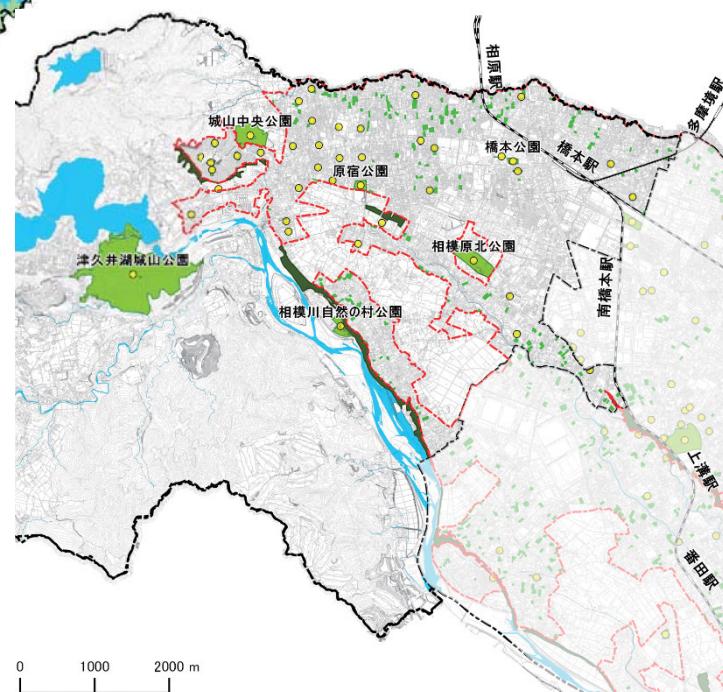
《 西部 》



- 都市公園_中心点
- 都市公園
- 特別緑地保全地区
- 生産緑地地区
- 自然公園地域
- 水域

- 市街化区域
- 行政界
- 区界

《 東部 》



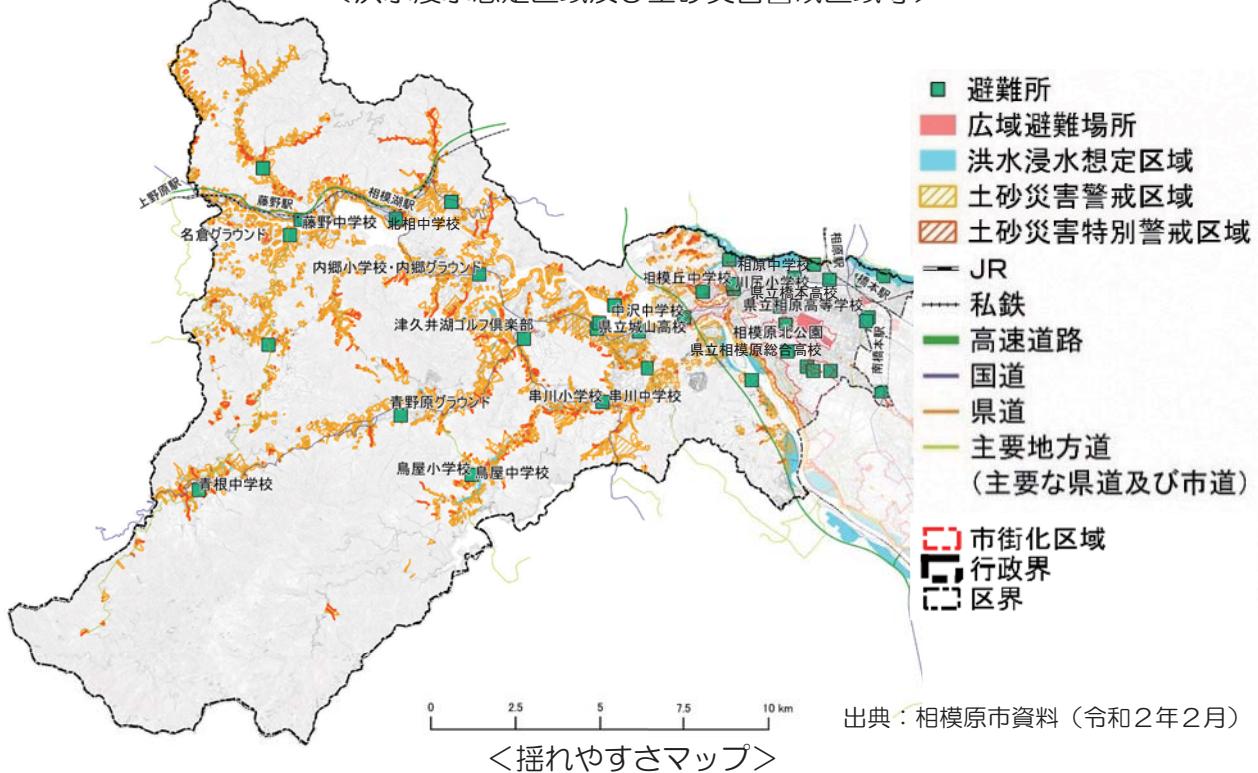
出典：相模原市資料（平成 29 年 6 月）



⑦ 想定される自然災害

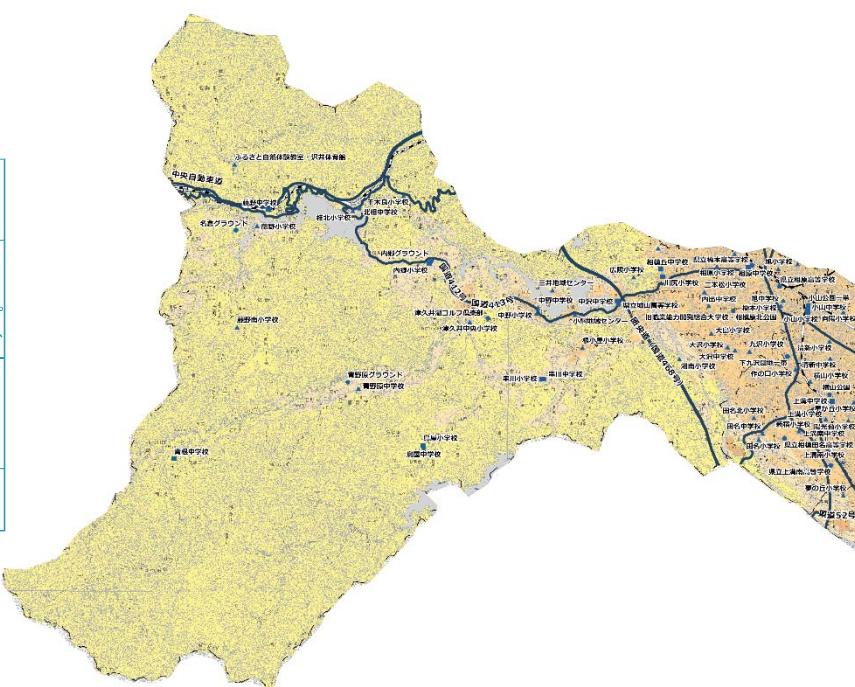
- ・水害に関しては、境川や相模川沿いの一部の地域において、洪水浸水想定区域*に指定されています。
- ・中山間地域*においては、土砂災害特別警戒区域*や土砂災害警戒区域*の指定箇所があります。
- ・地震災害に関しては、最大震度6強の揺れに見舞われる箇所が想定されます。

<洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等>



出典：相模原市資料（令和2年2月）

震度階級	計測震度	建物の状況
震度7	6.5以上	※市内では 6.4以上 計測されていません 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増え、耐震性の高い木造建物でも、まれに倒れことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものがある。
震度6強	6.4 6.3 6.2 6.1 6.0	耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものがある。
震度6弱	5.5以上 6.0未満	耐震性の低い木造建物は、瓦が落したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。



出典：地域別揺れやすさマップ（緑区全体）



(2) 緑区の課題

■ 土地利用

- ・橋本駅周辺における本市の中心市街地及び首都圏南西部の玄関口にふさわしい土地利用の誘導
- ・生活拠点における既存の都市機能*・都市基盤*ストックを生かした市街地形成
- ・住宅地や工業地など個性や特色を生かした土地利用の誘導
- ・住宅と工場などの用途混在地区における適切な土地利用
- ・相模原IC周辺における適切な土地利用
- ・丹沢大山国定公園などの自然環境やまとまった農地の適切な保全と活用
- ・人口減少下における既存集落のコミュニティや地域活力の維持
- ・既存施設を活用した観光拠点の整備及び観光客が訪れるための基盤づくり

■ 交通

- ・津久井広域道路*など広域幹線道路の整備
- ・橋本駅周辺における「首都圏南西部における広域交流拠点」にふさわしい交通機能の強化
- ・幹線道路などの交通渋滞の解消（国道16号、国道413号など）
- ・安全に利用できる道路環境の整備や維持管理
- ・地域の実情にあった公共交通機関などの交通ネットワークの形成
- ・中山間地域*における移動手段の維持確保

■ 自然環境

- ・県立陣馬相模湖自然公園などの自然環境の適切な保全と活用
- ・市の中核となる「水とみどりのふれあい交流拠点」の保全と機能強化
- ・相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖、相模川、道志川などの水質保全や親水空間の形成
- ・身近な都市公園の整備及び活用の促進
- ・農地や里地里山の保全と活用

■ 景観

- ・橋本駅周辺における活力とにぎわいのある景観形成
- ・生活拠点における周辺の自然環境に配慮した景観形成
- ・歴史的まちなみや文化財を生かした景観形成
- ・丹沢大山国定公園、湖、河川など豊かな自然環境を生かした景観形成

■ 住環境

- ・橋本駅周辺における魅力ある住環境の形成
- ・人口減少などに伴う、住宅地や住宅団地における空き家の増加への対応
- ・老朽化した市営住宅の適切な維持管理
- ・住宅地、集落など様々な特性の住環境の維持
- ・産業系施設周辺における住環境と創業環境の調和
- ・住宅地や通学路などの暗所や死角の解消
- ・子どもを安心して育てることができる環境整備

■ 防災

- ・土砂災害などの自然災害への対応
- ・災害時における避難経路の確保
- ・災害リスクの周知と適正な居住の誘導



1-2 緑区の都市づくりの方針

【緑区の目指す姿・取組目標・取組の方向】

実る緑区

～都市と自然がつながり合うまちを目指して～

① 「守り合う・助け合う」まちづくり

- ・大規模災害に備え、防災力の強化に取り組みます
- ・地域とともに安心して過ごせるよう取り組みます

② 「創り合う・つながり合う」まちづくり

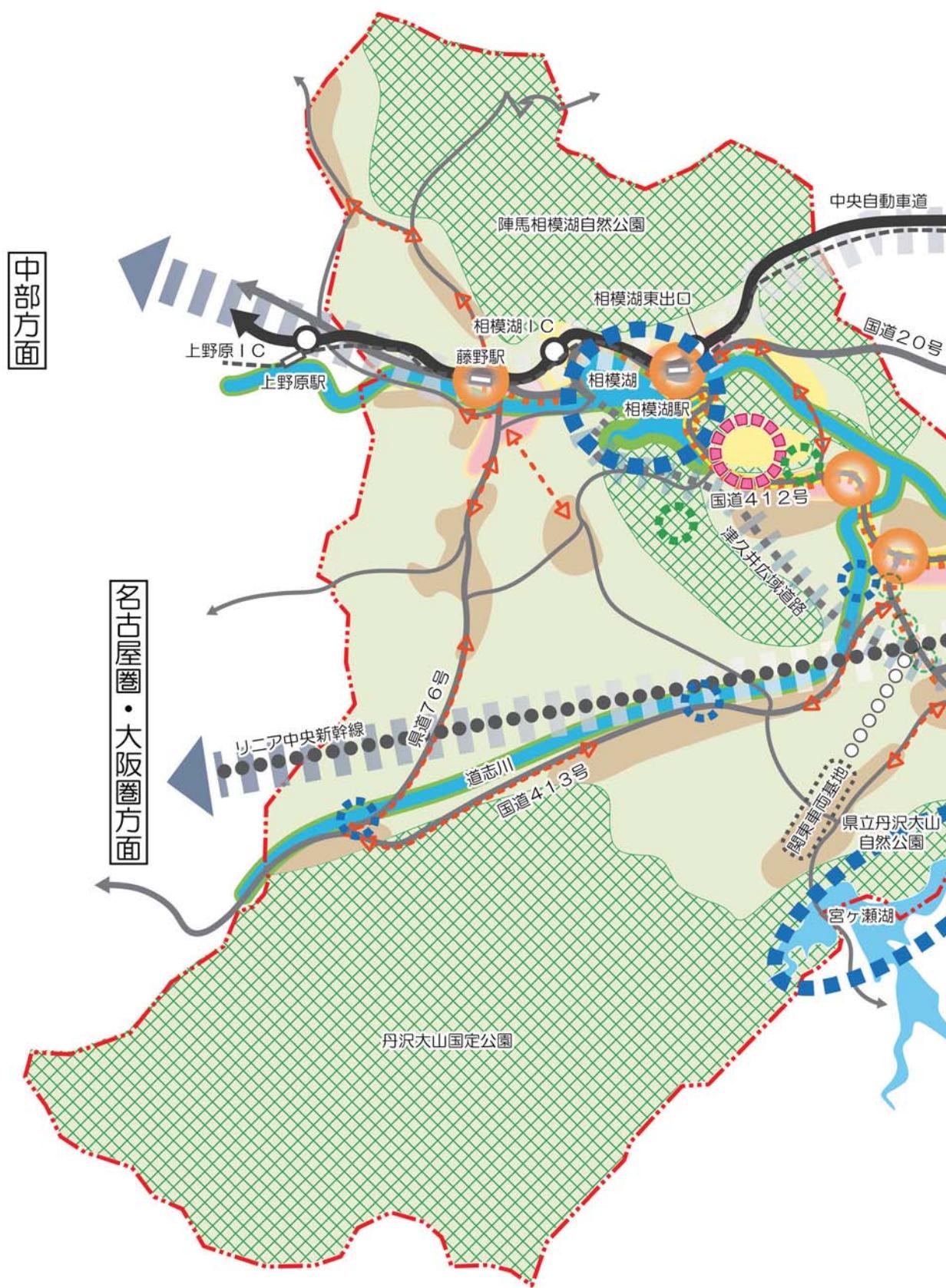
- ・地域活力のあふれるまちづくりに取り組みます
- ・地域の魅力を生かした観光振興に取り組みます
- ・ネットワークを生かし、発展性あるまちづくりに取り組みます
- ・歴史や伝統、魅力ある地域資源を次世代につなげます

③ 「自然と共に存し、生かし合う」まちづくり

- ・貴重な自然環境を次世代につなげます
- ・担い手の育成・確保で農林業の振興を図ります

④ 「交流し、高め合う」まちづくり

- ・活力あるコミュニティの醸成に取り組みます
- ・地域の多様性を尊重した、持続可能なまちづくりに取り組みます





埼玉・上信越方面

緑区の将来都市構造図



新宿・東京方面

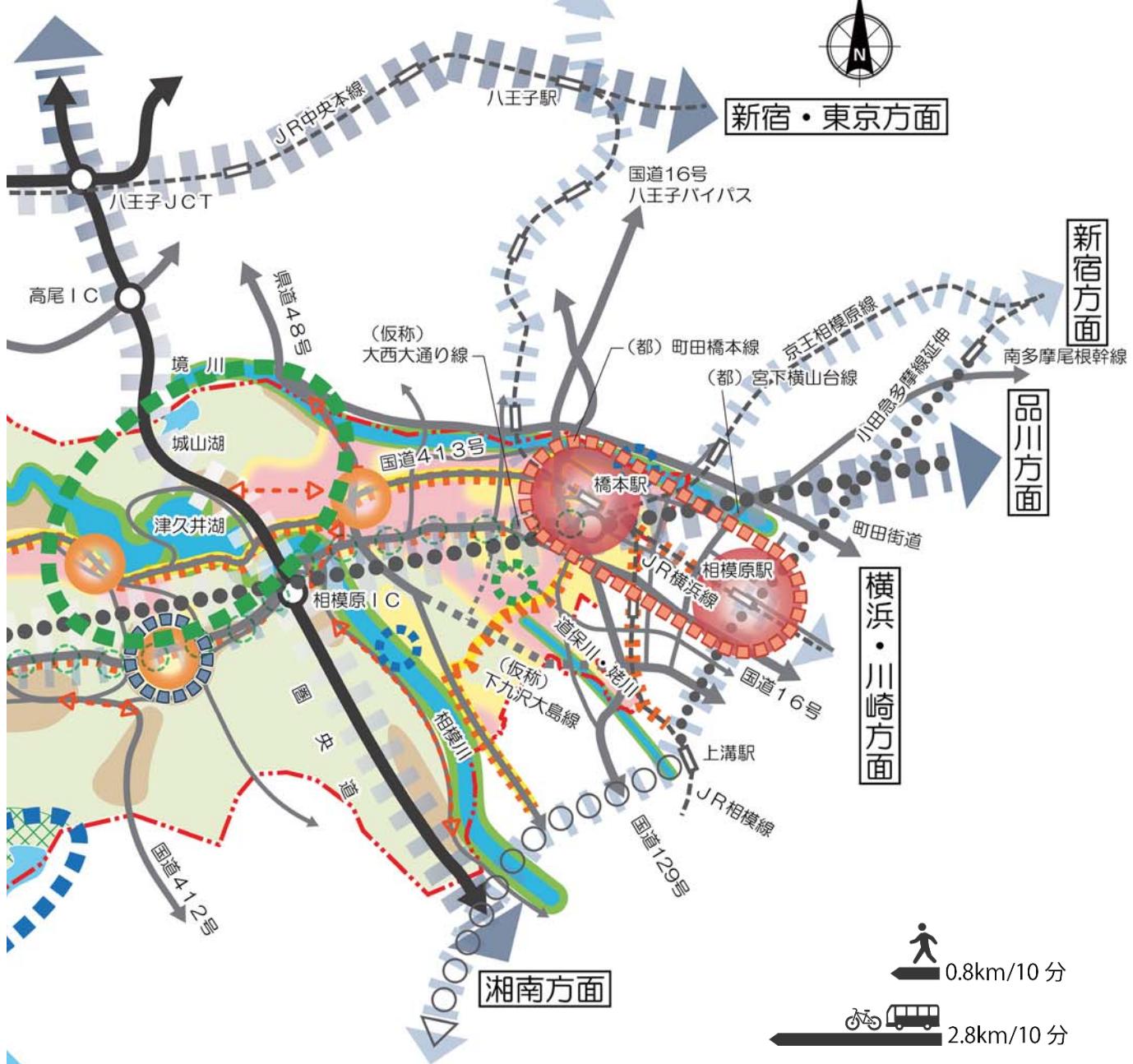
新宿方面

品川方面

横浜・川崎方面

0.8km/10分

2.8km/10分



凡例

■ 据点

- 広域交流拠点
- 中心市街地
- 生活拠点
- 産業を中心とした新たな拠点
- 交流・レクリエーション拠点
- 水辺の拠点
- みどりの拠点
- 水とみどりのふれあい交流拠点

■ エリア

- まちなかエリア
- 周辺市街地エリア
- 集落エリア
- 自然調和エリア
- 自然公園

■ その他

- 区界

■ 交通網

- リニア中央新幹線
- リニア中央新幹線 : 車両基地
- - - 鉄道
- · · · · 鉄道 : 整備検討
- ○ ○ ○ ○ 鉄道 : 構想
- 幹線バス路線 (構想)
- ○ ○ ○ ○ 公共交通のあり方検討路線

- 自動車専用道路
- 主要幹線道路
- 主要幹線道路 (構想)
- 幹線道路
- 地区幹線道路
- 地区幹線道路 (構想)



【緑区の都市づくりの方針】

(1) 土地利用の方針

① 都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進（都市的土地区画整理事業）

- ・橋本駅周辺では本市の中心市街地の1つとして、既存の施設集積を生かしつつ、魅力的な商業機能、サービス機能、業務機能、産業交流機能、情報発信機能、居住機能などの更なる都市機能*の充実を図ります。
- ・リニア中央新幹線の駅設置を見据え、橋本駅南口周辺における適切な土地利用転換を検討・推進します。



- ・久保沢（城山総合事務所周辺）・中野（津久井総合事務所周辺）・相模湖駅周辺・藤野駅周辺・三ヶ木周辺・寸沢嵐周辺では、生活拠点として機能向上も含めた行政や商業・サービス機能や公共交通機能を生かした市街地の形成を図るなど、生活利便性の向上のための適切な土地利用を誘導します。
- ・金原地区では、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」を生かした土地利用の誘導を図ります。
- ・若柳地区では、自然を生かした潤いと憩いを感じられる交流レクリエーション拠点の形成を図ります。
- ・リニア中央新幹線関東車両基地の設置などが計画されている鳥屋地区では、土地利用の転換が見込まれていることから、車両基地の建設及び周辺の開発などが津久井地域の自然環境及び生活環境に配慮し、地域振興に資する取組となるよう誘導を図ります。
- ・国道16号、国道412号、国道413号、県道48号（鍛冶谷相模原）といった幹線道路などの沿道は、交通環境や周辺環境との調和を図りつつ、沿道サービス施設や流通業務施設*など当該地区にふさわしい土地利用を図ります。
- ・圏央道相模原インターチェンジ周辺や津久井広域道路*などの沿道では、周辺地域の状況を踏まえ、地域特性を生かした土地利用の誘導を図ります。



- ・ 土地区画整理事業^{*}などにより形成された良好な住宅地では、市民との協働のもと、地区計画^{*}や建築協定^{*}などの制度を活用し、地域の特性に応じた良好な住環境の維持・向上を図ります。
- ・ 相模原機械金属工業団地、峠の原工業団地、下九沢地区、町屋地区、金原工業団地といった工業地では、市民との協働のもと地区計画などの制度を活用し、周辺環境と調和した良好な操業環境の維持・向上を図ります。
- ・ 橋本台、西橋本などの住宅と工場、倉庫などの建物用途の混在が進んでいる地区では、良好な住環境や操業環境の確保に向け、市民との協働のもと、地区計画などの制度を活用し、適切な土地利用を図ります。

② 森林、農地、水辺などの保全・活用（自然的土地利用）

- ・ 小松・城北地区では、農地、山林及び集落が一体となった里山を保全します。
- ・ 農用地区域^{*}などまとまりのある優良な農地を中心とした地区では、農業生産基盤の強化を促進し、生産環境の向上と農業の活性化を図り、農地の保全・活用を図ります。
- ・ 市街化区域^{*}内の農地で緑地効果が期待できるものについては、生産緑地地区^{*}に指定し都市環境の向上を図ります。
- ・ 相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などの湖や相模川などの水辺の空間を、自然的土地利用として保全し、観光やレクリエーションの場としての活用も検討します。
- ・ 丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園などのまとまりのある良好な森林の保全と再生を図ります。

③ 地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導（土地利用の整序）

- ・ 緑住集落地区では、無秩序な開発を抑制し、良好な自然環境や営農環境との調和を図りつつ、人口減少などを見据え、地域コミュニティの維持のため、開発許可制度^{*}の適切な運用など地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用の誘導を図ります。



- ・ 市街地と調和する地区では、市街化を抑制し自然環境を保全しつつ、土地利用の現状や今後の人口減少などを見据え、開発許可制度の適切な運用や地区計画などの活用により、適切な土地利用を図ります。



- ・市街化調整区域*内を通る幹線道路などの沿道では、開発許可制度*の適切な運用により、当該地区にふさわしい秩序ある土地利用について検討します。
- ・森林と調和する地区では、自然環境の保全を原則としつつ、地域の実情に応じて市民との協働のもと地区計画*などの制度を活用し、周辺の森林と調和する適正かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。

(2) 都市力を高める都市づくりの方針

① 橋本駅周辺における広域交流拠点の形成

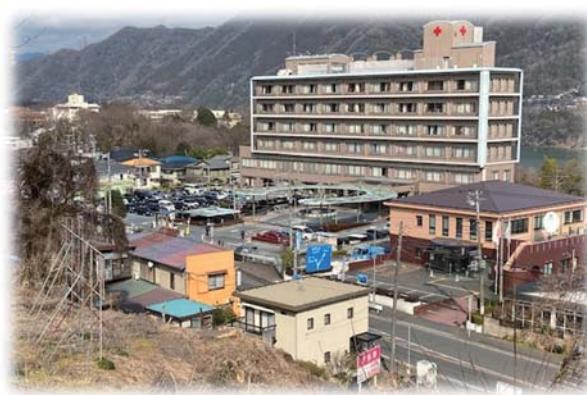
- ・橋本駅周辺では、JR横浜線、JR相模線、京王相模原線の鉄道3路線が乗り入れていることに加え、圏央道相模原インターチェンジに近接し、国道16号、国道129号、国道413号、津久井広域道路*などの幹線道路も集中している交通結節点であることを生かした広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、リニア中央新幹線の開業や駅設置を見据え、その恵まれた交通の要衝としての機能をより一層強化します。
- ・駅の南北間、隣接する商業地や公共施設との回遊性の向上と活性化を図るために、駅周辺における安全で快適な歩行空間の整備を図るなど、橋本駅周辺の一体的な都市づくりを推進します。
- ・暮らす人、働く人、訪れる人などが広域的に交流するゲートとして、多様な都市機能*の集積を促進することで、産業の活力とにぎわいがあふれる都市づくりを推進します。

② 「産業を中心とした新たな拠点」の形成

- ・金原地区では、圏央道相模原インターチェンジ周辺地区の立地特性を生かし、地域資源である「農業」、「観光」及び「交通」の充実・連携・相乗効果を図り、既存の工業団地と一緒にとなった拠点の形成を推進します。
- ・圏央道相模原インターチェンジ周辺や津久井広域道路などの沿道（川尻南部・大保戸・小倉原・串川）では、産業の展開の可能性がある地区として、地域の雇用の創出に向か、周辺の環境に配慮しつつ、土地利用のあり方について検討します。
- ・リニア中央新幹線関東車両基地などが計画されている鳥屋地区では、土地利用の転換が見込まれていることから、車両基地の建設及び周辺の開発などが津久井地域の自然環境及び生活環境に配慮し、地域振興に資する取組となるよう誘導を図ります。

③ 地域拠点などの機能の維持・誘導による地域の活性化

- ・「生活拠点」に位置付けた久保沢（城山総合事務所周辺）、中野（津久井総合事務所周辺）、相模湖駅周辺、藤野駅周辺、三ヶ木周辺、寸沢嵐周辺、金原周辺では、地域に応じて身近な生活サービスなどの機能の維持・誘導を行い、地域住民の日常生活を支える拠点を形成します。



④ 水辺空間を活用した観光・レクリエーションの振興

- ・宮ヶ瀬湖、相模湖、津久井湖、城山湖などの湖を有する緑区の特性を生かし、地域に点在する観光施設や周辺の豊かな自然環境など、観光資源を適切に維持管理するとともに、相互の回遊性の向上に取り組み、観光交流を促進します。
- ・宮ヶ瀬湖の周辺及びリニア中央新幹線関東車両基地建設予定地周辺などでは、基地建設などの新たな観光資源の整備を踏まえ、周辺市町村間の回遊性を高め、観光交流の向上を図ります。
- ・相模湖周辺では、商業、文化、交流、スポーツ活動などの機能を生かすとともに、県立相模湖公園の充実や近接する若柳の民間テーマパークと連携した観光拠点を形成し、観光産業の振興を通じて地域の活性化を図ります。
- ・相模川や道志川などの清流や、両岸に広がる山々のみどりなど、周辺の豊かな自然環境を生かした水辺空間の保全・活用を図り、観光交流を促進します。
- ・相模川自然の村周辺（大沢・小倉）では、相模川の自然環境を生かし、水に親しむことができるレクリエーションの拠点づくりを推進し、一体となった観光交流を促進します。

⑤ 丘陵地・山岳地における観光・レクリエーションの振興

- ・丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園などの身近な大自然の環境を保全し、登山、トレッキング、ハイキングなどの観光やレクリエーションの場として活性化します。
- ・周辺の豊かな自然環境と調和した東海自然歩道や関東ふれあいの道などの長距離自然歩道の整備を推進します。
- ・高尾山から陣馬山へ続く豊かな自然環境や、県立藤野芸術の家などの文化施設及び温泉施設など、観光資源相互の回遊性の向上に取り組み、観光交流を促進します。





⑥ 地域資源を生かした観光振興

- ・相模湖地区・藤野地区の駅周辺や地区内の自然を生かした観光交流機能を強化します。
- ・小原宿本陣や旧笹野家住宅などの文化財を地域資源とし、観光交流の活性化を図ります。
- ・農業体験農園の活用や民泊などの宿泊機能の充実の検討などにより地域の活力向上を図ります。
- ・橋本七夕まつり、さがみ湖湖上祭などの地域資源を生かした商業や観光交流を促進します。

(3) 交通体系の方針

① 鉄道ネットワークの形成

- ・橋本駅では、リニア中央新幹線の駅設置に併せ、リニア中央新幹線と在来線間や在来線同士の乗り換え利便性の向上を促進します。

② 広域的な道路ネットワークの形成

- ・中央自動車道については、車線数の増設などによる機能強化に向けた取組を促進します。
- ・国道20号の整備や国道16号の渋滞対策などを促進するとともに、津久井広域道路*の整備を推進し、周辺都市や地域間相互の交流・連携を支える広域的な道路ネットワークの形成を図ります。
- ・圏央道相模原インターチェンジや津久井広域道路に接続する構想路線として、(仮称)大西大通り線や(仮称)下九沢大島線について検討します。



③ 地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成

- ・市民の日常生活を支える効率的で利便性の高いバス路線網を構築するとともに、地域に応じた公共交通の維持確保により、地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ・津久井広域道路の交通利便性を生かし、津久井広域道路を活用したバス路線の一部再編、公共交通の維持確保など橋本駅と津久井地域をつなぐ公共交通のあり方について検討します。
- ・市民や事業者との協働のもと、コミュニティバス*や乗合タクシー*など、生活交通の維持確保に向けた取組を進めるとともに、そのあり方を継続的に検討します。



- 公共交通の維持が困難な地域については、地域による乗合車両の自主運行の可能性を検討するなど、住民自助、共助及び公助による生活交通の維持確保に向けた取組を進めます。
- 三ヶ木バスターミナルでは、事業者との協働のもと、交通ターミナル機能の維持確保を図ります。
- 金原地区では、周辺の土地利用や津久井広域道路*の整備を踏まえ、地域における公共交通のあり方を検討します。

④ 公共交通の利便性向上と利用促進

- 橋本駅では、リニア中央新幹線の駅設置に伴う基盤整備に併せ、鉄道やバス、自転車など、交通手段間の乗り換え利便性の向上を図ります。
- 相模湖駅、藤野駅では、鉄道やバスなどの乗り換え利便性の向上を図る取組について検討します。
- 公共交通利用に向けた意識啓発などの取組を、地域や事業者との協働により進め、公共交通の利用を促進します。

⑤ 地域における道路環境の充実

- 国道413号、県道76号(山北藤野)、(都)宮上横山線などの主要な道路の整備や交差点改良、鉄道との立体交差化の検討などを行うことにより、交通渋滞の解消や生活道路への通過交通の流入抑制及び安全性の確保など、安全で安心な道路環境の充実を図ります。
- 広域的な道路と効率的かつ効果的に接続する道路網の充実を図るため、(仮称)相原大沢線、(仮称)上九沢青葉線について検討します。
- 橋本駅周辺では、首都圏南西部における広域交流拠点にふさわしい交通の要衝としての機能強化や交通渋滞の緩和、歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、道路網の整備を推進します。
- 金原地区では、周辺の土地利用や津久井広域道路の整備と併せて、(都)金原線の延伸など地区内道路の整備を検討します。
- 狭い道路における拡幅整備や交通量の多い生活道路における安全対策などを行うことにより、地域の交通の安全確保や利便性の向上を図ります。
- 歩道整備やバリアフリー化*、路上放置自転車対策、無電柱化など、歩行者の移動環境の充実に向けた取組を推進します。





⑥ 自転車利用環境の整備

- ・自転車道や自転車レーンなどの整備・拡充や、道路の状況に応じた歩行者と自転車の通行区分の明確化など、自転車利用環境の整備を進めます。
- ・駅周辺などにおいて、民間事業者との適切な役割分担をし、連携を図りながら自転車駐車場の整備や拡充、駐輪スペースの確保、既存自転車駐車場の改善などを進めます。

(4) 環境と共生する都市づくりの方針

① 水とみどりのふれあい交流拠点の形成

- ・津久井湖周辺は、都市部*と中山間地域*にまたがっており、豊富な自然資源である城山湖・県立津久井湖城山公園などの大規模な公園や、一都六県を結ぶ自然歩道である関東ふれあいの道があります。
- ・こうした特性を生かして、市民や来訪者と自然、まち、文化、歴史などが交流するエリアを「水とみどりのふれあい交流拠点」として、その保全と環境共生機能の強化を図ります。

② 都市公園などの整備と適正管理

- ・相模原北公園などの市街地の公園については、都市における貴重な緑地空間として適切な維持管理と充実に向け検討します。
- ・県立津久井湖城山公園、県立相模湖公園、相模湖林間公園などの自然環境に囲まれた公園は、みどり豊かな潤いのある空間を保全するとともに、魅力ある公園として適切な維持管理と充実に向けた取組を促進します。
- ・(仮称) 史跡川尻石器時代遺跡公園・(仮称) 城山中央公園は、みどり豊かな潤いのある空間形成を進めるとともに、遺跡公園については、歴史を感じられる魅力ある公園としての整備や充実を図ります。
- ・身近な公園が不足している地域における公園などの適切な配置及び充実を検討します。

③ 森林の保全・活用

- ・豊かな森林の適切な維持及び保全を行い、森林の公益的機能を發揮するため、間伐・枝打ちなどの森林整備を推進します。また、林業の活性化を図るため、林業事業体への支援やさがみはら津久井産材の利用を促進します。
- ・丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園などは、水源かん養機能*や多様な生物の生息環境、美しい景観などの保全・再生を促進するとともに、自然を生かした観光交流を推進します。





- ・生物多様性の観点から、ギフチョウ、キマダラルリツバメ、ヤマネ、カタクリなどの貴重な動植物がみられる生息環境の保全策を検討します。
- ・(仮称) 相模原市市民の森では、森林活動をサポートする施設の段階的な整備や、自然に配慮した施設の整備を検討します。

④ 緑地の保全・活用

- ・相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区、下九沢内出緑地保全地区、若葉台南側斜面緑地保全地区などのまとまったみどりを保全します。
- ・優良農地の保全を図るとともに、営農継続による農地の維持を促進しつつ、各地域の特性を踏まえ、体験農園・市民農園や農家レストランへの活用などを検討します。
- ・市街地に残る身近なみどりである市民緑地やふれあいの森などの樹林地は、みどりに親しめる場としての保全及び活用を図ります。

⑤ 散策路などの充実

- ・高尾山から相模湖や藤野地区へつながる散策路や観光案内機能の整備を推進します。
- ・相模川では、相模川沿いの散策路の充実を図るとともに、相模川自然の村、相模原北公園などの自然環境と親しむことができるレクリエーション施設を連携させる仕組みづくりについて検討します。
- ・境川では、潤いとやすらぎを感じられる魅力的な河川空間とするため、遊歩道などへの活用について関係機関と協議・検討を進めます。

⑥ 水と親しめる空間づくり

- ・相模湖及び宮ヶ瀬湖周辺では、豊かな湖畔林のみどりなど、多様な生物の生息環境を保全するとともに、水や自然とふれあい親しむ空間として活用を図ります。



- ・相模川、道志川、境川などの川沿いでは、関係機関と連携しながら、周辺に残された自然環境への配慮や水と親しめる水辺空間の形成を図ります。



⑦ 里地里山空間の保全・活用

- 中山間地域^{*}の里地里山の生態系を育む自然環境の保全及び再生を促進するとともに、自然環境を生かした観光交流を進めます。

⑧ 環境負荷低減のための取組

- 多様な都市機能^{*}が集積する本市の中心市街地の1つである橋本駅周辺では、区役所などの公共施設をはじめとする施設へのクリーンエネルギー^{*}の導入、未利用エネルギー^{*}の活用、建築物の屋上緑化や壁面緑化などにより、環境負荷の低減に向けた取組を促進します。
- 中山間地域の森林・丘陵地・清流の保全を図るとともに、市街地に残る緑地や水辺空間を保全します。

(5) 都市づくり関連施設の方針

① 生活排水対策の推進

- 環境に配慮した水環境を維持・構築するため、ダム湖やその他の公共用水域^{*}の水質保全を図ります。
- 生活排水対策として、公共下水道（汚水）の整備を進めるとともに、高度処理型浄化槽の整備及び浄化槽の設置を促進します。

② 雨水対策の推進

- 集中豪雨による局所的な浸水被害を防ぐため、河川整備と連携して効果的な雨水対策を推進します。
- 雨水浸透施設^{*}の整備促進により、雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養を図ります。

③ 下水道施設の維持管理

- 健全な下水道経営を進めるために、下水道施設の適切な維持管理による延命化や有効利用を図ります。

④ 河川整備の推進

- 鳩川は、計画的な河川改修により治水機能の向上を図るとともに、適正な管理により安全で快適な水辺環境の形成を図ります。
- 河川や水路についての水質向上を図るとともに、自然環境を生かした親水空間の整備を推進します。

⑤ 津久井地区・藤野地区における上水道の適正管理の継続

- 上水道の適正管理を継続するとともに、津久井地区及び藤野地区においては、簡易水道や小規模水道^{*}の統合・整備を推進します。



(6) 魅力的な景観づくりの方針

① 拠点周辺の景観形成

- ・橋本駅周辺では、建物の形態・意匠や色彩誘導、広場・オープンスペースの創出などにより、都市の顔としての活力とにぎわいの感じられる景観を形成するとともに、首都圏南西部の玄関口にふさわしい新しい景観を創出します。
- ・相模湖駅・藤野駅周辺では、生活拠点や、やまなみへの玄関口としての特性を生かし、周辺の自然景観に配慮した景観形成を進めます。



② 市街地特性を生かした景観形成

- ・境川沿いの市街地では、河川と調和した潤いとやすらぎが感じられる景観を形成します。
- ・相模川や斜面林、優良な農地などを生かし、豊かな自然環境が感じられる景観を形成します。
- ・金原地区では、周辺環境と調和した潤いや個性が感じられる景観を形成します。
- ・景観重要建造物*である小原宿本陣の周辺では、地域の歴史や風情を生かした魅力的な景観形成について検討します。
- ・藤野地区においては、芸術の道、旧甲州街道、古い社寺や古民家など、芸術や歴史・文化と豊かな自然が調和した景観を形成します。

③ 自然環境を生かした景観形成

- ・若柳地区における民間テーマパークでは、周辺の自然環境や観光資源を生かし、にぎわいのある景観の形成を促進します。
- ・相模川自然の村周辺では、潤いとやすらぎが感じられる水辺景観を形成します。
- ・相模川の河畔林や橋梁を生かした眺望の場や、親水の場として豊かな水辺景観を形成します。
- ・中山間地域*において、農地や山林、集落が一体となった里地里山景観を保全します。



④ 公園における景観形成

- ・県立津久井湖城山公園及び（仮称）城山中央公園周辺では、みどりの保全・活用の推進を図り、より市民に親しまれる景観形成を進めます。
- ・相模原北公園では、市民がみどりとふれあい親しむことができる景観形成を進めます。

⑤ 森林や自然公園における景観形成

- ・青根縁の休暇村、奥相模湖周辺及び宮ヶ瀬湖鳥居原地区では、自然景観と調和した景観を形成します。
- ・丹沢大山国定公園、県立陣馬相模湖自然公園などでは、豊かな自然環境の保全・育成などにより、山々の眺望を生かした景観を形成します。
- ・相模川や道志川では、橋梁を生かした眺望の場や、親水の場の活用を図るなど、水辺をより身近に感じられる水辺景観の形成を図ります。



- ・津久井湖や相模湖の周辺では、観光振興施策と連携し、豊かな河川景観と調和し、湖を演出する景観を形成します。
- ・城山湖周辺では、水辺や相模原方面への眺望などを楽しめる環境の保全、育成を図ります。
- ・（仮称）相模原市市民の森においては、市民に親しまれる景観を目指した整備を図ります。

（7）快適な住環境づくりの方針

① 市街地における住環境の形成

- ・市街地開発事業*や質の高い民間開発事業の促進による住みよい市街地の形成など、地域の特性を生かした魅力ある住環境づくりを進めます。
- ・住宅地では、市民との協働のもと、地区計画*や建築協定*などを活用し、快適な住環境の確保を図ります。
- ・住宅と工場が混在している地区では、住環境と操業環境との調和を図ります。
- ・暗所や死角の解消などによる見通しの確保などを防犯対策活動とともに推進します。



② 集落における住環境の維持

- ・森林や河川、農地に囲まれた自然豊かな住環境を守りつつ、空き家や中古住宅に関する情報提供や流通促進に向けた支援などをを行うことで、空家等の利活用を促進します。
- ・移住関連施策と連携した農と一体となった住まいなど、様々な住み方が選択できる取組を促進します。



③ 市営住宅の適切な維持管理

- ・入居者の安全・安心を確保し、周辺の住環境に配慮した市営住宅の適正管理により、長寿命化を推進します。

(8) 災害に強い都市づくりの方針

① 拠点周辺における防災まちづくり

- ・橋本駅周辺などの拠点周辺では、建築物や都市施設*の耐震化、不燃化、建て詰まりの緩和、道路整備やオープンスペースの確保など、総合的な防災まちづくりを推進します。

② 市街地の防災性の向上

- ・災害に強い市街地を形成するため、建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、オープンスペースの確保などを進めます。
- ・延焼遮断帯*を形成するため、道路、公園などの計画的な維持管理及び整備と併せて、周辺の建築物の不燃化や緑化を促進します。
- ・災害時の安全な避難誘導や円滑な初期消火活動を行うため、生活道路の拡幅整備を進めるとともに、ライフラインの耐震化を促進します。

③ 水害対策などの推進

- ・市管理河川（鳩川など）では、改修事業の実施や一時貯留施設の設置促進などにより、水害に対する安全性の向上を図ります。
- ・相模川や境川では、各管理者と連携しながら治水機能の向上に努めます。
- ・洪水浸水想定区域*など水害のおそれがある区域について、住民などへ危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。
- ・浸水被害の軽減・解消を図るために雨水管の整備を推進します。



④ 土砂災害対策の推進

- ・土砂災害警戒区域*などでは、集中豪雨などにより、土砂災害の発生の危険性があるため、県と連携を図りながら、対策工事などを促進します。
- ・土砂災害警戒区域など土砂災害のおそれがある区域について、住民などへ危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。
- ・土砂災害に伴う交通網の寸断によって、孤立する集落が発生する恐れがあるため、緊急時における他の拠点や集落との連携対応などの検討を行うとともに、緊急輸送道路*を中心とした道路法面の強化を推進します。



2 中央区

2-1 中央区の現況と課題

(1) 中央区の現況

① 人口・世帯数

- 平成27年の国勢調査における中央区の人口は約27万人で、市全体の37.4%を占めます。推移をみると一貫して増加していますが、伸び率は鈍化しています。
- 世帯数は約11.6万世帯で、1世帯当たりの人員については約2.32人と市全体とほぼ同等となっています。1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化や単身世帯の増加がみられます。

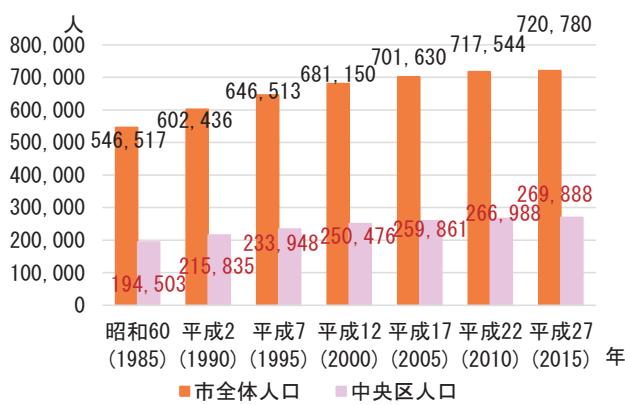
<人口・世帯の現況>

	中央区	市全体
総人口	269,888人	720,780人
年少人口	34,603人(12.9%)	88,850人(12.4%)
生産年齢人口	172,311人(64.4%)	454,821人(63.6%)
前期高齢者人口	35,487人(13.3%)	98,321人(13.8%)
後期高齢者人口	25,180人(9.4%)	72,719人(10.2%)
世帯数	116,240世帯	311,188世帯
世帯あたり人員	2.32人/世帯	2.32人/世帯
人口密度	73.2人/ha	21.9人/ha
面積	3,687ha	32,891ha

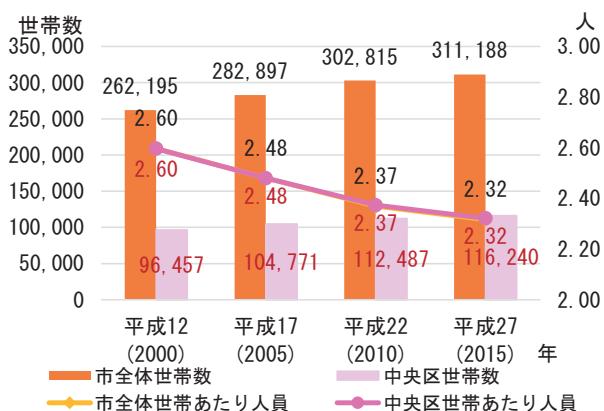
*総人口は年齢不詳分も含むため年齢3区分の合計と一致しない

出典：平成27年国勢調査、平成30年版統計書

<総人口推移>



<世帯数推移>



*平成12年は小地域集計から区ごとに作成

平成17年は神奈川県統計センターHP情報から区ごとに作成

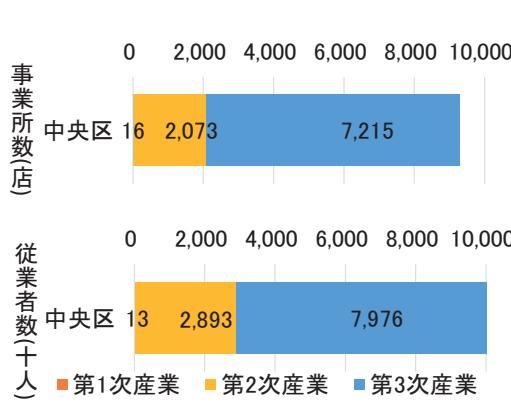
出典：国勢調査（各年）



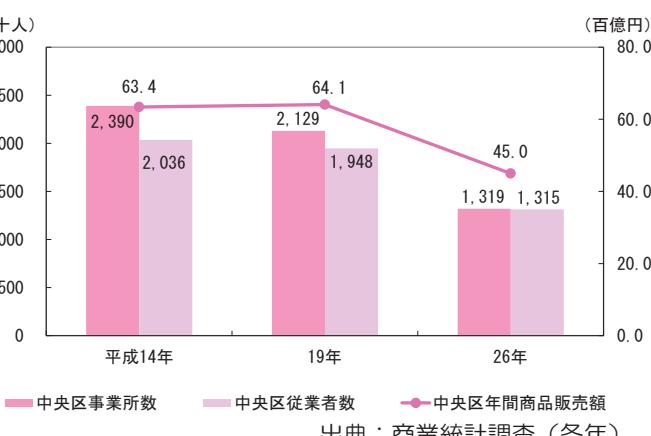
② 産業動向

- ・産業分類別の第2次産業（製造業など）が2割程度、第3次産業（サービス業）が8割程度を占めています。
- ・卸売業・小売業の事業所数及び従業者数は減少傾向であり、年間商品販売額は平成19年以降減少傾向となっています。
- ・事業所数、従業者数は減少傾向である一方、製造品出荷額等は近年横ばい傾向となっています。
- ・観光客数及び観光客消費額は、平成23年以降は微増傾向にあります。

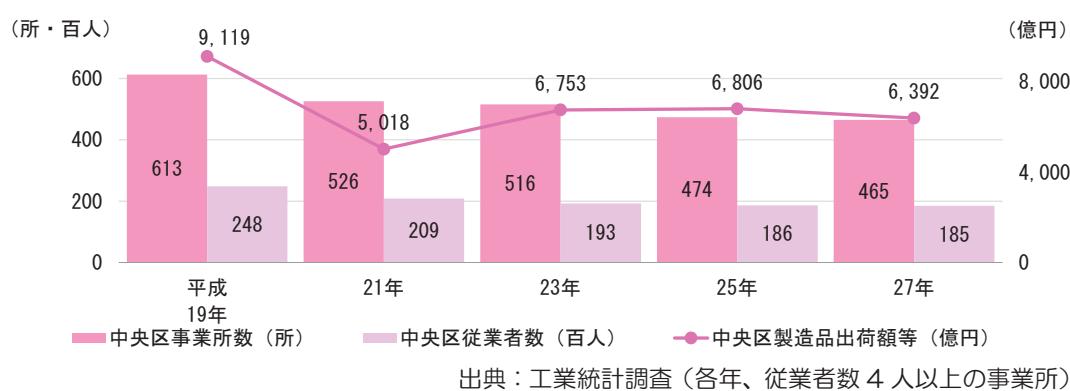
<産業別事務所数及び従業員数（平成26年）>



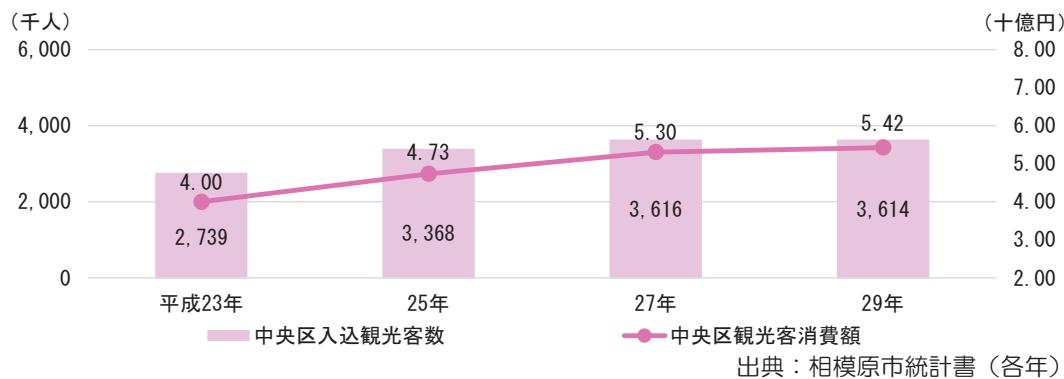
<卸売業・小売業の事務所数等の推移>



<事務所数・従業員数・製造品出荷額の推移>



<観光客数と観光客消費額の推移>

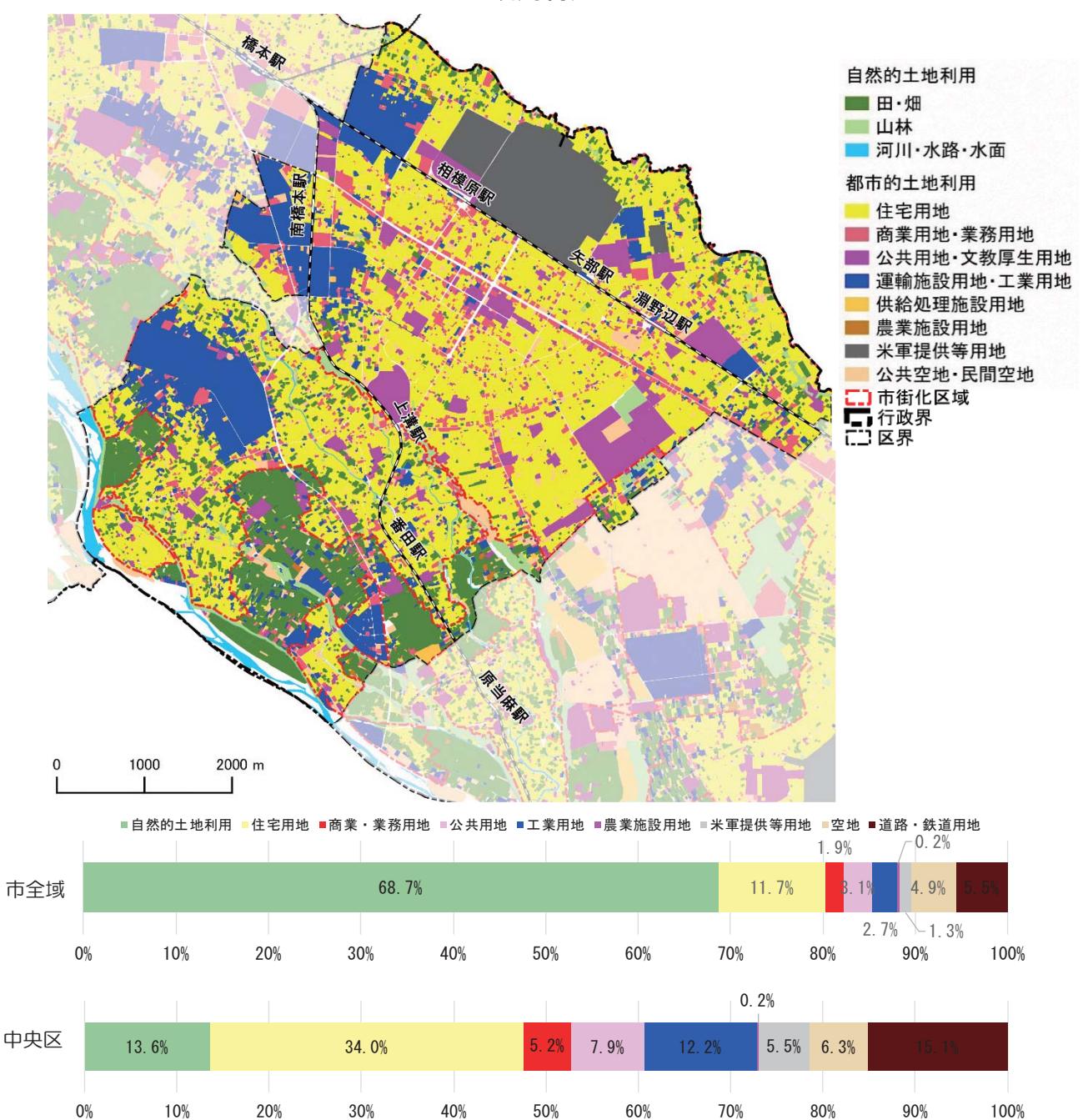




③ 土地利用

- ・中央区は、住宅用地が3割強、工業用地は1割強となっています。
- ・区の市街化区域*では、住宅地が広がっており、駅周辺や幹線道路沿道には中高層の住宅も多くあります。
- ・JR横浜線沿線、南橋本駅の周辺、国道129号の沿道に、まとまった工業地があります。
- ・駅周辺や国道16号、(都)相模原愛川線などの幹線道路の沿道に商業機能が多く立地しています。
- ・相模川沿いには、まとまった農地があります。

<土地利用現況>



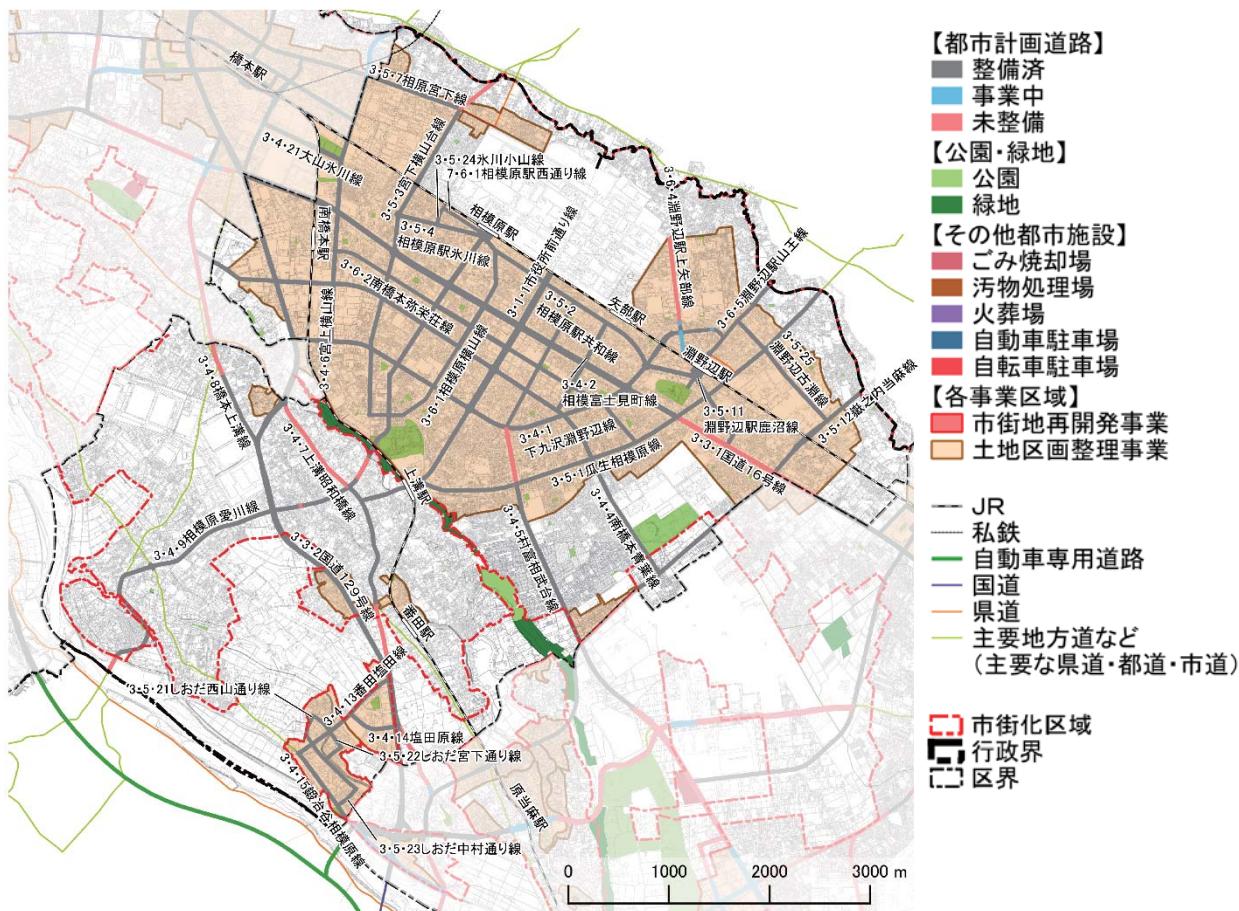
出典：平成27年都市計画基礎調査から作成（相模総合補給廠一部返還などを反映）



④ 市街地整備と幹線道路網

- ・区の北東部の広い範囲で、戦前の「軍都計画」に基づく土地区画整理事業*が実施されたことから、敷地形状が整形で、道路などの都市基盤*が整っています。
- ・田名塩田原地区やしおだ地区で土地区画整理事業が実施されています。
- ・相模総合補給廠の一部返還に伴い、相模原駅周辺における広域交流拠点の形成に向けた取組を進めています。
- ・都市計画道路*として（都）国道129号線、（都）村富相武台線、（都）宮下横山台線などを定めており、そのうち、（都）宮上横山線など的一部が事業中です。

＜市街地開発事業*及び都市計画道路などの状況＞



出典：相模原市資料（令和元年6月）

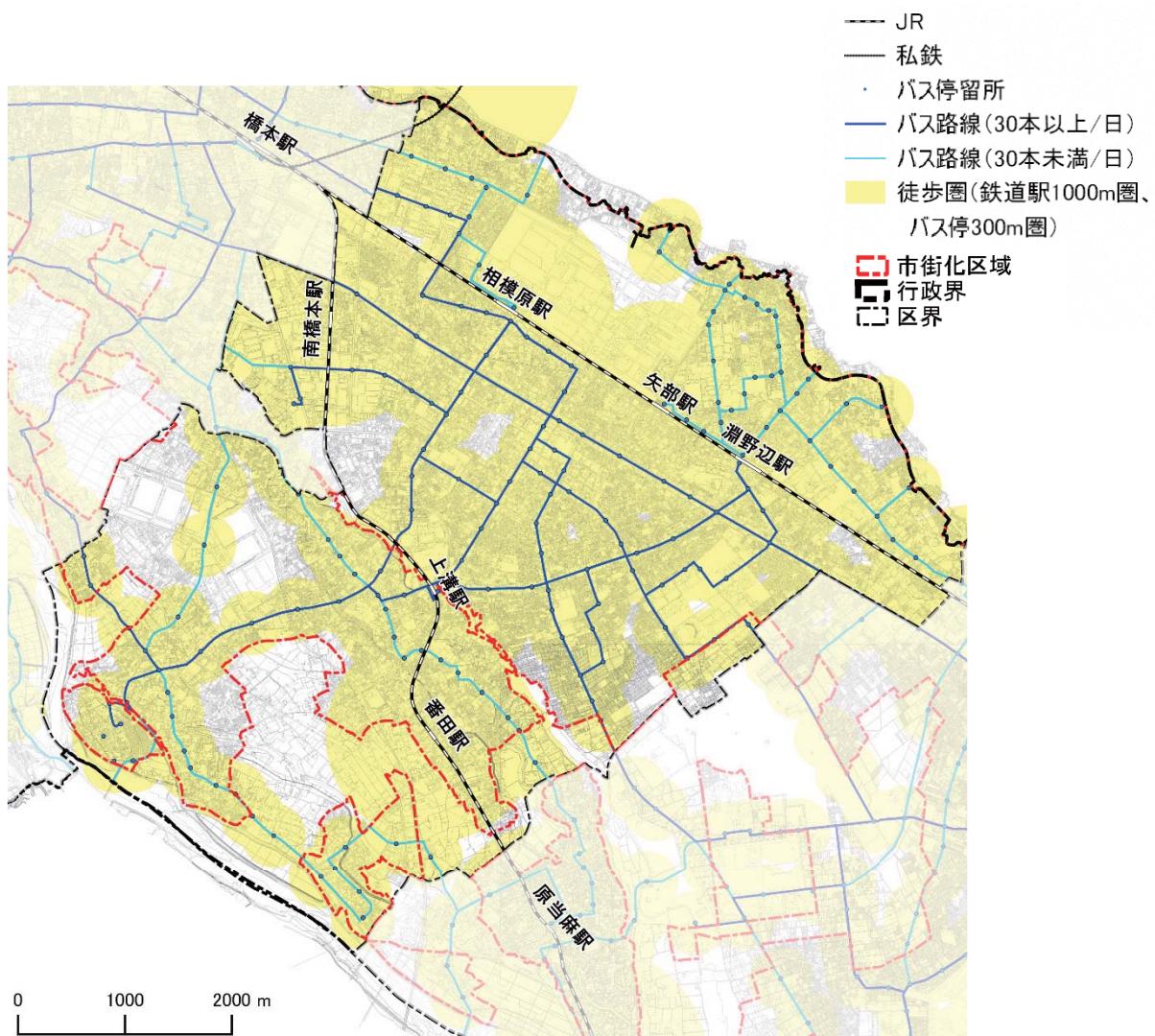


⑤ 公共交通

- ・鉄道としてJR横浜線及びJR相模線があり、相模原駅、矢部駅、淵野辺駅、南橋本駅、上溝駅及び番田駅があります。
- ・バス交通網は市街化区域*をおおむね網羅していますが、交通不便地区（※）があります。

*交通不便地区：「市街化区域」又は「区域区分*が定められていない都市計画区域*のうち用途地域*の指定がある区域」において鉄道駅から1,000mまたはバス停留所から300m離れた箇所

＜鉄道網及びバス路線の現況図＞



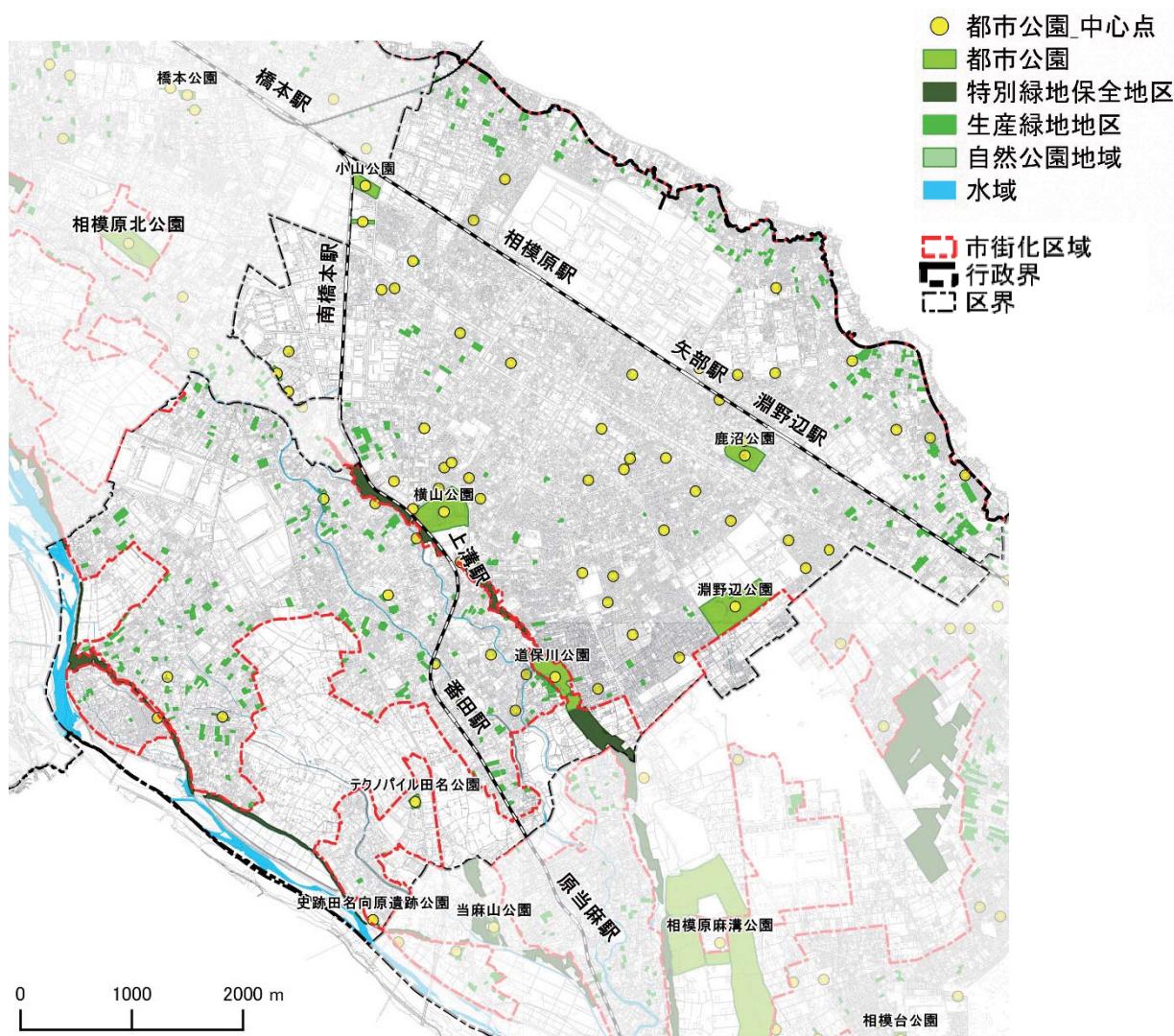
出典：国土数値情報、交通事業者HP情報から作成（平成31年4月）



⑥ 水とみどり

- ・都市計画公園*として、横山公園、淵野辺公園などが整備されていますが、区の外縁部に多く、中心部に少ない傾向があります。
- ・区のほぼ中央部を横断するように横山丘陵緑地があります。また、同じく区の中央部の道保川沿いの道保川緑地とともに、特別緑地保全地区*（建築行為などが制限されており、緑地保全を図る地区）に指定されています。
- ・市街化区域*内において、生産緑地地区*（市街化区域内において保全すべきとされる農地）が多数指定されています。
- ・区内には相模川、姥川、道保川、八瀬川及び境川が流れ、河川沿いに緑地があります。

<自然公園*・都市公園・緑地等の分布>



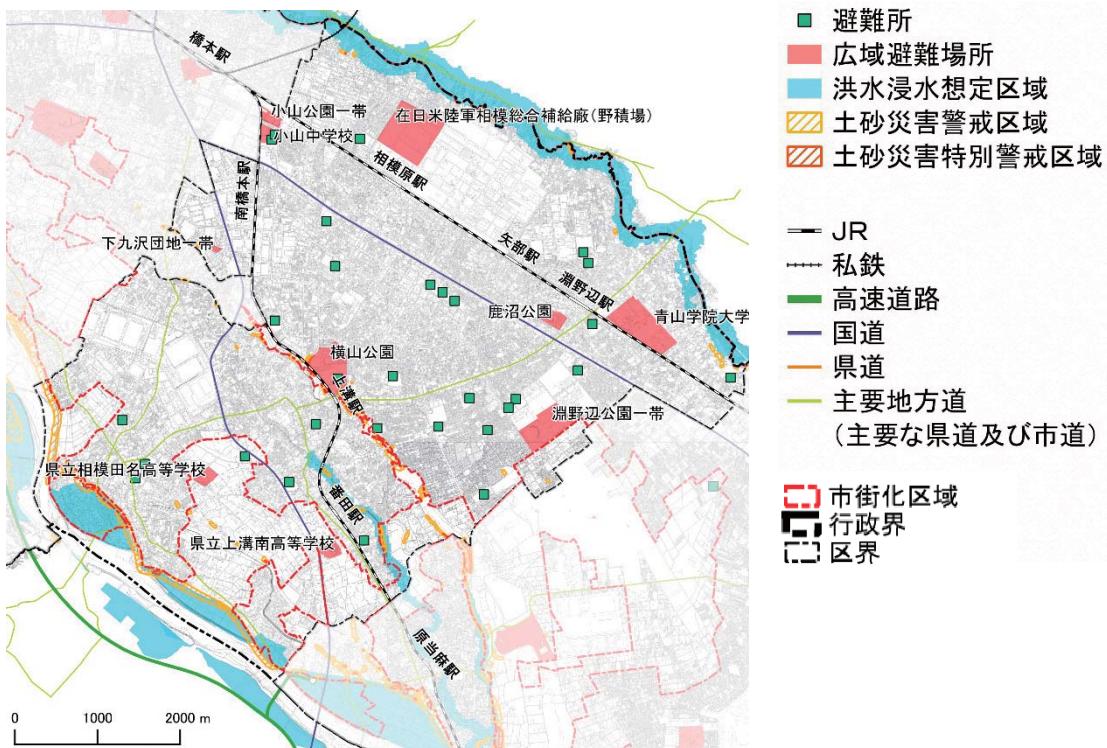
出典：相模原市資料（平成29年6月）



⑦ 想定される自然災害

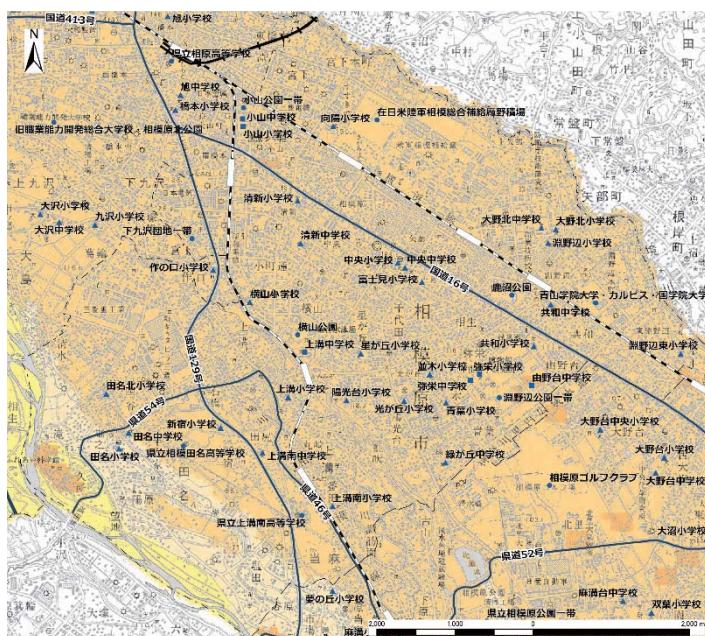
- ・水害に関しては、相模川、境川沿いの一部の地域において洪水浸水想定区域*に指定されています。
- ・相模川沿いの斜面林、横山丘陵緑地及び道保川緑地の段丘沿いの一部の地域において、土砂災害特別警戒区域*及び土砂災害警戒区域*が指定されています。
- ・地震災害に関しては、最大震度6強の揺れに見舞われる箇所が想定されます。

<洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等>



出典：相模原市資料（令和2年2月）

<揺れやすさマップ>



震度階級	計測震度	建物の状況
震度7	震度観測点で観測され、地震情報などにより発表される程度を数値化	※市内では
		6.5以上
震度6強	6.4 6.3 6.2 6.1 6.0	耐震性の低い木造建物は、倒れるものや、倒れるものの多い建物、耐震性の高い建物で、まれに倒れることがある。耐震性の低い建物コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。
		↑上は測されていません
震度6弱	5.5以上 6.0未満	耐震性の低い木造建物は、瓦が落したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。

出典：地域別揺れやすさマップ（中央区全体）



(2) 中央区の課題

■ 土地利用

- ・相模原駅周辺における本市の中心市街地及び首都圏南西部の玄関口にふさわしい土地利用の誘導
- ・相模総合補給廠の一部返還に伴う計画的な都市づくり
- ・地域拠点及び生活拠点における既存の都市機能*・都市基盤*ストックを生かした市街地形成
- ・淵野辺駅南口周辺における公共施設の老朽化対策
- ・圏央道インターチェンジ周辺などにおける適切な土地利用の誘導
- ・住宅地や工業地など個性や特色を生かした土地利用の誘導
- ・住宅と工場などの用途混在地区における適切な土地利用
- ・都市部*におけるみどりの保全と活用
- ・商業地における魅力やにぎわいの向上

■ 交通

- ・小田急多摩線延伸の実現
- ・幹線道路などの交通渋滞の解消（国道16号、国道129号、（都）相模原愛川線など）
- ・狭隘道路の解消
- ・市街化区域*内における交通不便地区への対応
- ・周辺地域からのアクセスを強化するための道路ネットワークの形成
- ・安全に利用できる道路環境の整備や維持管理

■ 自然環境

- ・公園の適切な維持管理と充実
- ・横山丘陵緑地や優良な農地などのみどりの保全・活用

■ 景観

- ・相模原駅周辺における活力とにぎわいのある景観形成
- ・地域拠点及び生活拠点における活力と快適性の感じられる景観形成
- ・相模川や境川などの河川沿いの斜面林などの自然環境を生かした景観形成

■ 住宅

- ・相模原駅周辺における魅力ある住環境の形成
- ・今後の人口減少などに伴う、住宅地や住宅団地における空き家の増加への対応
- ・老朽化した市営住宅の適切な維持管理
- ・住宅地や通学路などの暗所や死角の解消

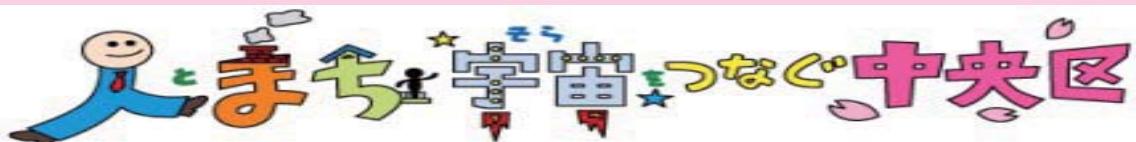
■ 防災

- ・境川や相模川沿いにおける水害への対策
- ・災害時における避難経路の確保
- ・集中豪雨に対する局所的な浸水被害への対策
- ・災害リスクの周知と適正な居住の誘導



2-2 中央区の都市づくりの方針

【中央区の目指す姿・取組目標・取組の方向】



～多様性を大切にするまちを目指して～

① 安全・安心をみんなで創っている

- ・一人ひとりが災害に備えるよう取り組みます
- ・事故や犯罪ゼロを目標に取り組みます

② 魅力と活力にあふれ、にぎわっている

- ・人が集い、にぎわいがあふれるよう取り組みます
- ・暮らしやすさが未来へつながるよう取り組みます
- ・誰もが桜やJAXA、大学など地域の魅力を語れるよう取り組みます

③ 豊かな環境をつくり、次世代へつないでいる

- ・生物多様性を保全し、都市の自然がつながるよう取り組みます
- ・環境に配慮したライフスタイルへの転換に取り組みます

④ わたしも、あなたも、誰もが輝いている

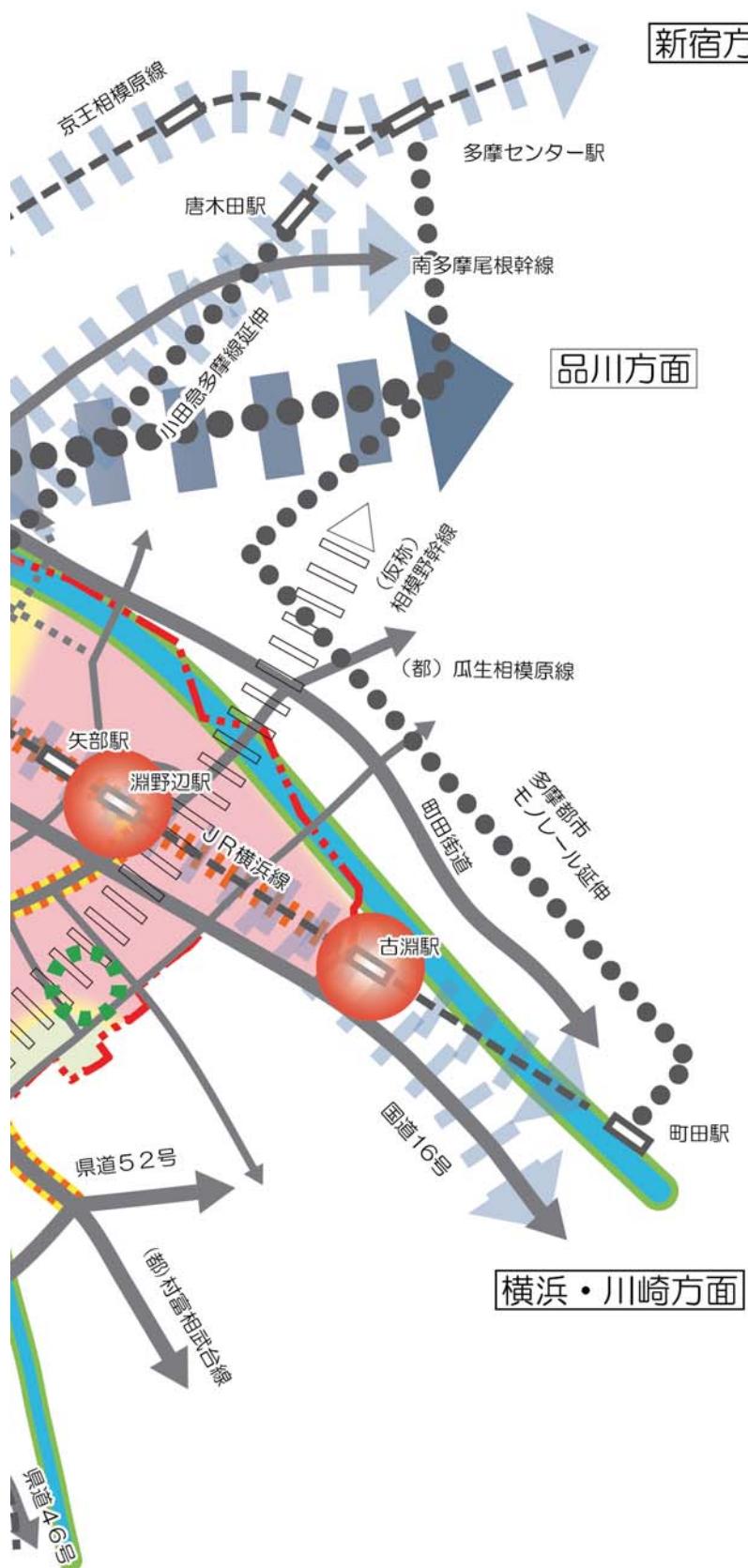
- ・全ての区民が連携・協働できるよう取り組みます
- ・新しい発想を活かし、持続可能なまちづくりに取り組みます

名古屋圏・大阪圏方面





中央区の将来都市構造図



凡 例	
■ 换 点	首都圏南西部における広域交流拠点 中心市街地 地域拠点 生活拠点 産業を中心とした新たな拠点 水辺の拠点 みどりの拠点
■ 軸	広域連携軸 都市間連携軸 拠点間連携軸 水とみどりの軸
■ エリア	まちなかエリア 周辺市街地エリア 自然調和エリア
■ 交通網	リニア中央新幹線 鉄道 鉄道：整備検討 鉄道：構想 幹線バス路線（構想） 自動車専用道路 自動車専用道路（構想） 主要幹線道路 主要幹線道路（構想） 幹線道路 地区幹線道路 地区幹線道路（構想）
■ その他	区界

I 都市計画マスターplan
の策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想

V 区別構想
中央区

VI 実現化方策



【中央区の都市づくりの方針】

(1) 土地利用の方針

① 都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進（都市的土地区画整理事業）

- 相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地と共同使用区域のポテンシャルを生かし、小田急多摩線の延伸、相模総合補給廠全面返還の可能性などを踏まえた魅力ある拠点の形成を図り、南北一体となった、にぎわいと活力あるまちづくりを進めます。
- 相模原駅周辺及び市役所周辺では、商業・業務機能の集積や、官公庁の立地を生かしながら、都市機能*の充実を図ります。



- 淵野辺駅周辺では、利便性向上のため、公共施設の整備の検討を進めるとともに、商業機能の集積を生かしながら、にぎわいのある市街地の形成を図ります。
- 上溝駅周辺の地区中心商業地では、地域拠点として小田急多摩線の延伸を見据え、商業・サービス機能や交通結節機能の充実など、都市機能の集積を図り、生活利便性の向上のための適切な土地利用を誘導します。
- 南橋本駅周辺、矢部駅周辺では、市民の日常の購買要求に対応した商業・サービス機能など、生活利便性の確保のための適切な土地利用を誘導します。
- 宮下地区、南橋本地区、田名工業団地、テクノパイル田名工業団地、清水原工業団地、淵野辺地区などの工業地では、市民との協働のもと、地区計画*の制度などを活用し、周辺環境と調和した良好な操業環境の維持・向上を図ります。
- キャンプ淵野辺留保地では、みどり豊かで潤いのある空間形成を進めるとともに、文化・学術・スポーツ施設などの周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- 国道16号、国道129号、(都)宮下横山台線、(都)相模原愛川線、(都)村富相武台線といった幹線道路などの沿道では、交通環境や周辺環境との調和を図りつつ、沿道サービス施設や流通業務施設*など、当該地区にふさわしい秩序ある土地利用を図ります。



- ・圏央道相模原愛川インターチェンジへのアクセス道路などの沿道では、周辺の環境に配慮しつつ、都市の活力を生み出すための土地利用の転換を検討します。
- ・市街地開発事業^{*}などにより形成された良好な住宅地では、市民との協働のもと、地区計画^{*}や建築協定^{*}などの制度を活用し、地域の特性に応じた良好な住宅地の維持・保全を図ります。
- ・住宅や工場などの建物用途の混在が進んでいる地区では、良好な住環境や操業環境の確保に向け、市民との協働のもと、地区計画などの制度を活用し、適切な土地利用を図ります。

② 森林、農地、水辺などの保全・活用（自然的土地利用）

- ・相模川、境川、鳩川、姥川、ハ瀬川及び道保川とそれらの河川沿いの斜面林などでは、水とみどりの連続性を確保し、生物多様性の確保や水源かん養などの多様な機能の充実・強化を図ります。
- ・相模川が流れる田名地区では、人と水のふれあう親水空間の形成を図ります。



- ・横山公園及び淵野辺公園では、みどり豊かな潤いのある空間づくりを進めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動や防災活動など、多くの人が利用できる個性的で魅力ある公園として充実を図ります。
- ・公園や緑地では、レクリエーション機能の充実や防災性の向上などを図りながら、みどり豊かな潤いある環境づくりを進め、市民の交流の場の充実を図ります。
- ・農用地区域^{*}などまとまりのある優良な農地を中心とした地区では、農業生産基盤の強化を促進し、生産環境の向上と農業の活性化を図り、農地の保全・活用を図ります。
- ・市街化区域^{*}内の農地で緑地効果が期待できるものについては、生産緑地地区^{*}に指定し都市環境の向上を図ります。

③ 地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導（土地利用の整序）

- ・市街地と調和する地区では、市街化を抑制し自然環境を保全しつつ、土地利用の現状や今後の人口減少などを見据え、開発許可制度^{*}の適切な運用や地区計画などの活用により、適切な土地利用を図ります。



- 市街化調整区域*内を通る幹線道路などの沿道では、開発許可制度*の適切な運用により、当該地区にふさわしい秩序ある土地利用を検討します。

(2) 都市力を高める都市づくりの方針

① 相模原駅周辺における広域交流拠点の形成

- 相模総合補給廠の一部返還地や共同使用区域を生かし、スポーツや文化など市民が憩い、にぎわう空間を創出するとともに、周辺地区の今後の発展の起爆剤となる新市街地の形成を進めます。
- 小田急多摩線の延伸を見据え、相模原駅の交通結節点としての利便性の向上や、南北間の回遊性の向上による駅周辺の一体的な市街地の形成を進めます。

② 地域拠点などの機能の維持・誘導による地域の活性化

- 「地域拠点」に位置付けた淵野辺駅周辺及び上溝駅周辺では、交通利便性を生かすとともに、利便性の高い日常生活を営むための商業・サービスなどの都市機能*を維持・誘導し、地域と一体となった拠点を形成します。
- 「生活拠点」に位置付けた田名周辺では、バスターミナルの機能を生かした地域の連携拠点として、身近な生活サービスなどの機能を地域に応じて維持・誘導を行い、地域住民の日常生活を支える拠点を形成します。
- 南橋本駅周辺及び矢部駅周辺や、(都)相模原愛川線及び(都)村富相武台線の沿道などでは、利便性の高い日常生活を営むための商業・サービスなどの都市機能の維持・誘導を行います。



③ 地域資源を活用した都市型観光・レクリエーションの振興

- 相模川、境川、鳩川、姥川、八瀬川、道保川などの河川沿いでは、まとまった樹林地などの自然環境や地域資源を生かした水に親しめる空間づくりを検討します。
- 相模川の田名地区では、人と水のふれあう親水空間の形成を図ります。
- 相模原市民桜まつり、相模原納涼花火大会、上溝夏祭りなどの地域資源を生かした商業や観光交流を促進します。





- ・多様なスポーツ施設や博物館、相模川ふれあい科学館などの文化施設や、JAXA相模原キャンパスに代表される研究施設などが多数立地する中央区の特性を生かした、地域交流の活性化を促進します。
- ・複数の大学が立地している中央区の特性を生かし、多様な世代が連携したまちづくりにより、地域の活性化を促進します。

(3) 交通体系の方針

① 鉄道ネットワークの形成

- ・相模原駅・上溝駅への小田急多摩線の延伸に向けた取組を進めるとともに、近隣市町村と連携し、田名地域を経由する愛川・厚木方面への延伸に向けた取組を進め、新たな鉄道ネットワークの形成を図ります。
- ・JR相模線では、輸送力の拡大による利便性の向上を図るため、鉄道事業者と連携し、運行本数の拡大や複線化及び（仮称）作の口駅の設置などを促進します。

② 広域的な道路ネットワークの形成

- ・国道16号の渋滞対策などを促進するとともに、（都）宮下横山台線の整備を推進し、周辺都市や地域間相互の交流・連携を支える広域的な道路ネットワークの形成を図ります。

③ 地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成

- ・市民の日常生活を支える効率的で利便性の高いバス路線網を構築するとともに、地域に応じた公共交通の維持確保により、地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ・市民や事業者との協働のもと、コミュニティバス*の維持確保に向けた取組を進めるとともに、その維持確保のあり方を継続的に検討します。
- ・田名バスターミナルでは、事業者との協働のもと、交通ターミナル機能の維持確保を図ります。



④ 公共交通の利便性向上と利用促進

- ・相模原駅では、相模総合補給廠の一部返還地の都市づくりと併せ、鉄道やバス、自転車など、交通手段間の乗り換え利便性の向上を図ります。
- ・矢部駅、淵野辺駅及び上溝駅では、鉄道やバス、自転車など、交通手段間の乗り換え利便性の向上を図ります。



- ・南橋本駅及び番田駅では、鉄道や自転車など、交通手段間の乗り換え利便性の向上を図ります。
- ・公共交通利用に向けた意識啓発などの取組を、地域や事業者との協働により進め、公共交通の利用を促進します。

⑤ 地域における道路環境の充実

- ・(都) 宮上横山線、県道48号(鍛冶谷相模原)、県道63号(相模原大磯)などの主要な道路の整備や交差点改良、鉄道との立体交差化の検討などを行うことにより、交通渋滞の解消や生活道路への通過交通の流入抑制及び安全性の確保など、安全で安心な道路環境の充実を図ります。
- ・広域的な道路と効率的かつ効果的に接続する道路網の充実を図るため、(仮称)弥栄上鶴間線、(都)市役所前通り線(延伸)について検討します。
- ・相模原駅周辺では、小田急多摩線の延伸を見据えた交通結節点としての機能強化を図るとともに、駅周辺のアクセス性向上や、自転車、歩行者の安全性向上などを図るため、(仮称)相模原駅南北線、(仮称)相模原駅東西線などの整備を推進します。
- ・狭い道路における拡幅整備や交通量の多い生活道路における安全対策などを行うことにより、地域の交通の安全確保や利便性の向上を図ります。
- ・歩道整備やバリアフリー化*、路上放置自転車対策、無電柱化など、歩行者の移動環境の充実に向けた取組を推進します。

⑥ 自転車利用環境の整備

- ・自転車通行環境の整備や、道路の状況に応じた歩行者と自転車の通行区分の明確化など、自転車利用環境の整備を進めます。
- ・駅周辺などにおいて、民間事業者との適切な役割分担、連携を図りながら、自転車駐車場の整備や拡充、駐輪スペースの確保、既存自転車駐車場の改善などを進めます。

(4) 環境と共生する都市づくりの方針

① 都市公園などの整備と適正管理

- ・横山公園や淵野辺公園は、みどり豊かな潤いのある空間形成を進め、スポーツ・レクリエーション活動など、多くの人が利用できる魅力ある公園として適切な維持管理と充実を図ります。
- ・相模総合補給廠の共同使用区域は、みどり豊かな潤いのある空間づくりを進めるとともに、スポーツ・レクリエーションや防災活動など、多くの人が利用できる魅力ある空間づくりを進めます。





- ・道保川公園は、斜面林の保全と育成を図り、豊かな自然環境を感じる公園として、充実を図ります。
- ・鹿沼公園は、周辺に立地する公共施設と連携しながら、市民参画による多角的な利用など、淵野辺駅周辺の立地を生かした更なる公園の利活用を進めます。
- ・身近な公園が不足している地域における公園などの適切な配置及び充実を検討します。

② 水と親しめる空間づくり

- ・相模川や境川沿いでは、水辺と親しめる空間とするため、散策路や緑道などへの活用を図ります。
- ・鳩川、姥川、ハ瀬川及び道保川では、多自然川づくり*による多様な生物の生息環境を保全するとともに、水と親しめる水辺環境の形成を図ります。
- ・高田橋から望地付近までにみられる水田や水路、河川敷の市民活用を検討します。



③ 緑地の保全・活用

- ・相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区やハ瀬川沿いの斜面林、道保川緑地など、まとまりあるみどりを適切に保全します。
- ・市街地に残る身近なみどりである市民緑地などの樹林地を、みどりに親しめる場として保全、活用します。
- ・優良農地の保全を図るとともに、営農継続による農地の維持を促進しつつ、各地域の特性を踏まえ、体験農園・市民農園や農家レストランへの活用などを検討します。

④ 環境負荷低減のための取組

- ・多様な都市機能*が集積する本市の中心市街地の1つである相模原駅周辺では、市役所などの公共施設をはじめとする施設へのクリーンエネルギー*の導入、未利用エネルギー*の活用、建築物の屋上緑化や壁面緑化などにより、環境負荷の低減に向けた取組を促進します。
- ・樹林地・河川をはじめ、市街地に残る緑地や水辺空間を保全します。



(5) 都市づくり関連施設の方針

① 生活排水対策の推進

- ・合流式下水道*区域においては、計画的に分流化を推進します。

② 雨水対策の推進

- ・集中豪雨による局所的な浸水被害を防ぐため、河川整備と連携して効果的な雨水対策を推進します。
- ・雨水浸透施設*の整備促進により、雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養を図ります。

③ 下水道施設の維持管理

- ・健全な下水道経営を進めるために、下水道施設の適切な維持管理による延命化や有効利用を図ります。
- ・緊急輸送道路などに埋設している重要な下水道施設について、優先的に耐震化を推進します。

④ 河川整備の推進

- ・鳩川、姥川、道保川などは、計画的な河川改修により治水機能の向上を図るとともに、適正な管理により水質の向上や自然環境を生かした親水空間の形成を図ります。

(6) 魅力的な景観づくりの方針

① 抱点周辺の景観形成

- ・相模原駅周辺では、建物の形態・意匠や色彩誘導、広場・オープンスペースの創出などにより、都市の顔としての活力とにぎわいの感じられる景観を形成するとともに、相模総合補給廠一部返還地において、新しい景観を創出します。
- ・淵野辺駅や上溝駅周辺では、周辺の住宅地との調和に配慮し、建築物の形態・意匠や色彩誘導、壁面後退などにより、活力や快適性の感じられる景観を形成します。

② 景観資源を生かした景観形成

- ・景観重要樹木*を有する市役所前さくら通り地区においては、住民等との合意形成を図りながら、地区の個性的な景観資源を生かした独自のルールづくりを行います。

③ 市街地特性を生かした景観形成

- ・横山や星が丘などの住宅地では、周辺のまちなみと調和した建築物の誘導や緑化の促進などにより、潤いとやすらぎのある景観を形成します。
- ・境川沿いの市街地では、河川と調和した潤いとやすらぎが感じられる景観を形成します。



④ 自然環境を生かした景観形成

- ・横山丘陵や相模川沿いの斜面緑地では、周辺の田園景観の保全を図り、斜面林及び農地などの豊かな自然環境を感じられる景観の形成を図ります。
- ・水郷田名地区では、水とふれあうことのできる場の充実を図るなど、潤いとやすらぎが感じられる景観の形成を図ります。

⑤ 公園における景観形成

- ・横山公園や淵野辺公園では、まとまりのあるみどりを生かし、市民がみどりとふれあい、親しめる景観形成を進めます。



(7) 快適な住環境づくりの方針

① 市街地における住環境の形成

- ・市街地開発事業*や質の高い民間開発事業の促進による住みよい市街地の形成など、地域の特性を生かした魅力ある住環境づくりを進めます。
- ・住宅地では、市民との協働のもと、地区計画*や建築協定*などを活用し、快適な住環境の確保を図ります。
- ・空き家や中古住宅に関する情報提供や流通促進に向けた支援などを行うことで、空家等の利活用を促進します。
- ・住宅と工場が混在している地区では、住環境と操業環境との調和を図ります。



② 市営住宅などの適切な維持管理

- ・入居者の安全・安心を確保し、周辺の住環境に配慮した市営住宅の適正管理により、長寿命化を推進します。
- ・築年数の古い団地については、団地再生に係る取組に対し、関係機関と連携して支援します。



(8) 災害に強い都市づくりの方針

① 拠点周辺における防災まちづくり

- ・相模原駅周辺などの拠点周辺では、建築物や都市施設*の耐震化、不燃化、建て詰まりの緩和、道路整備やオープンスペースの確保など、総合的な防災まちづくりを推進します。

② 市街地の防災性の向上

- ・災害に強い市街地を形成するため、建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、市街地再開発事業*による空地の確保などを進めます。
- ・延焼遮断帯*を形成するため、道路、公園などの計画的な維持管理及び整備と併せて、周辺の建築物の不燃化や緑化を促進します。
- ・災害時の安全な避難誘導や円滑な初期消火活動を行うため、生活道路の拡幅整備を進めるとともに、ライフラインの耐震化を促進します。

③ 水害対策などの推進

- ・市管理河川（鳩川・八瀬川・姥川など）の改修事業の実施や一時貯留施設の設置促進などにより、水害に対する安全性の向上を図ります。
- ・相模川や境川では、各管理者と連携しながら治水機能の向上に努めます。
- ・洪水浸水想定区域*など水害のおそれがある区域について、住民などへ危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。
- ・浸水被害の軽減・解消を図るために雨水管の整備を推進します。

④ 土砂災害対策の推進

- ・土砂災害警戒区域*などでは、集中豪雨などにより、土砂災害の発生の危険性があるため、県と連携を図りながら、対策工事などを促進します。
- ・土砂災害警戒区域など土砂災害のおそれがある区域について、住民などへ危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。



3 南区

3-1 南区の現況と課題

(1) 南区の現況

① 人口・世帯数

- 平成27年の国勢調査における南区の人口は約27.7万人で、市全体の38.5%を占めます。推移をみると一貫して増加していますが、伸び率は鈍化しています。
- 世帯数は約12.4万世帯で、1世帯当たりの人員については約2.24人と市全体よりもやや低くなっています。1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化や単身世帯の増加がみられます。

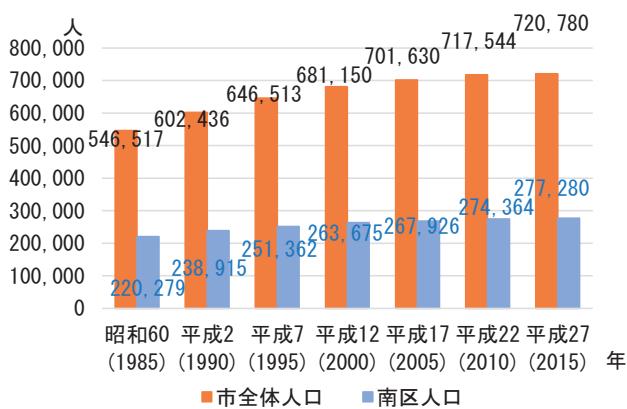
＜人口・世帯の現況＞

	南 区	市 全 体
総人口	277,280人	720,780人
年少人口	32,773人(11.9%)	88,850人(12.4%)
生産年齢人口	174,411人(63.5%)	454,821人(63.6%)
前期高齢者人口	37,172人(13.5%)	98,321人(13.8%)
後期高齢者人口	30,369人(11.1%)	72,719人(10.2%)
世帯数	123,766世帯	311,188世帯
世帯あたり人員	2.24人/世帯	2.32人/世帯
人口密度	72.8人/ha	21.9人/ha
面積	3,811ha	32,891ha

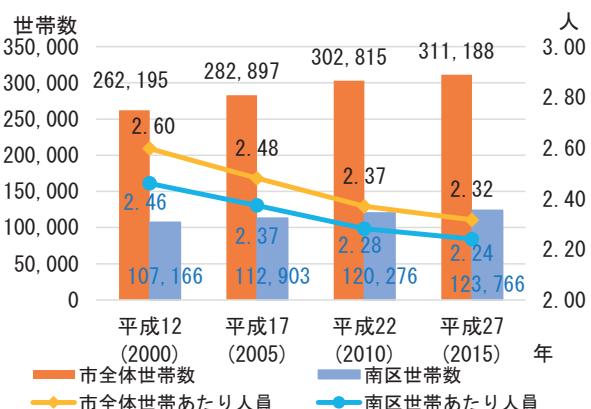
※総人口は年齢不詳分も含むため年齢3区分の合計と一致しない

出典：平成27年国勢調査、平成30年版統計書

＜総人口推移＞



＜世帯数推移＞



※平成12年は小地域集計から区ごとに作成

平成17年は神奈川県統計センターHP情報から区ごとに作成

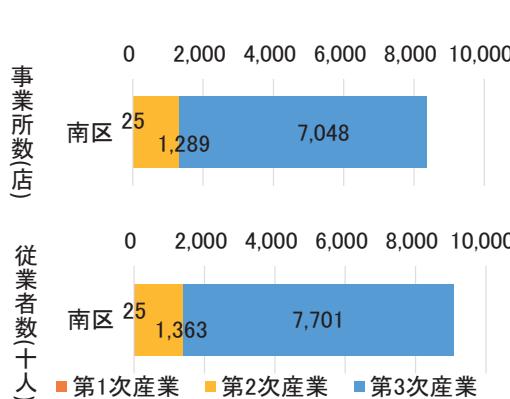
出典：国勢調査（各年）



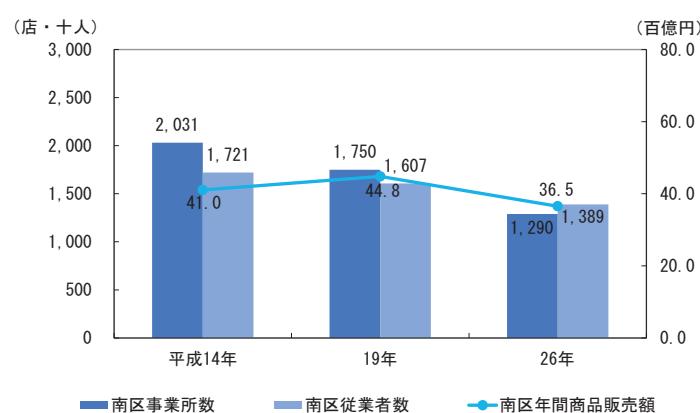
② 産業動向

- ・産業分類別の第2次産業（製造業など）が2割程度、第3次産業（サービス業）が8割程度を占めていますが、3区の中で最も第3次産業（サービス業）が占める割合が高くなっています。
- ・卸売業・小売業の事業所数及び従業者数は減少傾向であり、年間商品販売額は、平成19年以降減少傾向となっています。
- ・事業所数、従業者数、製造品出荷額等は横ばい傾向となっています。
- ・観光客数及び観光客消費額は、平成27年以降は減少傾向にあります。

<産業別事務所数及び従業員数（平成26年）>



<卸売業・小売業の事務所数等の推移>

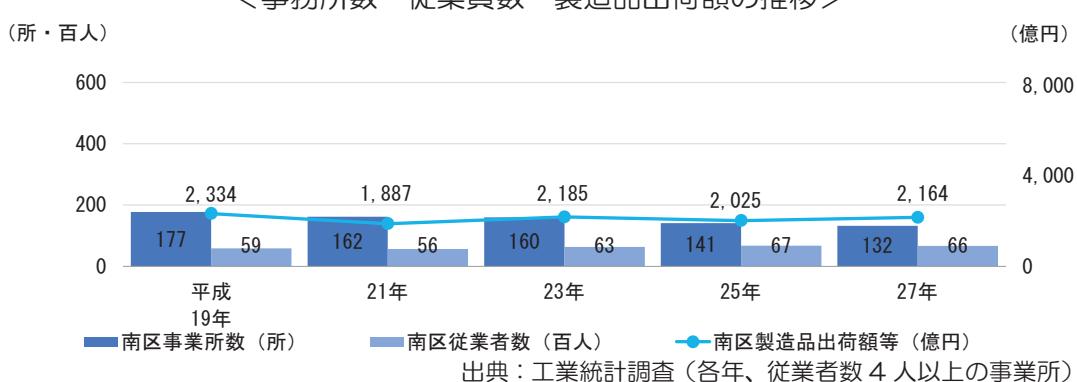


出典：経済センサス

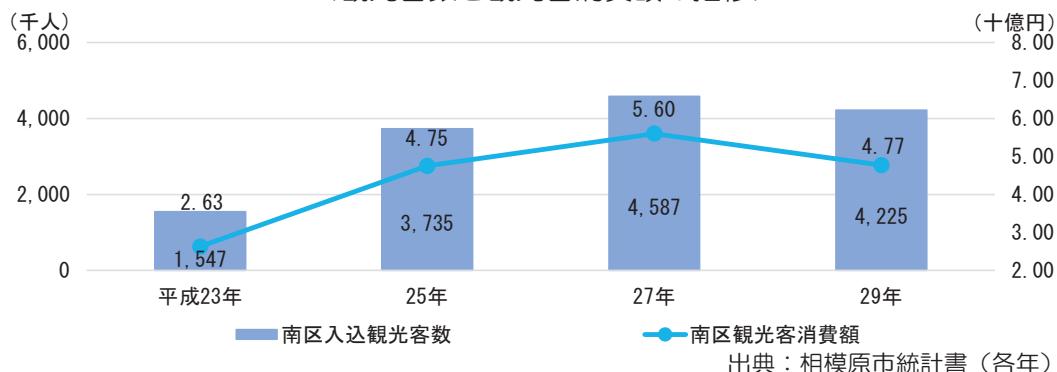
※平成26年は統計調査方法の変更があったため、前回統計の数値との比較はできません。

出典：商業統計調査（各年）

<事務所数・従業員数・製造品出荷額の推移>



<観光客数と観光客消費額の推移>

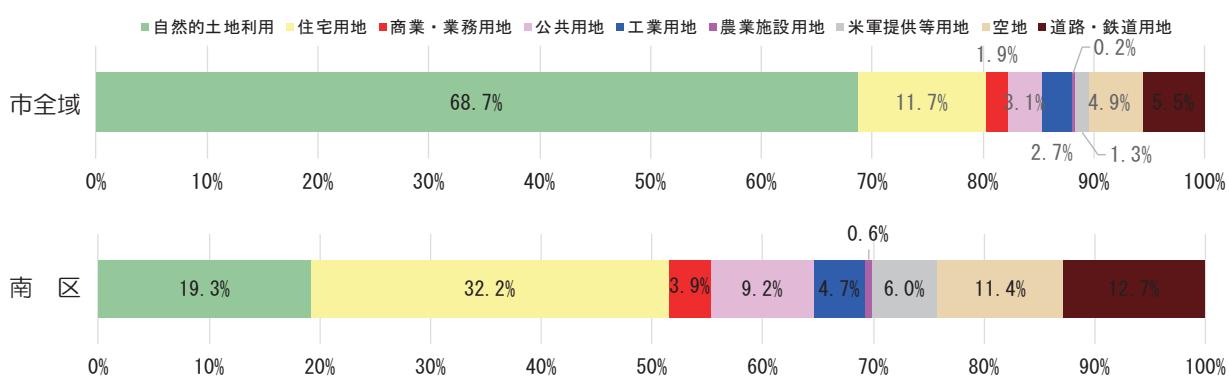
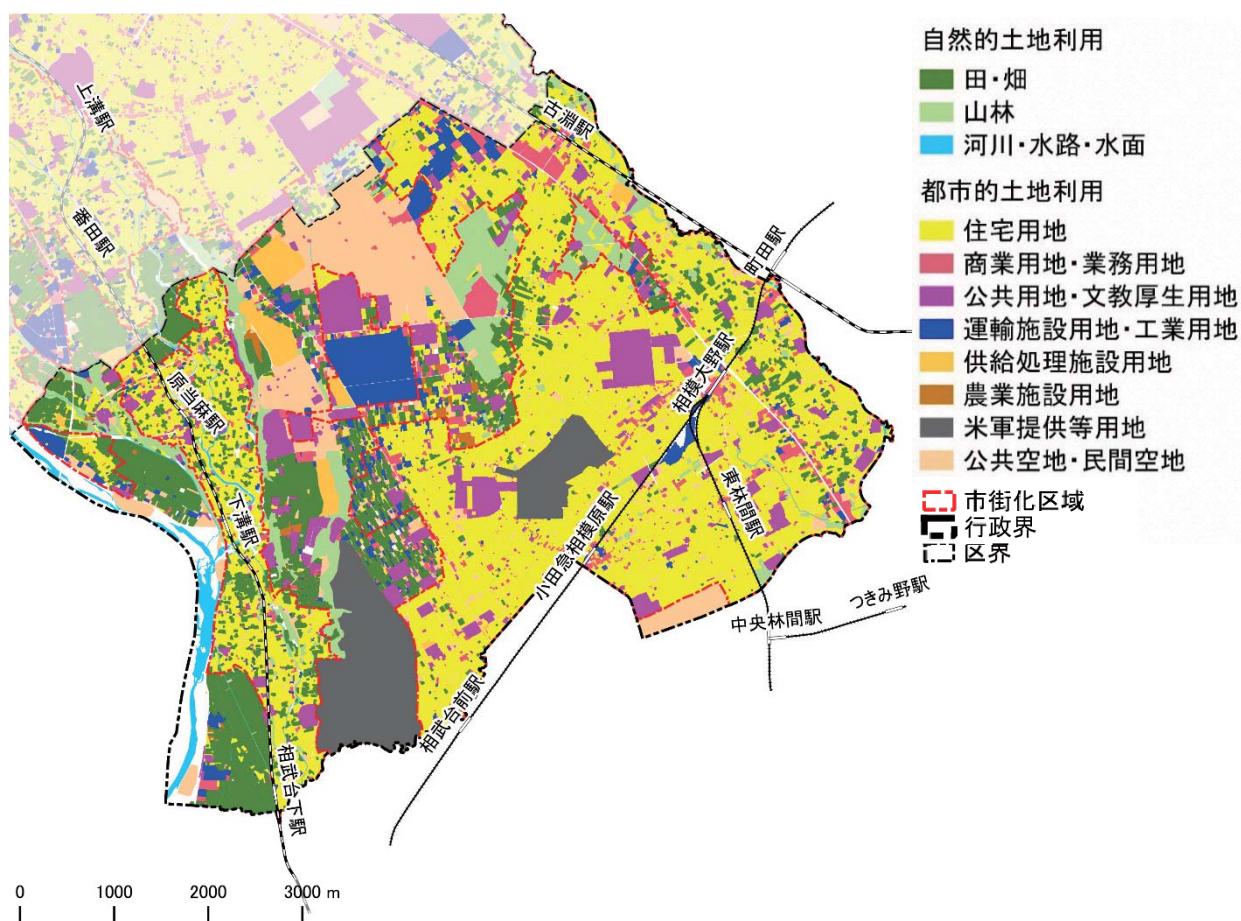




③ 土地利用

- ・南区は、自然的土地利用が約2割、都市的土地利用が約8割となっています。
- ・区の市街化区域*では、住宅地が広がっています。
- ・国道16号の沿道や相模大野駅周辺には商業地としての土地利用がされています。
- ・区の中心部には麻溝台工業団地があるほか、(都)村富相武台線の沿線には小規模な工業用地が集積しています。
- ・相模川沿いにまとまった農地がみられ、区中央部には木もれびの森が広がっています。

<土地利用現況>

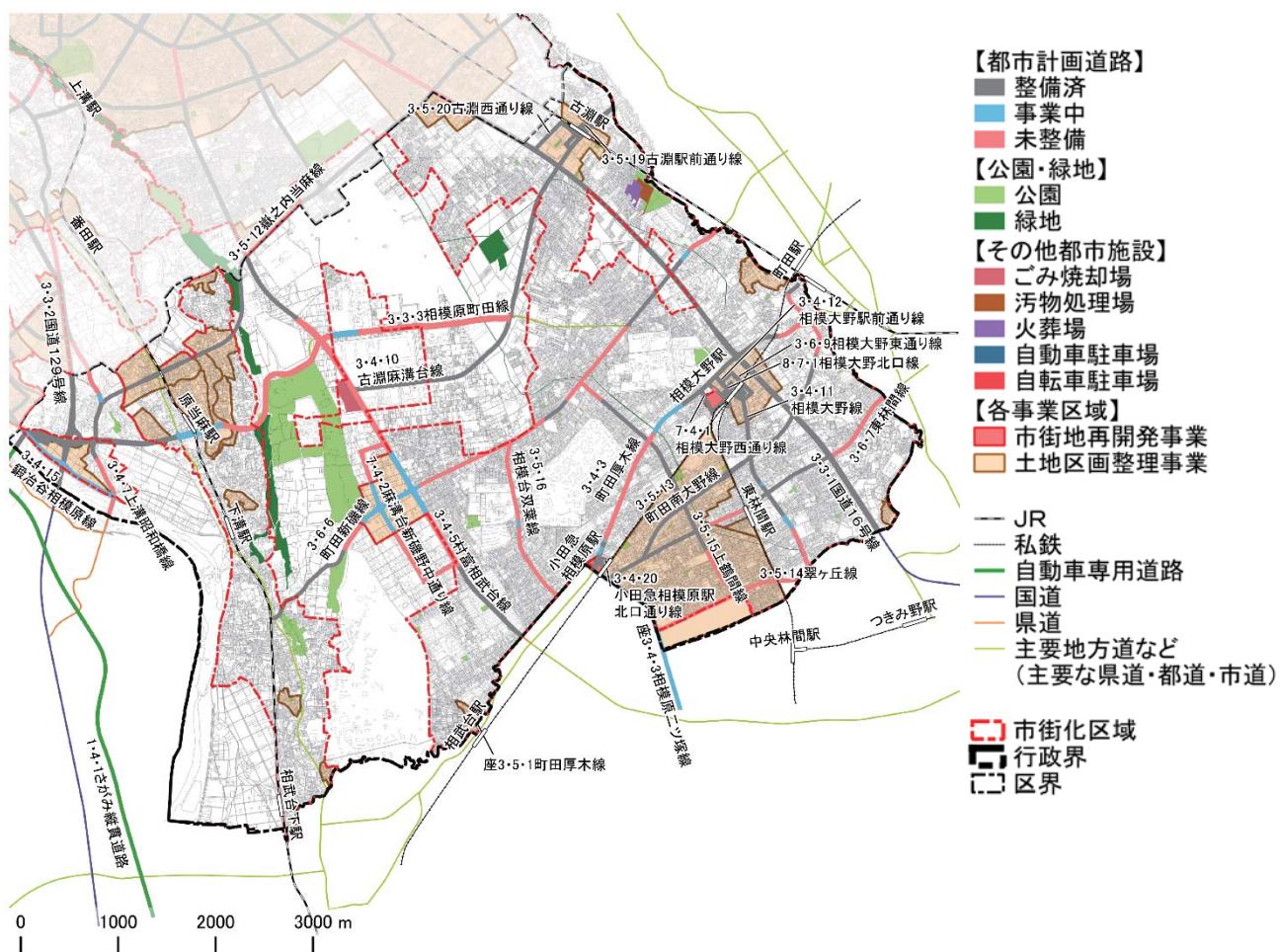


出典：平成27年都市計画基礎調査から作成（相模総合補給廠一部返還等を反映）

④ 市街地整備と幹線道路網

- 原当麻駅周辺で土地区画整理事業*が実施されたほか、麻溝台・新磯野第一整備地区や当麻宿地区で土地区画整理事業が施行中です。
- 相模大野駅周辺や小田急相模原駅周辺で市街地再開発事業*が完了しています。
- 都市計画道路*として（都）国道16号線、（都）相模原町田線、（都）村富相武台線などを定めており、そのうち、（都）相模原町田線や（都）町田厚木線などの一部が事業中です。

<市街地開発事業*及び都市計画道路などの状況>



出典：相模原市資料（令和元年6月）

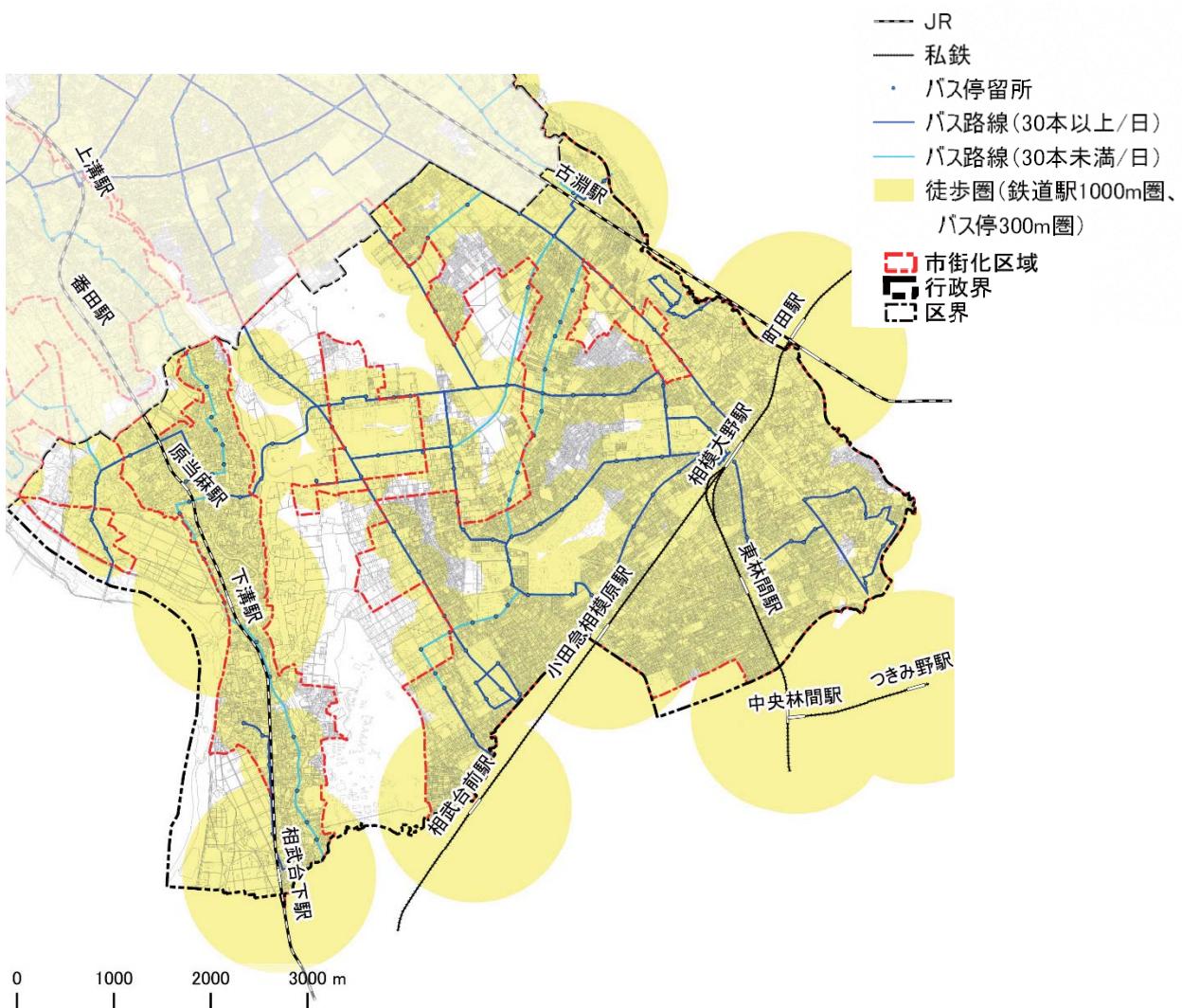


⑤ 公共交通

- ・鉄道としてJR横浜線、JR相模線、小田急小田原線及び小田急江ノ島線があり、古淵駅、原当麻駅、下溝駅、相武台下駅、小田急相模原駅、相模大野駅及び東林間駅があります。
- ・バス交通網はおおむね区全域を網羅していますが、市街化区域*内でも一部の箇所で交通不便地区（※）がみられます。

*交通不便地区：「市街化区域」又は「区域区分*が定められていない都市計画区域*のうち用途地域*の指定がある区域」において鉄道駅から1,000mまたはバス停留所から300m離れた箇所

＜鉄道網及びバス路線の現況図＞



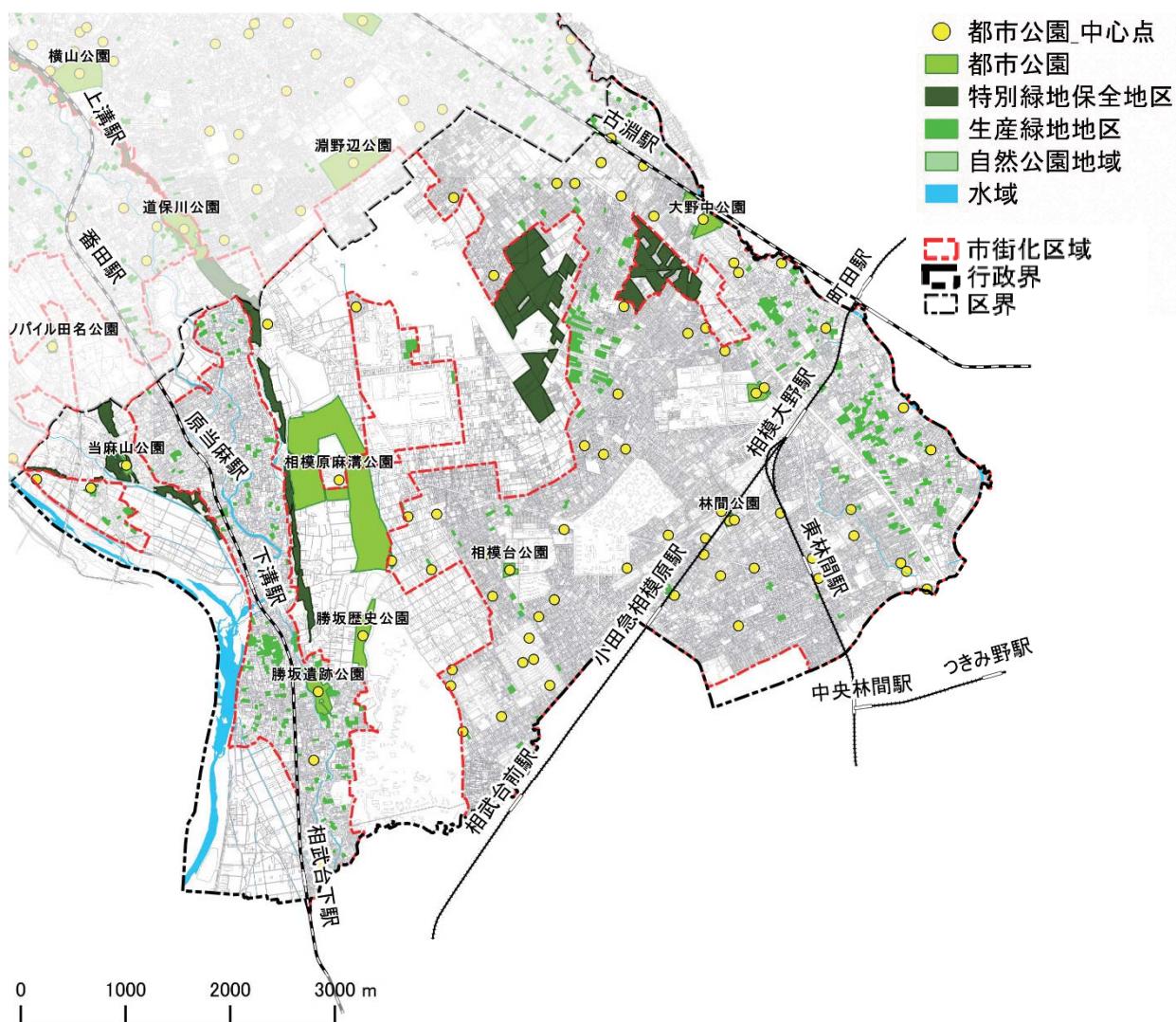
出典：国土数値情報、交通事業者HP情報から作成（平成31年4月）



⑥ 水とみどり

- ・都市計画公園*として、相模原麻溝公園や相模大野中央公園などが整備されています。
- ・道保川沿いの道保川緑地や地区の中央部にある木もれびの森などが、特別緑地保全地区*（建築行為などが制限されており、緑地保全を図る地区）に指定されています。
- ・市街化区域*内において、生産緑地地区*（市街化区域内において保全すべきとされる農地）が多数指定されています。
- ・区内には相模川、姥川、道保川、八瀬川及び境川が流れ、河川沿いに緑地があります。

<自然公園*・都市公園・緑地等の分布>



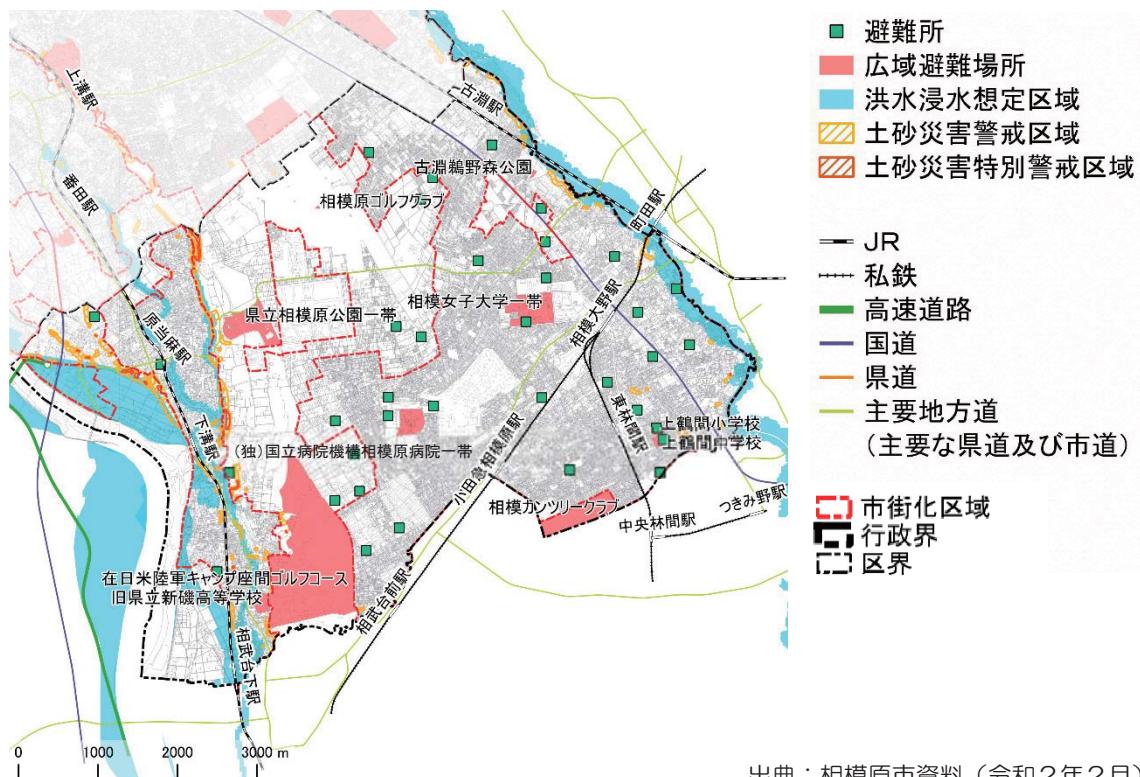
出典：相模原市資料（平成29年6月）



⑦ 想定される自然災害

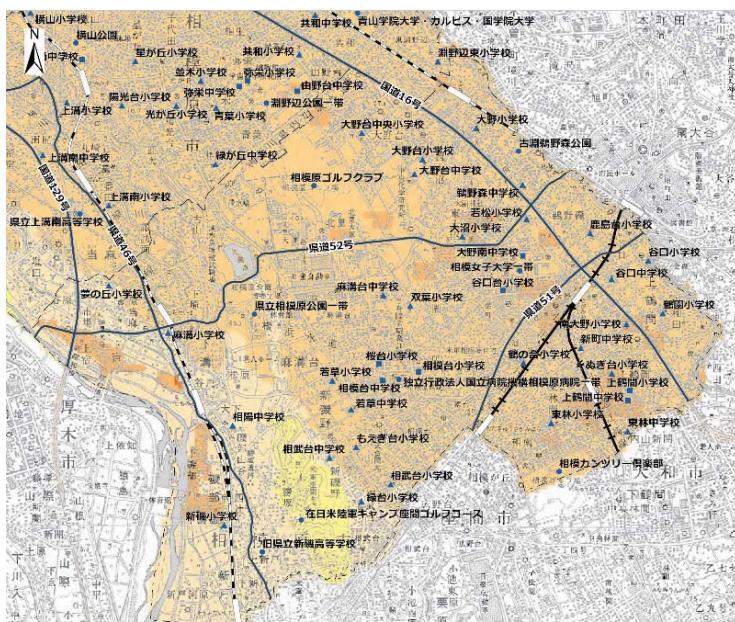
- ・水害に関しては、相模川及び境川沿いの一部の地域において洪水浸水想定区域*に指定されています。
- ・相模川沿いの斜面林の一部を中心に土砂災害特別警戒区域*及び土砂災害警戒区域*の指定箇所があります。
- ・地震災害に関しては、最大震度6強の揺れに見舞われる箇所が想定されます。

<洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等>



出典：相模原市資料（令和2年2月）

<揺れやすさマップ>



震度階級	計測震度	建物の状況
震度7	6.5以上	耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増え、耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。
震度6強	6.4 6.3 6.2 6.1 6.0	耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものがある。
震度6弱	5.5以上 6.0未満	耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。

出典：地域別揺れやすさマップ（南区全体）



(2) 南区の課題

■ 土地利用

- ・相模大野駅周辺における市の中心市街地及び南の玄関口にふさわしい土地利用の誘導
- ・地域拠点及び生活拠点における既存の都市機能*・都市基盤*ストックを生かした市街地形成
- ・圏央道インターチェンジ周辺などにおける適切な土地利用の誘導
- ・住宅地や工業地など個性や特色を生かした土地利用の誘導
- ・住宅と工場などの用途混在地区における適切な土地利用
- ・都市部*におけるみどりの保全と活用
- ・商業地における魅力やにぎわいの向上

■ 交通

- ・(都) 相模原町田線や(都) 町田厚木線など広域的な幹線道路の整備
- ・幹線道路などの交通渋滞の解消(国道16号、県道52号(相模原町田)、(都) 村富相武台線など)
- ・狭あい道路の解消
- ・幹線快速バスシステムの導入など、拠点間の移動手段の充実
- ・市街化区域*内における交通不便地区への対応
- ・安全に利用できる道路環境の整備や維持管理

■ 自然環境

- ・道保川沿いの道保川緑地や木もれびの森などのみどりの保全・活用
- ・公園の維持管理と充実

■ 景観

- ・相模大野駅周辺にふさわしい活力とにぎわいのある景観形成
- ・地域拠点及び生活拠点における活力や快適性の感じられる景観形成
- ・相模川や境川などの水辺空間や河川沿いの斜面林、木もれびの森などの自然環境を生かした景観形成

■ 住宅

- ・相模大野駅周辺における魅力ある住環境の形成
- ・今後の人団減少などに伴う、住宅地や住宅団地における空き家の増加への対応
- ・老朽化した市営住宅の適切な維持管理
- ・住宅地や通学路などの暗所や死角の解消

■ 防災

- ・境川や相模川など河川沿いにおける水害への対策
- ・集中豪雨に対する局所的な浸水被害への対策
- ・災害リスクの周知と適正な居住の誘導



3-2 南区の都市づくりの方針

【南区の目指す姿・取組目標・取組の方向】

わ 湧きおこる7つの風 韶きあう南区 ～愛着と誇りを持って、区民が躍動するまちを目指して～

① 誰もが安心して暮らせるまちをつくります

- ・安全・安心なまちづくり
- ・災害に強いまちづくり

② 交流と魅力あふれるにぎわいのあるまちをつくります

- ・都市機能*が充実したまちづくり
- ・活力あふれるまちづくり

③ 環境を守り育てるまちをつくります

- ・環境を守り育てるまちづくり

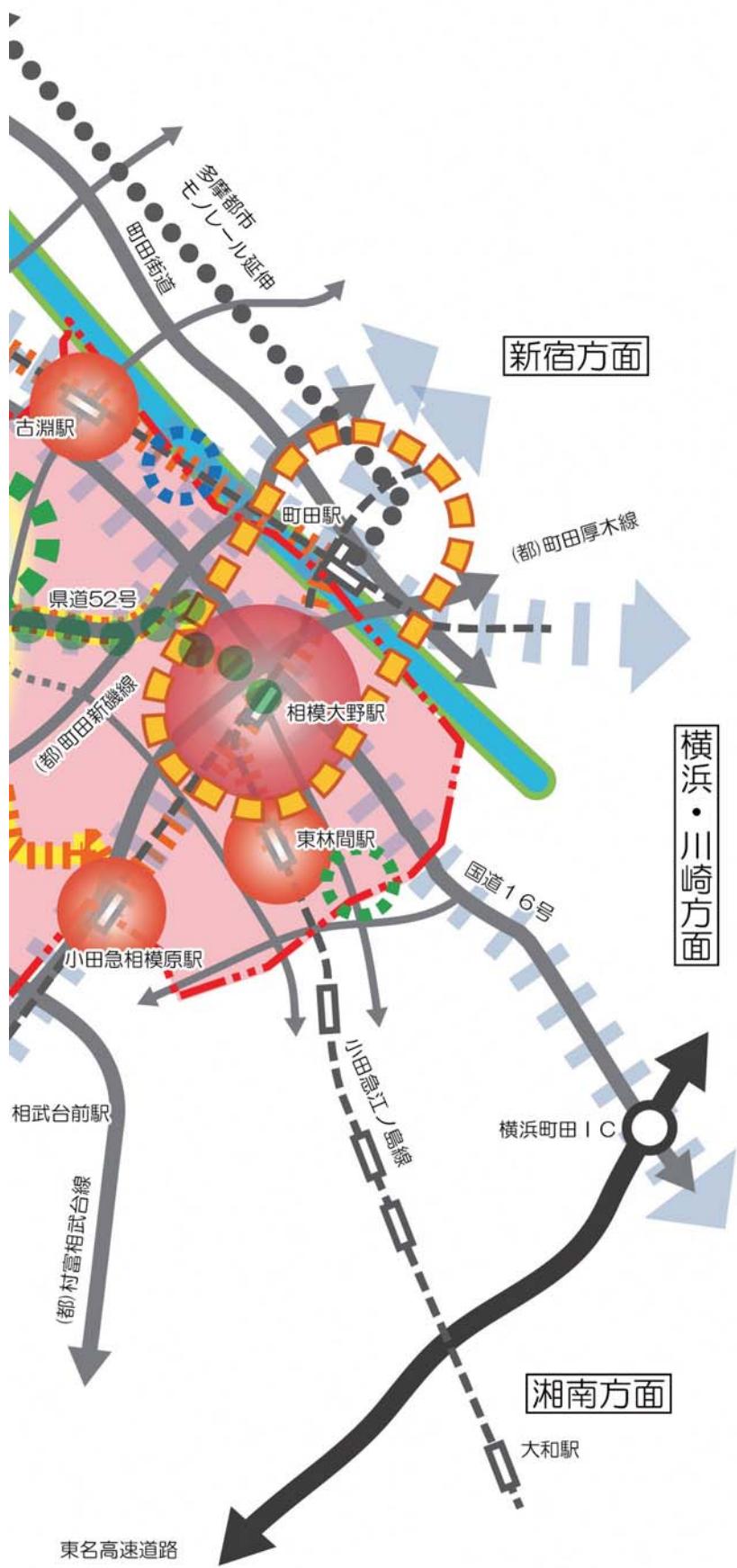
④ 区民がいきいきと活躍する協働のまちをつくります

- ・コミュニティ豊かなまちづくり
- ・区制を生かしたまちづくり





南区の将来都市構造図



凡例

■ 据点
○ 首都圏南部における広域交流拠点
● 中心市街地
○ 地域拠点
○ 生活拠点
○ 産業を中心とした新たな拠点
○ 水辺の拠点
○ みどりの拠点

■ 軸
↔ 広域連携軸
↔ 都市間連携軸
↔ 拠点間連携軸
— 水とみどりの軸

■ エリア
■ まちなかエリア
■ 周辺市街地エリア
■ 自然調和エリア

■ 交通網
— 鉄道
— 鉄道：整備検討
— 幹線快速バスシステム
— 幹線バス路線（構想）
— 自動車専用道路
— 主要幹線道路
— 幹線道路
— 地区幹線道路
— 地区幹線道路（構想）

■ その他
— 区界



【南区の都市づくりの方針】

(1) 土地利用の方針

① 都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進（都市的土地区画整理事業）

- 相模大野駅周辺では、市の南の玄関口として、区役所などの行政施設・相模女子大学グリーンホールなどの文化施設の立地と併せ、本市を代表する一大商業・業務地が形成されています。社会経済の変化に柔軟に適応し、町田駅周辺とも連携する「都市の連携拠点」として、多様な都市機能*の集積の誘導や、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。



- 古淵駅周辺・東林間駅周辺・小田急相模原駅周辺の地区中心商業地では、地域拠点として地域特性に応じた都市機能の集積を図り、生活利便性の向上のための適切な土地利用を誘導します。
- 原当麻駅周辺では、生活拠点として市民の日常の購買要求に対応した商業・サービス機能など、生活利便性の確保のための適切な土地利用を図ります。
- 北里周辺では、生活拠点として、地域に立地する医療機関などの都市機能と連携し、市民の生活に配慮した適切な土地利用を図ります。
- 町田駅南口周辺や相武台前駅周辺では、近隣の利用者も見込み、近隣市と連携した地域一体となった商業地の形成を図ります。
- 大野台地区の工業地では、市民との協働のもと、地区計画*の制度などを活用し、周辺環境と調和した良好な操業環境の維持・向上を図ります。
- 麻溝台工業団地では、周辺環境と調和した良好な操業環境の維持・向上を図ります。
- 当麻地区及び麻溝台・新磯野地区では、新たな都市づくりの拠点として、周辺への環境に配慮しながら都市基盤*の整備を進めるとともに、新たな産業用地の創出や良質な住宅の供給に向けた土地利用の転換を図ります。



- ・国道16号、県道52号（相模原町田）、（都）村富相武台線、（都）町田厚木線、（都）町田新磯線といった幹線道路などの沿道では、交通環境や周辺環境との調和を図りつつ、沿道サービス施設や流通業務施設^{*}など、当該地区にふさわしい秩序ある土地利用を図ります。
- ・圏央道相模原愛川インターチェンジへのアクセス道路などの沿道では、周辺の環境に配慮しつつ、都市の活力を生み出すための土地利用の転換を検討します。
- ・市街地開発事業^{*}などにより形成された良好な住宅地では、市民との協働のもと、地区計画^{*}や建築協定^{*}などの制度を活用し、地域の特性に応じた良好な住宅地の維持・保全を図ります。
- ・住宅や工場などの建物用途の混在が進んでいる地区では、良好な住環境や操業環境の確保に向け、市民との協働のもと、地区計画などの制度を活用し、適切な土地利用を図ります。

② 森林、農地、水辺などの保全、活用（自然的土地利用）

- ・相模川、境川、鳩川、姥川、八瀬川及び道保川とそれらの河川沿いの斜面林などでは、水とみどりの連続性を確保し、生物多様性の確保や水源かん養などの多様な機能の充実・強化を図ります。
- ・木もれびの森など、市街地に残る貴重な樹林地では保全を図るとともに、その特性を生かした活用を図ります。



- ・県立相模原公園や相模原麻溝公園では、みどり豊かな潤いのある空間づくりを進めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動や防災活動など、多くの人が利用できる魅力ある公園として充実を図ります。
- ・農用地区域^{*}などまとまりのある優良な農地を中心とした地区では、農業生産基盤の強化を促進し、生産環境の向上と農業の活性化を図り、農地の保全・活用を図ります。
- ・市街化区域^{*}内の農地で緑地効果が期待できるものについては、生産緑地地区^{*}に指定し都市環境の向上を図ります。



③ 地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導（土地利用の整序）

- ・市街地と調和する地区では、市街化を抑制し自然環境を保全しつつ、土地利用の現状や今後の人口減少などを見据え、開発許可制度*の適切な運用や地区計画*などの活用により、適切な土地利用を図ります。
- ・市街化調整区域*内を通る幹線道路などの沿道では、開発許可制度の適切な運用により、当該地区にふさわしい秩序ある土地利用を検討します。

（2）都市力を高める都市づくりの方針

① 「都市の連携拠点」の形成（相模大野駅及び町田駅周辺の一体的なエリア）

- ・相模大野駅周辺地区は、小田急小田原線と小田急江ノ島線、国道16号と（都）町田厚木線などの交通結節点であるとともに、大学や中等教育学校、相模女子大学グリーンホールといった文教施設と商業・業務施設が高度に集積する市の南の玄関口であることから、多くの人々が行き交うにぎわいある都市づくりを推進します。
- ・近接する町田駅周辺と連携し、さらなる都市機能*の集積を図ります。また、広域圏における購買・余暇などのニーズに対応しながら市内外の交流を促進し、「都市の連携拠点」として拠点性の向上を図ります。
- ・商業地や周辺の集合住宅及び文教施設間の回遊性の向上を図り、相模大野駅周辺の一体的な都市づくりを推進します。
- ・幹線快速バスシステムの導入に向けた取組を進め、相模大野駅及び町田駅周辺の一体的なエリアと北里周辺、麻溝台・新磯野地区及び原当麻周辺などの拠点間の連携を強化し、相模大野駅及び町田駅周辺の一体的なエリアにおけるにぎわいの創出を図ります。

② 地域拠点などの機能の維持・誘導による地域の活性化

- ・「地域拠点」に位置付けた古淵駅周辺・東林間駅周辺・小田急相模原駅周辺では、交通利便性を生かすとともに、利便性の高い日常生活を営むための商業・サービスなどの都市機能の維持・誘導により、地域と一緒にとなった拠点を形成することで、地域の活性化を図ります。
- ・「生活拠点」に位置付けた原当麻駅周辺では、身近な生活サービスなどの機能を地域に応じて維持、誘導し、地域住民の日常生活を支える拠点を形成します。
- ・「生活拠点」に位置付けた北里周辺では、地域に立地する医療機関などの都市機能を確保することで、地域住民の日常生活を支える拠点を形成します。
- ・相武台前駅周辺では、座間市と連携を図りながら、日常生活に必要な都市機能の維持・向上を図ります。





③ 地域資源を活用した都市型観光・レクリエーションの振興

- ・相模川、境川、鳩川、姥川、ハ瀬川、道保川などの河川沿いでは、まとまった樹林地などの自然環境や地域資源を生かした水に親しめる空間づくりを検討します。
- ・相模川が流れる麻溝・新磯地区及び境川が流れる古淵地区では、人と水のふれあう親水空間の形成を図ります。
- ・相模川芝ざくらまつり、相模の大凧まつり、相模原よさこいRANBU！、さがみ風っ子展などの地域資源を生かした商業や観光交流を促進します。
- ・相模原市文化会館などの各種ホール会館や相模原麻溝公園などの大規模公園、相模原市総合体育館などのスポーツ・レクリエーション施設などが多数立地する南区の特性を生かした、地域交流の活性化を促進します。
- ・複数の大学が立地している南区の特性を生かし、多様な世代が連携したまちづくりにより、地域の活性化を推進します。
- ・相模川などの自然環境や八景の棚、県立相模原公園や相模原麻溝公園、勝坂遺跡公園など、地域資源をもとに観光交流を促進します。



④ 「産業を中心とした新たな拠点」の形成

- ・当麻地区では、圏央道相模原愛川インターチェンジ周辺の立地特性と恵まれた交通利便性を生かし、産業、みどり、文化、生活などが融合した新たな都市づくりを進める拠点として市街地整備を進めます。
- ・麻溝台・新磯野地区では、圏央道相模原愛川インターチェンジ周辺の立地特性を生かし、産業、みどり、文化、生活などが融合した新たな都市づくりを進める拠点として市街地整備を進めます。



(3) 交通体系の方針

① 鉄道ネットワークの形成

- ・JR相模線では、輸送力の拡大による利便性の向上を図るため、鉄道事業者と連携し、運行本数の拡大や複線化及び（仮称）磯部駅の設置などを促進します。

② 広域的な道路ネットワークの形成

- ・国道16号の渋滞対策などを促進するとともに、県道52号（相模原町田）、（都）村富相武台線、（都）町田厚木線の整備を推進し、周辺都市や地域間相互の交流・連携を支える広域的な道路ネットワークの形成を図ります。



③ 地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成

- ・市民の日常生活を支える効率的で利便性の高いバス路線網を構築するとともに、地域に応じた公共交通の維持確保により、地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ・市南部地域の拠点間の連携強化、交通利便性の向上、環境負荷の軽減などを図るため、幹線快速バスシステムの導入に向けた取組を推進するとともに、他地域への展開を検討します。
- ・北里大学病院・北里大学のバスターミナルでは、事業者との協働のもと、交通ターミナル機能の維持確保を図ります。

④ 公共交通の利便性向上と利用促進

- ・古淵駅、相模大野駅、小田急相模原駅、原当麻駅、相武台下駅及び相武台前駅周辺では、鉄道やバス、自転車など、交通手段間の乗り換え利便性の向上を図ります。
- ・東林間駅及び下溝駅では、鉄道や自転車など、交通手段間の乗り換え利便性の向上を図ります。
- ・交通渋滞の緩和や公共交通の利用促進を図るため、相模大野駅周辺などにおける交通の円滑化や公共交通利用に向けた意識啓発などの取組を、地域や事業者との協働により進め、自動車から公共交通への利用転換を促進します。



⑤ 地域における道路環境の充実

- ・(都) 相模大野線、県道46号（相模原茅ヶ崎）などの主要な道路の整備や交差点改良などを行うことにより、交通渋滞の解消や生活道路への通過交通の流入抑制及び安全性の確保など、安全で安心な道路環境の充実を図ります。
- ・広域的な道路と効率的かつ効果的に接続する道路網の充実を図るため、(仮称) 弥栄上鶴間線について検討します。
- ・(仮称) 相模原住宅地区東側外周道路や、キャンプ座間東側の(仮称) 新磯野相武台線などの実現に向けた取組を進めるとともに市道新戸相武台の整備を進め、地域間相互の交流や交通利便性の向上に資する道路網の充実を図ります。
- ・狭い道路における拡幅整備や交通量の多い生活道路における安全対策などを行うことにより、地域の交通の安全確保や利便性の向上を図ります。
- ・歩道整備やバリアフリー化*、路上放置自転車対策、無電柱化など、歩行者の移動環境の充実に向けた取組を推進します。

⑥ 自転車利用環境の整備

- ・自転車道や自転車レーンなどの整備・拡充や、道路の状況に応じた歩行者と自転車の通行区分の明確化など、自転車利用環境の整備を進めます。
- ・駅周辺などにおいて、民間事業者との適切な役割分担を行い、連携を図りながら、自転車駐車場の整備や拡充、駐輪スペースの確保、既存自転車駐車場の改善などを進めます。

(4) 環境と共生する都市づくりの方針

① 都市公園などの整備と適正管理

- ・県立相模原公園や相模原麻溝公園は、みどり豊かな潤いのある空間として、スポーツ・レクリエーション活動など、多くの人が利用できる魅力ある公園として適切な維持管理と充実を図ります。
- ・史跡勝坂遺跡公園では、みどり豊かな潤いのある空間形成を進め、歴史を感じられる魅力ある公園としての整備や充実を図ります。
- ・相模大野中央公園は、相模大野駅周辺の立地を生かし、にぎわいのある環境づくりを推進します。
- ・古淵鵜野森公園は、緑地や水辺を活用し、身近に自然環境を楽しめる場や地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場としての充実を図ります。
- ・身近な公園が不足している地域における公園などの適切な配置及び充実を検討します。



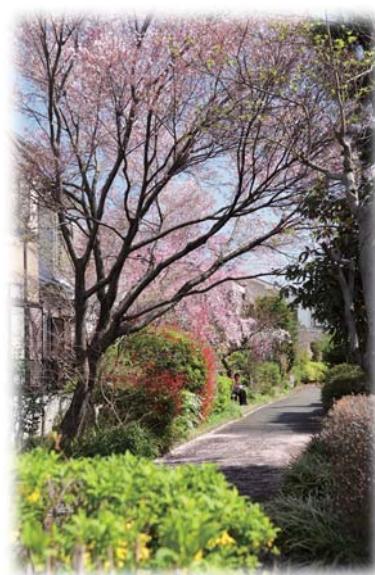


② 水と親しめる空間づくり

- ・境川では、潤いとやすらぎを感じられる魅力的な河川空間とするため、遊歩道などへの活用について関係機関と協議・検討を進めます。
- ・鳩川、姥川、八瀬川及び道保川では、多自然川づくり*による多様な生物の生息環境を保全するとともに、水と親しめる水辺環境の形成を図ります。

③ 緑地の保全・活用

- ・相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区や道保川緑地、八瀬川沿いの斜面林など、まとまりあるみどりを適切に保全、活用します。
- ・市街地に残る身近なみどりである市民緑地やふれあいの森・木もれびの森といった樹林地は、各々の特性を生かし、みどりに親しめる場として保全、活用します。
- ・横浜水道道緑道や相模川沿いの散策路及びさがみの仲よし小道は、市民の憩いの場として充実を図ります。
- ・優良農地の保全を図るとともに、営農継続による農地の維持を促進しつつ、各地域の特性を踏まえ、体験農園・市民農園や農家レストランへの農地の活用などを検討します。



④ 環境負荷低減のための取組

- ・多様な都市機能*が集積する本市の中心市街地の1つである相模大野駅周辺では、区役所などの公共施設をはじめとする施設へのクリーンエネルギー*の導入、未利用エネルギー*の活用、建築物の屋上緑化や壁面緑化などにより、環境負荷の低減に向けた取組を促進します。
- ・樹林地・河川をはじめ、市街地に残る緑地や水辺空間を保全します。

(5) 都市づくり関連施設の方針

① 生活排水対策の推進

- ・生活排水対策として、公共下水道（汚水）の整備を進めます。

② 雨水対策の推進

- ・集中豪雨による局所的な浸水被害を防ぐため、河川整備と連携して効果的な雨水対策を推進します。
- ・雨水浸透施設*の整備促進により、雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養を図ります。



③ 下水道施設の維持管理

- 健全な下水道経営を進めるために、下水道施設の適切な維持管理による延命化や有効利用を図ります。
- 緊急輸送道路*などに埋設している重要な下水道施設について、優先的に耐震化を推進します。

④ 河川整備の推進

- 姥川、八瀬川及び道保川などは、計画的な河川改修により治水機能の向上を図るとともに、適正な管理により水質の向上や自然環境を生かした親水空間の形成を図ります。

(6) 魅力的な景観づくりの方針

① 拠点周辺の景観形成

- 相模大野駅周辺では、建築物の形態・意匠や色彩誘導、広場・オープンスペースの創出などにより、中心市街地にふさわしい活力とにぎわいの感じられる景観を形成します。
- 古淵駅、小田急相模原駅、東林間駅及び原当麻駅周辺では、建築物の形態・意匠や色彩誘導、壁面後退などにより、活力や快適性の感じられる景観を形成します。

② 市街地特性を生かした景観形成

- 相武台などの住宅地では、周辺のまちなみと調和した建築物の誘導や緑化の促進などにより、潤いとやすらぎのある景観を形成します。
- 境川沿いの市街地では、河川と調和した潤いとやすらぎが感じられる景観を形成します。
- 当麻地区及び麻溝台・新磯野地区では、地域の自然環境などを生かした景観の創出を図ります。

③ 自然環境を生かした景観形成

- 横山丘陵や相模川沿いの斜面緑地では、周辺の田園景観の保全を図り、豊かな自環境が感じられる景観の形成を図ります。
- 境川沿いの市街地では、河川と調和した潤いとやすらぎが感じられる景観の形成を促進します。
- 八景の棚周辺や三段の滝周辺では、潤いとやすらぎが感じられる景観の形成を図ります。
- 木もれびの森周辺では、市街地の中のまとまりのあるみどりを生かし、市民がみどりとふれあい、親しめる景観形成を進めます。





④ 公園における景観形成

- ・県立相模原公園や相模原麻溝公園では、まとまりのあるみどりなどの特性を生かし、市街地に潤いやゆとりをもたらす景観の形成を進めます。

(7) 快適な住環境づくりの方針

① 市街地における住環境の形成

- ・市街地開発事業*や質の高い民間開発事業の促進による住みよい市街地の形成など、地域の特性を生かした魅力ある住環境づくりを進めます。
- ・住宅地では、市民との協働のもと、地区計画*や建築協定*などを活用し、快適な住環境の確保を図ります。
- ・空き家や中古住宅に関する情報提供や流通促進に向けた支援などを行うことで、空家等の利活用を促進します。
- ・住宅と工場が混在している地区では、住環境と操業環境との調和を図ります。



② 市営住宅などの適切な維持管理

- ・入居者の安全・安心を確保し、周辺の住環境に配慮した市営住宅の適正管理により、長寿命化を推進します。
- ・築年数の古い団地では、団地再生に係る取組に対して、関係機関と連携して取組を支援します。

(8) 災害に強い都市づくりの方針

① 拠点周辺における防災まちづくり

- ・相模大野駅周辺などの拠点周辺では、建築物や都市施設*の耐震化、不燃化、建て詰まりの緩和、道路整備やオープンスペースの整備など、総合的な防災まちづくりを推進します。

② 市街地の防災性の向上

- ・災害に強い市街地を形成するため、建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、市街地再開発事業*による空地の確保などを進めます。
- ・延焼遮断帯*を形成するため、道路、公園などの計画的な維持管理及び整備と併せて、周辺の建築物の不燃化や緑化を促進します。
- ・災害時の安全な避難誘導や円滑な初期消火活動を行うため、生活道路の拡幅整備を進めるとともに、ライフラインの耐震化を促進します。



③ 水害対策などの推進

- ・市管理河川（鳩川・八瀬川・姥川など）の改修事業の実施や一時貯留施設の設置促進などにより、水害に対する安全性の向上を図ります。
- ・相模川や境川では、各管理者と連携しながら治水機能の向上に努めます。
- ・洪水浸水想定区域*などの災害のおそれがある区域について住民などへの周知を図るとともに、適切な居住の誘導を図ります。
- ・浸水被害の軽減・解消を図るために雨水管の整備を推進します。

④ 土砂災害対策の推進

- ・土砂災害警戒区域*などでは、集中豪雨などにより、土砂災害発生の危険性があるため、県と連携を図りながら、対策工事などを促進します。
- ・土砂災害警戒区域など土砂災害のおそれがある区域について、住民などへ危険性や避難方法などの周知を図るとともに、適正な居住の誘導を図ります。



I 都市計画マスタープラン
の策定に当たって

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想

V 区別構想
南区

VI 実現化方策



I 都市計画マスターplan
の策定に当たつて

II 相模原市の概況

III 都市づくりの課題

IV 全体構想

V 区別構想

VI 実現化方策

VI 実現化方策



(1) 実現に向けたプロセス

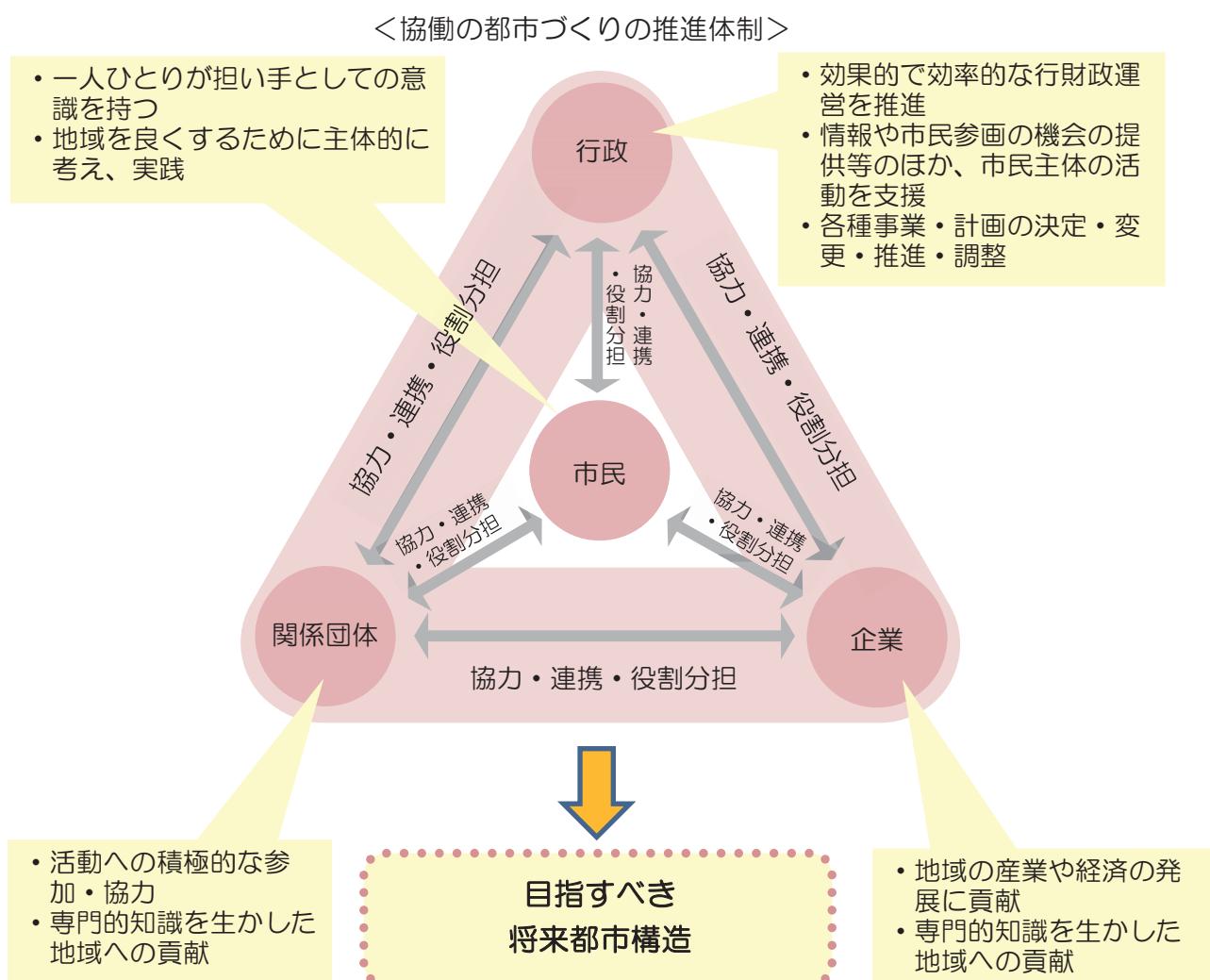
本計画を推進するためには、市民、企業、関係団体などの地域と行政の協働による都市づくりの推進、都市計画制度の活用や実現に向けた仕組みづくりなど、社会情勢等の変化に柔軟に対応した進行管理と計画の見直しが必要になります。

また、個別計画に基づくハード施策、ソフト施策等により将来都市構造の実現を目指し、効率的で実効性のある施策の推進を図ります。

① 協働による都市づくりの推進体制

人口減少や少子高齢化、価値観の多様化などの社会的な背景から、地域の特性を生かした都市づくりを推進していくためには、地域を良く知る市民、専門的知識を有する企業、関係団体などの参加が不可欠となります。

そのため、計画段階から、異なる立場や意見の中から共通項を見出しつつ、役割分担をしながら共に地域を創りあげていく協働の都市づくりを進めます。





② 地域（市民、企業、関係団体など）と行政の役割

具体的な都市づくりには、構想、計画、事業実施、管理など、様々な段階があるため、地域（市民、企業、関係団体など）と行政による役割に応じた協働の取組が重要となります。

また、地域の魅力や価値を一層高めていくため、様々な主体による都市施設*や都市空間の効率的な利活用も重要であり、相模原市街づくり活動推進条例（平成17年条例第58号）による取組の推進のほか、企業が主体となったエリアマネジメント*などの新たな手法の活用も検討します。

＜協働の都市づくりの参加方法イメージ＞

都市・地域に興味を持つ 【地域（市民・企業・関係団体 等）】 都市・地域を知る <ul style="list-style-type: none"> • 市広報紙やホームページなどの閲覧 • 都市づくりについての学習 • 地域への愛着の醸成 【行政（相模原市）】 情報発信の強化 <ul style="list-style-type: none"> • 都市づくり活動の情報発信 • 人材・組織の育成 	ルールをつくる 【地域（市民・企業・関係団体 等）】 ルールや具体策を検討し、地域で共有する <ul style="list-style-type: none"> • 景観やまちなみなどのルールづくり • 地区計画*や建築協定*の検討と合意形成 【行政（相模原市）】 検討の支援 <ul style="list-style-type: none"> • 街づくり団体の運営支援 • 地域の意向に沿った支援 • 街づくりの内容の評価・審査、各種計画との調整 • 都市計画法など法令に基づく手続
都市づくりに参加する 【地域（市民・企業・関係団体 等）】 街づくりに参加する <ul style="list-style-type: none"> • アンケートへの協力 • 自治会などの活動に参加 • 地域のボランティアに参加 【行政（相模原市）】 参加の場をつくる <ul style="list-style-type: none"> • アンケートの実施 • 会議・討議の場の設置 • イベントの実施 	実践する 【地域（市民・企業・関係団体 等）】 都市や地域を守り・育てる <ul style="list-style-type: none"> • ルールの遵守 • 施設の管理・運営 • 地域資源の活用・イベントの実施 • 担い手の育成 【行政（相模原市）】 活動、運営・管理の支援 <ul style="list-style-type: none"> • 都市計画制度などによる規制や誘導 • 市街地整備や公共施設整備等の実施 • 運営への支援・助成
地域のことを考える 【地域（市民・企業・関係団体 等）】 街の将来像を考える <ul style="list-style-type: none"> • まちの課題や魅力の調査・確認 • 「目指す姿」の共有 • 街づくり団体の立ち上げ 【行政（相模原市）】 検討の支援 <ul style="list-style-type: none"> • 街づくり団体の立ち上げ支援 • 街づくりの検討への助言 • 街づくりアドバイザーの派遣 	計画・ルール、運営体制を見直す 【地域（市民・企業・関係団体 等）】 都市や街をよりよくするために見直す <ul style="list-style-type: none"> • ルールの検証と必要に応じた変更 【行政（相模原市）】 運営・管理の支援 <ul style="list-style-type: none"> • 特色ある活動事例の情報収集と発信 • その他の各種支援



③ 協働・連携のための環境づくり

市民主体の都市づくりには、行政による十分な情報提供が必要であることから、広報紙をはじめ、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの多様な媒体を活用し、市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信するとともに、行政情報のオープンデータ*化を推進します。

また、様々な手段や機会を通じて、ニーズや地域の課題など市民の意見を幅広く把握し、計画や取組内容に反映します。

都市計画決定・変更に当たっては、内容やスケジュールなどについて、わかりやすさ、透明性に配慮し、広く周知するとともに、市民意向の反映に努めます。

④ 様々な分野の横断的連携

本計画に掲げた都市づくりの実現に当たっては、都市計画や都市整備だけではなく、産業、観光、文化、福祉、環境等の様々な分野との連携が必要です。

そのため、府内の関係する部局と本計画を共有し、相模原市総合計画の各部門別計画との調整を行うとともに、横断的な連携が可能となる府内連絡体制の充実などを図ります。

＜総合的・横断的な都市づくりの体系イメージ＞



⑤ 周辺自治体や関係機関との連携

広域的な視点から検討する事業や、さまざまな機関との連携が必要な事業については、周辺市町村や国、県、都、関係機関と協議・連携を図ります。

より専門的な事業を計画的に推進するため、大学や企業などの研究機関と連携を図ります。

⑥ 適切な都市計画の見直し

社会情勢等の変化や将来都市構造を踏まえ、地域の特性や実情に応じた持続可能な都市づくりの実現のため、用途地域*、道路、公園、緑地、市街地開発事業*などの都市計画について、必要性や配置の検証を実施し、適宜見直しを図ります。



⑦ 社会情勢の変化・技術革新への対応

本計画は20年後の将来像を展望するのですが、今後は自動運転、IoT*、ロボット、人工知能(AI*)、ビッグデータ*、5G*などといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術の進展が予想されており、こうした社会の変化や技術革新に柔軟に対応する都市づくりを目指します。

(2) 進行管理と見直し

① 計画の進行管理

本計画に基づく都市づくりが適正かつ計画的に行われるよう、計画の継続的な進行管理が必要です。また、進行管理の結果、事業の見直しが必要な場合、社会状況等、その事業が置かれている状況を踏まえ、必要性や効率性を検討して判断することが重要です。

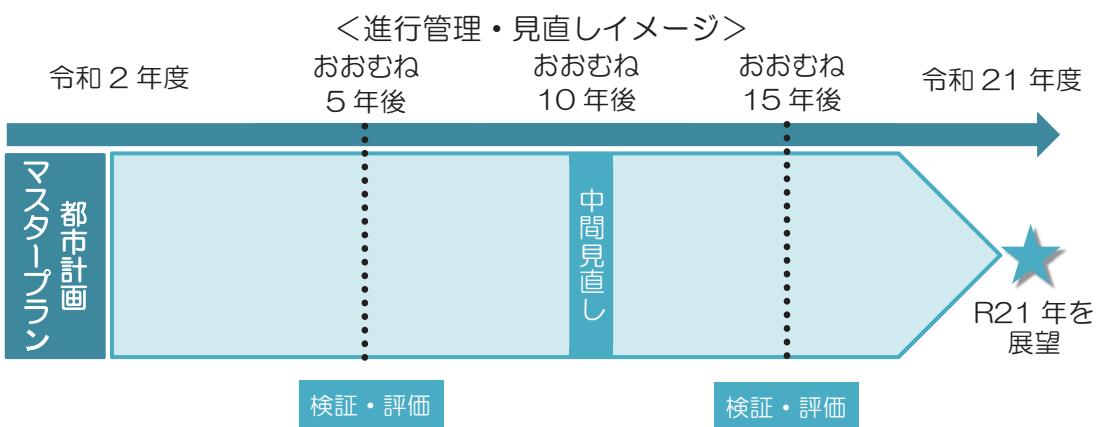
そのため、関連計画・事業との連携を図りながら、相模原市総合計画をはじめとした各種指標等を活用しながら、5～10年程度の定期、又は各種情勢の変化に伴い必要な時期に検証・評価を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の立案等を行います。

進行管理に当たっては、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)といった「PDCAサイクル」の仕組みを活用します。

② 計画の見直し

本計画は、長期的な視点に立った計画であり、おおむね20年後の将来像の実現を目指しますが、本市を取り巻く社会情勢等の変化や法改正、相模原市総合計画*などの上位計画の見直しがあった場合には、変化に迅速・的確に対処する観点から、計画の一部または全てを改訂することを検討するものとし、おおむね10年後に中間見直しを行うことを予定します。

また、関連計画のうち「相模原市立地適正化計画」については、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて関連する都市計画などの見直しを行うことが望ましいとされていることから、立地適正化計画の施策や目標の見直しを行う場合には、本計画との整合に十分留意するものとします。





(3) 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

平成27年に国連サミットにて、持続可能な開発目標（SDGs）*が採択されるなど、経済成長、社会的包摂、環境保護の3つの核となる要素の調和の下で持続可能な開発を達成する社会を構築する必要性が高まっています。

そのため、将来都市構造の実現により、人口減少、超高齢化が進行する中においても快適に暮らせる持続可能なまちを目指し、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を図ります。

<本計画との関連性が強いSDGs>

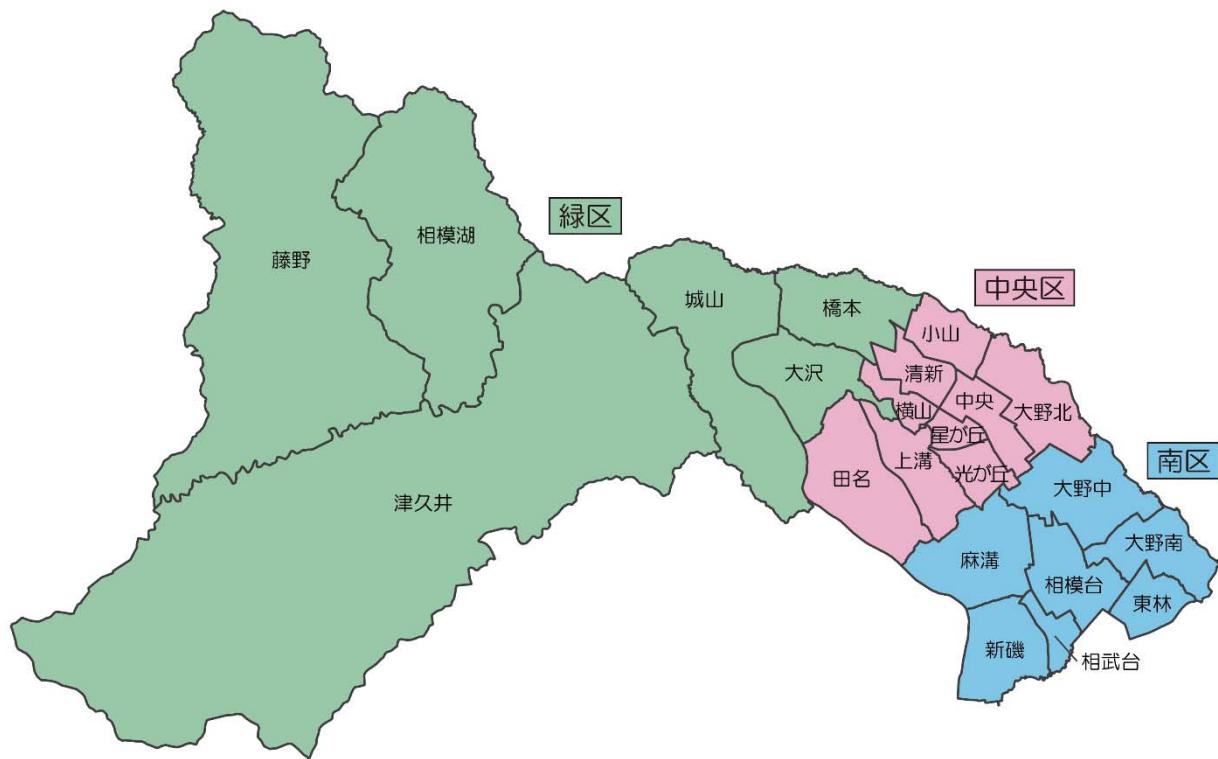
土地利用	6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 15 土地の豊かさも守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
都市力を高める都市づくり	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
交通体系	3 すべての人に健康と福祉を 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
環境と共生する都市づくり	2 脱炭素社会を実現する 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 15 土地の豊かさも守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
都市づくり 関連施設	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 15 土地の豊かさも守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
魅力的な 景観づくり	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
快適な 住環境づくり	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
災害に強い 都市づくり	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう

参 考 资 料

参考－1 地区別方針図	154
参考－2 策定経過	178
参考－3 市民参画事業	184
参考－4 用語解説	189

参考－1 地区別方針図

地区別方針図は、区別構想に示された都市づくりの方針を補完するものとして、各地区的主な施設、土地利用区分、主要道路、構想路線などを示すものです。



緑区

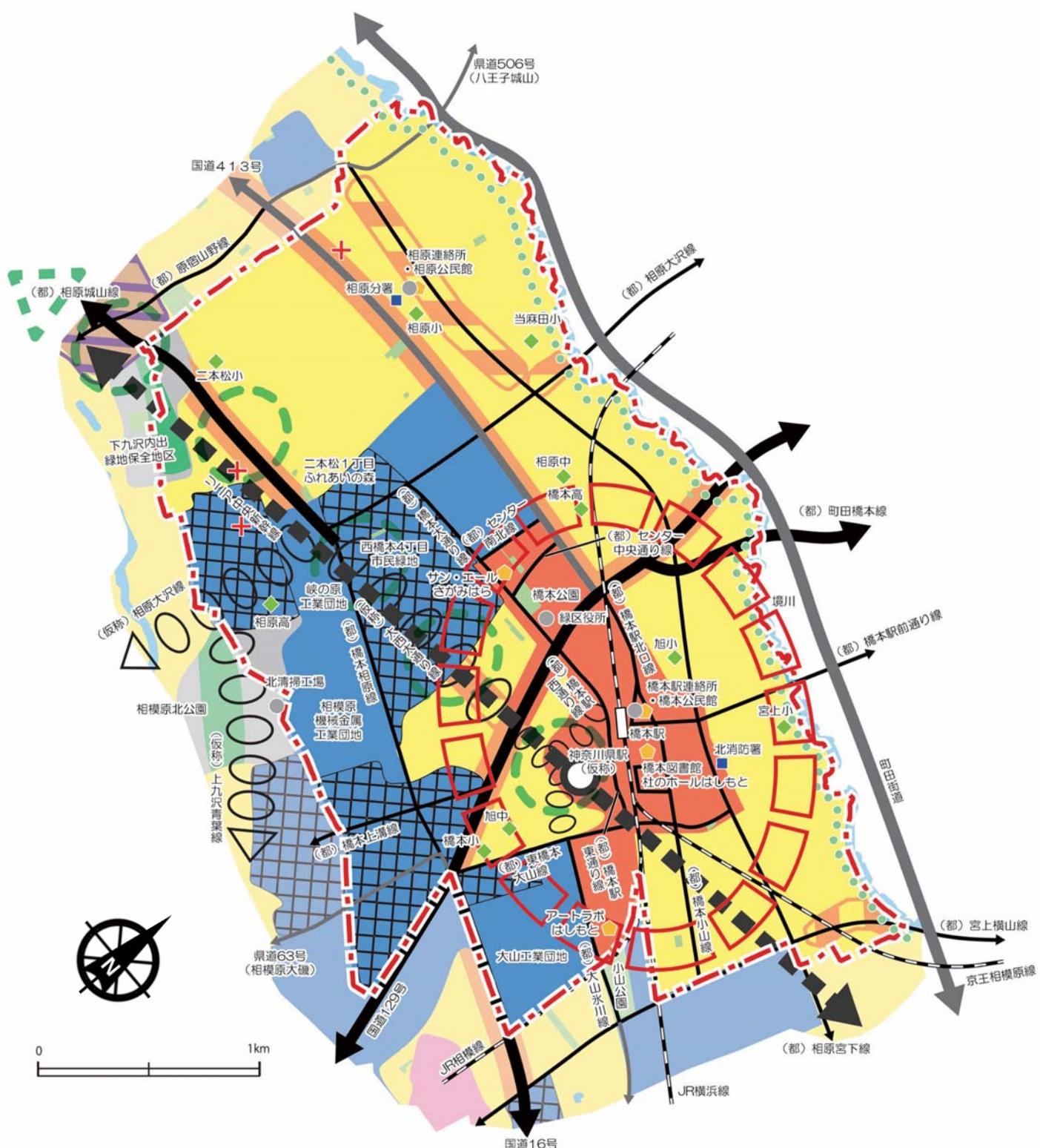
- ・橋本地區 (P155)
- ・大沢地区 (P156)
- ・城山地区 (P157)
- ・津久井地区 (P158)
- ・相模湖地区 (P160)
- ・藤野地区 (P161)

中央区

- ・小山地区 (P162)
- ・清新地区 (P163)
- ・横山地区 (P164)
- ・中央地区 (P165)
- ・星が丘地区 (P166)
- ・光が丘地区 (P167)
- ・大野北地区 (P168)
- ・田名地区 (P169)
- ・上溝地区 (P170)

南区

- ・大野中地区 (P171)
- ・大野南地区 (P172)
- ・麻溝地区 (P173)
- ・新磯地区 (P174)
- ・相模台地区 (P175)
- ・相武台地区 (P176)
- ・東林地区 (P177)



月 例

<施設>

- 小学校・中学校・高校
- 公民館・文化施設
- 消防署・警察署等
- 病院
- 市役所・区役所・出張所等

<都市的土地利用>

- 幅広い役割を持つ中心的な地区
- 商業（観光）を主体とした地区
- 住宅を主体とした地区
- 工業を主体とした地区

<沿道の土地利用を誘導する地区>

- 沿道の土地利用を誘導する地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）

<新たな都市づくりを推進する地区>

<土地利用のあり方を検討する地区>

- 土地利用のあり方を検討する地区
- 適切な土地利用を誘導する地区

<自然的土地利用>

- 森林及び公園・緑地を保全する地区
- 農林業を振興する地区

<土地利用の整序>

- 緑住集落地区
- 市街地と調和する地区
- 森林と調和する地区

<拠点・地区>

- 中心市街地

<道路>

- 都市計画道路
- その他道路

<構想路線>

<その他>

- 緑道・遊歩道・散策路
- 公園・広場等
- 水域

鉄道

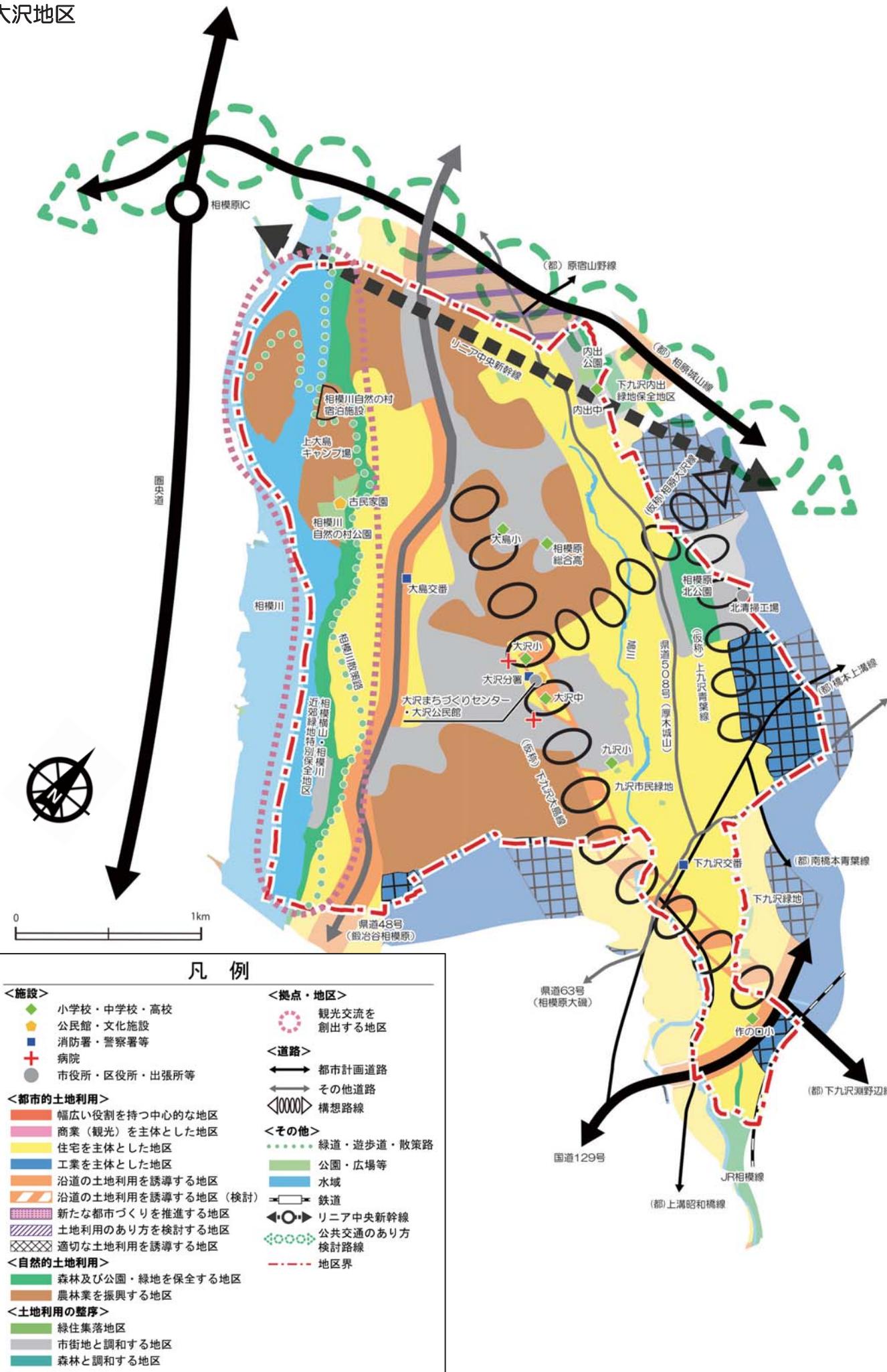
リニア中央新幹線

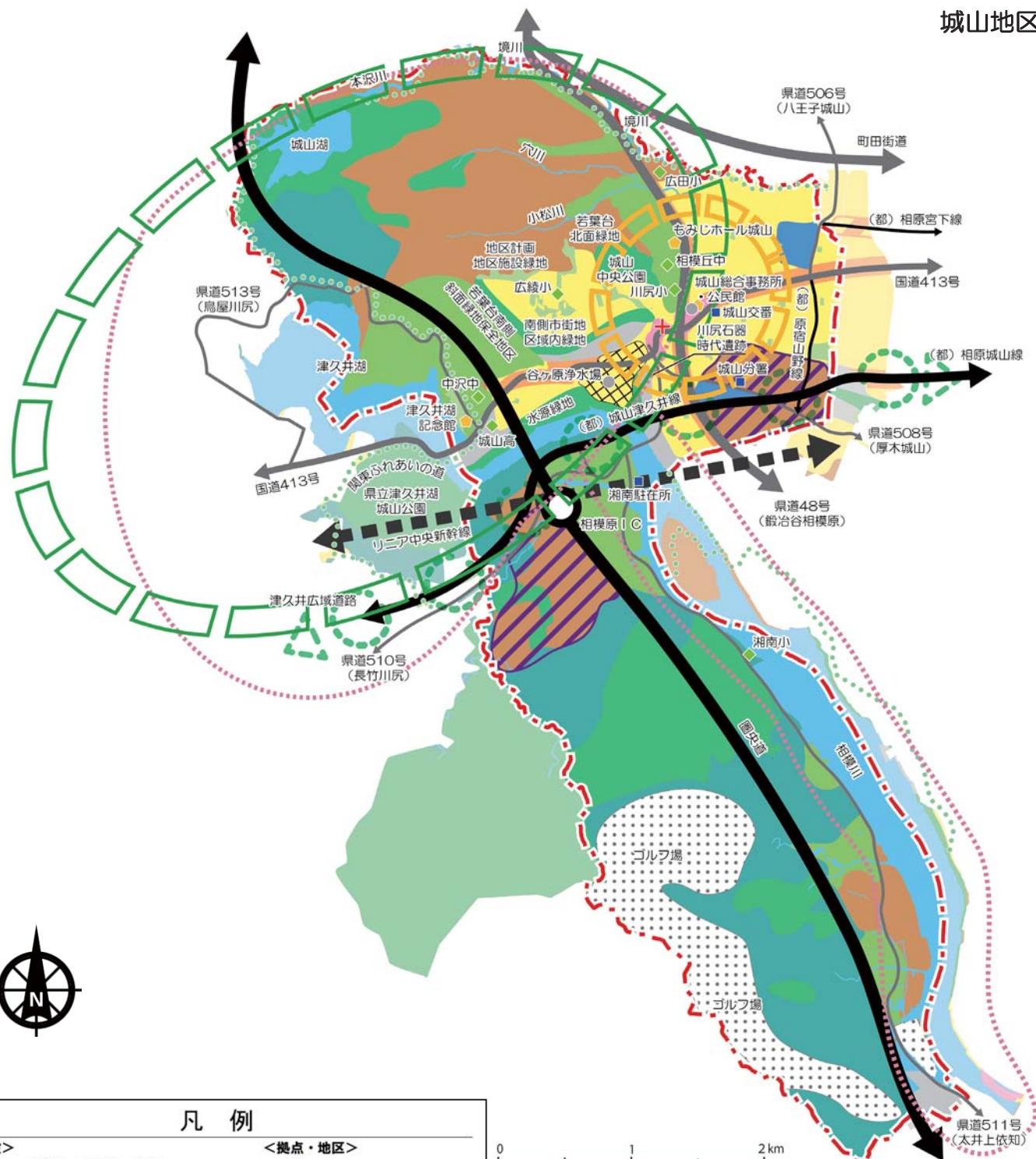
公共交通のあり方

検討路線

地区界

大沢地区





凡例

<施設>		<拠点・地区>		<道路>		<その他>	
◆	小学校・中学校・高校	●	生活拠点	↔	都市計画道路	■	主な大規模な施設
◆	公民館・文化施設	●	水とみどりの ふれあい交流拠点	↔	その他道路	●	緑道・遊歩道・散策路
■	消防署・警察署等	●	観光交流を創出する地区	↔		●	公園・広場等
+	病院			↔		●	水域
●	市役所・区役所・出張所等			↔		●	リニア中央新幹線
				↔		○	公共交通のあり方
				↔		○○○○	検討路線
				—		- - -	地区界

<都市的・自然的土地利用>

- 幅広い役割を持つ中心的な地区
- 商業（観光）を主体とした地区
- 住宅を主体とした地区
- 工業を主体とした地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区
- 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）
- 新たな都市づくりを推進する地区
- 土地利用のあり方を検討する地区
- 適切な土地利用を誘導する地区

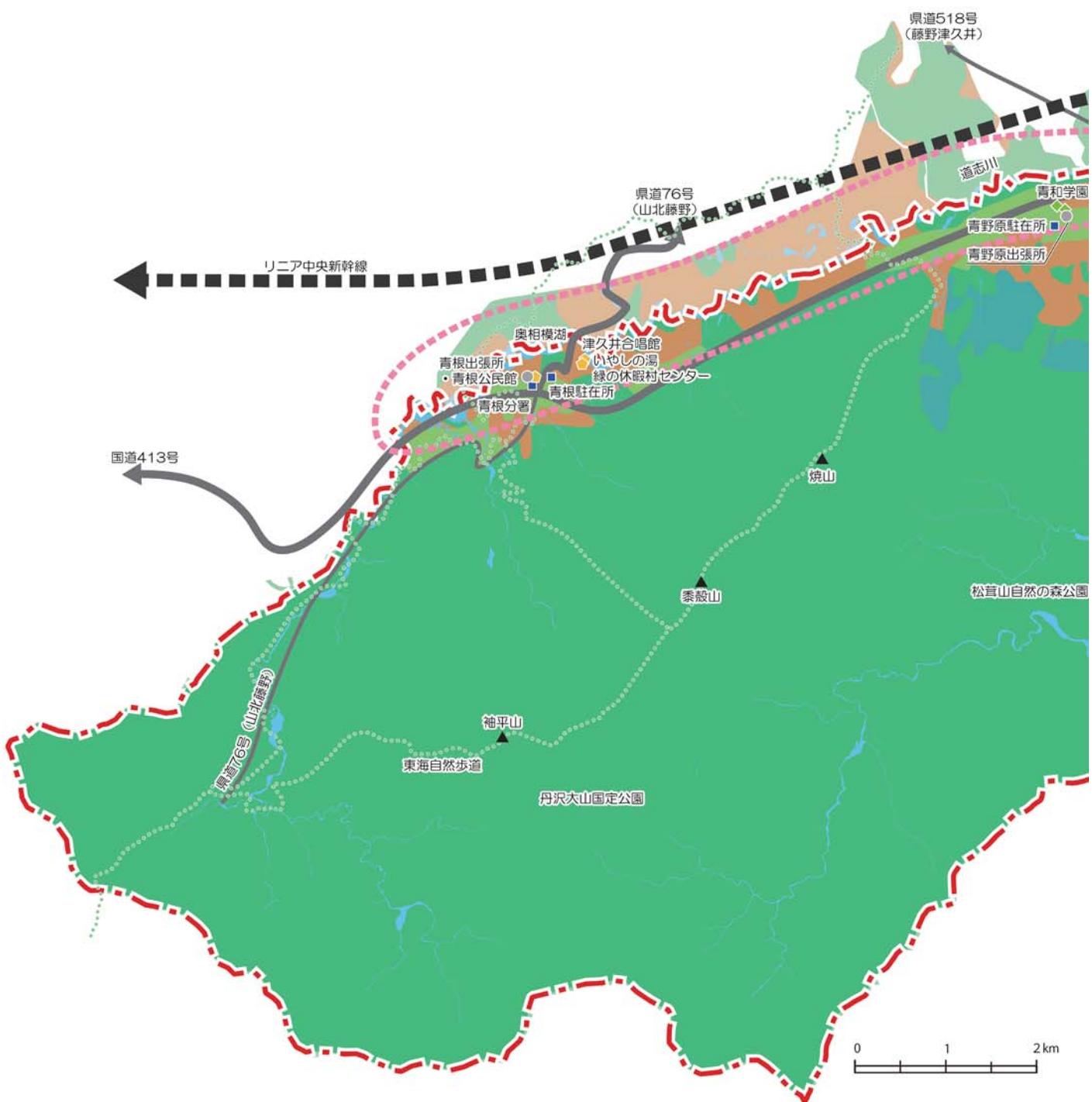
<自然的土地利用>

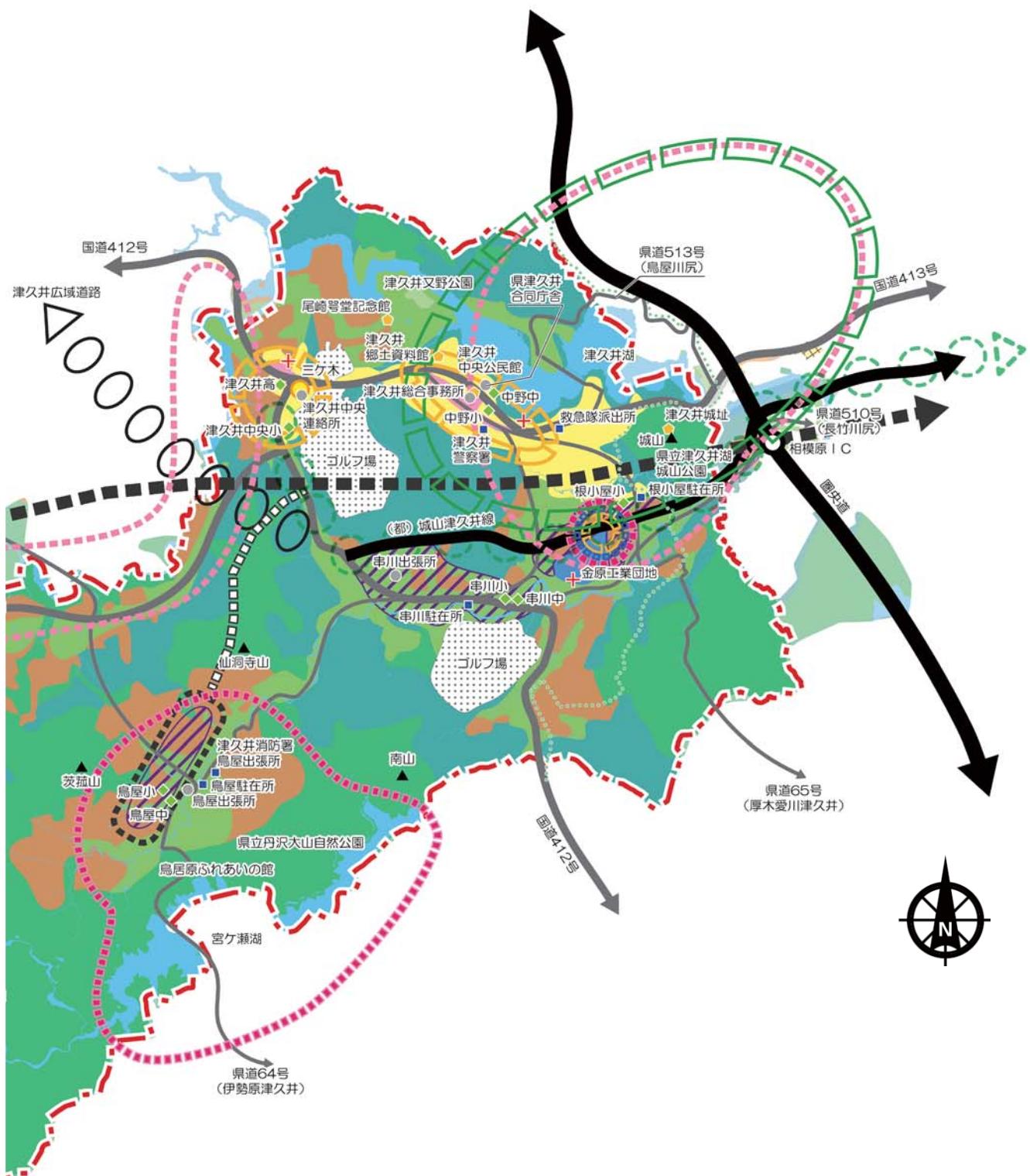
- 森林及び公園・緑地を保全する地区
- 農林業を振興する地区

<土地利用の整序>

- 緑住集落地区
- 市街地と調和する地区
- 森林と調和する地区

津久井地区





凡例

<施設>

- △ 小学校・中学校・高校
- 公民館・文化施設
- 消防署・警察署等
- + 病院
- 市役所・区役所・出張所等

<都市的土地利用>

- 赤い背景: 幅広い役割を持つ中心的な地区
- ピンクの背景: 商業（観光）を主体とした地区
- 黄色の背景: 住宅を主体とした地区
- 青い背景: 工業を主体とした地区

<沿道の土地利用を誘導する地区>

- オレンジ色: 沿道の土地利用を誘導する地区
- 赤い点線: 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）

<新たな都市づくりを推進する地区>

- 紫の点線: 新たな都市づくりを推進する地区

<土地利用のあり方を検討する地区>

- 青い点線: 土地利用のあり方を検討する地区
- 黒い点線: 適切な土地利用を誘導する地区

<自然的土地区域>

- 緑色: 森林及び公園・緑地を保全する地区

<農林業を振興する地区>

- 茶色: 農林業を振興する地区

<森林と調和する地区>

- 青色: 森林と調和する地区

<拠点・地区>

- 花のアイコン: 生活拠点
- 星のアイコン: 産業を中心とした新たな拠点
- 星と線のアイコン: 観光交流の核とする地区
- 星と線のアイコン: 観光交流を創出する地区
- 花のアイコン: 水とみどりのふれあい交流拠点

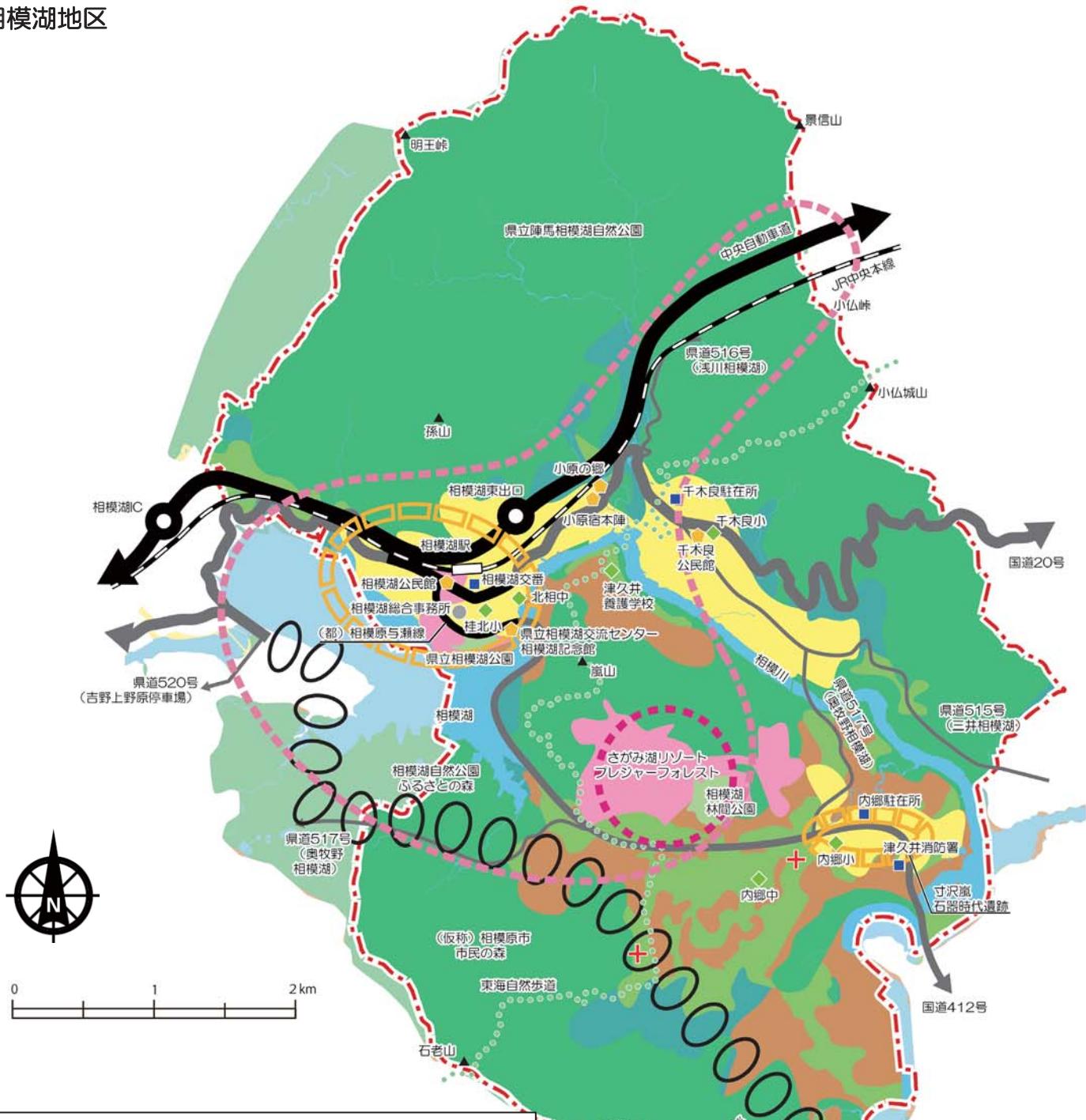
<道路>

- 黒い矢印: 都市計画道路
- 白い矢印: その他道路
- 青い矢印: 構想路線

<その他>

- 点線: 主な大規模な施設
- 点線: 緑道・歩道・散策路
- 緑色: 公園・広場等
- 水色: 水域
- 黒い矢印: リニア中央新幹線
- 青い矢印: 公共交通のあり方検討路線
- 黄緑色: 交通ターミナル（駅以外）
- 赤い点線: 地区界

相模湖地区



凡 例

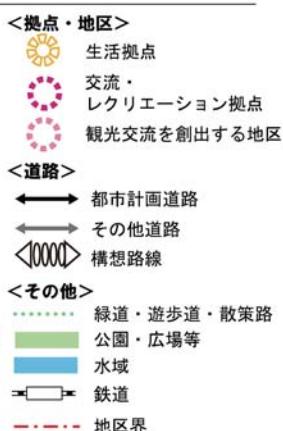
- <施設>

 - ◆ 小学校・中学校・高校
 - ◆ 公民館・文化施設
 - 消防署・警察署等
 - ✚ 病院
 - 市役所・区役所・出張所等

- ＜都市的土地利用＞

 - 幅広い役割を持つ中心的な地区
 - 商業（観光）を主体とした地区
 - 住宅を主体とした地区
 - 工業を主体とした地区
 - 沿道の土地利用を誘導する地区
 - 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）
 - 新たな都市づくりを推進する地区
 - 土地利用のあり方を検討する地区
 - 適切な土地利用を誘導する地区

- ××××× 他の土地利用を誘導する地区
 - <自然的土地利用>
 - 森林及び公園・緑地を保全する地区
 - 農林業を振興する地区
 - <土地利用の整序>
 - 緑住集落地区
 - 市街地と調和する地区
 - 森林と調和する地区



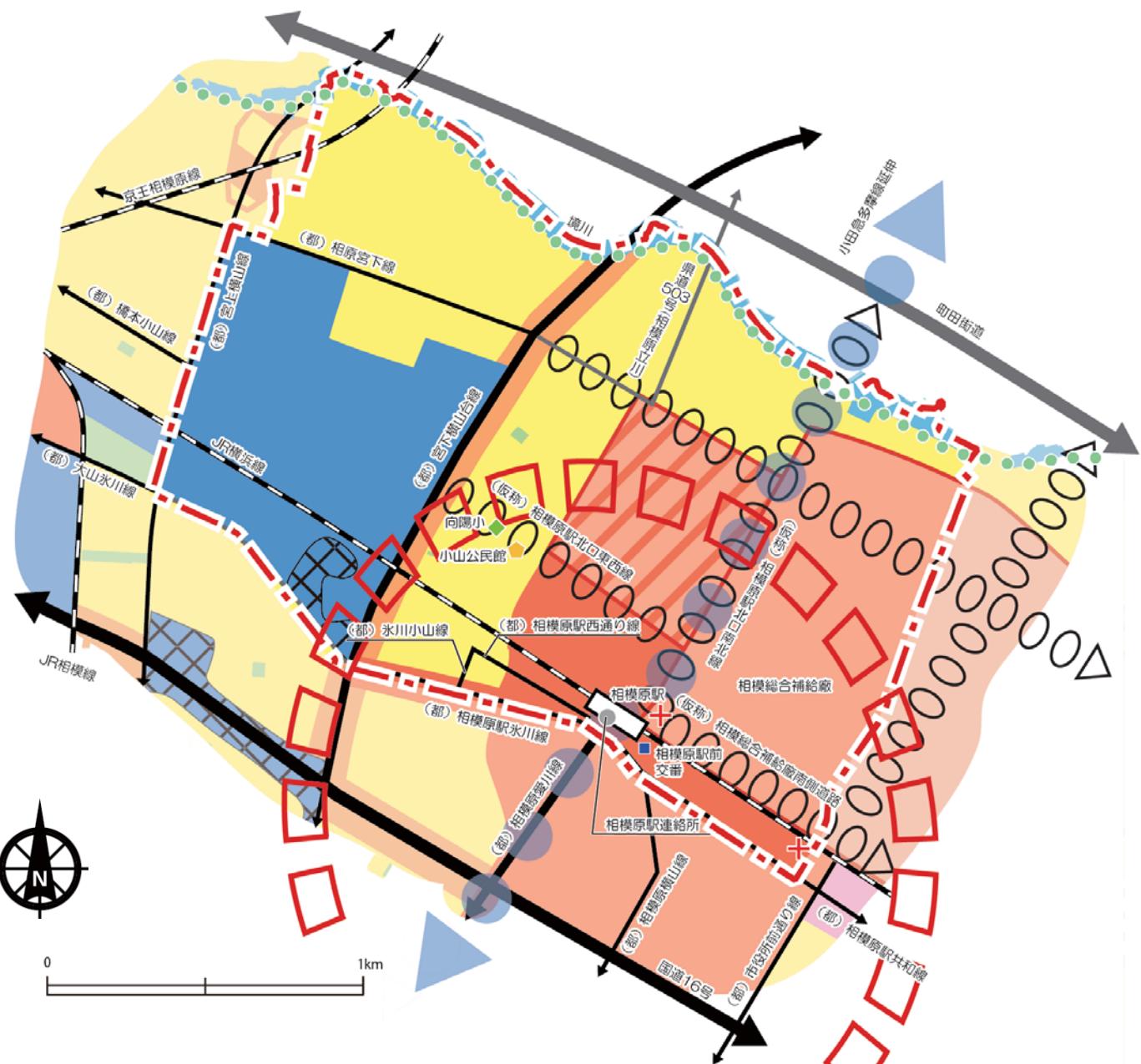
県道518号（藤野津久井）



凡例

<施設>	<沿道の土地利用を誘導する地区 (検討)>	<提点・地区>	<その他>
◆ 小学校・中学校・高校	■ 沿道の土地利用を誘導する地区 (検討)	○ 生活拠点	◆ 主な大規模な施設
◆ 公民館・文化施設	■ 新たな都市づくりを推進する地区	● 観光交流を創出する地区	◆ 緑道・遊歩道・散策路
■ 消防署・警察署等	■ 土地利用のあり方を検討する地区	◆ 水域	■ 鉄道
+ 病院	■ 適切な土地利用を誘導する地区	◆ 道路	- - - 地区界
● 市役所・区役所・出張所等	<自然的土地利用>	↔ 都市計画道路	
<都市的土地利用>	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	↔ その他道路	
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■ 農林業を振興する地区	<土地利用の整序>	
■ 商業（観光）を主体とした地区		■ 緑住集落地區	
■ 住宅を主体とした地区		■ 市街地と調和する地区	
■ 工業を主体とした地区		■ 森林と調和する地区	
■ 沿道の土地利用を誘導する地区			

小山地区



凡 例

八

- ◆ 小学校・中学校・高校
 - ◆ 公民館・文化施設
 - 消防署・警察署等
 - + 病院
 - 市役所・区役所・出張所等

〈都市的土地利用〉

- 幅広い役割を持つ中心的な地区
 - 商業（観光）を主体とした地区
 - 住宅を主体とした地区
 - 工業を主体とした地区
 - 沿道の土地利用を誘導する地区

- 新たな都市づくりを推進する地区
- 土地利用のあり方を検討する地区
-  適切な土地利用を誘導する地区

＜自然的土地利用＞

農作物と
〈土地利用の整序〉

- 緑住集落地区
市街地と調和する地区
森林と調和する地区

〈導入・地区〉

- 中心市街地

《道路》

- ←→ 都市計画道路
←→ その他道路

<10000> 構想路線

第1回

二〇〇九

米軍施設（共同使用区域）

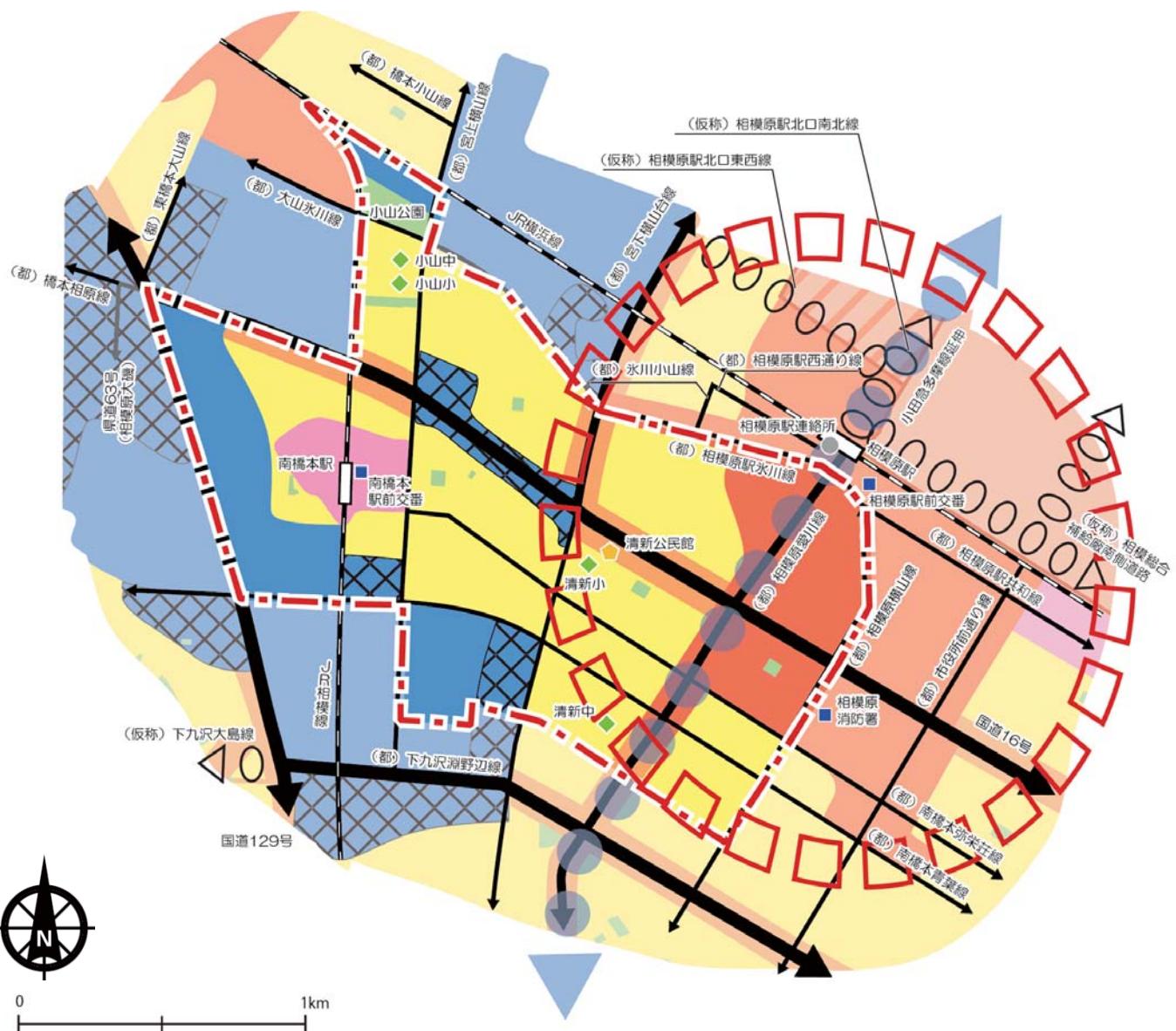
- 緑道・遊歩道・散策路

- 公園・広場等

- 水域
鐵道

- 鉄道

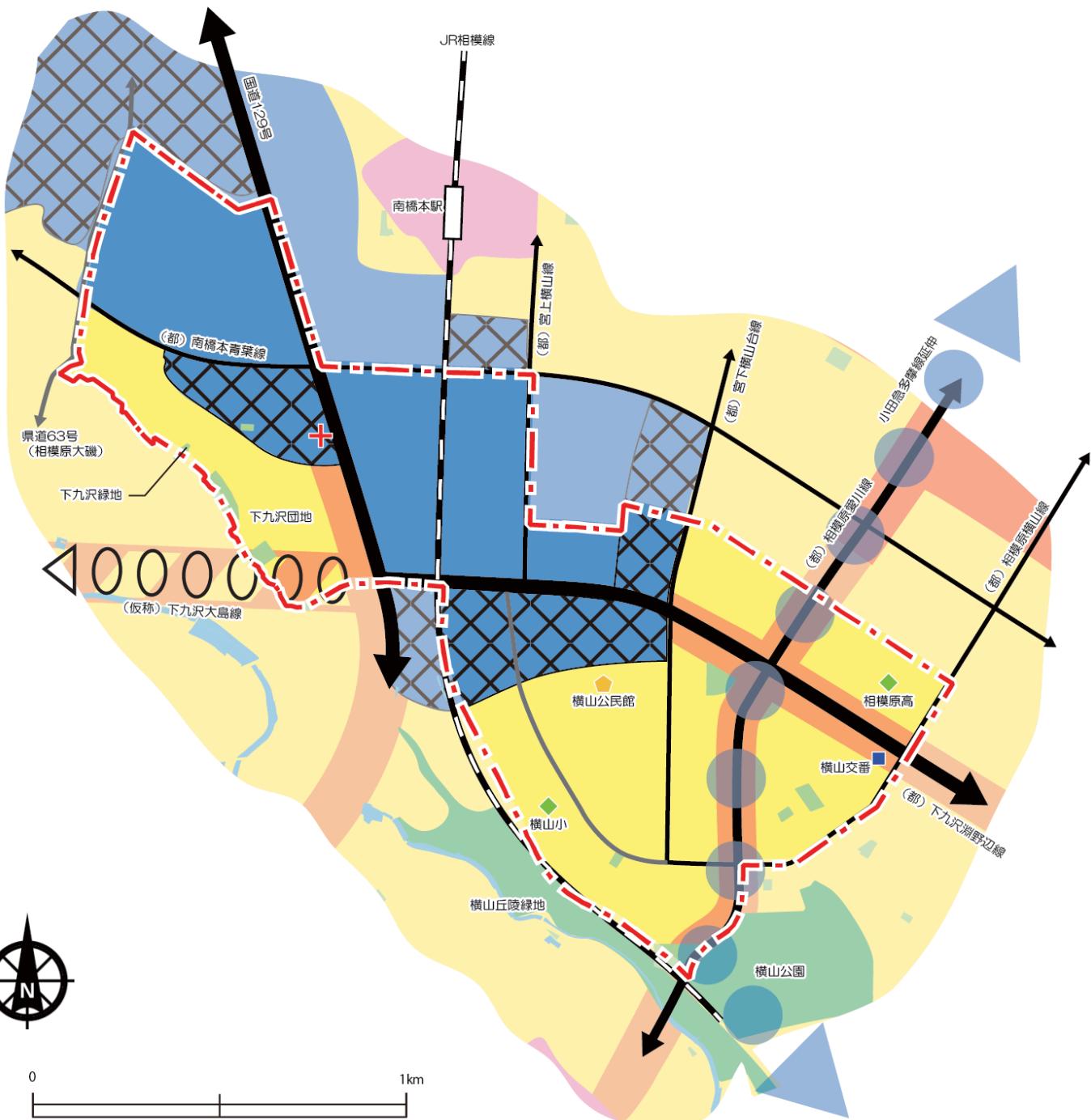
- 地区界



凡 例

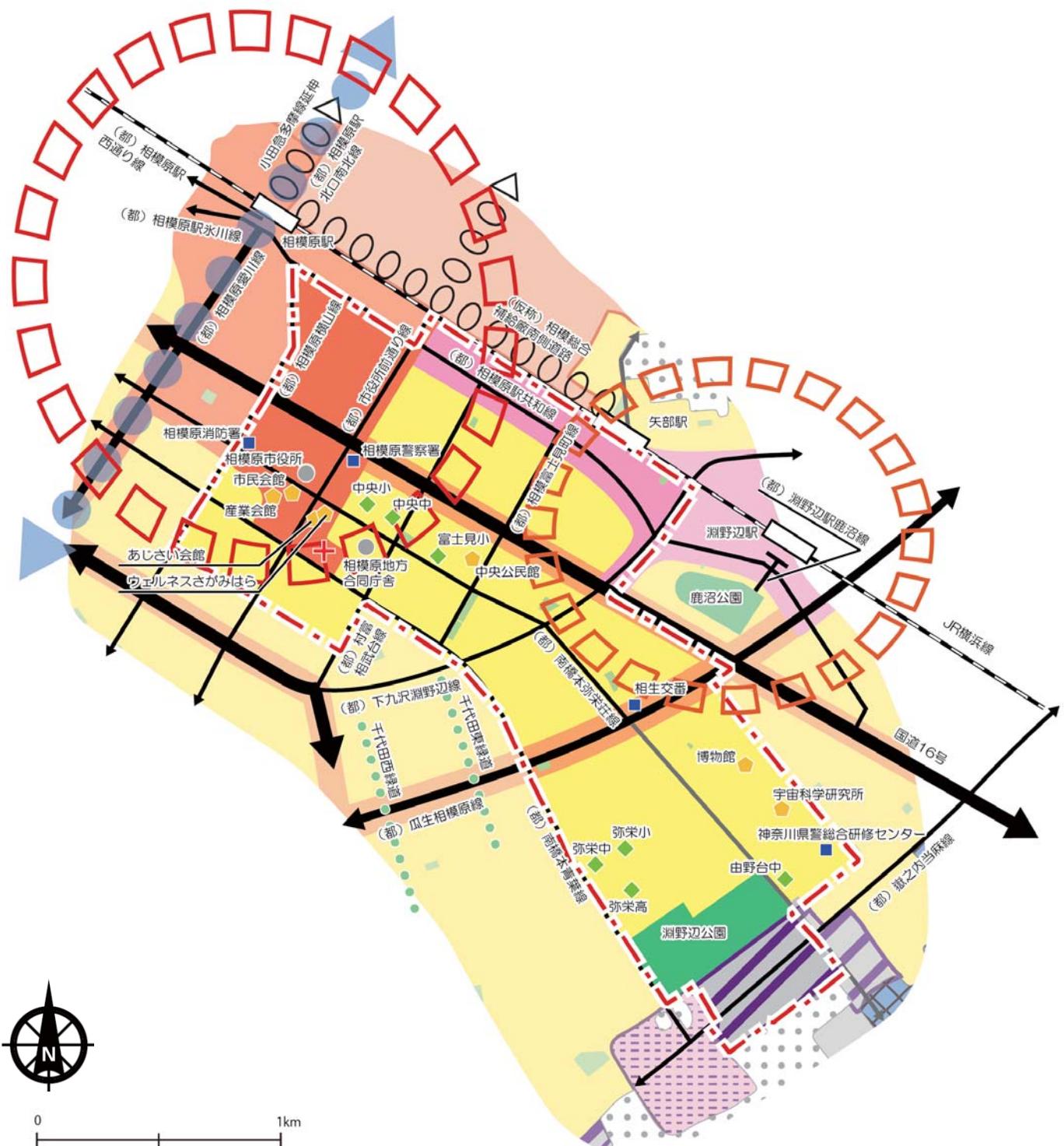
<施設>	<道路>
◆ 小学校・中学校・高校 ◆ 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + 病院 ● 市役所・区役所・出張所等	↔ 都市計画道路 ↔ その他道路 △△△△ 構想路線
<都市的土地利用>	<自然的土地利用>
幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工业を主体とした地区 沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区
	<土地利用の整序>
	緑住集落地地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区
	<提点・地区>
	中心市街地
<その他>	<その他>
	米軍施設（課題地区） 米軍施設（共同使用区域） 公園・広場等 ↔ 鉄道 △△△△ 鉄道（整備検討） --- 地区界

横山地区



凡例

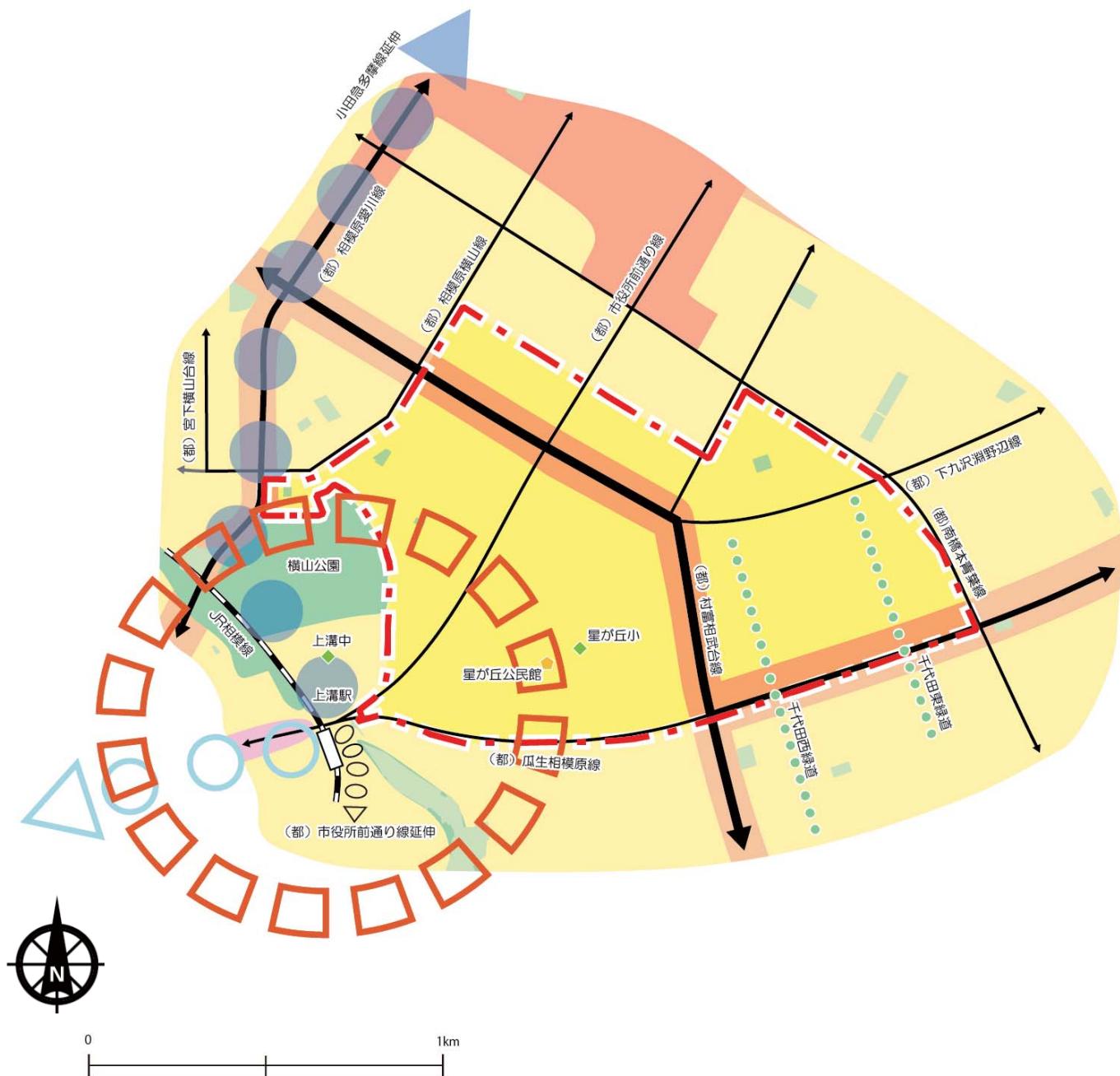
<施設>		<道路>	
◆ 小学校・中学校・高校	■ 沿道の土地利用を誘導する地区	↔ 都市計画道路	↔ その他道路
◆ 公民館・文化施設	▨ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	△△△△ 構想路線	
■ 消防署・警察署等	■ 新たな都市づくりを推進する地区		
◆ 病院	▨ 土地利用のあり方を検討する地区		
● 市役所・区役所・出張所等	▨ 適切な土地利用を誘導する地区		
<都市的土地区画整備>		<自然的土地利用>	
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	■ 公園・広場等	
■ 商業（観光）を主体とした地区	■ 農林業を振興する地区	■ 水域	
■ 住宅を主体とした地区		■ 鉄道	
■ 工業を主体とした地区		◆ ◆ ◆ ◆ 鉄道（整備検討）	
<土地利用の整序>		<その他>	
■ 緑住集落地区	■ 市街地と調和する地区	■ 森林と調和する地区	



凡例

<施設>	<沿道の土地利用を誘導する地区>	<拠点・地区>	<その他>
◆ 小学校・中学校・高校 ◆ 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + 病院 ● 市役所・区役所・出張所等	沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 新たな都市づくりを推進する地区 土地利用のあり方を検討する地区 適切な土地利用を誇導する地区	中心市街地 地域拠点	主な大規模な施設 米軍施設（課題地区） 米軍施設（共同使用区域）
	森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区	都市計画道路 その他道路	緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 鉄道
	森林と調和する地区	構想路線	鉄道（整備検討） 地区界
<都市的土地区域>	<自然的土地利用>	<道路>	
幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区	森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区	→ 都市計画道路 ↔ その他道路	
<土地利用の整序>	<土地利用の整序>		
	緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区		

星が丘地区



凡 例

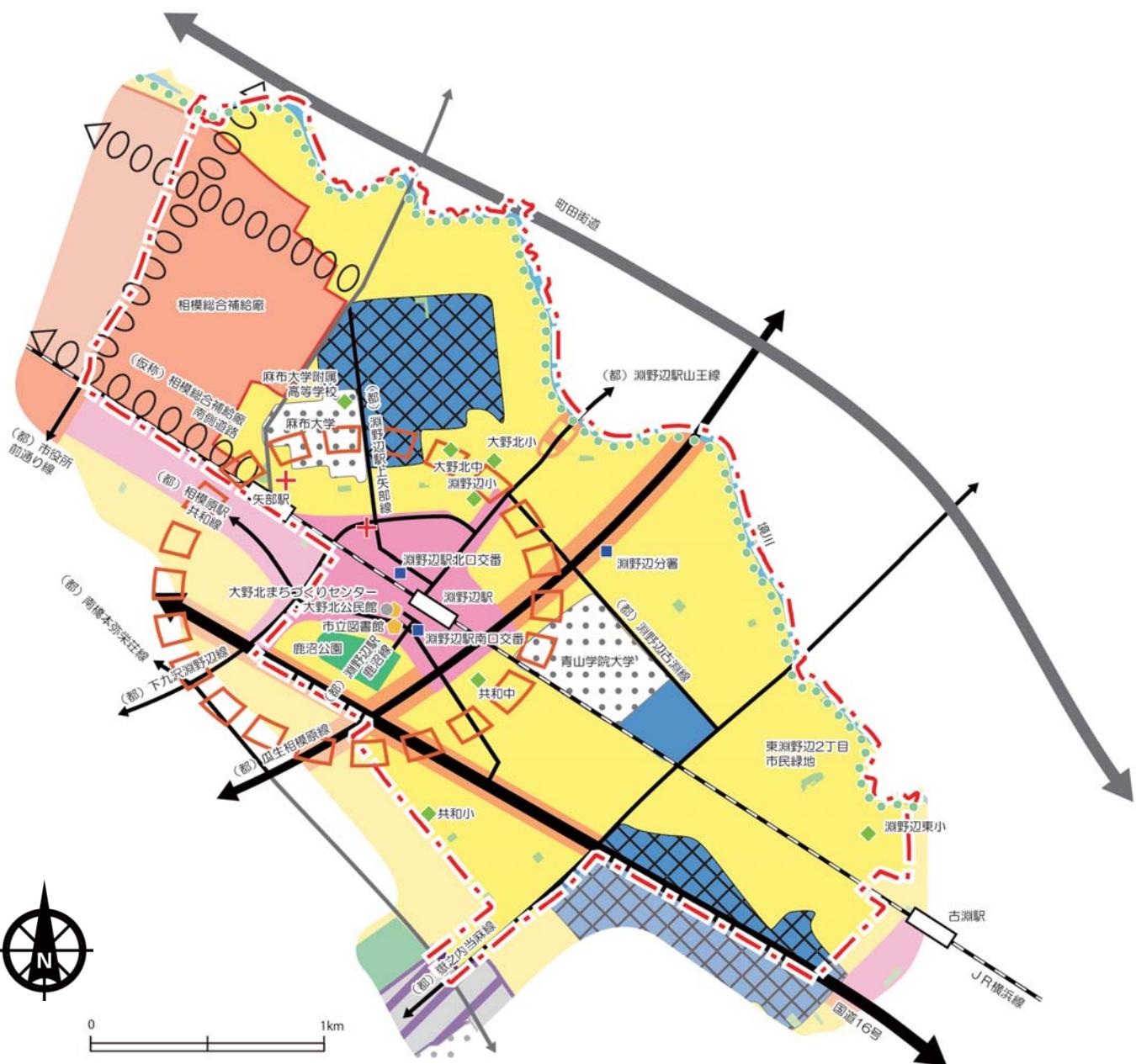
<施設>		<道路>	
◆ 小学校・中学校・高校	■ 新たな都市づくりを推進する地区	→ 都市計画道路	
○ 公民館・文化施設	▨ 土地利用のあり方を検討する地区	↔ その他道路	
■ 消防署・警察署等	▢ 適切な土地利用を誘導する地区	▷ 構想路線	
✚ 病院			
● 市役所・区役所・出張所等			
<都市的土地利用>		<自然的・社会的土地利用>	
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	■ 緑道・遊歩道・散策路	
■ 商業（観光）を主体とした地区	■ 農林業を振興する地区	■ 公園・広場等	
■ 住宅を主体とした地区		■ 鉄道	
■ 工業を主体とした地区		▷ 鉄道（整備検討）	
■ 沿道の土地利用を誘導する地区		▷ 鉄道（構想）	
■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）		- - - 地域拠点	
<土地利用の整序>		<その他>	
■ 緑住集落地区		■ 緑道・遊歩道・散策路	
■ 市街地と調和する地区		■ 公園・広場等	
■ 森林と調和する地区		■ 鉄道	
<提点・地区>		<その他>	
■ 地域拠点		■ 緑道・遊歩道・散策路	



凡例

<施設>	<道路>
■ 小学校・中学校・高校 ◆ 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + 病院 ● 市役所・区役所・出張所等	↔ 都市計画道路 △○△○△○構想路線
<都市的土地区劃>	<その他>
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区 ■ 商業（観光）を主体とした地区 ■ 住宅を主体とした地区 ■ 工業を主体とした地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区 ■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 主な大規模な施設 ···· 緑道・遊歩道・散策路 ■ 公園・広場等 ■ 水域 — 鉄道 △○△○△ 鉄道（整備検討） △○○○○ 鉄道（構想）
<自然的土地利用>	
■ 森林及び公園・緑地を保全する地区 ■ 農林業を振興する地区	
<土地利用の整序>	
■ 緑住集落地区 ■ 市街地と調和する地区 ■ 森林と調和する地区	
<拠点・地区>	
● 地域拠点	- - - 地区界

大野北地区



凡例

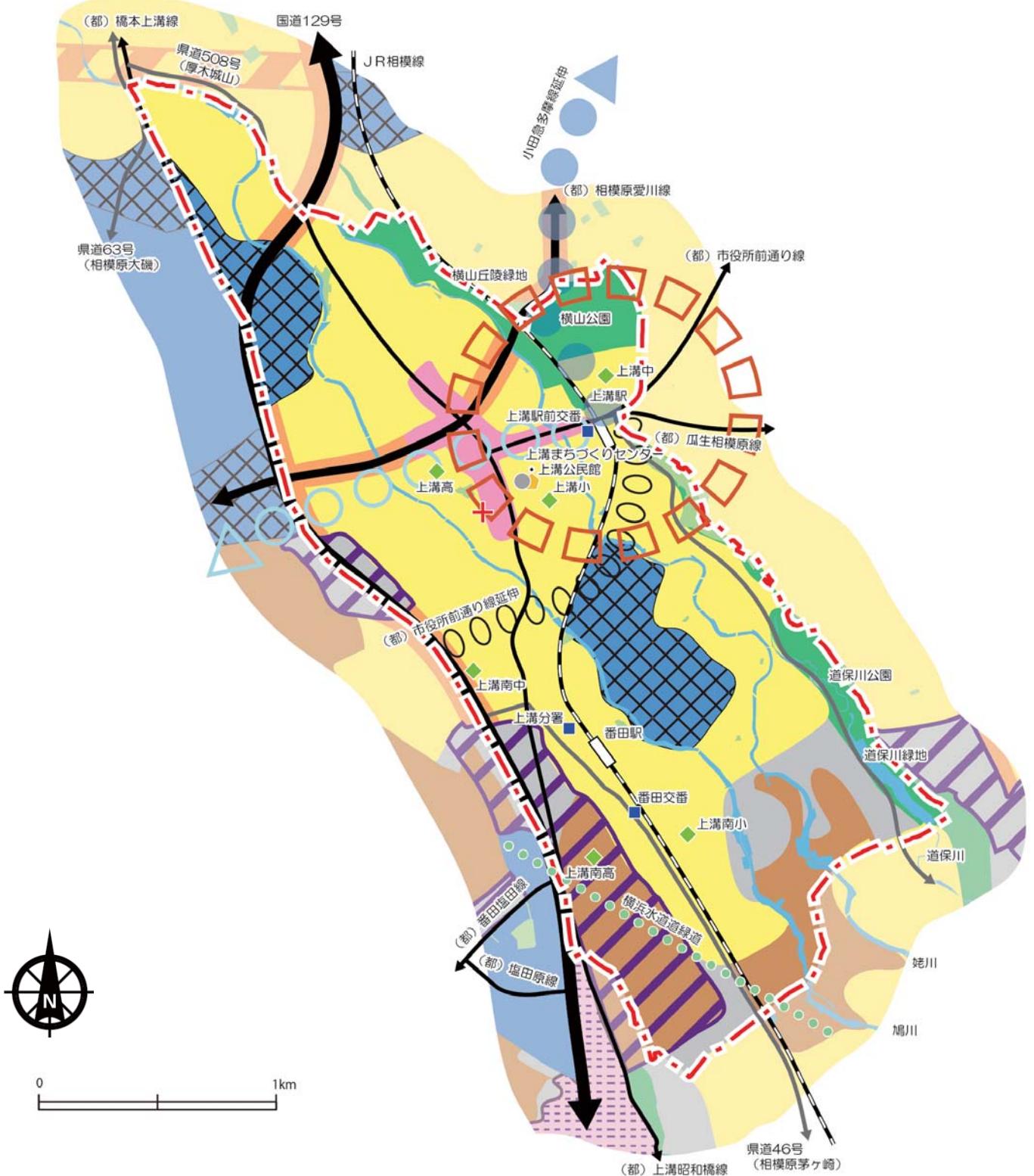
<施設>		
◆ 小学校・中学校・高校	沿道の土地利用を誘導する地区	<拠点・地区>
◆ 公民館・文化施設	沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	○ 地域拠点
■ 消防署・警察署等	新たな都市づくりを推進する地区	↔ 都市計画道路
+ 病院	土地利用のあり方を検討する地区	↔ その他道路
● 市役所・区役所・出張所等	適切な土地利用を誘導する地区	△△△△ 構想路線
<都市的 土地利用>		
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	森林及び公園・緑地を保全する地区	<その他>
■ 商業（観光）を主体とした地区	農林業を振興する地区	■ 主な大規模な施設
■ 住宅を主体とした地区	緑住集落地区	● 米軍施設（課題地区）
■ 工業を主体とした地区	市街地と調和する地区	◆ 緑道・遊歩道・散策路
	■ 森林と調和する地区	■ 公園・広場等
		■ 水域
		■ 鉄道
		- - - 地区界
<自然的 土地利用>		
<土地利用の整序>		



凡例

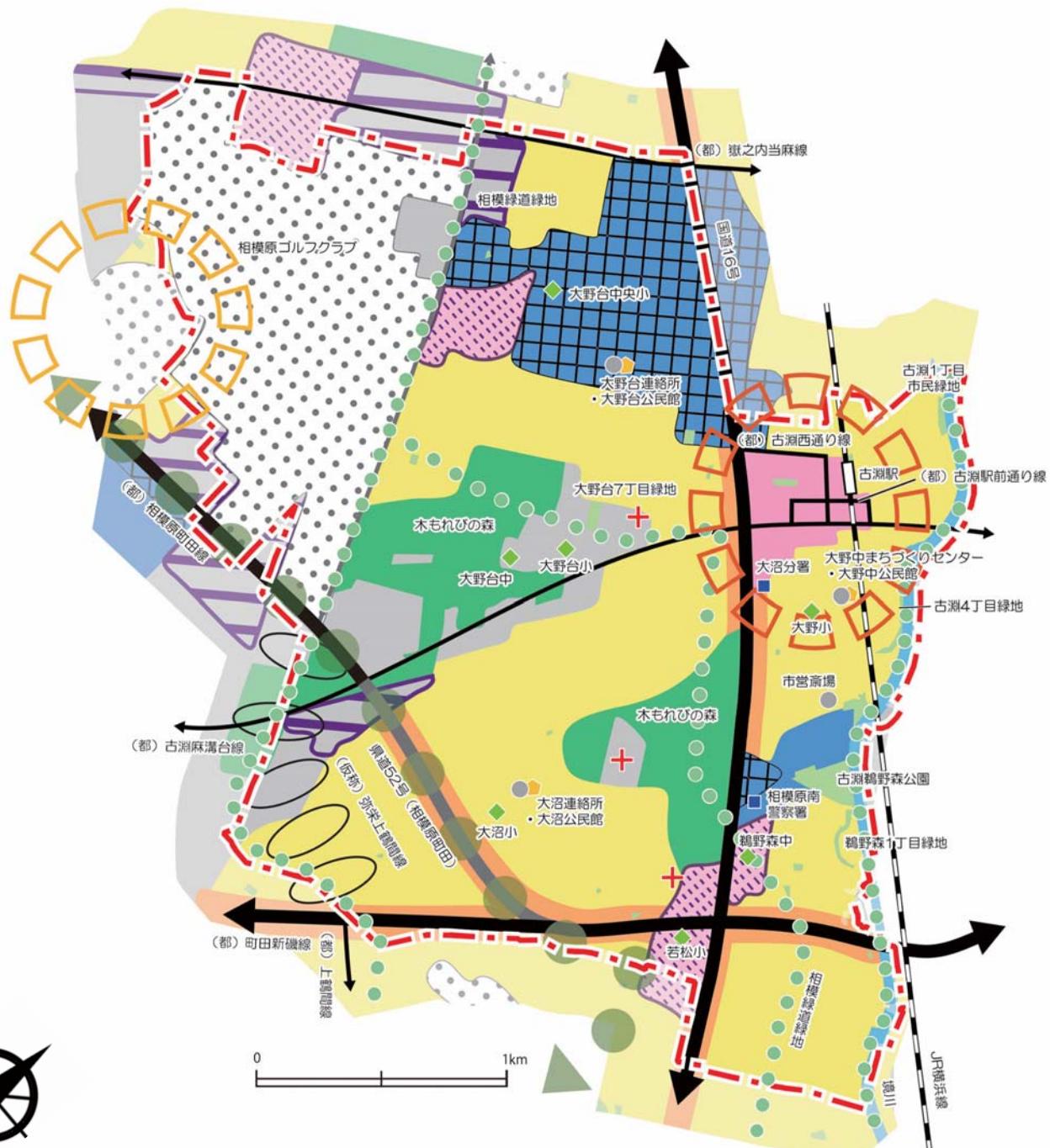
<施設>		<拠点・地区>	
◆ 小学校・中学校・高校	■ 沿道の土地利用を誘導する地区 (検討)	○ 生活拠点	
○ 公民館・文化施設	■■■■■ 新たな都市づくりを推進する地区	○○ 産業を中心とした新たな拠点	
■ 消防署・警察署等	■■■■■ 土地利用のあり方を検討する地区	○○○ 観光交流を創出する地区	
+ 病院	××××× 適切な土地利用を誘導する地区		
● 市役所・区役所・出張所等			
<都市的土地利用>		<道路>	
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■■■■■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	↔ 都市計画道路	↔ その他道路
■■■■■ 商業 (観光) を主体とした地区	■■■■■ 農林業を振興する地区	○○○○○ 構想路線	
■■■■■ 住宅を主体とした地区			
■■■■■ 工業を主体とした地区			
■■■■■ 沿道の土地利用を誘導する地区			
<自然的土地区域>		<その他>	
■■■■■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	■■■■■ 主な大規模な施設	■■■■■ 緑道・遊歩道・散策路	
■■■■■ 農林業を振興する地区		■■■■■ 公園・広場等	
<土地利用の整序>		■■■■■ 水域	
■■■■■ 緑住集落地区			
■■■■■ 市街地と調和する地区			
■■■■■ 森林と調和する地区			
		○○○○○ 鉄道 (構想)	
		○○○○○ 交通ターミナル (駅以外)	
		- - - - - 地区界	

上溝地区



凡例

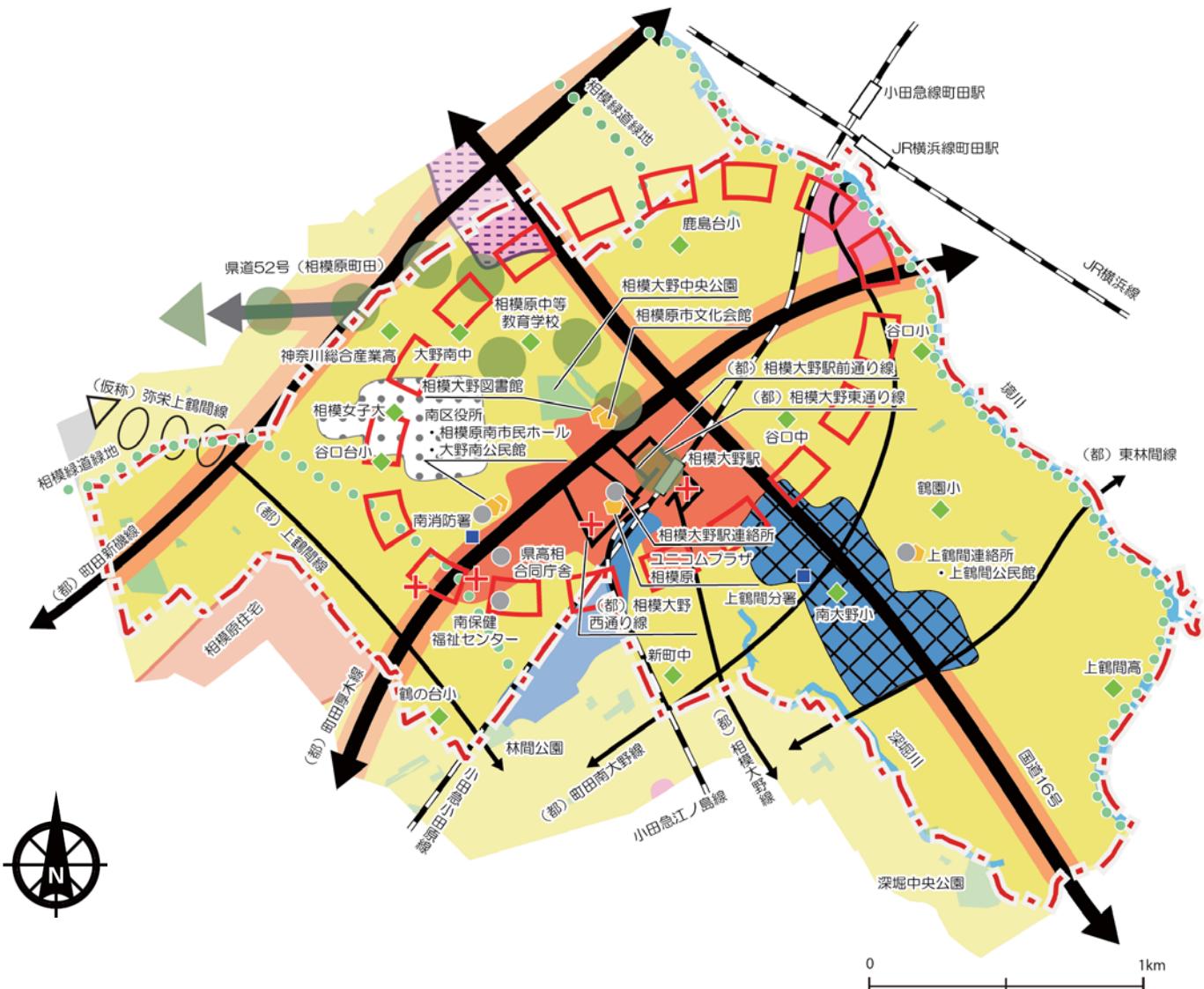
<施設>	<沿道の土地利用を誘導する地区>	<拠点・地区>	<その他>
◆ 小学校・中学校・高校	■ 沿道の土地利用を誘導する地区	● 地域拠点	···· 緑道・遊歩道・散策路
◆ 公民館・文化施設	■ 沿道の土地利用を誘導する地区 (検討)	◆ 公園・広場等	■ 水域
■ 消防署・警察署等	■ 新たな都市づくりを推進する地区	— 鉄道	— 鉄道 (整備検討)
◆ 病院	■ 土地利用のあり方を検討する地区	↔ 都市計画道路	↔ 鉄道 (構想)
● 市役所・区役所・出張所等	■ 適切な土地利用を誘導する地区	↔ その他道路	- - - 地区界
	<自然的・土地利用>	△ 構想路線	
	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区		
	■ 農林業を振興する地区		
<都市的・土地利用>	<土地利用の整序>		
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■ 緑住集落地区		
■ 商業(観光)を主体とした地区	■ 市街地と調和する地区		
■ 住宅を主体とした地区	■ 森林と調和する地区		
■ 工業を主体とした地区			



凡例

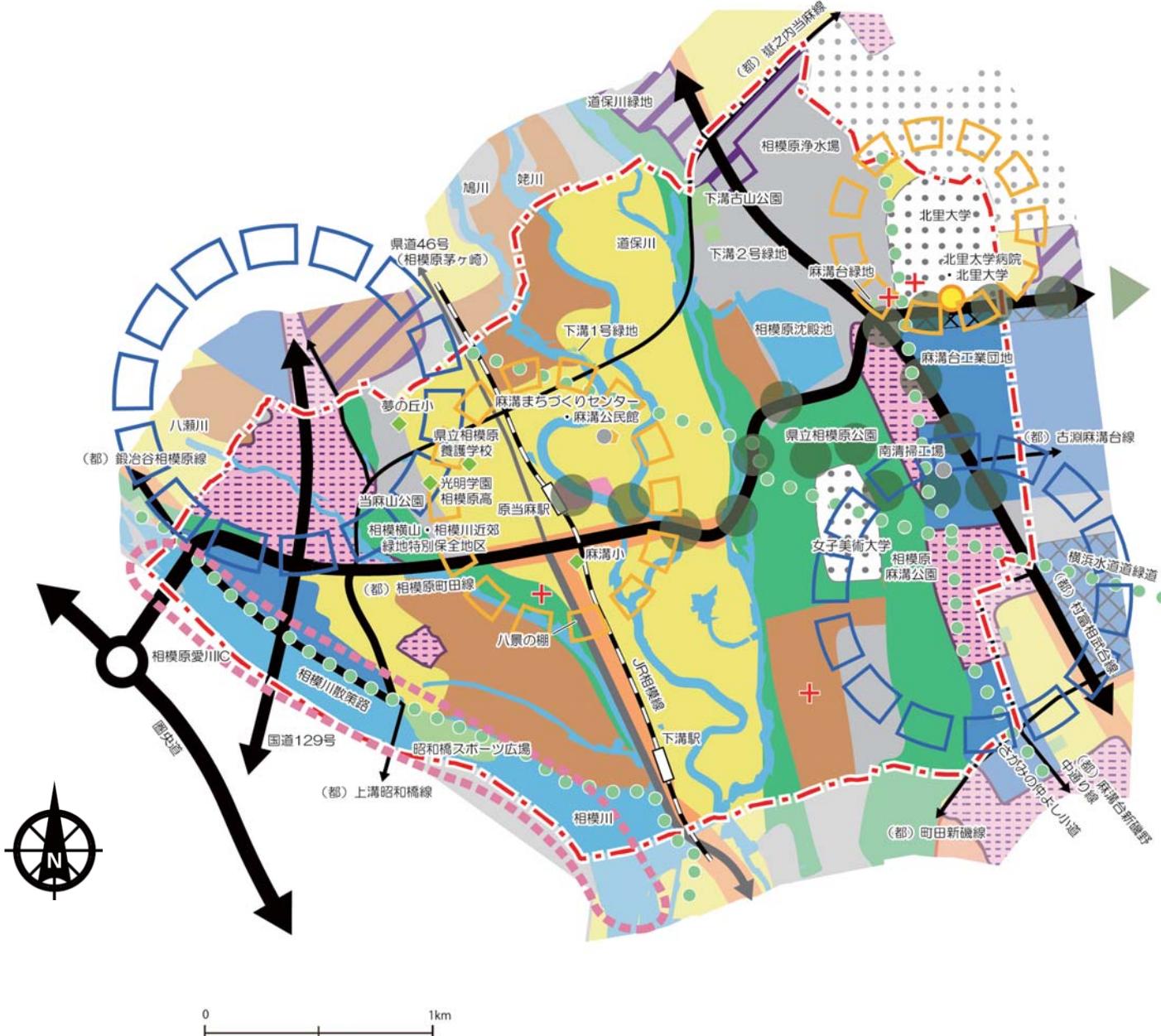
<施設>	<自然的土地利用>	<拠点・地区>	<その他>
◆ 小学校・中学校・高校 ◆ 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + 病院 ● 市役所・区役所・出張所等	沿道の土地利用を誘導する地区 沿道の土地利用を誘導する地区（検討） 新たな都市づくりを推進する地区 土地利用のあり方を検討する地区 適切な土地利用を誇導する地区	地域拠点 生活拠点	主な大規模な施設 緑道・遊歩道・散策路 公園・広場等 水域 鉄道 幹線快速 バスシステム
<都市的土地区域>	森林及び公園・緑地を保全する地区 農林業を振興する地区	<道路> → 都市計画道路 ↔ その他道路	地区界
幅広い役割を持つ中心的な地区 商業（観光）を主体とした地区 住宅を主体とした地区 工業を主体とした地区	<土地利用の整序> 緑住集落地区 市街地と調和する地区 森林と調和する地区	<構想路線>	

大野南地区



凡例

<施設>	<拠点・地区>
◆ 小学校・中学校・高校	中心市街地
◆ 公民館・文化施設	
◆ 消防署・警察署等	
◆ 病院	
● 市役所・区役所・出張所等	
<都市的土地利用>	<道路>
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	↔ 都市計画道路
■ 商業（観光）を主体とした地区	↔ その他道路
■ 住宅を主体とした地区	△△△△△ 構想路線
■ 工業を主体とした地区	
■ 沿道の土地利用を誘導する地区	
■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	
■ 新たな都市づくりを推進する地区	
■ 土地利用のあり方を検討する地区	
■ 適切な土地利用を誘導する地区	
<自然的土地利用>	<その他>
■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	■ 主な大規模な施設
■ 農林業を振興する地区	■ 米軍施設（課題地区）
<土地利用の整序>	● ● ● ● 緑道・遊歩道・散策路
■ 緑住集落地区	■ 公園・広場等
■ 市街地と調和する地区	■ 水域
■ 森林と調和する地区	■ 鉄道
	■ 幹線快速
	◀●●●▶ バスシステム
	- - - - - 地区界

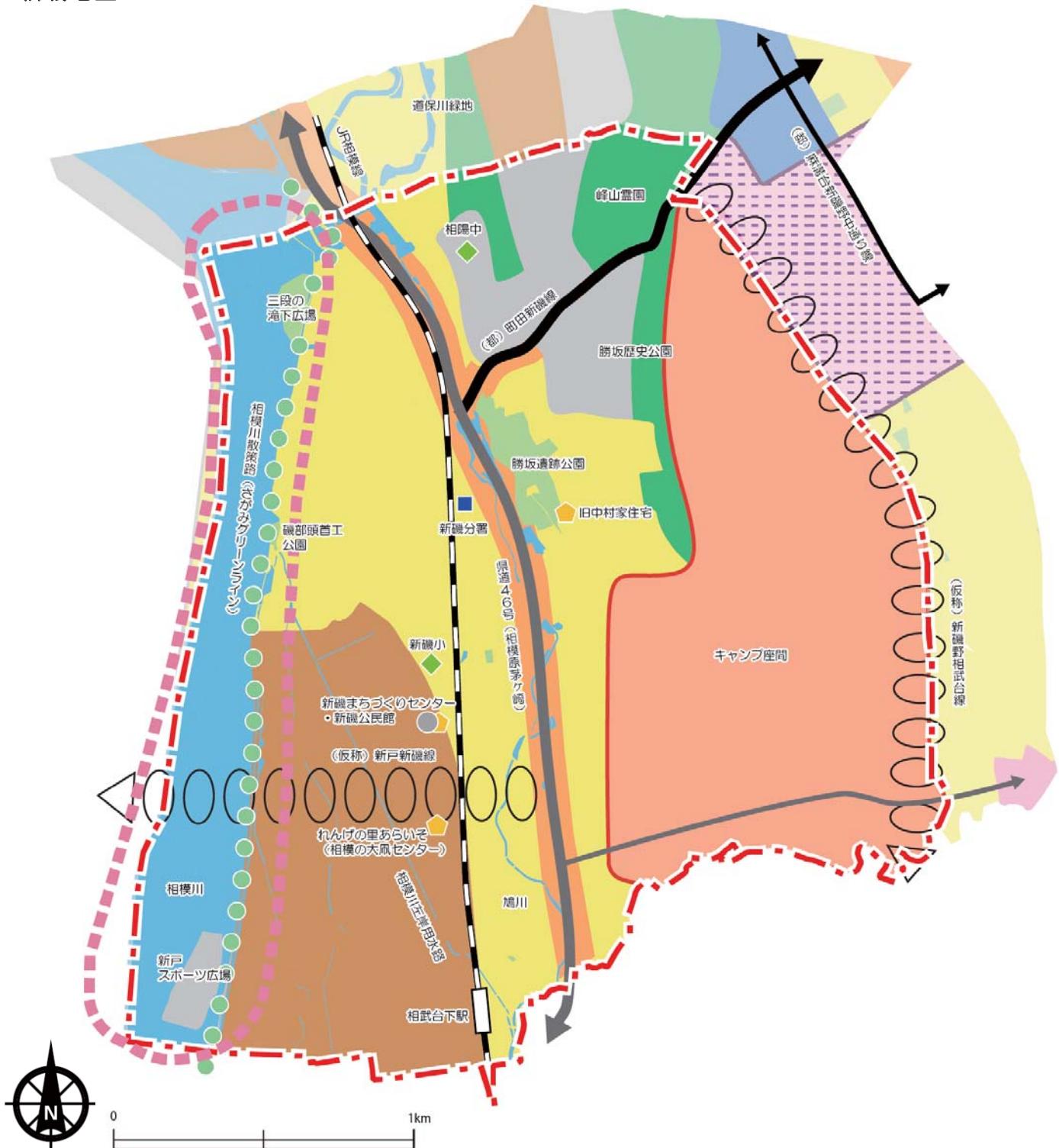


凡例

<施設>	<沿道の土地利用を誘導する地区（検討）>	<提点・地区>	<その他>
◆ 小学校・中学校・高校	沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	○ 生活拠点	***** 主な大規模な施設
○ 公民館・文化施設	新たな都市づくりを推進する地区	◎ 産業を中心とした新たな拠点	●●●● 緑道・遊歩道・散策路
■ 消防署・警察署等	土地利用のあり方を検討する地区	◎ 観光交流を創出する地区	■ 水域
+	適切な土地利用を誘導する地区	↔ 都市計画道路	- 鉄道
■ 病院		↔ その他道路	△ 幹線快速
● 市役所・区役所・出張所等			●●●● バスシステム
			○ 交通ターミナル（駅以外）
			- - - 地区界

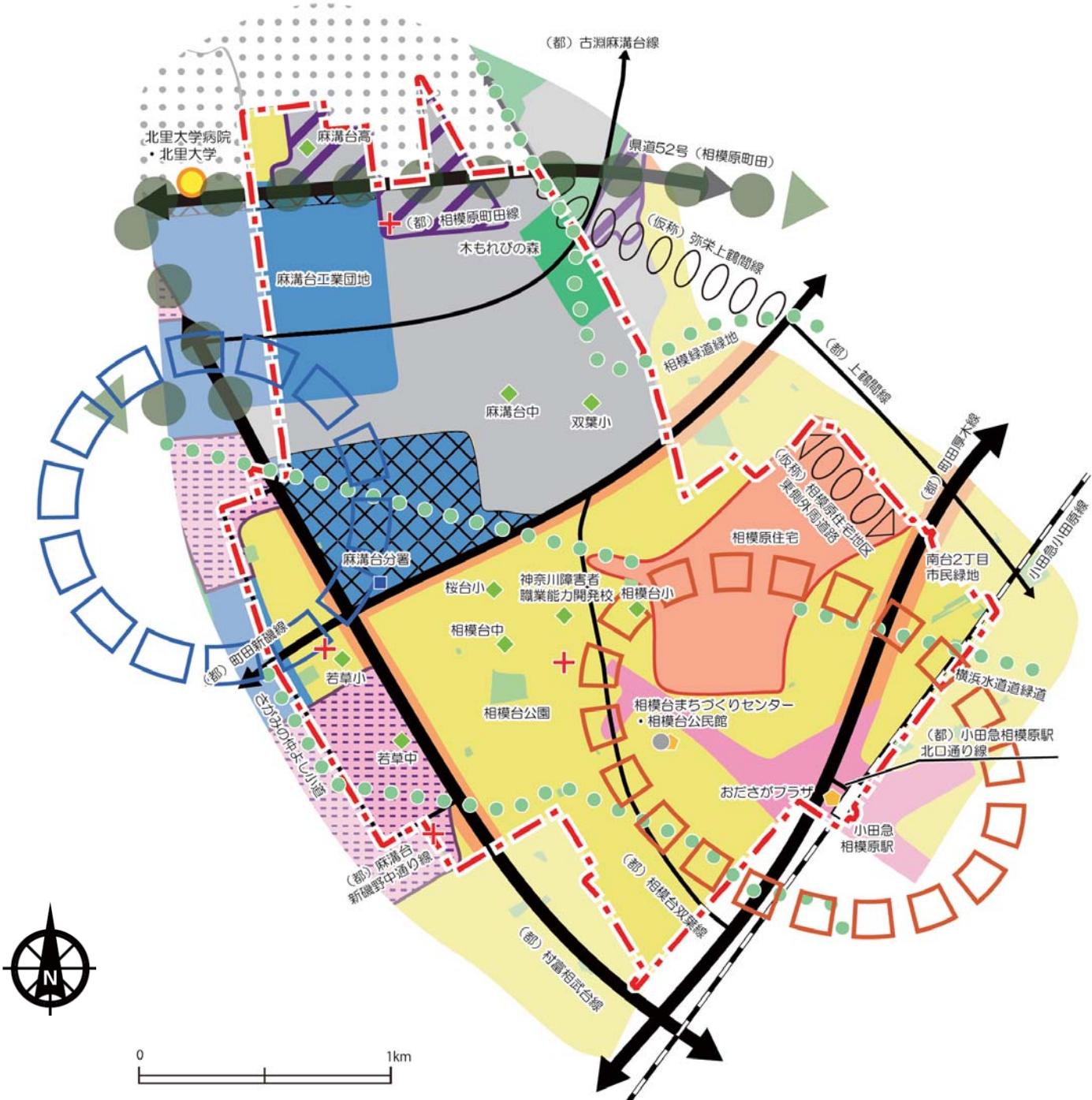
<都市的土地利用>	<自然的土地利用>	<土地利用の整序>
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	■ 緑住集落地區
■ 商業（観光）を主体とした地区	■ 農林業を振興する地区	■ 市街地と調和する地区
■ 住宅を主体とした地区		■ 森林と調和する地区
■ 工業を主体とした地区		
■ 沿道の土地利用を誘導する地区		

新磯地区



凡 例

<施設>	<沿道の土地利用を誘導する地区>	<提点・地区>	<その他>
◆ 小学校・中学校・高校	■ 沿道の土地利用を誘導する地区	● 観光交流を創出する地区	■ 米軍施設（課題地区）
◆ 公民館・文化施設	■ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	● 観光交流を創出する地区	····· 緑道・遊歩道・散策路
■ 消防署・警察署等	■ 新たな都市づくりを推進する地区	● 都市計画道路	■ 公園・広場等
◆ 病院	■ 土地利用のあり方を検討する地区	↔ その他道路	■ 水域
● 市役所・区役所・出張所等	■ 適切な土地利用を誇る地区	↔ その他道路	■ 鉄道
	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	○ 構想路線	- - - 地区界
	■ 農林業を振興する地区		
<都市的土地利用>	<自然的土地区域>	<道路>	
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	↔ 都市計画道路	
■ 商業（観光）を主体とした地区	■ 農林業を振興する地区	↔ その他道路	
■ 住宅を主体とした地区			
■ 工業を主体とした地区			
<土地利用の整序>			
	■ 緑住集落地区		
	■ 市街地と調和する地区		
	■ 森林と調和する地区		



凡例

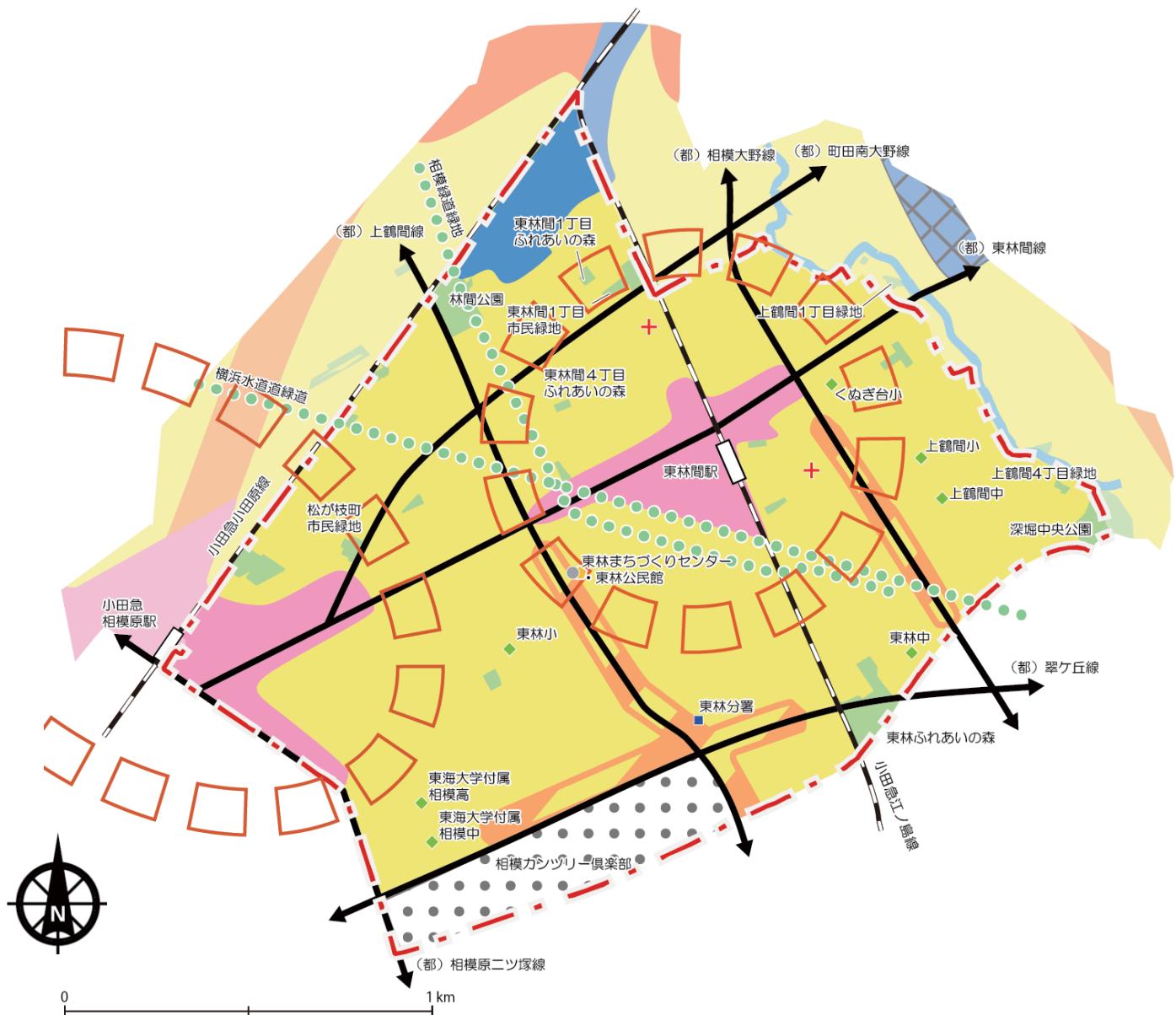
<施設>	<自然的土地利用>	<都市的土地利用>	<拠点・地区>	<道路>	<その他の>
■ 小学校・中学校・高校 ◆ 公民館・文化施設 ■ 消防署・警察署等 + 病院 ● 市役所・区役所・出張所等	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区 ■ 農林業を振興する地区	■ 幅広い役割を持つ中心的な地区 ■ 商業（観光）を主体とした地区 ■ 住宅を主体とした地区 ■ 工業を主体とした地区	■ 沿道の土地利用を誘導する地区 ■ 新たな都市づくりを推進する地区 ■ 土地利用のあり方を検討する地区 ■ 適切な土地利用を誇導する地区	◆ 地域拠点 ■ 産業を中心とした新たな拠点	■ 主な大規模な施設 ■ 米軍施設（課題地区） ■ 緑道・遊歩道・散策路 ■ 公園・広場等 ■ 鉄道 ◆ 幹線快速 ■ バスシステム ■ 交通ターミナル（駅以外）
	■ 森林と調和する地区			↔ 都市計画道路 ↔ その他道路	- - - 地区界
				△△△△ 構想路線	

相武台地区



凡 例

<施設>		<道路・地区>	
◆ 小学校・中学校・高校	沿道の土地利用を誘導する地区	↔ 都市計画道路	
○ 公民館・文化施設	沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	↔ その他道路	
■ 消防署・警察署等	新たな都市づくりを推進する地区	△△△△△ 構想路線	
+ 病院	土地利用のあり方を検討する地区		
● 市役所・区役所・出張所等	適切な土地利用を誘導する地区		
<都市的・土地利用>		<自然的・土地利用>	
幅広い役割を持つ中心的な地区	森林及び公園・緑地を保全する地区	● 緑道・遊歩道・散策路	
商業（観光）を主体とした地区	農林業を振興する地区	■ 公園・広場等	
住宅を主体とした地区		□ 鉄道	
工業を主体とした地区		- - - 地区界	
<土地利用の整序>		<その他>	
緑住集落地區		◆◆◆◆◆ 緑道・遊歩道・散策路	
市街地と調和する地区		■■■■■ 公園・広場等	
森林と調和する地区		□□□□□ 鉄道	



凡例

<施設>		<拠点・地区>	
■ 小学校・中学校・高校	△ 沿道の土地利用を誘導する地区（検討）	○ 地域拠点	■ 新たな都市づくりを推進する地区
◆ 公民館・文化施設	▨ 土地利用のあり方を検討する地区	▲ 都市計画道路	▨ 適切な土地利用を誘導する地区
■ 消防署・警察署等	◆ 道路	<自然的土地利用>	
✚ 病院	◆ その他の施設	■ 森林及び公園・緑地を保全する地区	◆ 主な大規模な施設
● 市役所・区役所・出張所等	◆ 商業（観光）を中心とした地区	■ 農林業を振興する地区	◆ 緑道・遊歩道・散策路
<都市的土地利用>		<土地利用の整序>	
■ 幅広い役割を持つ中心的な地区	■ 商業（観光）を中心とした地区	■ 緑住集落地区	■ 公園・広場等
■ 商業（観光）を中心とした地区	■ 住宅を中心とした地区	■ 市街地と調和する地区	■ 水域
■ 住宅を中心とした地区	■ 工業を中心とした地区	■ 森林と調和する地区	■ 鉄道
■ 沿道の土地利用を誘導する地区			◆ 地区界

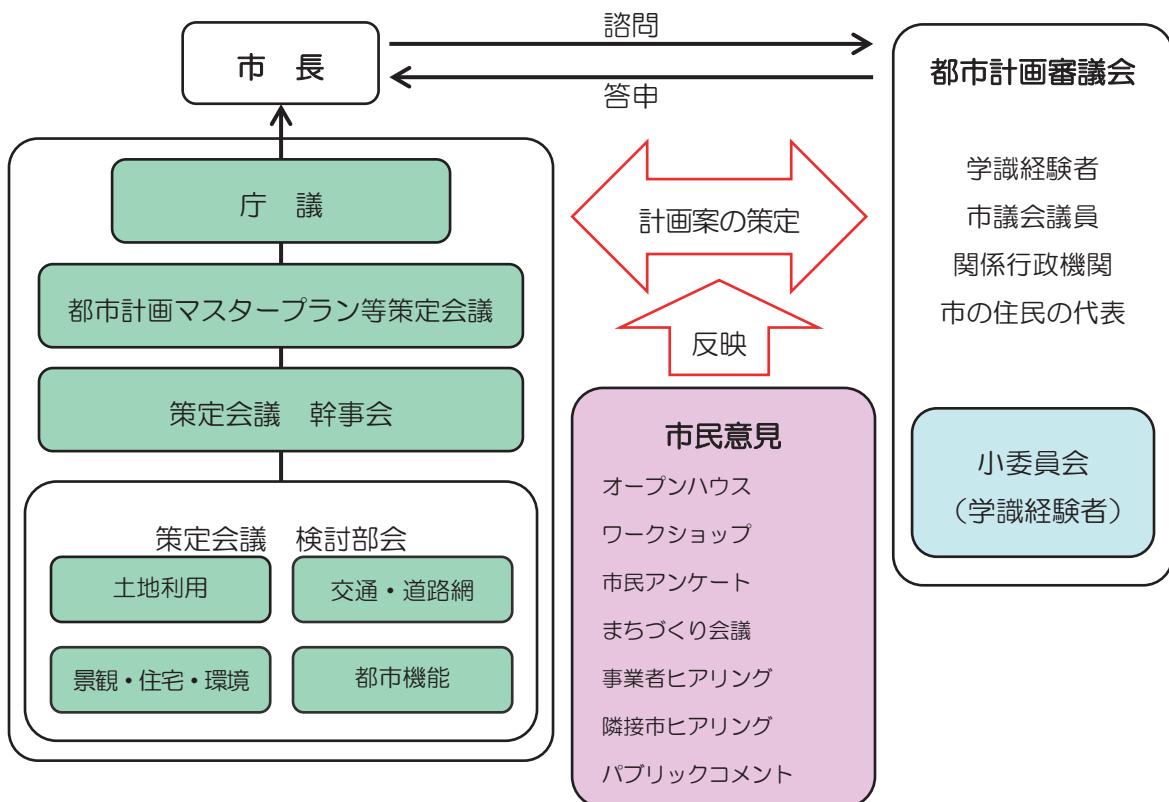
参考－2 策定経過

1 検討体制

本計画の策定に当たっては、「相模原市都市計画審議会」に諮問した上で、より専門的見地からの審議を進めるため、学識経験者らで構成される「相模原市都市計画審議会小委員会」を設置し、多角的な視点から検討してまいりました。

また、庁内では、関係部署により構成された「都市計画マスタープラン等策定会議」を設置し、全庁的な体制の下で広範囲な検討を行い、他の関連計画などとの調整を進めるとともに、多様な市民の声が反映された計画づくりを目指し、様々な市民参画事業も実施してまいりました。

なお、人口減少、超高齢化における都市の課題に対応した集約連携型まちづくりに取り組み、持続可能な都市構造の実現を目指す「立地適正化計画」についても、並行して検討してまいりました。



相模原市都市計画審議会委員名簿（平成29年度諮問～令和元年度答申まで）

(1) 学識経験者		
所属等	氏名	備考
青山学院大学社会情報学部 教授	飯島 泰裕	
麻布大学生命・環境科学部 教授	伊藤 彰英	
東海大学工学部 教授	加藤 仁美	
明星大学理学部 教授	西浦 定継	副会長
東京工業大学 副学長 環境・社会理工学院 教授	屋井 鉄雄	会長
法政大学現代福祉学部 教授	保井 美樹	
相模原市農業委員会 会長	八木 健一	平成31年4月1日～
	高橋 三行	～平成31年3月31日
相模原市農業協同組合 専務理事	落合 幸男	平成30年5月31日～
	小清水 忠雄	～平成30年5月30日
相模原商工会議所 専務理事	座間 進	
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 副会長	大塚 亮一	
ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員	澤岡 詩野	臨時委員
相模女子大学人間社会学部 准教授	中西 泰子	臨時委員

(2) 市議会議員の代表		
所属等	氏名	備考
相模原市議会議員	渡部 俊明	令和元年5月17日～
	大槻 和弘	令和元年5月17日～
	西家 克己	令和元年5月17日～
	臼井 貴彦	平成30年5月22日～
	小野 弘	平成29年5月20日～平成31年4月29日
	寺田 弘子	平成29年5月20日～平成31年4月29日
	大崎 秀治	平成29年5月20日～平成31年4月29日
	岸浪 孝志	平成29年5月20日～平成30年5月21日

(3) 関係行政機関の職員

所属等	氏名	備考
国土交通省関東地方整備局長	石原 康弘	平成30年7月31日～
	泊 宏	平成29年7月7日～平成30年7月30日
神奈川県警察本部交通部長	中崎 敦	平成31年3月13日～
	西方 昭典	平成30年3月19日～平成31年3月12日
	鳴海 達之	平成29年3月21日～平成30年3月18日

(4) 市の住民の代表

所属等	氏名	備考
相模原市自治会連合会 副会長	竹田 幹夫	令和元年6月1日～
	草野 寛	～令和元年5月31日
公募委員	今野 喜与彦	平成30年4月1日～
	田所 秀人	平成30年4月1日～
	柳橋 智子	平成30年4月1日～
	加藤 尚子	～平成30年3月31日
	北島 正一	～平成30年3月31日
	佐野 仁昭	～平成30年3月31日

相模原市都市計画審議会小委員会委員名簿（平成29年度諮問～令和元年度答申まで）

所属等	氏名	備考
青山学院大学社会情報学部 教授	飯島 泰裕	
麻布大学生命・環境科学部 教授	伊藤 彰英	
東海大学工学部 教授	加藤 仁美	副委員長
明星大学理工学部 教授	西浦 定継	委員長
法政大学現代福祉学部 教授	保井 美樹	
相模原市農業委員会 会長	八木 健一	平成31年4月1日～
	高橋 三行	～平成31年3月31日
相模原市農業協同組合 専務理事	落合 幸男	平成30年5月31日～
	小清水 忠雄	～平成30年5月30日
相模原商工会議所 専務理事	座間 進	
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 副会長	大塚 亮一	
ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員	澤岡 詩野	
相模女子大学人間社会学部 准教授	中西 泰子	

2 策定までの経緯

年度	月	検討内容等
平成 29 年度	6月	府内検討組織設置
	8月	第207回都市計画審議会 ・ <u>都市構造分析に基づく将来都市像について</u> [質問]
	10月	第1回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の制度、本市の状況について
		オープンハウスの実施（～12月）
	11月	第2回都市計画審議会小委員会 ・都市構造上の特性と課題について
	12月	第3回都市計画審議会小委員会 ・市民意識、目指すべき都市構造の方向性について
	1月	第4回都市計画審議会小委員会 ・目指すべき都市構造、立地適正化計画を見据えた検討について
	2月	第209回都市計画審議会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について[中間報告]
	3月	第5回都市計画審議会小委員会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について
		ワークショップの実施
平成 30 年度	5月	第210回都市計画審議会 ・ <u>都市構造分析に基づく将来都市像について</u> [答申]
		22地区まちづくり会議（～10月）
	8月	『次期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定方針』の公表
		第211回都市計画審議会 ・ <u>都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について</u> [質問]
	10月	事業者ヒアリングの実施（～2月）
	11月	第6回都市計画審議会小委員会 ・将来都市構造、都市計画マスタープラン都市づくりの方針、立地適正化計画の必要性
	12月	第7回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン全体構想骨子、立地適正化計画基本方針

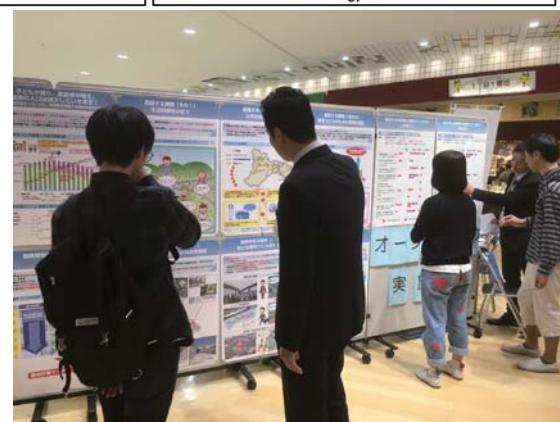
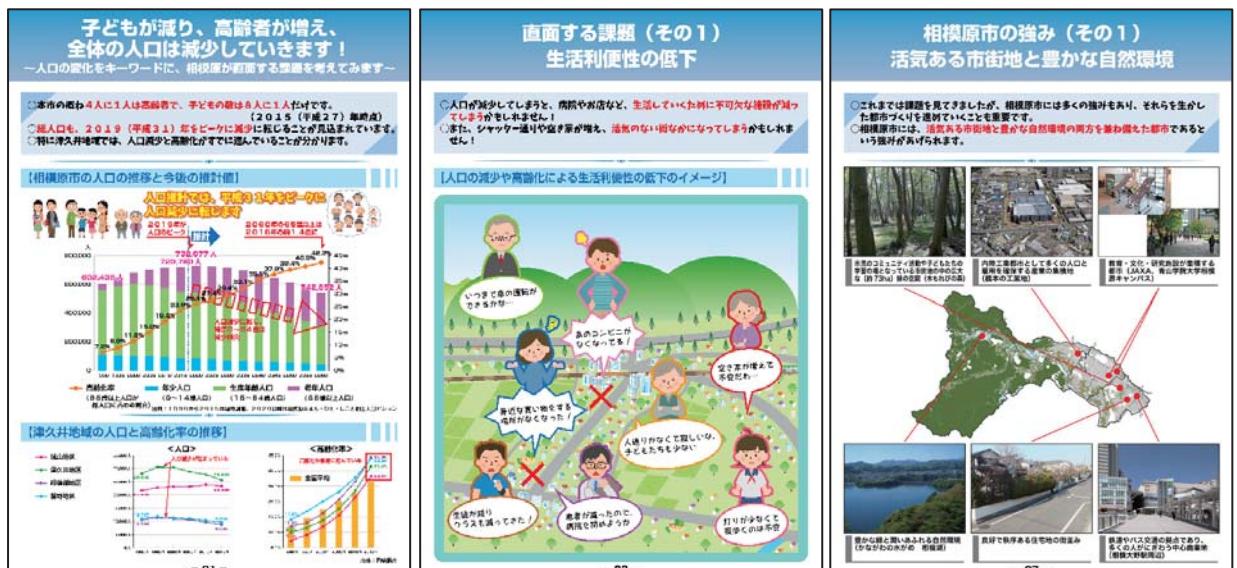
年度	月	検討内容等
平成 30 年度	2月	第213回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について [中間報告] 『都市計画マスタープラン全体構想骨子、立地適正化計画基本方針』
		オープンハウスの実施（～3月）
		市民意見募集の実施（～3月）
	3月	第8回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン都市づくりの方針、立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定基準、市民意見（中間報告）
令和 元年度	7月	第9回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン全体構想、都市計画マスタープラン区別構想、立地適正化計画（都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域、誘導施策、目標指標と進行管理）
		第214回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について [中間報告]
		区民会議等への説明（～12月）
	10月	第10回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン実現化方策、立地適正化計画における居住誘導区域界設定の考え方
		第215回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について [答申]
	12月	パブリックコメント（～1月）
	3月	『相模原市都市計画マスタープラン及び相模原市立地適正化計画』の策定

参考－3 市民参画事業

1 オープンハウス【平成29年度】

目的	計画検討の初期段階において、市内の多様な場所で、多様な方々に市の現状などを知りながらともに、地域の方々のまちづくりに対する率直なご意見などを伺うことを目的に実施しました。
実施時期	平成29年10月～12月
実施場所	市役所等：緑区役所、中央区役所、南区役所、相模湖公民館、藤野公民館 集客施設等：アリオ橋本、ダイエー津久井店、相模原駅ペデストリアンデッキ、相模大野駅ペデストリアンデッキ 公園：淵野辺公園、相模原麻溝公園 イベント：城山もみじまつり、潤水都市さがみはらフェスタ
参加人数	675人（市内居住者573人、市外居住者102人）
実施内容	本市の人口推計や人口減少・高齢化が与える影響、本市の特徴など都市づくりに関するパネルを展示しながら、来場者に対して個別説明を行いました。その後、地域の実状などをヒアリングし、今後の都市づくりの方向性や都市づくりにおいて重要と考える項目等についてアンケートにより意見を伺いました。

（展示パネルの一例）



2 ワークショップ（さがみはらユースフォーラム）

目的	若者の自由な発想かつ客観的な視点から、本市のイメージや将来の都市づくりに対する意見等をまとめていただくことを目的に実施しました。
実施時期	平成30年3月12日
実施場所	職員研修所
参加人数	20人（主に大学生）
実施内容	人口減少や高齢化が進行する中で、『これからの「住みたくなるまち」「働きたくなるまち」とは？』をテーマに意見交換を実施しました。



3 事業者ヒアリング

目的	事業者との連携によるまちづくりの視点から、商業・医療・高齢者福祉・交通の分野における事業実態や、将来的な立地動向等を把握することを目的に実施しました。
実施時期	平成30年10月～平成31年2月
事業者数	8者
実施内容	計画策定に関係する分野（商業・医療・高齢者福祉・交通）の民間事業者等を対象に、本計画の検討状況等を説明するとともに、各分野の実態や将来動向のヒアリングを行いました。

4 地区まちづくり会議での検討

目的	相模原市総合計画及び本計画の策定に当たって、日頃から地区的まちづくりの課題解決に向けた取組を行っている22地区の「地区まちづくり会議」において、地区的課題やその対応方策などについて検討していただきました。
実施時期	平成30年5月～10月
実施内容	<p>各地区における4～5回の会議で、道路・交通・住環境等の主なテーマについて、グループワーク方式で検討が行われ、各分野において提案された意見をまとめた「地区まちづくり会議報告書」が作成されました。</p> <p>＜主なテーマ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区的課題（良くなった点・悪くなった点）の抽出 ・課題への対応方策の検討 ・重点項目の検討

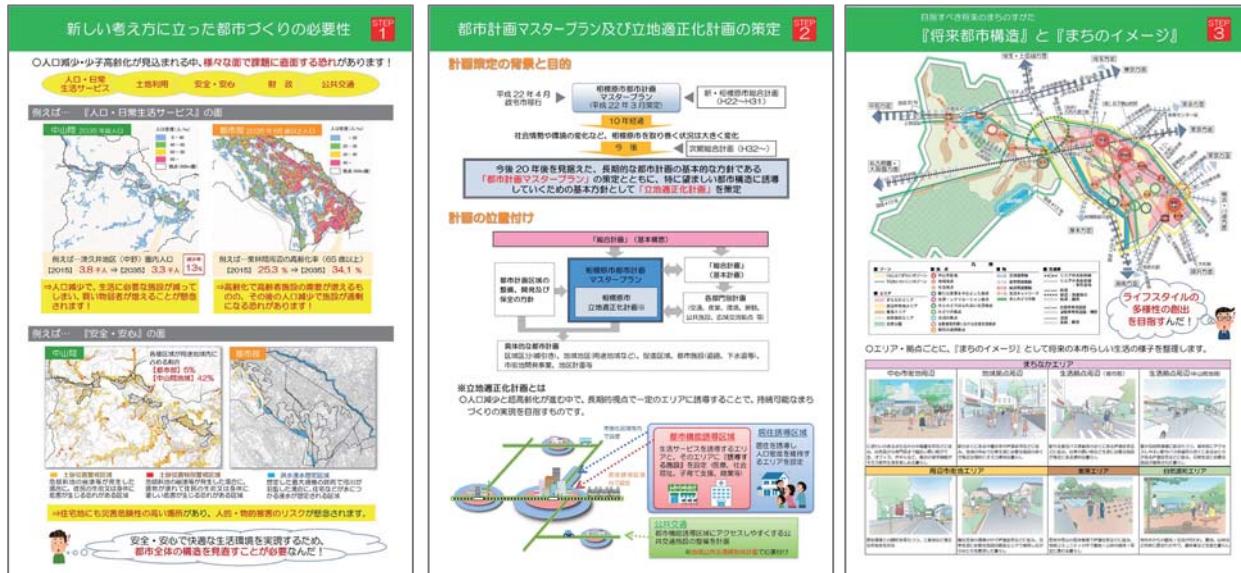


5 オープンハウス【平成30年度】

目的	計画検討の中段階において、都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)及び立地適正化計画基本方針(案)について、多様な場所で多様な方々に説明し、都市づくりに関するご意見などを伺うことを目的に実施しました。
実施時期	平成31年2月～3月
実施場所	<p>市役所等：本庁舎、緑区役所 集客施設等：アリオ橋本、相模大野駅アトリウム広場 公園：相模原麻溝公園、淵野辺公園 イベント：津久井中央公民館まつり、相模湖公民館まつり、城山公民館まつり、藤野中央公民館まつり</p>
参加人数	361人

実施内容	都市計画マスタープラン全体構想骨子（案）及び立地適正化計画基本方針（案）に関するパネルを展示し、来場者に対して説明を行いました。その後、集約連携型のまちを実現するために生活に必要な都市機能施設やバス利用に関する実態などに関するアンケートによりご意見を伺いました。
-------------	---

（展示パネルの一例）



6 市民意見募集

目的	都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)及び立地適正化計画基本方針(案)について、広く市民等から意見及び情報を求め、計画策定に当たっての参考とすることを目的に実施しました。
実施時期	平成31年2月～3月
意見提出数	提出者6人 意見数30件
実施内容	都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)及び立地適正化計画基本方針(案)について、市広報紙やホームページ等で公表し、市民意見を募集しました。

7 パブリックコメント

目的	都市計画マスタープラン(案)及び立地適正化計画(案)について、広く市民等から意見を求め、計画策定に当たって市民の意見を反映することを目的に実施しました。
実施時期	令和元年12月～令和2年1月
意見提出数	提出者10人 意見数30件
実施内容	都市計画マスタープラン(案)及び立地適正化計画(案)について、市広報紙やホームページ等で公表し、市民意見を募集しました。

参考－4 用語解説

あ
行

I o T

Internet of Things（モノのインターネット）の略語です。インターネットを経由させてセンサーと通信機能を持った家電製品などのモノを結び付け作動させる仕組みをいいます。

イノベーション

技術革新のことです。

雨水浸透施設

地表面又は地表近くの地層を通して雨水を地下に浸透させるために使用する施設のことです。主なものとして、雨水浸透ます、雨水浸透トレーンチ、雨水浸透舗装、透水性舗装などがあります。

A I

Artificial Intelligenceの略語です。人工知能のことです。近年目覚ましい発展をみせています。

N P O

Non-Profit Organization の略で、営利を目的とせずに社会的活動を行う民間団体を指し、民間非営利団体などと訳されます。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことです。

延焼遮断帯

市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設です。主に、道路・河川・鉄道・公園・緑道などの都市施設を骨格として活用し、これらの施設とその沿道などの不燃建築物を組み合わせることにより構築します。

オープンデータ

行政が保有するデータを、誰もが二次利用が可能なデータ形式として公開することです。オープンデータを推進することにより、行政の透明性・信頼性の向上、市民の利便性向上、地域経済の活性化などが期待されます。

か
行

開発許可制度

都市計画法に基づき、区域区分いわゆる線引き制度の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた制度です。

簡易水道/小規模水道

簡易水道は、給水人口が101人以上5,000人以下の水道で、市町村などが事業を行います。小規模水道は、給水人口が100人以下で、いずれも本市では、条例に基づき組合などが事業を行っています。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のことです。

区域区分（線引き）

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度のことです。本市は、相模原都市計画区域では区域区分を定め、相模湖津久井都市計画区域では区域区分を定めていません。

クリーンエネルギー

石油、石炭等の化石燃料や原子力エネルギーの利用は、温室効果ガスの排出や廃棄物の処理などの点で環境へ負荷を与えるため、こうした負荷をできるだけ低減するための新たなエネルギー源をクリーンエネルギーと称しています。具体的には、太陽熱利用、太陽光発電、地熱発電、風力発電、波力発電などがあります。

景観協定

景観法（平成16年法律第110号）第81条第1項に基づき、一定区域内の土地の所有者、借地権者の全員の合意により締結される「良好な景観の形成に関する協定」のことです。

景観形成重点地区

景観法第8条第1項に基づく本市の景観計画及び景観条例（平成22年相模原市条例第12号）により、地域住民等の合意形成を経て定められた、地域の特性を生かした、きめ細かな景観形成を進める地区のことです。

景観重要建造物

景観法第8条第2項第3号に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）として指定されたものです。

景観重要樹木

景観法第8条第2項第3号に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木として指定されたものです。

建築協定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に基づき、土地所有者等の全員の合意により締結される建築に関するルールのことです。

公共用水域

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）により定められた公共利用のための水域のことで、河川・湖沼・港湾・沿岸海域・かんがい用水路などが該当します。

高次都市機能

日常生活の圏域を超えた広域の利用者を対象とした質の高いサービスを提供し、都市全体の魅力や都市活力の向上を図る機能のことで、例えば、大規模商業施設、文化ホール、行政機関等を指します。

洪水浸水想定区域

国及び都道府県では、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定しています。また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表しています。

合流式下水道/分流式下水道

汚水と雨水を同一の管路で下水処理場まで排除する下水道を合流式下水道といいます。これに対して、汚水と雨水を分けてそれぞれの管路で排除する下水道を分流式下水道といい、雨水は河川などの公共用水域に放流し、汚水のみを下水処理場で処理します。

コミュニティバス

駅やバス停から離れている交通不便地区において、移動に制約のある人の生活交通を確保するため、市民、交通事業者、行政の三者協働により運行を行うバスのことです。

サイクルアンドライド

市街地への自転車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部や駅前などに自転車を駐車し、市街地では公共交通機関を利用するシステムのことです。

相模原市総合計画

市町村が定める市政運営全般に関わる計画で、本市においては、将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性等を「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の階層で構成しています。

砂防工事

山間の渓流などにおいて、下流域における土砂災害を防止するため、土砂の流出などを抑えるダムなどの建設工のことです。

シェアサイクル

街中に複数の自転車貸出拠点（ポート）を設置し、利用者がどこでも貸出・返却できるようにする取組のことを行います。

市街化区域

都市計画法第7条第2項に基づく区域区分により、既に市街地が形成されている区域や、今後優先的・計画的に市街化を図るべき区域として指定された区域のことです。

市街化調整区域

都市計画法第7条第3項に基づく区域区分により、市街化を抑制すべき区域として指定された区域です。

市街地開発事業

すでに市街地となっている区域や今後市街化しようとする区域において、道路、公園、下水道などの公共施設や宅地、建築物などを一体的に整備することによって、良好な市街地を形成する事業です。具体的には、土地区画整理事業、市街地再開発事業等があります。

市街地再開発事業

市街地内の土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備と合わせて公共施設の整備を行うもので、地権者の土地や建物を再開発ビルの床の権利に置き換える手法で実施するものです。

自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき、自然的・社会的諸条件からみて動植物の生息・生育環境などの自然環境の保全が特に必要な区域として指定される地域です。

自然公園

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される地域で、環境大臣が指定する国立公園・国定公園と、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があります。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標（Sustainable Development Goalsのこと）です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

住宅ストック

「ストック」は貯蔵、蓄積、在庫の意味です。住宅の場合、ある一時点における全ての住宅の量や既存住宅そのものを指します。

住宅セーフティネット

公営住宅を始めとする公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した自ら住宅を確保することが困難な人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援の仕組みのことです。

水源かん養機能

森林の土壤が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、雨水が森林土壤を通過することにより、水質を浄化する機能のことです。

生産緑地地区

都市計画法に基づき、市街化区域内において緑地や防災上の空地などの役割を持っている農地を保全し、良好な都市環境の形成を目的として指定する地区です。

促進区域

都市計画法第10条の2第1項に基づき、市街地の再開発などを促進するために定められる区域のことです。「市街地再開発促進区域」では、容易に移転除却できる建築物の建築であっても知事（又は市長）の許可が必要となります。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生育・生息・繁殖環境や多様な河川景観を保全・創出しながら、河川の整備・管理を行うことです。

地域公共交通網形成計画

地域にとって望ましい公共交通網の姿や取組を明らかにする役割の計画のことです。

地域地区

望ましい土地利用を実現するために都市計画法第8条で規定されているものであり、用途地域・特別用途地区をはじめ21種類があります。

地区計画

都市計画法第12条の4に基づく地区特性に応じた良好な都市環境の形成を図るための地区レベルの都市計画であり、住民意向を反映し、地区独自のまちづくりルールを定めることができます。

中山間地域

本計画では、将来都市構造における「うるおいといこいのゾーン」である相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外を「中山間地域」と総称しています。

調整池

降雨時に雨水が一度に大量に排水路に流入することによる洪水を防ぐため、一時的に雨水を貯めておく施設のことです。

ツーリズム

観光事業や観光促進の取組のことです。

津久井広域道路

国道16号橋本五差路付近から国道20号の中央自動車道相模湖IC付近までを結び、都市部と中山間地域の一体化を図る主要な交通軸のほか、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）へのアクセス道路として、県内外の各地域と連絡強化を図ろうとする道路です。

低炭素社会

環境に配慮した生活様式や経済活動の実践、資源やエネルギーの再利用などに関する技術改革、自然環境の保全や再生による二酸化炭素の吸収源の確保などにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出が少ない社会のことをいいます。

特定外来生物

本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に人為的に持ち込まれた生物のことです。地域の環境に悪影響が及ぶことから、防除の取組が行われています。

特別緑地保全地区

都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、動植物の生息・生育地となる緑地の保全を図る地区です。首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）に基づいて指定される地区もあります。

都市機能

行政、医療、高齢者福祉、子育て支援、教育文化、商業などの都市の生活を支える機能のことです。

都市基盤

都市の様々な活動を支える最も基本となる施設で、道路・鉄道等の交通施設、公園、上下水道、電気・ガス等のエネルギー関連施設などのことです。

都市計画運用指針

地方公共団体の都市計画制度の趣旨に則った的確な運用を支援するため、国土交通省が都市計画制度全般にわたっての考え方を示した指針のことです。

都市計画区域

都市計画法第5条第1項に基づき、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するものです。本市には相模原都市計画区域と相模湖津久井都市計画区域の2つの区域があります。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域全域を対象として、広域的見地から都市計画の目標、区域区分の決定の有無及びそれを定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を定めるものです。

都市計画公園

市民の利便性の向上や憩いの場などを確保するため、都市計画決定された公園のことです。

都市計画道路

将来の都市全体の道路網として都市計画決定された道路のことです。

都市施設

円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設で、都市計画において定められるべき施設を指します。主なものとして、道路、公園、緑地、下水道、ごみ焼却場、火葬場などがあります。

都市のスponジ化

都市の内部で空き地や空き家があちこちに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスponジのように都市の密度が低下することです。

た
行

都市部

本計画では、将来都市構造における「くらしとにぎわいのゾーン」である相模原都市計画区域を「都市部」と総称しています。

土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として指定された区域のことです。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為などが規制される区域のことです。

土地区画整理事業

地権者が土地を出し合い、道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整えることで、宅地の価値を高め、利用の増進を図る事業のことです。

な
行

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域のことです。

乗合タクシー

バスが運行されていない地区において、移動に制約のある人の生活交通を確保するため、市民、交通事業者、行政の三者協働により運行を行う公共交通です。

は
行

パークアンドライド

市街地への自動車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部や駅前などに自動車を駐車し、市街地では公共交通機関を利用するシステムのことです。

バリアフリー化

道路や建物などにおける段差や狭い通路などの障害（バリア）をなくす取組のことです。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。等温線（地図などに、温度の等しい地点を結んで描いた線）を描くと温度の高いところが島のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれています。

ビッグデータ

インターネットの普及やコンピューターの処理速度の向上など、情報通信技術の進展に伴い生成・収集・蓄積が可能・容易となる多種・多量のデジタルデータのことです。気象予報や都市活動の分析など、さまざまな分野で利用されています。

は
行

5G

いわゆる「第5世代」の電子通信システムのことです。高速・大容量・低遅延・多接続といった特性を持っており実用化が進みつつあります。

保安林

森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊やその他の災害の防備、生活環境の保全・形成などの目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される森林のことです。

ま
行

まちづくり会議

日頃から、地区のまちづくりの課題に対して、自主的に話し合い、解決に向けた取組を行っている、公共的な団体の委員で構成された会議体です。

未利用エネルギー

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称のことです。

や
行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすることです。

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されている地域等においては、建物用途の制限や、建物の建て方のルールが定められています。これによって、土地利用に応じた環境の確保が図られるようになっています。

ら
行

流通業務施設

物資の輸送、保管、荷捌き、簡易な加工などを行う施設です。

発行／令和2年3月

発行者／相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課

(お問合せ先)

相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8247

FAX 042-754-8490

メール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp



潤水都市 さがみはら